

売買契約の解除に伴うリース契約の解消

——複数契約論の分化——

池 野 敦 貴

序

第1章 問題の所在

第2章 フランス法におけるリース

第1節 基本的な仕組み

第2節 ユーザーによる売買契約の解除

第3章 破産院における変転と対立

第1節 リース契約の解消をめぐる判例の揺動

第2節 コーズ構成が孕む問題

第4章 混合部1990年判決の登場——当然解約構成の採用

第1節 リース契約の解消の承認

第2節 当然解約構成が孕む問題

第5章 所有権移転外リースにおける失効構成の採用

第6章 混合部2018年判決の登場——失効構成への転向

第7章 買取選択権付賃貸借における失効構成の波及

第8章 債務法改正とその影響

第9章 考察

第1節 売買契約の解除という前提

第1款 ユーザーによる解除の制限

第2款 契約実務の一端

第3款 債権法改正論議

第4款 相対化の可能性

第2節 リース契約の解消の正当化

第1款 既存の制度への還元の不当性

第2款 有効性の事後的な喪失による失効

第3款 リース契約としての性質決定の意義

結

序

1948年、フランスの民法学者であるルネ・サヴァティエは、その著書、『今

日の民法の経済的または社会的な変容』のなかで、フランス民法典制定当初から変化した契約現象を分析し、次のように指摘した¹⁾。「これらの変化した契約はいずれも、今日、他の契約と密接に関係づけられ、結合させられている。その結合体が国家 (pays) の装置を形成している。そして、その装置のなかでは、すべての契約が重なり合い、依存し合っている」。

この指摘が世に出てから10有余年、1960年代に入り、それこそ経済的な変容が進んでいたなかで、わが国とフランスのいずれにおいても、アメリカからある取引技術が輸入された²⁾。いわゆるファイナンス・リースである (以

1) R. Savatier, *Les métamorphoses économiques et sociales du droit civil d'aujourd'hui*, Dalloz, 1948, n° 32, p. 27. 微妙に言葉の追加があるものの、1964年に公刊された第3版の n° 47, p. 53でも同様の内容が維持されている。フランスにおける契約集合論や、契約間の相互依存性または不可分性に関する議論では、Savatierの指摘がたびたび参照されている。なお、契約間の関連性が着目されたのはこれが最初であったわけではなく、フランスでは早くから指摘がみられた。たとえば、すでに20世紀初頭には、R. Demogue, *Traité des obligations en général : I / Sources des obligations (suite)* t. II, Librairie Arthur Rousseau, 1923, n° 918, p. 912が、「複数の法律行為はしばしば独立して」おらず、「他のものと関連づけられている」としている。わが国ではたびたび現代的と形容される複数の契約に関する問題が、フランスでは早くから法学上の関心を呼んでいたことを感じさせる。

2) リースの歴史に比較的詳しく言及するものとして、10年史編集委員会編『リース事業協会十年史』(社団法人リース事業協会、1983) 2頁以下、瀬川福美「リース取引を巡る法人課税上の諸問題」税務大学校論叢31号13頁以下(1998)、松田安正『リースの理論と実務(改訂版)』(商事法務研究会、2001) 12頁以下などを参照されたい。基本的に1963年の日本リースインターナショナルの設立から説き起こされている。フランスについては、A. Bénabent, *Droits des contrats spéciaux civils et commerciaux*, 14^e éd., LGDJ, 2021, n° 887, p. 606によれば、1960年代にアメリカから輸入されたものとされており、さらに、織田博子「フランスのリース取引法」加藤一郎=椿寿夫編『リース取引法講座<上>』(金融財政事情研究会、1987) 563頁によれば、1961年に最初のリース取引が行なわれ、1962年にインドシナ銀行のイニシアティブでLocafranceが設立されたとされている。松田・前掲27頁も参照。

なお、ここでの「輸入」が厳密にどのような内容および程度のものであったかは明確でない。わが国ではリース各社が「リース先進国・アメリカの契約例を参考にしながら…独自の契約書を作成して取引を行ってきた」と指摘されたり(社団法人リース事業協会『リース標準契約書の解説』(社団法人リース事業協会、1997) 7頁)、アメリカの契約書を基礎として契約書を作成するにあたってわが国の所有権留保約款付割賦販売契約書等が相当程度参照された可能性がある指摘されたりすることもある(池田映岳「リース契約における二方式の再検討: 最判昭57・10・19の両契約に与える影響を中心に」NBL285号8頁(1983))、わが国のリース産業は「いわゆる翻訳産業的性格が濃い」と指摘されることもあるためである(松田安正「リース契約の内容とその法律的構成(下)」NBL22号38頁(1972))。

下、単に「リース」という³⁾。それは、賃貸借に類する形式を用いた金融取引であった。その仕組みについては議論があるが、一応は、リース業者が売買契約によってサプライヤーから取得した物件をリース契約によってユーザーの利用に供するものであると言える⁴⁾。この仕組みにみられるように、

-
- 3) わが国のリースの語源はアメリカの lease であるが（加藤一郎「リース取引の特色——リース取引法序論」加藤一郎＝椿寿夫編『リース取引法講座<上>』（金融財政事情研究会、1987）3頁）、それはもっぱら金融取引としてのリースを意味するわけではなく、本来は通常の賃貸借を意味する（棚村政行「リース契約の意義とリース取引」森泉章編『現代企業取引法講座2 リース・賃貸借』（六法出版社、1987）24頁）。わが国で経済用語として通常使われる「リース」はいわゆる「ファイナンス・リース」のことをいうとされているところ（リース事業協会・前掲注（2）1頁のほか、江頭憲治郎『商取引法（第9版）』（弘文堂、2022）219頁も参照）、本稿もその用法に従うこととする。なお、わが国における「リース」という用語の成り立ちについては、松田安正「リース契約の内容とその法律的構成（上）」NBL 21号6頁以下（1972）が参考になる。また、本稿では、リース業者、ユーザーおよびサプライヤーの三者によって行なわれる取引全体を指して「リース」という語を用い、前二者の間でなされる契約を指して「リース契約」という語を用いることとする。
- 4) リースという取引全体をまとめて三当事者間の契約として構成する見解（神崎克郎「リース」遠藤浩ほか監修『現代契約法大系 第5巻 金融取引契約』（有斐閣、1984）269頁以下、潮見佳男『新契約各論Ⅰ』（信山社、2021）287頁、堀田次郎「レンタル契約とリース契約」内田貴＝門口正人編集代表『講座 現代の契約法 各論1』（青林書院、2019）111頁）など、三当事者の関係をより明確に構成する試みもみられる。そうした見解に対しては一定の意義が認められているものの、少なくとも一般的に採用されるには至っていない。蜂須賀太郎「リース契約当事者に関する諸問題」梶村太市ほか編『リース契約法』（青林書院、2001）59頁を参照。現在のところ、リース契約と売買契約からなると構成する立場が多数のようである（ただし、「実務家」の見解において「契約」という語が法概念としてどこまで意識的に用いられているか、そもそもなにをもって「実務家の見解」と呼ぶべきかについては、別途、問題とされうる）。安藤次男「リース取引の実態」私法38号18頁以下（1976）、池田真朗『新標準講義 民法債権各論（第2版）』（慶應義塾大学出版会、2019）150頁以下、伊藤進「ファイナンス・リース契約の性質」同『リース・貸借契約論（私法研究著作集第8巻）』（信山社、1996）6頁〔初出：同ほか編著『リース取引実務全書』（第一法規出版、1987）〕、江頭・前掲注（3）225頁以下、梶村太市「リース契約の意義」同ほか編『新・リース契約法』（青林書院、2011）12頁以下、加藤・前掲注（3）5頁、加藤健治『図解入門ビジネス 最新リース取引の基本と仕組みがよ〜わかる本（第9版）』（秀和システム、2021）12頁、加藤雅信『新民法大系Ⅳ 契約法』（有斐閣、2007）524頁、角紀代恵「役務契約（4）リース契約」ジュリスト増刊『民法の争点（新・法律学の争点シリーズ1）』（有斐閣、2007）258頁、河上正二「契約の法的性質決定と典型契約——リース契約を手がかりにして——」星野英一＝森島昭夫編『現代社会と民法学の動向（民法一般）』（有斐閣、1992）281頁以下、小林和子＝太田大三編著『複数契約の理論と実務』（民事法研究会、2013）207頁以下および253頁以下、棚村・前掲注（3）28頁以下、手塚宜夫『リース契約の判例総合解説』（信山社、2006）5頁以下（目次も参照）、中尾正信「リース取引の

問題点と今後の課題」森泉章編『現代企業取引法講座2 リース・賃貸借』（六法出版社、1987）139頁以下、中田裕康『契約法（新版）』（有斐閣、2021）388頁、南部二三雄『リースの実務（増補）』（東洋経済新報社、1973）40頁以下および141頁以下（なお、同142頁では、「ここで注意しなければならない点は、関係する三者を当事者とする一個の契約がなされることはないという点である」と指摘されている）、島田公明ほか『新版 商取引法講義』（中央経済社、2018）277頁、日野豊「リース取引におけるサプライヤーの法的地位——L・S・Uの関係の強弱の差異」加藤一郎＝椿寿夫編『リース取引法講座<下>』（金融財政事情研究会、1986）60頁以下、堀弘「ファイナンス・リース契約」内田貴＝門口正人編集代表『講座 現代の契約法 各論1』（青林書院、2019）128頁、松田・前掲注（2）『リースの理論と実務（改訂版）』29頁以下、宮内義彦編著『リースの知識（第9版）』（日本経済新聞出版社、2008）36頁以下、森住祐治編著『リース取引の実際（第4版）』（日本経済新聞出版社、2009）56頁以下、同「リースの意義と利用の手順」山岸憲司ほか『リース取引法：紛争解決のための法律知識』（商事法務研究会、1985）13頁など。神崎・前掲269頁も、当時の議論状況について、これら2つの契約として構成するのが多数説であるとしている。潮見・前掲287頁や棚村政行「リース契約の法的性質」森泉章編『現代企業取引法講座2 リース・賃貸借』（六法出版社、1987）52頁も、それと同様の理解を示している。

以上のように単純にまとめてはいるが、この問題はリース契約の法的性質論にも深くかかわっており、実際には複雑な様相を呈している。この点については、大村敦志『典型契約と性質決定』（有斐閣、1997）206頁以下〔初出：同「典型契約論——契約における個人と社会」法学協会雑誌110巻9号～112巻10号（1993～1995）〕、河上・前掲283頁以下、潮見・前掲286頁以下を参照。

なお、2つの契約からなるものとして構成したからといって、全体として経済的な一体性を有する1つの取引が行なわれているという視点が失われるわけではない。リース事業協会・前掲注（2）17頁は、リース契約と売買契約からなるとしたうえで、三者の関係で成り立っていることを指摘している。そのほか、千葉恵美子「『多数当事者の取引関係』をみる視点」椿寿夫教授古稀記念『現代取引法の基礎的課題』（有斐閣、1999）192頁、椿寿夫「典型契約と非典型契約をめぐる」椿寿夫＝伊藤進編『非典型契約の総合的検討（別冊NBL No.142）』（商事法務、2013）11頁（より明確に指摘したものとして、同「三角取引（多角取引）について——新しい契約類型の像」同編著『三角・多角取引と民法法理の深化（別冊NBL No.161）』（商事法務、2016）26頁、同「コラム “三者（多者）関与取引”とその法概念化（下）」書齋の窓669号21頁（2020）がある）なども参照。神崎・前掲276頁以下（注2）でも、同様の視点をとる当時の文献が列挙されている。

また、手塚宣夫『リースの実務と法的諸問題』（学陽書房、1994）15頁は、リース契約と売買契約に加え、ユーザーとサプライヤーとの間に「導入契約ないしメンテナンス契約」が存在する、ということ的前提としている。そのほか、宮川公男『日経産業シリーズ リース』（日本経済新聞社、1987）89頁以下や、森泉章・手塚宣夫「今日の企業取引における賃貸借とリース」森泉章編『現代企業取引法講座2 リース・賃貸借』（六法出版社、1987）5頁も、リース契約と売買契約に加えて保守契約を挙げ、リース取引の仕組みとしている。なお、山崎敏彦「リース取引の関係当事者の権利義務」森泉章編『現代企業取引法講座2 リース・賃貸借』（六法出版社、1987）112頁以下は、ユーザーとサプライヤーとの間の契約については場合によっては存在するものだとしつつ、3つの契約からなるとする見解を判例および多数説として位置

リースでは、売買契約とリース契約がまさに密接に関係し、結合している⁵⁾。輸入から半世紀以上の時を経た今日もこの基本的な仕組みは変わっていないようであり⁶⁾、リースはいまなお社会的に重要な金融取引として用いられているようである⁷⁾。

このように、リースは複数の契約からなる。ひろく、複数の契約の間に存する経済的な関連性をいかにして法的に顧慮するかという問題に関する議論を⁸⁾、かりに「複数契約論」と呼ぶならば⁹⁾、リースはその一例だと言える。

づけている。

ちなみに、民法（債権法）改正検討委員会編『詳解・債権法改正の基本方針Ⅳ——各種の契約（1）』（商事法務、2010）429頁以下は、「二当事者契約なのか、三当事者契約なのかという議論に直接コミットするものではない」として明確な態度決定を避けてはいるものの、「典型的なファイナンス・リースにおける供給者の存在を冒頭規定の中で示しておくことが適切だ」とも指摘している（ただし、伊藤進「非典型契約論について——まとめに代えて」椿寿夫=伊藤進編『非典型契約の総合的検討（別冊 NBL No.142）』（商事法務、2013）226頁や難波譲治「ファイナンス・リース契約」椿寿夫=伊藤進編『非典型契約の総合的検討（別冊 NBL No.142）』（商事法務、2013）206頁以下によれば、この提案は十分に多角的視点を備えたものではないとされている）。

以上、長くなったが、本稿の論点の論理的前提として重要なことであるので、詳述しておいた。

- 5) たとえば、棚村・前掲注（3）26頁は、リースでは関係当事者によって「複合的契約結合関係」が形成されている、としている。
- 6) リースの仕組みを概観する近時の文献としては、堀田・前掲注（4）111頁以下、堀・前掲注（4）122頁以下などを参照。輸入以降、今日に至るまでの文献としては、時系列に沿って挙げれば、安藤・前掲注（4）18頁以下、神崎・前掲注（4）269頁以下、加藤・前掲注（3）2頁以下などがあるが、それらで概観されている仕組みも、基本的に近時のそれと同様のものである。
- 7) 民法（債権法）改正検討委員会・前掲注（4）419頁以下。税制の改正などによってリースのメリットが減退した可能性もあるが（難波・前掲注（4）201頁参照）、取扱高などの推移を見ても、いまなお一定の重要性は認められるものと思われる。広報調査委員会編『リース・ハンドブック（第37版）』（公益社団法人リース事業協会、2021）6頁以下。
- 8) このように極めてひろく議論の射程を設定したことから、そのなかには、椿寿夫を中心として展開されてきた「三角取引」または「多角取引」に関する議論（椿寿夫=中舎寛樹編『多角的法律関係の研究』（日本評論社、2012）、椿寿夫編著『三角・多角取引と民法法理の深化（別冊 NBL No.161）』（商事法務、2016）や、中舎寛樹の提唱する「多数当事者間契約論」（同『多数当事者間契約の研究』（日本評論社、2019）が主要な研究であり、その要旨は同『「失われた契約理論」と多数当事者間契約論』明治大学法科大学院論集23号63頁以下（2020）でまとめられている）、そして「複合契約」に関する議論（都筑満雄『複合取引の法的構造』（成文堂、2007）のほか、山田誠一の「複合契約取引」論（同『「複合契約取引」についての覚書（1）（2・完）』NBL485号30頁および486号52頁（1991））なども含まれる。従来の各種の議論を概観する

ものとしては、岡本裕樹「複合契約取引論の現状と可能性」加賀山茂先生還暦記念『市民法の新たな挑戦』（信山社、2013）523頁、中舎・前掲『多数当事者間契約の研究』7頁以下を参照されたい。

なお、従来の議論は、時として「複合契約的発想」と「多角的発想」という二分法で整理されることがあるが（中舎・前掲『多数当事者間契約の研究』5頁以下、同・前掲『「失われた契約理論」と多数当事者間契約論』65頁）、この整理には注意を要する。というのも、とくに「複合契約的発想」または「複合契約論」として把握されている諸学説については、それらを一括りにしてよいかどうか、一考の余地があると思われるからである。この「複合契約」という用語は、古くは石田祐六『火災保険の研究』（風間書房、1959）264頁にみられたが、それは本稿で扱う複数契約論とは異なる議論を対象としたものであった。それが、時を経て、複数契約論との関係で一定の意義を持つ語として用いられている。たとえば、池田真朗『「複合契約」あるいは「ハイブリッド契約」論』NBL633号7頁（1998）は、「二当事者間で複数の契約が結ばれているもので、その複数の契約が相互にある種の関連（とりあえずの表現）をもつもの」と定義している（ただし、その後、同・前掲注（4）148頁は、2者または3者の間で「2つ以上の契約が複合して行われる」場合を「複合契約」という表題のもとで扱いつつ、3者の場合の例であるクレジット契約について、「複合契約というより、契約の複合ないし連鎖、と呼んだほうがよいかもしい」としている）。また、都筑・前掲189頁は、「二またはそれ以上の当事者間の取引に複数の契約が同時に存在する複合契約」と定義したうえで、とくに「契約間の影響関係の問題」に焦点を当てて複合契約現象の法理論的な検討を行なうものを「複合契約論」と呼ぶとしている。さらに、野田和裕「分割履行契約の不履行と一部解除（2・完）——国連国際動産売買条約、ヨーロッパ契約法原則、ユニドロア国際商事契約原則およびドイツ法の分析を中心に——」広島法学31巻4号49頁（2008）では、「複合契約には二類型あるとされ、契約結合（三当事者以上。例、リース契約、立替払契約等の第三者与信型販売信用取引など）と複合給付契約（二当事者。フランチャイズ契約、有料老人ホーム契約など）に区別される」というかたちで包括的に概念規定がなされている。そのほかにも包括的な意義で用いているものが散見されるところであり（足立祐一「給付障害としての利用障害について——複合契約論との関連で——」帝京法学33巻2号215頁（2020）や、寺川永「複数契約の解除——改正で実現されなかった論点」ノモス46号52頁（2020）が挙げられるほか（ただし、同「複合契約と消費者」中田邦博＝鹿野菜穂子編『基本講義 消費者法（第4版）』（日本評論社、2020）279頁では、「同一当事者間」は除外されている）、酒巻修也『一部無効論の多層的構造』（日本評論社、2020）92頁〔初出：同「一部無効の本質と射程（1）～（9・完）——一部無効論における当事者の意思の意義を通じて』北大法学論集66巻4号～70巻2号（2015～2019）〕は、「複合的契約」という呼称のもとにおいてではあるが（都筑満雄による定義に関する言及をみろかぎり、「複合契約」を「複合的契約」としているものと思われる）、「複数の契約が結合されて1つの契約となる場合」をもその対象に含めている（なお、松尾剛行『クラウド情報管理の法律実務』（弘文堂、2016）74頁以下は、おそらく混合契約と同義の用語として「複合的契約」という語を用いている）、その意義の理解にはばらつきがあるようである。中舎・前掲『多数当事者間契約の研究』9頁でも、学説の整理の難しさが指摘されている。それゆえ、学説の間で前提（念頭に置かれている主な事例や、「目的」概念の理解など）がどこまで共有されているのかという点も含め、「複合契約」の意義、さらには上記の二分法について、再検討の余地があると思われる。

しかも、従来のこの種の議論では決まると言っただけでよいほど例示されており¹⁰⁾、典型例として理解されているようである¹¹⁾。本稿は、複数契約論の典型例と言えるリースを、解消の局面に絞って考察するものである¹²⁾。

ここにいう解消の局面とは、複数の契約がまとめて解消されることが法的に正当化されるか否かが問題となる局面のことを指す。リースが複数の契約からなる以上、いずれかの契約が解消された場合には、残された契約の有用性が失われることになりうる¹³⁾。そうすると、残された契約も解消されることが考えられるが、それはそもそも法的に認められるのだろうか。経済的な有用性を失った契約も、法的な有効性を当然に失うわけではない。残された契約の解消を法的に正当化する必要が生じるのである。

本稿では、さらに限定を加え、そうした問題のうちでも、リース物件の契約不適合を理由として売買契約が解除された場合に¹⁴⁾、確定的に有効なもの

- 9) 「契約結合」「三角契約」「多角契約」「多数当事者間契約」「複合契約」「複合契約取引」などの表現は一定の意義を持ちうるので、それらを使用することは避け、最もニュートラルな表現とすることを意図して、単に「複数契約」とした。従来の議論における基本概念の定義を概観するものとしては、岡本・前掲注(8)523頁以下を参照されたい。
- 10) 河上正二「複合的給付・複合的契約および多数当事者の契約関係」磯村保ほか『民法トリアル教室』(有斐閣、1999)293頁以下[初出:法学教室172号(1995)]、小林=太田・前掲注(4)、都筑・前掲注(8)、椿=中舎・前掲注(8)、椿・前掲注(8)、中舎・前掲注(8)『多数当事者間契約の研究』3頁以下、宮本健蔵「混合契約および複合契約と契約の解除」法学志林99巻1号4頁(2001)などを参照。とくに、中舎・前掲注(8)『多数当事者間契約の研究』8頁によれば、「多角取引が本格的に議論の対象となる契機となった」ものの1つとして、リースが挙げられている。そのほか、山田・前掲注(8)の(1)の32頁も、考察の対象からは外しつつ、「ファイナンスリースと呼ばれている取引は、本稿の考察の対象と隣接し、また、共通する面もあると考えられる」としている。
- 11) 千葉・前掲注(4)162頁を参照。
- 12) 対象を限定したうえで概念ではなく問題から考えるという本稿の方法論は、岡本・前掲注(8)541頁の影響を受けている。
- 13) たとえば、リース契約が解除または解約された場合であれば、必ずしも売買契約の有用性は失われない。もちろん、リース物件がいかなるものであるかにもよるが、リース業者が他にユーザーを探してリースを行なうということもありうるのである。以上が本文で「失われることになりうる」とした理由である。
- 14) 本稿で扱うのは、借受証の交付によってリース期間が開始された後、リース物件に契約不適合があることが判明した、という場合である。そもそもリース物件が搬入されないという場合、またはその搬入時に不適合が発見されたという場合は扱わない。これらの場合には、原則とし

として成立したリース契約も解消されるのか¹⁵⁾、という問題を考察する¹⁶⁾。

てユーザーからリース業者に借受証が交付されることがないため、リース期間が開始せず、ユーザーがリース料支払債務の履行を請求されることはない（借受証の交付が有する意義については、大石喜代一「物件借受証の法的性質」梶村太市ほか編『新・リース契約法』（青林書院、2011）212頁、森田宏樹「ファイナンス・リース契約の法的構造——リース物件の『受領』および『借受証』の交付の法的意義——」鈴木祿弥先生追悼論集『民法法学への挑戦と新たな構築』（創文社、2008）507頁以下などを参照されたい）。それゆえ、リース契約を解消してユーザーをリース料支払債務から解放する、ということを考えなくともよい。「売買契約の解除に伴うリース契約の解消」という問題を立てる必要性に乏しいのである。もちろん、引渡債務の不履行を理由として売買契約が解除されうるような場合にも、この問題を考えることはできる。しかし、この場合には、リース期間が開始されておらず、リース料の支払請求もなされないため、リース業者とユーザーの利害はそれほど対立しないと思われる。それゆえ、合意解除などにより、とくに争いなくリース契約の解消が導かれることになる。

ところで、本稿で参照した従来の議論では、主に「瑕疵」という語が用いられてきたが、債権法改正を受けて、契約不適合責任に関する規定に対応するかたちでリース契約にも修正を施す必要性が指摘されている。有吉尚哉「リース契約」ビジネス法務21巻12号139頁（2021）、加藤健治・前掲注（4）144頁以下、公益社団法人リース事業協会「民法（債権法）改正について」リース45巻9号21頁（2017）を参照。このことを踏まえ、本稿では基本的に「契約不適合」の語を用いることにした。

- 15) 「確定的に有効なものとして成立したリース契約」というかたちで場面を限定する以上、錯誤によるリース契約の無効または取消しに関する議論は、本稿における検討の範囲から除かれる。
- 16) 本稿で扱うものと逆の問題として、リース契約が解除または解約された場合に売買契約はどのように扱われるのか、という問題が挙げられる。本稿でまとめて対称的に検討することも考えたが、これについては、次の3つの点を主な理由として、本稿では取り扱わないこととした。第一に、わが国のリースではリース契約の中途解約が原則として禁止されており、しかもそのことはこの契約の本質的な要素であるとされている（リース事業協会・前掲注（2）17頁、難波・前掲注（4）203頁、堀・前掲注（4）130頁など）。したがって、それに応じて、リース契約が解除または解約される場合は少なくともと思われる。ただし、実際にはユーザーとリース業者の合意による中途解約の事例が増加しているという指摘が、1980年代にすでにみられた、ということにも注意を要する（加藤・前掲注（3）14頁以下、リース取引法務委員会編『ビジネスマンのための必須法務知識 最新リース法務ガイド』（民法情報センター、1989）146頁以下〔中村博＝土屋信輝〕）。この点については、リース事業協会・前掲注（2）18頁以下や堀・前掲注（4）130頁なども参照されたい。第二に、リース契約の解除または解約に伴う売買契約の解消を論ずるときには、リース業者とサプライヤーの間に争いが生じるところ、本稿で扱っている場面とは問題状況が異なる。第三に、本稿で比較の対象としているフランスにおいて議論の蓄積が乏しい。なお、リース契約の不締結または解除の場合における売買契約の解除の問題については、小林＝太田・前掲注（4）207頁以下および254頁以下、手塚・前掲注（4）『リース契約の判例総合解説』24頁以下を参照されたい。

ところで、売買契約が解除された場合にリース契約も解消されるのか、という問題については、ユーザーを保護するため、逆にリース契約を存続させることができるか、というかたちで

リース物件に契約目的を達成できない程度の不適合があった場合、ユーザーはリース契約上の負担からの解放を望むだろう。それを実現する手段の1つとなりうるのが、リース契約の解消である。ここに、「売買契約の解除に伴うリース契約の解消」という問題を立てることができる。

この問題を考察するために、本稿では、わが国と同じ時期に同じくアメリカから技術を輸入したフランスにおける法状況を検討する¹⁷⁾。のちにみるとおり、わが国とフランスでは、上の問題への対応の仕方がまったく異なる。おそらくは同様の、少なくとも類似の取引モデルから出発しながら¹⁸⁾、なぜ両国は異なる道を歩んだのか。その背景にある理論上または実務上の違いに注意しつつ、わが国の法状況を相対化し、そのことを通してわが国でいかなる規律がありうるかを考察しようと思う¹⁹⁾。

論じることでもある。すなわち、売買契約が解除され、リース物件の所有権がサプライヤーのもとに戻った場合にも、ユーザーがリース物件を利用しつづけられるよう、リース契約を存続させる、ということが認められるかどうかを論じるのである。この点については、菅原菊志ほか「討論」私法38号53頁以下(1976)〔星野英一発言〕を参照されたい。ただし、ユーザーがリース物件の利用の継続を望んでいる一方でリース業者が売買契約の解除を求めるといふ場面がありうるかは疑わしい。

- 17) 法学はいまなお「外部に対する参照という作業を包含する学問であり続けて」おり、「法学知の一定(相当)部分を外来知が占めている」とされる一方で、「社会構造や法意識における彼我の根本的な差異」がありうることなどから、自国法の考察を深めるための「鏡」として外国法を学ぶことの意義も問い直されている(尾崎一郎「企画趣旨(特集 外国法の参照)」法律時報92巻4号4頁以下(2020))。本稿は、こうした見方に目を向け、あくまで方法論上の選択肢の1つとして比較法を選び、あたくざり日仏の差異を意識しながら、「外来知」たるフランス法の検討を通して、わが国においてありうる規律を考察しようとするものである。
- 18) 日仏比較の意義をより明らかにするためにも、本来であれば、この点についてより立ち入った検証をすべきであった。わが国とフランスの各国で、アメリカのいずれのリース業者の取引モデルが参照されたのか、それが各国でどのように落としままれたのか(とくに、リース契約実務においてどの程度参照されたのか)、その状況が学術的な議論にどのような影響を及ぼしたのかなど、どこまで日仏が出発点を同じくしていたのかについて、事実に基づいた検証をすることが必要なのである。これは残された課題である。
- 19) リース契約の解消を認めることの実際的な意義を考えると、本稿とは異なる議論の仕方もありうる。リース物件に契約不適合があったなどの理由で売買契約が解除された場合に、リース契約も解消される。それは、結局のところ、ユーザーをリース料支払債務(による負担)から解放するためである。しかし、この目的は、必ずしもリース契約の解消という方法によらなければならないわけではない。

たとえば、リース契約に割賦販売法を適用し、ユーザーに抗弁の接続を主張することを認め

なお、本稿の議論は、リースのうちでも基本的な形態となる事業者リースをその対象としている²⁰⁾。いわゆる消費者リースは扱わない²¹⁾。消費者リー

る、といった方法も考えられる。しかし、提携リースが行なわれているような場面であれば別段（加藤雅信「リース契約への割賦販売法、利息制限法の適用——当事者間の距離関係等の分析から」加藤一郎＝椿寿夫編『リース取引法講座<上>』（金融財政事情研究会、1987）434頁以下を参照）、一般論としてはそうした方法には問題があるとされている。池田映岳ほか「リース取引に関する判例の分析研究〔座談会〕」別冊 NBL11号61頁以下（1983）を参照。そもそも、本稿で検討している場面は消費者リースにかかわるものではないから、基本的に同法の問題とはならない。

また、契約不適合責任の免除の合理性が認められない場合につき、リース契約においてリース業者が責任を負うものとし、ユーザーにリース料支払拒絶の抗弁やリース契約の解約などの主張を認める、という考え方もありうる。北山裕之「リース契約とリース物件の欠陥」梶村太市ほか編『新・リース契約法』（青林書院、2011）225頁以下、手塚・前掲注（4）『リースの実務と法的諸問題』56頁以下、同・前掲注（4）『リース契約の判例総合解説』68頁以下、堀・前掲注（4）133頁などを参照。しかし、これも、免責の合理性が認められないという限られた場合にすぎない。

さらには、リース契約によって生じる諸負担のすべてについて、ユーザーがサプライヤーに対して直接に損害賠償を請求する、という方法も考えられる（松田・前掲注（2）『リースの理論と実務（改訂版）』81頁）。しかし、その法的根拠および法的構成について一定の問題が残る（この点については、石田賢一「瑕疵ある対象物件の提供者に対する責任の追及」梶村太市ほか編『リース契約法』（青林書院、2001）245頁以下も参照されたい）。ここで問題となっているのが売買契約におけるサプライヤーの不完全履行の場合だと考えるならば、売買契約関係において生じた損害賠償請求権がリース業者からユーザーに移転されるなどのかたちをとることになるだろうが、そのときには、リース業者においていかなる損害が発生したのか、そのリース業者の損害が賠償されることでユーザーは満足を得るのか、といったことが問題となる。それに対して、保守契約などの偶有的な法律関係しかみだされないユーザーとサプライヤーとの間で直接の損害賠償請求がなされる場合だと考えるならば、それをいかに構成するかが問題となろう。いずれにしても、これらは別建てで議論の対象とされるべきことである。また、サプライヤーが無資力の場合には損害賠償の請求が奏功するともかぎらず、ユーザーの保護を図るといふ立場がとられる場合のことを考えれば、リース契約の解消という選択肢も検討されたほうがよい。

以上のように、種々の方法が考えられはするものの、理論的な問題があったり適用範囲が狭かったりする。それゆえ、少なくとも1つの選択肢として、本稿の研究にも一定の意義が認められるであろう。

- 20) 加藤・前掲注（3）9頁によれば、事業者リースは「企業が取引主体となるもの」だとされている。
- 21) 加藤・前掲注（3）9頁では、ごく単純に、消費者リースは「消費者が取引主体となるもの」と定義されているが、たとえばリース取引法務委員会・前掲注（16）224頁〔高橋信弘〕では、「消費者リースとは、一般的に、消費者および個人事業者を相手に行うリース取引をいっているわけであるが、必ずしも消費者の定義は明らかでない」と指摘されており、「消費者リース」

スの場合にはユーザーを保護するための特別の考慮を要するうえ²²⁾、事業者リースがリースの中心だとされているためである²³⁾。そして、検討対象たるフランスの法状況が基本的に事業者間取引にかかわるといことも、その理

における保護対象たる主体の範囲については、必ずしも明確な共通認識が得られているわけではないようである。伊藤進「消費者リース」同『リース・貸借契約論(私法研究者作品集第8巻)』(信山社、1996)153頁[初出:金融法務事情1130号(1986)]でも、「消費者リースの概念なり、その特質ということについては、いまだ定まっているわけではな」く、「ただ漠然と消費者との間で行なわれるリースという形態を用いた取引として、大方においては理解されているだけである」とされている。そのほか、島川勝「消費者リースの特質」加藤一郎=椿寿夫編『リース取引法講座<上>』(金融財政事情研究会、1987)320頁以下も参照。しかし、消費者リースにおける「消費者」には場合によっては個人事業者も含まれるとする見解が複数みられる。有吉尚哉=原田伸彦編著『リース法務ハンドブック』(金融財政事情研究会、2020)4頁[原田伸彦、餅井亨一「消費者リース契約の特徴」梶村太市ほか編『新・リース契約法』(青林書院、2011)49頁以下など。そのほか、加賀山茂「消費者リースは、事業者リースに対しどのような特色をもつと考えるべきか」椿寿夫編『講座・現代契約と現代債権の展望:第6巻 新種および特殊の契約』(日本評論社、1991)138頁では、消費者リースの特色の1つとして「ユーザーが非法人であること」が挙げられている。また、島川・前掲324頁では、消費者リースの要件の1つとして、「自然人に対する動産のリースであること」が挙げられている。さらに、伊藤・前掲158頁では、自営業者も含めてよいのではないかとされている。本稿もこれらの見解に従い、消費者リースにおける「消費者」をたとえば消費者契約法における「消費者」に限定するような制限的な立場はとらないこととする。

- 22) 消費者リースに関する特別の法的処理については、伊藤・前掲注(21)155頁以下、加賀山・前掲注(21)130頁以下、加藤健治・前掲注(4)148頁以下、島川・前掲注(21)325頁以下、蜂須賀太郎「消費者リース契約の特徴」梶村太市ほか編『リース契約法』(青林書院、2001)48頁以下、餅井・前掲注(21)50頁以下のほか、加藤一郎=椿寿夫編『リース取引法講座<下>』(金融財政事情研究会、1986)255頁以下所収の各論文を参照されたい。

なお、消費者リースについては、個品割賦購入あっせんによって行なわれていた消費者信用取引がリースによるものに切り替えられたと言われることもあるところ(この点については、島川・前掲注(21)324頁、横田貫一「割賦販売形態の実勢と法規制の行方」山口経済学雑誌39巻1・2号161頁(1990)も参照)、そもそもその実情からして事業者リースに関する規律に馴染まず、やはり区別して論じられるべき問題だと考えられる。伊藤・前掲注(21)154頁以下、植木哲『消費者信用法の研究』(日本評論社、1987)143頁および213頁、加賀山・前掲注(21)126頁以下を参照。

- 23) 加藤・前掲注(3)9頁、加藤健治・前掲注(4)24頁、民法(債権法)改正検討委員会・前掲注(4)426頁などを参照。植木・前掲注(22)213頁では、「元来、リースといえは企業向けのファイナンスリースを意味し、判例・学説はもっぱらこれを中心に議論してきた」とされている。そのほか、岡部眞純「リース契約について」加藤一郎=椿寿夫編『リース取引法講座<下>』(金融財政事情研究会、1986)5頁では、リース契約が「商人間に行なわれる」ことが「常素ともいふべき常態的特徴」だとされている。この点については、加藤健治・前掲注(4)20頁も参照されたい。

由の1つである²⁴⁾。また、同じく特別の考慮を要するという点で、いわゆる提携リースも対象から除外する²⁵⁾。

さらに、本稿で念頭に置いているリース物件は動産に限定しておく。フランスの議論では、動産と不動産で異なる扱いがされている点が散見される²⁶⁾。それらをも踏まえてその議論状況を把握しようとするならば、ただでさえ込み入った本稿の論旨がさらに多岐にわたってしまうことになろう。また、そもそも、わが国では不動産をリース物件とするのは一般的ではないとも言われている²⁷⁾。これらの理由から動産に限定したわけである。

以上の諸点に留意しつつ、まず、わが国の従来議論を概観して問題の所在を明らかにしておきたい(第1章)。そのうえで、問題の所在に対応したフランス法の検討を行ない(第2章ないし第8章)、その検討の結果を踏まえた考察と続けていくことにしよう(第9章)。

24) 本稿で検討する破毀院判決のほか、リースに関する一般的な説明においても、ユーザーが事業者である場面が主に念頭に置かれている。P. Crocq, *Propriété et garantie*, préf. M. Gobert, LGDJ, 1995, n° 56, p. 43 ; J. Huet et al., *Traité de droit civil : Les principaux contrats spéciaux*, 3^e éd., LGDJ, 2012, n° 23004, p. 971 et s.などを参照。

25) 提携リースにおける提携関係の態様は一律ではない。伊藤進「提携リース」同『リース・貸借契約論(私法研究著作集第8巻)』(信山社、1996)169頁以下[初出:同ほか編著『リース取引実務全書』(第一法規出版、1987)]を参照。消費者リースと部分的に重複するところがあるが、提携リースについても特別の保護の可能性が検討されている。伊藤・前掲175頁以下、北村拓也ほか「一般民事ルールによる解決と限界——民法による中小事業者被害の救済——」現代消費者法17号25頁以下(2012)を参照。なお、提携リースについては、リース契約という枠組みのもとではなく、消費者信用法制の観点から規律が整備されるべきだ、という見方も示されている。潮見佳男「中小事業者の被害救済の視点からみる民法(債権法)改正と消費者法」現代消費者法17号33頁以下(2012)を参照。

26) Huet et al., *op. cit.* (24), n° 23009, p. 977 et s.などを参照。

27) 石田賢一「リース契約の対象物件」梶村太市ほか編『新・リース契約法』(青林書院、2011)78頁。梶村太市「不動産リース契約の展望」同ほか編『新・リース契約法』(青林書院、2011)107頁以下は、「最近までは、不動産を対象とするリース(ファイナンス・リースをはじめとする諸リース)は、きわめて不活発で普及していなかった」としつつ、これからの不動産リースの可能性を検討している。そのほか、この点については、岡部眞純「リース物件について」加藤一郎=椿寿夫編『リース取引法講座<下>』(金融財政事情研究会、1986)75頁以下も参照されたい。なお、そうしたわが国の状況から、不動産のリースをめぐって日仏では実情に違いが認められるということになるが、このことには、おそらく、のちにみる買取選択権の有無という違いもかかわっているであろう。

第1章 問題の所在

リースがアメリカから輸入されて以降、わが国のリース産業は、高度経済成長期の資金需要の波に乗って目覚ましい発展を遂げた²⁸⁾。「リースを知らずして経済は語れない」とまで言われることもあったほどである²⁹⁾。そうした状況を受け、リースに関する議論が徐々に蓄積されていき³⁰⁾、個別的な立

28) 今日に至るまでのわが国のリース産業の歴史については、10年史編集委員会・前掲注(2)、加藤健治・前掲注(4) 168頁以下、瀬川・前掲注(2) 13頁以下、松田・前掲注(2)『リースの理論と実務(改訂版)』17頁以下のほか、三十年史編集委員会編『リース事業協会三十年史～さらなる飛躍に向かって～』(社団法人リース事業協会、2002)を参照されたい。また、初期の展開については、柏谷広治『リース契約法に関する経済法的研究』(文久書林、1977) 46頁以下が詳しい。

高度経済成長期における大量生産を支えた取引技術の1つがリースであったとすれば、それに対応して大量消費を支えたものの1つが割賦販売であったと言える。阿部高明『逐条解説 割賦販売法I』(青林書院、2018) 23頁、江頭・前掲注(3) 118頁以下を参照。このうち、割賦販売については、消費者取引分野における立法的規制の一環として割賦販売法が制定され、保護主義的な一定の手当てが施された(大村敦志『契約法から消費者法へ(生活民法研究I)』(東京大学出版会、1999) 53頁以下[初出:同「契約内容の司法的規制(1～2)」NBL473号、474号(1991)]、後藤巻則=池本誠司『クレサラ叢書 解説編 割賦販売法』(勁草書房、2011) 14頁以下を参照)。それに対して、リースについては、現在に至るまで基本的には当事者の自律に委ねられている。しかし、それはリース業者作成の約款によるものであり、取引のなかで実質的な契約自由または契約正義が実現されているとはかぎらない。今日、事業者間で行なわれているとされる取引についても、当事者間の実質的な格差に由来する種々の問題が生じており、それに対する規制の強化も検討されているが、そうしたなかでは、割賦販売と同様に立法による手当てが不可欠であるとまでは言わないまでも、解釈論においてなんらかの対処を講ずることが考えられてもよいのではないだろうか。それが本稿の実際的な問題意識の一端である。後述するように、リース産業の発展のために比較的リース業者を保護するかたちで法状況が展開してきたことが推察されるが、そうした法政策がいまなお妥当するとはかぎらないように思われる(第9章第1節)。リース産業が大きく発展した今日、それを取り巻く現状を踏まえた新たな法政策のあり方を検討することが必要になるとも言えるのである。そして、その一環として、リース業者保護の相対化とユーザーの利益への配慮を図ることが考えられるのではないだろうか。リースの担い手はリース業者だけではない。ユーザーの利益に対する妥当な配慮が実現されてこそ、さらなるリース産業の発展が見込めるものとも言えよう。

29) 森住祐治「はしがき」リース取引法務委員会編『ビジネスマンのための必須法務知識 最新リース法務ガイド』(民事法情報センター、1989) 1頁。

30) 1980年代半ばごろまでは、リース研究は実務家主導で行なわれ、実務的問題の個別的検討が中心であった、とされているが(加藤・前掲注(3) 11頁以下)、理論的な研究も一定数存在し

法もみられるようになった³¹⁾。リースという真新しい取引が法的にどのように扱われるのか。それがしだいに明らかにされはじめていたのである³²⁾。

リースに関する早い段階の理論的研究としては、1975年の私法学会の民・商法部会合同シンポジウムが挙げられるが³³⁾、なかでも幾代通の報告で、売買契約の解除に伴うリース契約の解消の問題が扱われた。幾代は、売買契約の不成立、無効または解除の場合にリース契約がどのように扱われるのかという点について、次のように述べている³⁴⁾。「売買契約のこうした故障によって、目的物件に対するユーザーの使用権原の基礎が失われる、あるいはその見込みが立たないというふうな事態に立ち至ったときには、リース会社、ユーザーともに、当該原因について有責でない限りは、両方ともからリース契約を解除し得る、あるいは黙示の解除条件がついていて、その条件が成就したのだ、そしてリース契約は失効した、こういうふうを考えられようか」³⁵⁾。

この幾代説では、売買契約が解除された場合にはリース契約も解消されうることを前提として、2つの構成が示されている。第一に、単なる「解除」

た。その例としては白石裕子「リース契約の基本構造」早稲田法学会誌24号257頁(1974)などが挙げられるが、とくに柏谷・前掲注(28)が広範にわたる研究として特筆に値する。これまでのリース研究の動向については、潮見・前掲注(4)283頁以下やリース事業協会・前掲注(2)7頁以下などを参照されたい。今日に至るまでのリース研究の数の多さから明らかであるが、リースは実定法学におけるトポスの1つであった。

- 31) リース事業協会・前掲注(2)2頁以下を参照。
- 32) 近時の法的規制の概況については、梶村・前掲注(4)26頁以下を参照されたい。
- 33) 菅原菊志ほか「リース——その実態と法的構造——」私法38号3頁(1976)。
- 34) 幾代通「リース取引をめぐる解釈問題——その1 内部関係」私法38号27頁以下(1976)。ちなみに、このシンポジウムで参考資料として挙げられているリース契約書はO社方式のものである。後述するとおり、同方式には、ユーザーによる売買契約の解除に関する明示的な規定はない。そのためか、幾代は「契約書ではとくに言及がない」としており、それを踏まえて本文でまとめた理論を構築したものと思われる。たとえばN社方式の規定に接していれば、幾代の理論はまた違った様相を呈していたかもしれない。各契約書式については、第9章第1節第2款を参照されたい。
- 35) この引用箇所に見られる「失効」という語は、詳しい説明は付されていないが、後述するフランス法にみられるような特別の制度を指すものではないと思われる。幾代が「黙示の解除条件」という構成をとっていることから考えて、おそらく、民法127条2項が「効力を失う」と定めているために用いられた語であろう。

としての構成である。ただし、その根拠は明らかでない。「目的物件に対するユーザーの使用権原の基礎が失われる、あるいはその見込みが立たないというふうな事態」とはいかなる事態であって、それがいかなる論理をもって解除につながるのだろうか。かりに債務不履行による解除であるとしても、リース契約についていかなる債務の不履行が問題とされているのかは判然としない。

第二の「黙示の解除条件」の成就による失効という構成については、「黙示の解除条件」を認定すること自体が妥当でない。リース契約では、リース業者の瑕疵担保責任を免除する特約や、リース業者がリース物件の滅失などについて危険を負担しない旨の特約が約定されるのが一般的であり、しかもそれが合理的なことだとされている³⁶⁾。その結果、売買契約について問題が生じた場合であっても、原則としてリース業者はなんらかの責任を負うことはなく、リース料債権を保持しつづける。そうした利害調整が行なわれているなか、解除条件という附款を黙示的に認めるとするのは、少なくともリース業者の意思には反するように思われるのである。

幾代説ののちは、1990年代にかけて下級審裁判例に動きがあった³⁷⁾。1977

36) リースの金融取引としての側面に鑑み、当初からそのように考えられていたようである（伊藤進「リース契約の内容上の諸問題」同『リース・貸借契約論（私法研究著作集第8巻）』（信山社、1996）92頁以下〔初出：金融法務事情1130号（1986）〕、中田裕康「リース取引をめぐる実務上の問題点（下）」NBL191号15頁以下（1979）、中野芳彦「リースは、どのような契約類型として捉えるべきか」椿寿夫編『講座・現代契約と現代債権の展望：第6巻 新種および特殊の契約』（日本評論社、1991）105頁、細田弥彦「リース取引の判例研究」国士館大学政経論叢62巻3＝4号85頁以下（1987））。手塚・前掲注（4）『リースの実務と法的諸問題』56頁以下で概観されている議論も参照されたい。伊藤進ほか「『座談会』ファイナンス・リース取引約款の検討——その問題点と今後の課題——」加藤一郎＝椿寿夫編『リース取引法講座<下>』（金融財政事情研究会、1986）392頁でも、リース業者側の立場から、免責条項は「絶対譲れない」ものとされ（日野発言）、「ファイナンス・リースとしては、これは変えられ」ないとされていた（白木発言）。また、岡部・前掲注（23）5頁では、瑕疵担保免責はリース契約の「常素ともいべき常態的特徴」だとされている。

37) 当時の裁判例の状況については、伊藤進「ファイナンス・リース契約の成立と発効」同『リース・貸借契約論（私法研究著作集第8巻）』（信山社、1996）44頁以下〔初出：同ほか編著『リース取引実務全書』（第一法規出版、1987）〕、同「リース取引論と判例法」同『リース・貸借契約論（私法研究著作集第8巻）』（信山社、1996）110頁以下〔初出：加藤一郎＝椿寿夫編『リ

年には、東京地判昭和52年3月31日判タ361号271頁が、売買契約とリース契約は「相互に密接不可分な関連」を有するもので、その実質はリース業者によるユーザーおよびサプライヤーに対する信用供与にほかならない、と判示した。それに対して、その後の1981年には、東京地判昭和56年6月25日判時1036号84頁が、売買契約とリース契約は「相互に関連しているとはいえ、法的には独立した別の契約である」と判示した。さらに、1983年、大阪高判昭和58年8月10日判時1100号77頁は、「ファイナンス・リース契約は、リース会社と売主間、リース会社と借主間、売主と借主間の三個の別個独立した契約から成立っており、特段の事情のない限り一つの契約の有効・無効は当然には他の契約の成立ないしはその効力に影響を及ぼさない」と判示した³⁸⁾。この大阪高判昭和58年の理解は多くの裁判例や多数説も当然の前提としている、と言われている³⁹⁾。その後、1992年には、東京地判平成4年8月31日判時1468号102頁が、次のように判示している。「リース取引においては、リース会社とサプライヤーとの間におけるリース物件の売買契約と、リース会社とユーザーとの間の右物件にかかるリース契約とが法律上は独立して併存しているものといつてよいのであるが、右の売買契約は、リース会社と特定のユーザーとのリース契約に基づき、特定のリース物件の引渡義務を履行するためにのみ締結されるのであって、リース契約と無関係になされることを予定しているものではない」⁴⁰⁾。

ース取引法講座<上>」(金融財政事情研究会、1986)、細田・前掲注(36)82頁以下も参照されたい。

38) 同判決では、売買契約の解除に伴うリース契約の解消の問題に明確に言及されていないが、ユーザーがサプライヤーに対して売買契約の解除の意思表示をなしたという事実が認定されており、そのうえで「リース物件の瑕疵を理由としてリース料の支払を拒絶し得るか」が検討され、上述のとおり判示された。この判断によるかぎり、売買契約が解除された場合であっても、リース契約には原則としてその影響が及ばない、ということになる。しかし、同判決が「特段の事情のない限り」としていることから、例外的に影響が及ぶ可能性も留保されていると思われる。

39) 伊藤・前掲注(37)「ファイナンス・リース契約の成立と発効」45頁以下、同・前掲注(37)「リース取引論と判例法」110頁。

40) この判断は一応のところ一般論として示されたものであり(ただし、事案自体は、リース業者がサプライヤーに対してリース契約締結手続事務を委任していたというものであり、小林＝

他方、学説では、売買契約とリース契約は密接に関連しているという認識がたびたび示されてきた⁴¹⁾。しかし、その認識からさらに進んで、わが国における解釈論として、売買契約の解除に伴うリース契約の解消が明確に正当化されるまでには至っていないものと思われる⁴²⁾。たしかに一定数の先行研究は存在する⁴³⁾。本格的なものとしては、たとえば、西ドイツ法の議論を紹介して検討を試みるものがある。いち早くそれに着手したのは平野裕之である。平野による紹介の内容は次のとおりである。すなわち、西ドイツの判例によれば、リース業者の瑕疵担保責任を免除する旨の条項が有効とされるためには、売買契約の解除権もユーザーに移転されていなければならない、とされている⁴⁴⁾。そのうえで、リース物件の瑕疵を理由に売買契約が解除され

太田・前掲注(4)209頁では両者が提携していたとされている)、その意味するところは前記東京地判昭和56年のそれに近いものだと言えなくもないように思われるが、リース契約が有効に成立しなかった場合における売買契約の解除の可否に関するものであったためか、売買契約の側から取引全体を眺めた表現となっている。

- 41) 伊藤・前掲注(37)「ファイナンス・リース契約の成立と発効」43頁以下、千葉・前掲注(4)188頁以下、手塚・前掲注(4)『リースの実務と法的諸問題』16頁、同・前掲注(4)『リース契約の判例総合解説』26頁など。前掲注(4)で概観した議論も参照されたい。細田弥彦「リース契約に関する一考察」国士館大学政経論叢56巻3=4号178頁以下(1981)は、「リース契約と売買契約とは別個に存在して、一方が他方に影響を及ぼすことは少ないという解釈が一般である」としつつも(同179頁)、私見としては、両契約は「相互に密接不可分の関係にある」とみるべきだとしている(同182頁)。ちなみに、契約間の影響関係を否定的にとらえる解釈が「一般」だとしている箇所には注が付されておらず、なにもをもってそうした解釈が「一般」だとしているのかは判然としない。
- 42) リースについても「共通した債務負担の実質的理由(コーズ)」が存在することを根拠として相互依存効を認める千葉・前掲注(4)188頁以下の見解は興味深い。コーズを知らないわが国の民法体系においてその論理がいかにして正当化されるのか、ユーザーがリース物件を利用できる状態を維持することまでもリース業者に求められるのかなどの点で、やはり問題が残る。
- 43) 以下に挙げるもののほか、近江幸治『民法講義Ⅴ 契約法(第4版)』(成文堂、2022)300頁は、リース物件に重大な契約不適合があった場合にリース業者の契約不適合責任に基づいてリース契約を解除することができるかという問題について、「リース契約を、賃貸借契約と売買契約とが複合した一つの金融手段と見るときは、解除も認められなければならないであろう」としているが、それに続く部分でリース業者とサプライヤーとの間に通常は提携関係があるということを論拠としており、本稿とは場面を異にしていると思われるから、本文では言及しなかった。
- 44) 平野裕之「西ドイツにおけるリース取引法」加藤一郎=椿寿夫編「リース取引法講座<上>」

た場合には、リース契約の行為基礎が遡及的に喪失し、ユーザーはリース料支払債務を免れる、とされている⁴⁵⁾。以上の状況も含め、ドイツの法状況については、増成牧によってさらに精緻な紹介と検討が行なわれている⁴⁶⁾。しかし、それらの結果は、わが国における具体的な解釈論には落とし込まれておらず⁴⁷⁾、その後、一般的に受け容れられるにも至っていない⁴⁸⁾。

ところで、平野は、上記の検討を経たうえで私見を示している。すなわち、ユーザーが「自由に…売買契約を解除できるような条項」を挿入したうえで、リース契約が「その後どうなるかについても条項をもって明らかにすべきである」としているのである⁴⁹⁾。契約相対効原則に照らしても、大阪高判昭和58年が判示したように、別の契約である以上は影響が及ばないというのが原則的な理解だろう⁵⁰⁾。それを克服する法理論が見当たらない場合、ひとまずは条項による自律に委ねざるをえないというのも、もっともな考え方である。

しかし、これは、現状の約款作成者たるリース業者に対し⁵¹⁾、なんらかの客観的な規制によることなく、自らに不利な約款を作成するように求めるも

(金融財政事情研究会、1987) 513頁、平野裕之「ファイナンス・リースと瑕疵担保責任——形式(賃貸借)に隠された実体(金融・事務代行)に光を当てて——」法律論叢62巻1号12頁以下(1989)。

- 45) 平野・前掲注(44)「西ドイツにおけるリース取引法」513頁以下、平野・前掲注(44)「ファイナンス・リースと瑕疵担保責任」13頁以下。
- 46) 増成牧「リース物件に瑕疵ある場合をめぐるドイツの判例・学説(1～4・完)」三重大学法経論叢10巻1号～12巻2号(1992～1995)。
- 47) 増成自身、「わが国とドイツとは、たとえば約款規制法の存在、行為基礎脱落法理の受容の点など前提となる法状況がかなり異なっている」以上、ドイツの理論構成を「そのままわが国にもってくるわけにはいかない」として、別途の考察の必要性を指摘している。増成・前掲注(46)「4・完」65頁。
- 48) 行為基礎理論そのものについてわが国にそれを導入する必要性が限定的だとされたことも一因かもしれない。五十嵐清「事情変更の原則と行為基礎論」加藤一郎・米倉明編『ジュリスト増刊 民法の争点Ⅱ(債権総論・債権各論) 法律学の争点シリーズ3-Ⅱ』(有斐閣、1985) 96頁を参照。
- 49) 平野・前掲注(44)「ファイナンス・リースと瑕疵担保責任」45頁。
- 50) 伊藤・前掲注(37)「ファイナンス・リース契約の成立と発効」47頁。
- 51) たとえば、標準約款である「リース契約書(参考)」を作成している公益社団法人リース事業協会は、その名称からもうかがわれるように業界団体である。

のと言える。それよりも、売買契約の解除に伴うリース契約の解消をたとえば公序または強行法として承認する、というような方向性を考えてみるのが、むしろ現実的なのではないだろうか。そして、この方向性をとるときには、その前提として、売買契約の解除に伴うリース契約の解消の法的構成や法的根拠を明らかにすることが必要となろう。

また、伊藤進は、リース契約の目的がユーザーの物件の調達についてリース業者が信用を供与することにあると考えるならば、「売買契約の…解除はリース契約の目的不達成を意味する」としたうえで⁵²⁾、次のように述べている。「売買契約が解除された場合は、それがリース会社の責めに帰すべき理由によるときは、履行不能によりリース契約は解除できるし、リース会社の責めに帰すべからざる理由によるときは、債務者危険負担の原則により、ユーザーがその債務を免れるものと解すべきではないか」⁵³⁾。借受証交付前の段階であればともかく⁵⁴⁾、いま本稿で検討している交付後の段階についてこの見解をとるには難題が伴う。そのためには、リース業者は賃貸借における賃貸人のように目的物をユーザーによる使用収益に適した状態に置くという債務を負担する、ということ認める必要があるが、そもそもリース業者がそのような積極的な債務を負担すること自体について議論があり⁵⁵⁾、そのことが改めて正当化されなければならない。しかも、伊藤自身は、リース業者がそのような債務を負担するとは考えていないようである。というのも、伊藤は、別の論文で、リース業者がユーザーによる「物件の使用・収益の確保義務」を負うとしつつ⁵⁶⁾、「物件自体の具体的使用の確保についてまで責任

52) 伊藤・前掲注(37)「ファイナンス・リース契約の成立と発効」47頁以下。

53) 伊藤・前掲注(37)「ファイナンス・リース契約の成立と発効」48頁。

54) 借受証交付前の段階においてサプライヤーによるリース物件の搬入が一向になされないという場合であれば、リース業者の物件引渡義務の不履行について(リース業者が当該義務を負うことについては、伊藤進「リース契約と金銭消費貸借契約・担保契約(付=割賦販売契約・個品割賦購入あっせん契約)の法理との関係」同『リース・貸借契約論(私法研究著作集第8巻)』(信山社、1996)68頁以下[初出:加藤一郎=椿寿夫編『リース取引法講座<上>』(金融財政事情研究会、1987)]、同・前掲注(36)89頁を参照)、上記の伊藤説をとることが考えられよう。

55) この点については、第9章第2節第1款を参照されたい。

56) 伊藤・前掲注(54)68頁、同・前掲注(36)89頁。

を負うものではない」としているのである⁵⁷⁾。したがって、伊藤説については、解除の法的根拠について不明確さが残ると言える。

以上が、売買契約の解除に伴うリース契約の解消の正当化に関するわが国の従来議論である。その状況に対する批判的検討も以上で述べたとおりである。本稿では、その検討を踏まえ、リース契約の解消方法としていかなる構成が選択されるかを明らかにしたい。また、法的構成について考察する場合、いかなる根拠でリース契約が解消されるのかという法的根拠の問題は、具体的な要件を設定するうえでも重要な点であるから、とくに明確にされる必要がある。かりに、既存のサンクションに適切なものがなかった場合、立法論的な展開を考えるとして、いかなる法的根拠が問題となるかだけでも明らかになっていけば、それによって一定の指針が得られるかもしれない。

本稿は以上の点について考察することをその目的とするが、その方法としては、フランス法との比較研究を選択した⁵⁸⁾。この選択の理由は主に2つ挙げられる。第一の理由は、日仏ともにアメリカからリースを輸入したという系譜上の類縁性が認められることである。どの程度の類縁性が認められるかが判然としない以上、このことからただちに比較可能性が導かれるわけではないが、のちにみるとおり、日仏のリースが非常に類似した取引であることは確かである。こうした類縁性、さらには類似性を比較の前提とし、日仏の違いに注意しながら、フランスの法状況を参考にしたい。

第二の理由は、上述の問題についてフランス法が一定の回答を示しているということである。売買契約の解除に伴うリース契約の解消という問題について、フランスではおよそ半世紀にわたって多くの議論が蓄積され、さまざま

57) 伊藤・前掲注(36)102頁。

58) 以下で述べるような積極的な選択理由になるものではないが、わが国のリース研究では、フランスのリース研究が進展しているとして、当初からその法状況が参照されてきた。井上治行「リース契約の法的性格」企業法研究会誌17号4頁(1971)、白石・前掲注(30)258頁のほか、後掲注(66)を参照。そのほか、南部・前掲注(4)もフランスの議論から多くの示唆を得ているようであり、たとえば同185頁では、「フランスやベルギーにならってわが国でもリース事業法を制定すべきであろう」と指摘されている。

まな角度から検討が加えられてきた。そのこと自体がわが国と対照的なところであり、そのなかでありうる回答が示されているのである。その状況を検討して考察につなげたい。

第2章 フランス法におけるリース

冒頭のサヴァティエの言葉にみられる契約現象は、フランスで「契約集合 (ensemble contractuel)」と呼ばれている⁵⁹⁾。契約集合とは、「異なる目的 (objets) を有するが単一の経済取引に組み込まれている複数の契約の複合的な結合」と定義されており⁶⁰⁾、リース (crédit-bail / leasing) はその一種

59) この ensemble contractuel または ensemble de contrats については様々な訳語がありうる。本稿では、J. Carbonnier, *Droit civil - t. 4 / Les Obligations*, 22^e éd., PUF, 2000, n° 111, p. 215においてこの用語が「数学上の理論を彷彿とさせる」とされていることを受けて、それが集合理論のことであると考え、ひとまず「契約集合」という訳語を充てることとした。この点につき、ピエール・クロック (訳: 野澤正充) 「債務法改正後における契約の相互依存性」立教法務研究10号203頁 (2017) では、sous-ensemble という表現が見られ (ここでは「部分集合」と訳されている)、ここでもやはり数学の集合理論が想起されているものと推察される。この用語に対する上述の Carbonnier の印象は特殊なものではないのであろう。なお、この訳語選択の際には、都筑・前掲注 (8) 11頁も参考にしたが (ここでは「契約の集合」と訳されている)、ensemble contractuel という用語がフランスの議論において一般的に使用されており、専門用語として定着しているため、「の」を省略してその感を表すこととした。

60) J. Ghestin = G. Loiseau = Y.-M. Serinet, *Traité de droit civil - La formation du contrat / t. 2: L'objet et la cause - Les nullités*, 4^e éd., LGDJ, 2013, n° 2607, p. 1282. ここでは、近年の文献のなかでは比較的明確に契約集合が定義されていたため、本稿ではそれを参照することとした。本書については、金山直樹 = 山城一真 = 齋藤哲志 「現代フランス契約法の動向」法学研究88巻7号54頁 (2015) において、「ほぼ網羅的に判例・学説を紹介・検討し、いわば〈判例・学説総覧〉とでも呼ぶべき偉容を誇っている」と評価されており、その意味でも参照の意義があろう。そのほか、B. Fages, *Droit des obligations*, 12^e éd., LGDJ, 2022, n° 225, p. 203では、Ghestin = Loiseau = Serinet の定義と同様、次のように述べられている。契約集合は「複数の契約の複合的な結合であり、それらの契約は、それぞれの目的 (objets) を (また時として契約当事者も) 異にするが、単一の経済取引に組み込まれている」。なお、後述する「複数の契約の相次ぐ消滅 (anéantissement en cascade des contrats)」にかかわる概念として用いるに際して、契約集合の範囲を明確にするため、「不可分な (indivisible)」という形容詞をそれに付すべきだとする見解もある。J.-B. Seube, *Caducité et ensemble contractuel indivisible : timidité jurisprudentielle ou audace doctrinale ? (un aspect de l'Avant-projet de réforme du droit des obligations)*, in *Le monde du droit - Écrits rédigés en l'honneur de Jacques Foyer*, *Economica*, 2008, p. 925の注2を

だとされている⁶¹⁾。この契約集合という概念については、それを構成する契約の1つが解消された場合には他の契約も解消されるという問題が、とくにさかんに論じられてきた⁶²⁾。いわゆる、「複数の契約の相次ぐ消滅 (anéantissement en cascade des contrats)」という問題である⁶³⁾。そうした一般的な状況と同じく、リースについても「相次ぐ消滅」が大きな問題となった⁶⁴⁾。なかでも、売買契約の解除に伴うリース契約の解消の問題は、判例を中心としてとくにさかんに論じられ、「非常に重要な問題 (question cruciale)」の1つとも言われている⁶⁵⁾。

参照。

- 61) S. Amrani-Mekki, Indivisibilité et ensembles contractuels : l'anéantissement en cascade des contrats, *Defrénois* n° 06/02, p. 358 ; Ph. Malaurie = L. Aynès = Ph. Stoffel-Munck, *Droit des obligations*, 11^e éd., LGDJ, 2020, n° 495, p. 462. なお, I. Najjar, L'« ensemble contractuel » sur sa lancée..., *D.* 2005, n° 17, p. 1105では、契約集合の概念がさまざまな事例に展開しうることが示唆されている。
- 62) S. Pellé, La notion d'interdépendance contractuelle, préf. J. Foyer et M.-L. Demeester, *Dalloz*, 2007, n° 55 et s., p. 47 et s. を参照。概説書等においても、基本的に、契約集合に関する項目で複数の契約の解消が扱われている。契約集合については、他にもいくつかの法的効果が問題とされているが、複数の契約の解消がとりわけさかんに論じられている。
- 63) この「相次ぐ消滅 (anéantissement en cascade)」という表現は、フランスの議論において1つの定型句となっているようである。Y.-M. Serinet, *JCP G* 2007, n° 46, II 10184, p. 39 ; Pellé, *op. cit.* (62), n° 53, p. 46 (注88) など。この表現については、酒巻・前掲注 (8) 93頁以下も参照されたい。
- 64) リースにおける「相次ぐ消滅」の問題としては、本稿の対象としているもののほか、売買の一方の予約が解消されるかどうかも1つの問題となりうる。しかし、この点に言及する文献は、管見のかぎりほとんど存在しない。それに言及するものとしては、後掲の破毀院混合部2018年4月13日判決に関する *Le Mesle* の意見書 (avis) を挙げることができる (以下で示す頁数は、破毀院のホームページで取得したこの意見書の PDF 版のものである)。そのなかでは、詳細な説明はなされていないものの、売買契約の解除の「必然的な結果として (*ipso facto*) 買取選択権が消滅する」とされている (*ibid.*, p. 5)。この点があまり注目されない理由は、リース契約の構造にあると思われる。その性質決定には、売買の一方の予約が必要とされる (後掲注 (83) を参照)。構造的に当該予約が含まれているのである。それゆえ、リース契約が解消された場合には、それに付された買取選択権も当然に消滅することになる。したがって、この点を取り上げて論じる必要性は乏しいのであろう。
- 65) Huet et al., *op. cit.* (24), n° 23005, p. 973. この問題の重要度の高さは、判例および学説の状況をみれば明らかである。Ch. Larroumet et S. Bros, *Traité de droit civil*, t. 3, *Les obligations - Le contrat*, 10^e éd., Economica, 2021, n° 460, p. 441 et s. でも、失効を解説する箇所のうち、リースに関する部分では、とくにこの問題が扱われている。さらには、J.-B. Seube, *L'indivisibilité et*

本章では、前章で設定した本稿の論点に対応して、リース契約の解消の法的構成および法的根拠という問題に焦点を当てて、フランスの法状況をみていきたい。しかし、それに先立つ前提作業として、またわが国との比較の前提作業として、そもそもフランスのリースがいかなる取引であるのか、その詳細を確認しておく必要がある。

第1節 基本的な仕組み

フランスのリースは⁶⁶⁾、わが国より1年早い1962年のLocafranceの設立に始まるとされているが⁶⁷⁾、アメリカから輸入された当初はleasingと呼ばれていた⁶⁸⁾。それが1973年にフランス語化され、今日、一般にcrédit-bailと呼ばれるに至っている⁶⁹⁾。リースの系譜上の類縁性にも着目している本稿で

les actes juridiques, préf. M. Cabrillac, thèse, Litec, 1999, n° 76, p. 116でも、「不可分性という言葉の口をさせる」のがとくにこの問題であるという旨が指摘されている。

66) フランスのリースについて概説した邦語文献としては、本稿の他の箇所でも挙げたもののほか、J. L. Guimont ((社) リース事業協会訳) 「フランスにおける機器リースの実態 (1) (完)」リース9巻8号3頁および9巻9号3頁 (1980)、B・メラ (井上治行訳) 「フランスにおけるリース：その発展——諸問題——展望」企業法研究会誌16号11頁 (1970)、伊東憲一郎ほか「座談会 EU統合進展下におけるヨーロッパのリース産業・経済・金融動向——第15回海外リース産業研修団報告——」リース28巻1号15頁以下 (1999) [高橋発言]、柏谷・前掲注 (28) 38頁以下、南部二三雄「フランスとベルギーにおけるリース事業法と公示制度 (1) (完)」リース5巻8号3頁および5巻9号3頁 (1976) がある。

67) E.-M. Bey, Les aspects juridiques de la convention de crédit-bail mobilier (Pour une défense de l'efficacité du leasing), JCP 1969, 86634, n° 1, p. 961では、フランスのリースは「インドシナ銀行の発意でLocafranceが設立されたことによって1962年に始まった」が、「最初の取引は1961年に行なわれた」とされている。そのほか、R.-N. Schütz, Les recours du crédit-preneur dans l'opération de crédit-bail (La théorie générale des obligations à l'épreuve d'un groupe de contrats), préf. Ph. Rémy, PUF, 1994, n° 2, p. 2も参照されたい。

68) 初期のまとまった研究としては、C. Champaud, Le leasing, JCP 1965, II, 1954がある。

69) このleasingのフランス語化は、経済及び金融の用語に関する1973年11月29日のアレテによるものである。その詳細については、E.-M. Bey, La location financière dans la réforme bancaire, JCP E 1986, I, 14630, n° 5, p. 2 et s.を参照されたい。ただし、厳密に言えば、crédit-bailとleasingの使い分けや区別は、時系列に沿って単線的に捉えられるものではない。この点については、道垣内弘人『買主の倒産における動産売主の保護』(有斐閣、1997) 103頁 [初出：同「買主の倒産における動産売主の保護——所有権留保の効力を中心にして—— (1) ~ (6・完)」法学協会雑誌103巻8号~104巻6号 (1986~1987)]を参照されたい。

は、この *crédit-bail* に関する議論を中心に検討することにしたい。また、その類縁性に照らし、本稿ではこれを「リース」と訳すこととする⁷⁰⁾。

70) 後述するフランスのリースの構造に忠実に訳語を選択するのであれば、「購入選択権付リース」とも訳しうるだろうが(たとえば白石大「複数契約の失効に関するフランス民法典の改正とクレジット取引」CCR10号103頁以下(2021)はこの訳語を選択している)、本稿では、本文で述べた類縁性のほかにわが国における語感も考慮したうえで、わが国でいわゆるファイナンス・リースが単にリースと呼ばれていることに対応させて、「リース」と訳すことにした。この語感というのは、わが国で「購入選択権付リース」という語が与える「変型」という印象のことである。大西武士「リース契約は、契約法の中でどう位置づけるべきか」椿寿夫編『講座・現代契約と現代債権の展望：第6巻 新種および特殊の契約』(日本評論社、1991)69頁以下によれば、購入選択権付リースは「変型リース」の1つとして挙げられている。また、梶村・前掲注(4)22頁によれば、「変形リース等」の1つとして挙げられている。そのほか、庄政志『リースの実務知識(全訂版)』(商事法務研究会、1982)24頁、同「分類・近似観念」加藤一郎=椿寿夫編『リース取引法講座<上>』(金融財政事情研究会、1987)63頁以下、リース取引法務委員会・前掲注(16)228頁以下〔高橋信弘〕も参照されたい。こうした状況からわかるように、わが国では、ファイナンス・リースが代表的で基本的なものであるのに対して、購入選択権付リースはあくまで「変型」なのであって、大きく議論の対象とされることはない。なお、加藤健治・前掲注(4)105頁では、「割安購入選択権付リース取引」が「所有権移転ファイナンス・リース取引」の1つとされたうえで、わが国で行なわれているリースのほとんどが「所有権移転外ファイナンス・リース取引」に当たるとされている。こうした背景を有する「購入選択権付リース」の語感には、フランスの *crédit-bail* にはそぐわないと思われる。フランスでは、*crédit-bail* が古くから議論の対象とされ、代表的で基本的なものとして位置づけられているようである。フランスの「リース」にかかわるわが国の研究として、大西・前掲84頁以下、小津稚加子「フランスにおけるリース取引の会計制度とIFRS対応について」リース研究1号85頁以下(2005)、織田博子「フランスのリース取引法」加藤一郎=椿寿夫編『リース取引法講座<上>』(金融財政事情研究会、1987)563頁、小粥太郎「フランス契約法におけるコーズの理論」早稲田法学70巻3号138頁以下(1995)、白石・前掲注(30)257頁以下、藤澤治奈「『契約の中の担保』と『物による金融』——フランス法におけるリース契約の倒産法上の取扱を素材として——」本郷法政紀要12号85頁以下(2003)などがあるが、これらにおいても、主な検討対象とされているのは *crédit-bail* である。そうした状況から考えると、*crédit-bail* はむしろわが国の(ファイナンス・)リースに対応するものとみるべきだろう(なお、大村・前掲注(4)68頁では、「ファイナンシャル・リース (*crédit-bail*)」とされている)。

ただし、類縁性や語感に基づくこの訳語選択には不安定なところがあるのも事実である。北村一郎「日仏比較法の方法に関する諸問題」日仏法学20号82頁以下(1997)は、「翻訳による同視は外見上かつ約束上のものにすぎず、法は、根本的に一国的なものであり、かつ、その文化や歴史や宗教や国民性に根づいたものであるという性格を免れることはできない」としたうえで、「今日の社会は、至るところエレクトロニクス化されココロラ化されマクドナルド化され、現代技術が収斂的統一的役割を演ずるので、それぞれの国民または民族に固有の特徴的な考え方が、ますます判別しにくくなる」としている。金融取引のアメリカナイズの1つとしてリース輸入を語ることであれば、リースについてフランスに「固有の特徴的な考

フランスにおける基本的な説明によれば、リースとは、中長期的な与信取引であり、「複数の契約技術の組み合わせ」によって実現されるものとされている⁷¹⁾。その具体的な仕組みは以下のとおりであり⁷²⁾、買取選択権が付されるという点を除けば⁷³⁾、基本的にわが国のものと同様である⁷⁴⁾。

まず、設備投資などを企図している者（顧客）が、自身の利用したい物件を選択する⁷⁵⁾。これを受けて、事前に顧客より依頼を受けていた金融機関

え方」をあたうかぎり判別しやすくするために、たとえば「信用供与賃貸借」（山口俊夫編『フランス法辞典』（東京大学出版会、2002）135頁）のような訳語を選択して *crédit-bail* を想起させるという選択もありえただろう（ちなみに、同じ箇所では「ファイナンス・リース」という訳語も併記されているほか、同『概説フランス法 下』（東京大学出版会、2004）223頁のほうでは *crédit-bailleur* が単に「ファイナンス・リース者」と訳されている）。

ところで、*crédit-bail* に類似した取引として、*location financière* がある（第5章参照）。この原語そのものや取引構造に照らし、これに「ファイナンス・リース」という訳語をあてることも考えられる。しかし、フランスにおけるその議論の歴史は浅く、概説書でも *crédit-bail* に付随するかたちで簡潔に言及されることが多い。それゆえ、上述したところと逆の意味で訳語としてそぐわないと思われる。

- 71) F. Collart Dutilleul et Ph. Delebecque, *Contrats civils et commerciaux*, 11^e éd., Dalloz, 2019, n° 841, p. 847. なお、同書ではリース期間は3年から10年とされているが（*Ibid.*, n° 841, p. 848）、Huet et al., *op. cit.* (24), n° 23004, p. 972ではおよそ5年とされている。

ところで、複数の契約によって構成されるという点については、その理解がフランスで一般的であるため、本稿もそれに従っているが、「単一の契約 (*contrat unique*)」とする理解も存在するとされている。この点については、Seube, *op. cit.* (65), n° 73, p. 112を参照されたい。

- 72) 取引の仕組みについては、Bénabent, *op. cit.* (2), n° 891 et s., p. 608 et s.; H. Capitant et al., *Les grands arrêts de la jurisprudence civile*, t. 2 : Obligations – Contrats spéciaux – Sûretés, 13^e éd., Dalloz, 2015, n° 289 – 290, p. 758; Collart Dutilleul et Delebecque, *op. cit.* (71), n° 841, p. 847 et s.; Huet et al., *op. cit.* (24), n° 23004 et s.などを参照した（とくに最初のものが詳しい）。邦語文献としては、井上・前掲注(61) 5頁以下を参照されたい。
- 73) 買取選択権が付されるという点は、アメリカとは同様である一方、わが国とは異なっている（白石・前掲注(30) 274頁、藤澤・前掲注(70) 112頁、松田・前掲注(2)『リースの理論と実務（改訂版）』19頁など）。
- 74) 取引の仕組みの類似性については、藤澤・前掲注(70) 85頁以下も参照されたい。
- 75) サプライヤーとの交渉やリース物件の選択および検収については、ユーザーとリース業者との間で委任契約が締結されるなどして、ユーザーが自らの責任で行なうものとされる。それにより、リース業者はリース物件の実際のやりとりには関与しないことになる。このことが、リース業者による融資という経済的実質をより鮮明にしていると言えよう。Huet et al., *op. cit.* (24), n° 23005, p. 973.

(établissement de crédit) が⁷⁶⁾、当該物件についてその製造業者たるサプライヤー (fournisseur) との間で売買契約を締結し、その所有権を取得する。その後、当該物件はサプライヤーから顧客に直接引き渡され、顧客をユーザー (crédit-preneur)、金融機関をリース業者 (crédit-bailleur) とし、当該物件をリース物件として、リース契約が締結される⁷⁷⁾。通貨金融法典 L.313-7 条 1 号では、この契約は一応のところ賃貸借として構成されているが⁷⁸⁾、単

76) リース契約は、通常、1984年1月24日の法律第84-46号の定めに従って金融機関によるのみ同意される(ここにいう金融機関については、大澤慎太郎「フランスにおける金融機関の融資取引に関する義務と責任 (1)」早稲田法学85巻4号30頁(2010)、鳥山恭一「海外金融法の動向(フランス)」金融法研究19号127頁(2003)を参照されたい)。このルールに反した場合のサンクションは当該契約の無効であるが、これはユーザーだけが援用できる相対的無効であるとされる。以上につき、Bénabent, *op. cit.* (2), n° 901, p. 612を参照。リースを行なう当事者が金融機関であるという点は、リースと所有権移転外リース (location financière) の違いの1つである。この点との関係では、たとえば、上記法令に対する違反によるリース契約の無効が売買契約の消滅をもたらすか、ということが問題となりうる。

77) 小粥・前掲注(70)150頁でも指摘されているように、crédit-bail という語は、この段階で締結される契約を指して用いられることもあるし、当該契約を中心として3者間で形成される金融取引の全体を指して用いられることもある(前掲注(72)に挙げた文献では、いずれの用法も確認される)。判例では、後に概観するところからうかがわれるとおり、基本的には前者の用法がとられているようである。本稿では、前者の用法の場合には「リース契約」と表現し、後者の用法の場合には単に「リース」と表現することとする。また、第5章の所有権移転外リースについても同様とする。

78) 通貨金融法典 L.313-7 条 本小款の定めるリース取引は、以下に挙げるものである。

1. 設備財又は工作機器の賃貸借取引。賃借物は、当該賃貸借のために企業によって購入され、当該企業は、その所有者でありつづける。これらの取引では、その性質決定がいかなるものであれ、賃料としてなされた支払いの少なくとも一部を考慮して合意された代金と引換えに、賃借物の全部又は一部を取得する可能性が賃借人に与えられる。

同条は1966年7月2日の法律第66-455号1条に由来するものであるが、同法の制定は、ユーザーの破産の場合においてリース業者の取戻権をいかに確保するか、という特別の配慮によるものであった。それゆえ、その制定以降も法的性質に関する議論は続けられた。以上につき、織田・前掲注(70)564頁以下を参照。そのほか、D. Carbonnier, *Le crédit-bail : du bail au crédit*, Répertoire du notariat Defrénois 1991, p. 1031 et s. も、リースに関する立法史を踏まえ、同法1条の規定の歴史性を指摘している。また、白石・前掲注(30)279頁以下によれば、当初の下級審裁判例では賃貸借として性質決定されていたようであるが、学説の状況は多様であった。

なお、そもそもフランスのリースは同条によって規律されるものだけに限られるわけではなく、ということにも注意されたい。Carbonnier, *op. cit.* (78), p. 1030 ; Schütz, *op. cit.* (67), n° 4, p. 6 et s. を参照。

なる賃貸借に還元されてしまうものではない⁷⁹⁾。ユーザーが支払うリース料は、リース物件の減価償却に応じてその額が計算されるものであり⁸⁰⁾、手数料などを含むものであって、単なる賃料を超えるものとなる⁸¹⁾。リース期間もこの減価償却のことを考慮して設定される⁸²⁾。また、ユーザーとリース業者との間では売買の一方の予約もなされ、ユーザーは契約終了時にリース物件の買取を選択することができるものとされる⁸³⁾。このように、ユーザーは、賃貸借に類する契約形式を通して信用供与を受けることにより、当初企図していた目的を達成することができる。経済的な実質としては、リース業者がユーザーに融資を行なっているのである⁸⁴⁾。

以上の特徴から、リース契約は1つの混合契約 (contrat complexe) であると考えられている⁸⁵⁾。それは、単なる「売買と賃貸借と売買の一方の予約の羅列 (juxtaposition)」ではない。たしかにそれらの側面をあわせ持つて

79) 藤澤・前掲注(70)96頁によれば、フランスの多くの体系書および教科書に、リース契約が金融を目的とした契約であるという理解がみられる、とされている。また、Crocq, *op. cit.* (24), n° 146 et s., p. 125 et s. では、リースには単なる賃貸借としての規律が及ばないという法状況が概観されている。

80) Huet et al., *op. cit.* (24), n° 23004, p. 972; A. Sériaux, *Contrats civils*, PUF, 2001, n° 91, p. 218.

81) この点は、リース契約の独自性を示す特徴の1つである。F. Terré et al., *Droit civil : Les obligations*, 13^e éd., Dalloz, 2022, n° 117, p. 127. ただし、このようにリース料を分析できるからといって、享受 (jouissance) の対価としての意義が当然に失われるわけではない、ということには注意を要する。

82) J. Ghestin et B. Desché, *Traité des contrats : La vente*, LGDJ, 1990, n° 69, p. 67; Huet et al., *op. cit.* (24), n° 23004, p. 972; H. et L. Mazeaud = J. Mazeaud = F. Chabas, *Leçons de droit civil*, t. III - vol. 2^{ème}, principaux contrats : vente et échange, 7^{ème} éd., par M. de Juglart, Éditions Montchrestien, 1987, n° 923, p. 211.

83) 通貨金融法典 L.313-7条1号の文言からうかがわれるとおり(前掲注(78)参照)、リース契約として性質決定するには、売買の一方の予約が存在することが要件となる。Ghestin et Desché, *op. cit.* (82), n° 69, p. 68を参照。この点が問題となった判決としては、Cass. Com., 30 mai 1989, n° 88-11445, Bull. civ. I, n° 167が挙げられる。リースにおいて売買の一方の予約が有する意義に関する議論については、Mazeaud et al., *op. cit.* (82), n° 923, p. 212; Sériaux, *op. cit.* (80), n° 91, p. 218を参照されたい。

84) こうした「経済的な現実と法技術との間に存するねじれ」については、Bénabent, *op. cit.* (2), n° 888, p. 607で比較的詳細に言及されている。

85) *contrat complexe* について、酒巻・前掲注(8)215頁では「複合的契約」という訳語があてられているが、これは特別な配慮に出たものである。

はいるものの、所有による担保という手段で与信を行う点で⁸⁶⁾、独自の取引としての意義を有する契約なのである⁸⁷⁾。

ここまで、複数の契約によって取引が形成されるプロセスを中心に、基本的な仕組みを概観した⁸⁸⁾。最後に、リースに特徴的な条項を確認しておきたい⁸⁹⁾。ここでは、とくに重要なものとして、3つの条項が挙げられる⁹⁰⁾。

86) Carbonnier, *op. cit.* (78), p. 1032によれば、リースにおける所有は賃貸借における賃貸人の所有とは異なるものであり、それが担保の機能を有することはもはや争いえない、とされている。なお、Carbonnier自身は、リース物件の所有がリース業者とユーザーの間で「分解 (décomposée)」されるという構成をとっており、「2つの所有が共存しうる」としている (copropriété などの表現はみられない)。

87) 以上の混合契約としての理解については、Capitant et al., *op. cit.* (72), p. 756 et s.; Ghestin et Desché, *op. cit.* (82), n° 69, p. 68; Terré et al., *op. cit.* (81), n° 117, p. 126 et s. を参照されたい。そのほか、Ph. Malaurie = L. Aynès = P.-Y. Gautier, *Droit des contrats spéciaux*, 11^e éd., LGDJ, 2020, n° 555, p. 501では、「リースは混合契約 (convention complexe) であり、金融機関はそれによって人に財を貸与し、その人は撤回不能なリース期間の満了時における選択権を有する」と説明されている。また、Seube, *op. cit.* (65), n° 308, p. 339 et s. では、リースは消費貸借 (prêt) とも賃貸借とも似て非なる「特殊な契約 (contrat sui generis)」だとされている。さらに、Crocq, *op. cit.* (24), n° 140, p. 116では、「変性された賃貸借」だとされている。リース契約の法的性質論については、Schütz, *op. cit.* (67), n° 24 et s., p. 30 et s. も参照されたい。

88) Bénabent, *op. cit.* (2), n° 892 et s., p. 608 et s. では、リースが「不可分な3つの契約の寄せ混ぜ」からなるものとされ、その3つとして、売買、賃貸借、売買の一方の予約が挙げられている。そのうえで、委任について、「リースの定義に欠かせないものではないが、少なくとも動産リース (crédit-bail mobilier) については実務上常に存在する」とされている。また、Ghestin et Desché, *op. cit.* (82), n° 69, p. 67 et s. も同様の理解を示している。そのほか、Huet et al., *op. cit.* (24), n° 23004, p. 972; Malaurie et al., *op. cit.* (87), n° 558, p. 502; Terré et al., *op. cit.* (81), n° 117, p. 126でも、委任を除く上記の3つが要素として挙げられている。このように、リースでは委任は本有的なものとされていないようである。おそらく、それは、ここでの委任が必ずしも契約という形式をとらないことによるものと考えられる。たとえば、Collart Dutilleul et Delebecque, *op. cit.* (71), n° 841, p. 848では、リース契約の内容としてリース物件の選択などの委任がなされる旨が述べられている。そのこともあってであろうか、委任契約について「相次ぐ消滅」が問題とされた事例は少なく (Cass. com., 11 juill. 2006, n° 05-11592; Bull. 2006 IV, n° 173, p. 192; Cass. com., 26 mars 2013, n° 12-14866)、売買契約の解除に伴うリース契約の解消の問題ほどは大きく取り沙汰されることはない。そもそも言及されることが少なく、言及されていても割合は少ない。なお、より実際的なことを言えば、ユーザーがリース物件について保険に加入するなどといった場合には、さらに契約の数は増える。Schütz, *op. cit.* (67), n° 3, p. 6を参照。

89) ここでは、便宜上、条項という形式で概観することにしたが、以下の約定は、必ずしもそれぞれが単独で1つの条項という形式をとるものではない。3つの条項で整理した約定の内容については、たとえば、そのうち2つの内容が1つの条項で約定されるということもある。ちな

1つめは、ユーザーに対するリース業者の担保責任を免除する旨の条項である（以下、「免責条項」とする⁹¹⁾。この条項により、リース物件に隠れた瑕疵があった場合にも、リース業者はなんら責任を負わないことになる。その結果、リース業者がなすべき給付の内容は、単なる金融サービスに限定されると言える⁹²⁾。

2つめは、リース業者がサプライヤーに対して有する訴権をユーザーに移転する旨の条項である（以下、「訴権移転条項」とする⁹³⁾。この条項により、リース物件に隠れた瑕疵があった場合には、ユーザーはサプライヤーに対して直接に訴権を行使することができる⁹⁴⁾。ここでは、ユーザーが売買契約の

みに、Collart Dutilleul et Delebecque, *op. cit.* (71), n° 841, p. 849では、単に契約内容として3つの約定の内容が概観されている。

90) ここで確認する条項については、織田・前掲注(70)572頁も参照されたい。

91) Malaurie et al., *op. cit.* (87), n° 564, p. 505; Seube, *op. cit.* (65), n° 74, p. 114によれば、この条項は明示される必要はなく、契約のエコノミー (économie du contrat) から生じる、とされている。契約のエコノミーの概念については、石川博康『「契約の本質」の法理論』(有斐閣、2010)438頁以下〔初出：同『「契約の本質」の法理論(1)～(10・完)』法学協会雑誌122巻2号～124巻11号(2005～2007)〕、酒巻・前掲注(8)185頁以下、森田修『契約規範の法学的構造』(商事法務、2016)332頁以下を参照されたい。

92) Collart Dutilleul et Delebecque, *op. cit.* (71), n° 841, p. 849; Huet et al., *op. cit.* (24), n° 23005, p. 973.

93) この訴権の移転については、委任契約によって別途なされることもある。Collart Dutilleul et Delebecque, *op. cit.* (71), n° 841, p. 849; Sériaux, *op. cit.* (80), n° 91, p. 218.

94) 1つめの条項をみれば、もっぱらリース業者のリスク回避が図られているようにみえるが、この2つめの条項を併せて考えれば、ユーザーにとっても有益な側面があることがわかる。Bénabent, *op. cit.* (2), n° 908, p. 615 et s.でも述べられているように、リース業者が担保責任を負うものとされる場合には、リース物件に関する専門知識を有するサプライヤーに対して、ユーザーはなんら訴権を行使することができないことになる。ユーザーがリース業者に対して訴訟を提起し、さらにリース業者がサプライヤーに対して訴訟を提起する、という迂遠なプロセスをたどることになるのである。その意味で、これらの条項を約定しておくことには、ユーザーおよびリース業者の双方にとってのメリットがあると言える。これらの条項が併せて一定の意義を有するということは、Collart Dutilleul et Delebecque, *op. cit.* (71), n° 841, p. 849の記載からもうかがわれる。この点をはじめ、これらの条項についてとくに詳細に論じたものとして、Schütz, *op. cit.* (67), n° 19 et s., p. 25 et s.を参照されたい。

なお、Seube, *op. cit.* (65), n° 74, p. 114では、契約間の不可分性が現れている1つの場合として、これらの条項が概観されている。

解除を求めることも認められる⁹⁵⁾。

最後に、3つめのものとして、リース業者に対してサプライヤーが負担する原状回復義務をユーザーが保証する旨の条項が挙げられる⁹⁶⁾。この条項により、売買契約が解除された場合には、代金に関するサプライヤーの原状回復義務をユーザーが保証することになる（とくにこのことを内容とする条項を、以下、「代金返還保証条項」とする）。これら3つの条項は、後述するように判例でも問題とされており、その存在については注意を要する⁹⁷⁾。

以上のように、リースは複数の契約が複雑に絡み合う取引である。複数の契約の関連性を示す概念として、「不可分性 (indivisibilité)」や「相互依存性 (interdépendance)」という概念が用いられることがあるが⁹⁸⁾、学説では、リースが相互依存性の「最も完璧な例」だと言われることもある⁹⁹⁾。リース

95) Collart Dutilleul et Delebecque, *op. cit.* (71), n° 841, p. 849によれば、ユーザーには、サプライヤーを強制参加させ (mettre en cause)、その責任を追及し、売買契約の解除を求める権利が与えられる、とされている。ここでの訴権移転は債権譲渡 (cession de créance) などの技術によって行なわれるとされている。Huet et al, *op. cit.* (24), n° 23005, p. 973; Malaurie et al, *op. cit.* (87), n° 564, p. 505を参照。

96) 他の2つの条項に比べ、この条項は偶然的なものようであるが (Capitant et al, *op. cit.* (72), p. 759を参照)、一般的に約定されているようである (Malaurie et al, *op. cit.* (87), n° 564, p. 505 et s.)。

97) ここで概観した各種の条項は、一応のところ法的には正当なものとされている。Capitant et al, *op. cit.* (72), p. 759 et s. を参照。その法的構成については、織田・前掲注 (70) 572頁以下を参照されたい。ただし、F. Collart Dutilleul et Ph. Delebecque, *Contrats civils et commerciaux*, 10^e éd., Dalloz, 2015, n° 845, p. 825 (Collart Dutilleul et Delebecque, *op. cit.* (71) の旧版) は、とくに3つめの条項について、「売買契約の解除=リース契約の解約」という法論理をリース業者が回避するのを可能にするものであると分析しつつ、「リースのエコノミーを反映したこの契約上のからくり」を判例は概ね支持しているとしたうえで、多くの問題が残されている旨を指摘していた。

98) クロック・前掲注 (59) 204頁では、複数の契約の関連性を指す「契約間の相互依存性 (interdépendance contractuelle)」の概念について、「この概念を明らかにしたのは学説であり、それを一般論として展開し、かつ、法制度として確立したのは判例である」とされている。また、S. Anrani-Mekki et M. Mekki, *Panorama : Droit des contrats* : déc. 2012 – janv. 2014, D. 2014, n° 10, p. 640によれば、破毀院は不可分性よりも相互依存性を選ぶようになってきたとされている。

99) J.-B. Seube, *RDC* 2018, n° 3, p. 368。そのほか、Capitant et al, *op. cit.* (72), p. 760; Pellé, *op. cit.* (62), n° 362, p. 337 et s. なども参照。Larroumet et Bros, *op. cit.* (65), n° 459, p. 441では、

における関連性はときに「共生 (symbiotique)」とまで表現されており¹⁰⁰⁾、その他の取引よりも明確な関連性、すなわち「構造的な相互依存性 (interdépendance structurelle)」が認められるものと言える¹⁰¹⁾。こうした認識はおそらくは典型的と言ってもよいほどのもののようであり、「あらゆる反対の条項にかかわらず、リース又は所有権移転外リース (location financière) に関する取引を形成する複数の契約は不可分である」という明文の規定を置くことを提案する学説まで見受けられる¹⁰²⁾。

ここまで確認してきたリースの仕組みを踏まえ、売買契約の解除に伴うリース契約の解消という本題に入りたいところだが、その論理的前提として、またわが国との比較をするうえでも、あらかじめ検討しておくべき問題がある。そもそもユーザーによる売買契約の解除は認められるのかという問題である。

第2節 ユーザーによる売買契約の解除

売買契約の解除に伴うリース契約の解消が正当化されるか否かを論じる際、その前提として、いずれの取引当事者が売買契約を解除することができるのか問題となる。かりにリース契約の解消が正当化されたとしても、そ

リースにおける「取引の経済的一体性は、法的には、それが必要とする複数の契約の間、とくに売買と賃貸借の間の相互依存性というつながりとなって現れうる」とされている。また、H. Barbier, *chron.*, RTD civ. 2018, n° 2, p. 389のように、契約集合の例として示すものも散見される。もちろん、一般的な議論状況と同じく、不可分性という性質決定もみられる (Malaurie et al., *op. cit.* (87), n° 563 et s., p. 505 et s.)。

なお、買主による賃貸を実現するために売買契約が締結されたというわけではなかった場合には、売買契約と賃貸借契約との間に相互依存性を認めることはできない、とされている。Larroumet et Bros, *op. cit.* (65), n° 460, p. 444を参照。

100) この表現はもともと E.-M. Bey, *De la symbiotique dans le leasing et le crédit-bail mobilier*, Dalloz, 1970に由来するようであるが、その原典を直接読むことはできなかった。その趣旨については、Malaurie et al., *op. cit.* (87), n° 563, p. 505; Seube, *op. cit.* (99), p. 368のほか、南部・前掲注 (4) 140頁以下を参照したが、リースに関するその他の論考でもたびたび参照されている。

101) Larroumet et Bros, *op. cit.* (65), n° 463, p. 445.

102) C. Grimaldi et O. Deshayes, *Proposition de modification de l'article 1186 du Code civil : la caducité dans les ensembles contractuels*, RDC 2017, p. 188.

の発端となる売買契約の解除がもつばらリース業者のイニシアティブによって行なわれるのであれば、リース業者は、リース契約を存続させるために、解除権を行使しなければよい、ということになる¹⁰³⁾。その結果、リース契約の解消を正当化したことの実効性は失われてしまう。

この問題について、フランスでは、すでに言及したとおり、ユーザーが売買契約を解除することができるものとされている。訴権移転条項により、リース業者がサプライヤーに対して有する解除訴権がユーザーに移転されるのである。

そもそも、免責条項が有効とされるには、ユーザーがサプライヤーおよびリース物件を選択したということに加え、売買契約から生じたリース業者の訴権をユーザーが行使することができるということが必要だ、とされている¹⁰⁴⁾。解除訴権をはじめとする各種の訴権をユーザーが行使できないのであれば¹⁰⁵⁾、リース業者は免責条項の有効性を主張することができないので

103) この点については、Schütz, *op. cit.* (67), n° 70, p. 75を参照されたい。ここで、Schützは、買取選択権付賃貸借 (location avec option d'achat) の場面を参照しながら、リース業者がそのような行動に出る可能性は机上の空論などではないと指摘している。

104) Schütz, *op. cit.* (67), n° 52 et s., p. 59 et s.を参照。ここでは、先例として Cass. com., 30 oct. 1973, n° 72-11231 : Bull. n° 303, p. 271が挙げられている。その原判決は、ユーザーがサプライヤーとリース物件を選択したこと、リース業者は当該リース物件を占有したこともないうえに認識もしていなかったこと、リース業者がサプライヤーに対して有する自らの権利をユーザーに代位させていたことを考慮し、リース業者がリース物件の欠陥について有効に免責されていたことを認めた。この判断を破毀院商事部が是認した。Schützによれば、「この解決は、判例によって繰り返し確認され、すべての学説によって是認されて」いる、とみられている (Schütz, *op. cit.* (67), n° 53, p. 60)。

105) 売買契約から生じる訴権が部分的に移転されていたという場合についてはどうだろうか。とくに、リース業者がユーザーによる解除訴権の行使を禁じていたという場合については、ユーザーは改めてリース業者に対して訴えを提起できるとされている。そうしなければ、免責条項の有効要件の1つをリース業者が難なく回避してしまううえ、ユーザーはサプライヤーにもリース業者にもまったく訴権を行使することができないことになって妥当でない、とされているのである。Schütz, *op. cit.* (67), n° 70, p. 75. そのように考える場合、より具体的には、免責条項が制限されてユーザーはリース契約の解除を求めることができる、とされている。Schütz, *op. cit.* (67), n° 70, p. 76. そうしてリース契約の解除が認められることになる場合、そのことと以下のリース契約の解消の正当化に関する議論とがいかなる関係にあるのかが問題となるだろうが、それ以上は詳論されていない。

ある¹⁰⁶⁾。

それでは、そのうえで、売買契約の解除に伴うリース契約の解消はどのように正当化されてきたのだろうか。次章からは、フランスの最上級審である破毀院の判例を中心として、その議論を概観していきたいと思うが、判例の流れには紆余曲折があった。当初より、破毀院のなかでも第一民事部と商事部の間で対立が生じ、判例が二転三転することになったのである¹⁰⁷⁾。そこで、これまでの議論を5つの段階に分けて概観する。

第一に、両部の間で対立が続いていた段階である(第3章)。この段階では、売買契約の解除に伴うリース契約の解消はそもそも認められるのかということが争われ、それに応じてリース契約の解消の法的構成および法的根拠はなにかが模索されていた。

第二に、1990年11月23日の混合部判決によってひとまずリース契約の解消が認められた、という段階である(第4章)。この段階では、一応の法的構成が示されたものの、依然としていくつかの理論的な問題が残されていた。

第三に、リースと類似した取引である所有権移転外リース(location financière)について、「相次ぐ消滅」が包括的に承認された、という段階である(第5章)。この所有権移転外リースの法状況は、リースの法状況にも一定の影響を及ぼすことになった。

106) リース業者がユーザーに訴権を移転していなかったという場合については、ユーザーはリース業者に対して一般的な賃貸人としての責任を追及することができるというのが判例だ、とされている。Schütz, *op. cit.* (67), n° 69, p. 74.

107) この問題に関する議論の整理については、Barbier, *op. cit.* (99), p. 389; Capitant et al., *op. cit.* (72), p. 760; Carbonnier, *op. cit.* (78), p. 1026 et s.; Crocq, *op. cit.* (24), n° 145, p. 120 et s.; M. Del Sol, Les conséquences de la résolution de la vente sur le contrat de crédit-bail, RJO 1993-1, n° 7 et s., p. 6 et s.; Ch. Larroumet, note, D. 1991 jurisprudence, p. 121; Larroumet et Bros, *op. cit.* (65), n° 460, p. 441 et s.; Mazeaud et al., *op. cit.* (82), n° 923, p. 212; J. Raynard et J.-B. Seube, Droit des contrats spéciaux, 10^e éd., LexisNexis, 2019, n° 456, p. 384 et s.; Seube, *op. cit.* (65), n° 177 et s., p. 214 et s.などを参考にした。なお、1980年代初頭までの状況については、南部二三雄「国際的視野からみたリース規制の動向」税経通信39巻2号87頁以下(1984)で、後掲の破毀院混合部1990年11月23日判決までの状況については、小粥・前掲注(70)139頁および都筑・前掲注(8)210頁で、同判決以降の状況については、白石・前掲注(70)103頁以下でも概観されている。

第四に、2018年4月13日の混合部判決により、リースについて新たな展開がみられた、という段階である（第6章）。この段階に至り、法的構成および法的根拠に関する理論的な問題はおおよそ解消されたようである。

第五に、リースの判例におけるものと同様の判断枠組みが、その他の類似の取引についても採用された、という段階である（第7章）。近時、第四の段階で形成されたリースの判例と同様の解決が、リースと類似した買取選択権付賃貸借（location avec option d'achat）についてもとられるに至った。

以下、これらの段階について順にみていくことにしよう。

第3章 破毀院における変転と対立

本章では、売買契約の解除に伴うリース契約の解消はそもそも認められるのが問題とされていた段階の判例を検討していく。1970年代以降の破毀院判決が検討対象だが、輸入されて間もない時期だったためか、破毀院としての立場は文字どおり二転三転していた。

第1節 リース契約の解消をめぐる判例の揺動

当初、商事部は、リース契約の解消に肯定的な態度を示していた。商事部1972年1月3日判決が¹⁰⁸⁾、売買契約の解除の結果としてリース契約も解除されると判断した原判決に対する破毀申立てを棄却したのである¹⁰⁹⁾。その原判決では、契約の解除に関するフランス民法典旧1184条が適用されていた（これ以降、本稿で挙げる条文は、基本的にフランス民法典のものである¹¹⁰⁾）。また、商事部1977年6月13日判決は¹¹¹⁾、売買契約の解除を言い渡し

108) Cass. com., 3 janv. 1972, n° 69-14049 et n° 69-13953 : Bull. Com, n° 1, p. 1.

109) ただし、同判決の事案におけるリース契約には訴権移転条項が約定されていなかったという可能性も指摘されており（Carbonnier, *op. cit.* (78), p. 1026）、その評価は一義的に定まるものではない。

110) 民法典旧1184条〔双務契約の解除：裁判上の請求〕

解除条件は、双務契約 *contrat synallagmatique* において、両当事者の一方がその約務をなんら満たさない場合についてつねに予定されている。

ながらもユーザーに対してリース料および違約金の支払いを命じた原判決に対し、その判断が同条に違反しているとして、破毀取消しを言い渡した¹¹²⁾。

それに対して、第一民事部は、リース契約の解消に否定的であった。第一民事部1978年2月1日判決の事例で¹¹³⁾、原判決は、売買契約の解除が遡及性を有することから、リース契約が基礎を欠く (*dépourvu de base*) に至ったとし、それ自体も解除されなければならないと判断して、既払リース料の全部の返還を命じた。それに対して、第一民事部は破毀を言い渡したのである。この破毀の判断にあたっては、原判決が回答を示さなかったリース業者の主張が取り上げられた。その主張では、ユーザーは、自由にリース物件およびサプライヤーを選択し、その選択についてすべての責任を負ったのであり、原則としてリース業者に対して訴権を行使することもできなければ、契約の無効やリース料の減額を求めることもできなかった、ということが指摘されていた。

その後も商事部はリース契約の解消を認める。商事部1980年2月4日判決の事例で¹¹⁴⁾、原判決は、「売買契約の解除の結果」としてリース契約の「遡

この場合には、契約は、なんら法律上当然に解除されない。約務の履行をなんら受けなかつた当事者は、あるいはそれが可能であるときは合意の履行を他方当事者に強制し、あるいはその解除を損害賠償とともに請求する選択権を有する。

解除は、裁判上で請求しなければならない。被告には、状況に従って期間を付与することができる。

※ これ以降、2016年債務法改正前のフランス民法典の条文訳については、とくに断りのないかぎり、法務大臣官房司法法制調査部『フランス民法典——物権・債権関係——（法務資料第441号）』（法務大臣官房司法法制調査部司法法制課、1982）に従う。

111) Cass. com., 13 juin 1977, n° 76-11026 ; Bull. Com. n° 164, p. 141.

112) 前掲注 (109) と同様、この判決の事案についても、リース契約に訴権移転条項が約定されていないかという可能性が指摘されており (Carbonnier, *op. cit.* (78), p. 1026)、やはりその評価は一義的に定まるものではない。

113) Cass. civ. 1^{re}, 1 févr. 1978 : D. 1978, I.R., p. 394. この判決は、コースを問題としたものとして理解されることもあるようだが (Del Sol, *op. cit.* (107), n° 7, p. 6)、その当否は分からない。本注で示した掲載誌の該当箇所でも、判決の整理のために *Causes* の語が挙げられてはいるものの、当の判旨をまとめた部分については、コースの不存在を示しうる箇所として、本文でも示した *dépourvu de base* の部分が見られるくらいである。

114) Cass. com., 4 févr. 1980, n° 78-12937 ; Bull. Com. n° 52 ; D. 1980, I.R., p. 565, obs. Larroumet.

及的な消滅」を認め、「コースの欠如によるその無効」を言い渡した。この判断を破毀院が是認したのである¹¹⁵⁾。

コースというのは¹¹⁶⁾、2016年の債務法改正前の民法典において契約の有効要件の1つとされていた概念である(旧1108条)¹¹⁷⁾。その定義は難しいが¹¹⁸⁾、現在の通説とされる二元説によれば¹¹⁹⁾、コースが存在しているかど

115) 前掲注(109)と同様、この判決の事案についても、リース契約に訴権移転条項が約定されていなかったという可能性が指摘されており(Carbonnier, *op. cit.* (78), p. 1026)、やはりその評価は一義的に定まるものではない。

116) フランス民法におけるコースの概念については、ジュディット・ロシュフェルド(荻野奈緒訳)「フランスとヨーロッパの法改革案におけるコース(cause)と原因なき利得(enrichissement sans cause)」民商法雑誌145巻4・5号483頁以下(2012)、ヤン・M・スミッツ(太矢一彦=川上マーク敏明訳)『スミッツ契約法』(信山社、2021)114頁以下、稲葉彬「フランス契約法におけるCauseの理論」法学新報79巻2号85頁(1972)、岩川隆嗣「双務契約の牽連性と担保の原理——同時履行の抗弁・法定解除・留置権・相殺」(有斐閣、2020)262頁以下[初出:同「双務契約の牽連性と担保の原理(1)～(10・完)——フランス法における同時履行の抗弁を中心として」法学協会雑誌134巻7号～135巻12号(2017～2018)]、岸上晴志「契約の目的」(不磨書房、2006)、小粥・前掲注(70)、酒巻・前掲注(8)70頁以下、柴崎暁「抽象的債務負担行為小論」法政論叢12号31頁(1998)、清水耕一「不相当に高額な生命保険契約の妥当性について——現代フランス法のコース論をてがかりとして——」保険学雑誌575号91頁以下(2001)、竹中悟人「契約の成立とコース——要素とコースの史的接点に関する考察——」(商事法務、2021)[初出:同「契約の成立とコース(1)～(8・完)」法学協会雑誌126巻12号～127巻7号(2009～2010)]、西村正喜「コースと約因——英仏からの示唆」奈良法学会雑誌19巻1・2号155頁(2006)、森田修「契約法——フランスにおけるコース論の現段階——」岩村正彦ほか編『現代フランス法の論点』(東京大学出版会、2021)161頁、森田宏樹「瑕疵担保責任に関する基礎的考察(2)」法学協会雑誌107巻6号978頁以下(1990)、森山浩江「恵与における『目的』概念——コース理論を手掛かりに——」九大法学64号1頁(1992)、安井宏「リーグの原因理論」法と政治32巻1号205頁(1981)、山代忠邦「契約の性質決定と内容調整(1)——フランス法における典型契約とコースの関係を手がかりとして——」法学論叢177巻3号54頁以下(2015)などを参照。

117) 民法典旧1108条[基本的条件] 合意の有効性にとって、以下の4つの条件が基本的である。
義務を負う当事者の同意
その者の契約を締結する能力 *capacité*
約務の内容 *matière* を形成する確定した目的 *objet*
債務における適法な原因 *cause licite*

118) 比較的わかりやすい説明としては、「なぜ債務を負担したのか」という問いに答えるものがコースである、とするものが挙げられる。小林和子「新たなフランス民法における債務のコースの役割の存続とその課題——1135条2項・1169条・1186条の場合を中心に」筑波ロー・ジャーナル29号52頁(2020)、西村・前掲注(116)155頁を参照。その説明によれば、債務者が債務を負担する理由が問われていると考えられる。売買契約を例として具体的に述べると次のよ

うかのレベルでは、それは客観的かつ抽象的に把握され、コースが適法であるかどうかのレベルでは、それは主観的かつ具体的に把握される、と考えられている¹²⁰⁾。とくに双務契約について、コースの存在が問題とされるときには、それは反対給付のことを指すものとされる。反対給付が得られる見込みがなければ、債務を負担する意味も契約を締結する意味もない。そこで、契約が有効に成立するには、債務を負担する理由としてのコースの存在が必要とされるのである(旧1131条)¹²¹⁾。

本件では、売買契約の解除により、ユーザーはリース物件を利用することができなくなった。したがって、ユーザーは基本的な反対給付を得られない

うになる。まず、買主となる者に対して、なぜ売主となる者に金銭を支払うのかと問いかけたとする。これに対するその者の答えは、おそらく、売主となる者が目的物を引き渡すからであるといったものになるだろう。反対に、売主となる者に対して、なぜ買主となる者にその物を引き渡すのかと問いかけたとする。これに対するその者の答えは、おそらく、買主となる者がその代金となる金銭を支払うからであるといったものになるだろう。このように、双務契約である売買契約について言えば、お互いの反対給付がお互いの債務負担の理由、すなわちコースとなる。目的物の引渡しに代金支払債務の負担の、代金の支払いに目的物引渡債務の負担のコースとなるのである。このように理解されるコースのことを、とくに「債務のコース」と言う。この種のコースは契約類型ごとに一定のものであり、客観的に確定される。他方で、債務を負担する理由には、当事者によって異なる個別的なものも存在する。たとえば、包丁の売買契約が締結されたが、買主は実は殺人のためにその包丁を購入した、という場合である。もちろん、包丁を買う人がすべて殺人犯であるということはない。ここでは、殺人をすることが、当該買主にとって、包丁の代金を支払うという債務を負担することの個人的な理由となっている。この種の理由は動機であって法的顧慮に値しないとも言える。しかし、こうした状況をなんら規律しないというのでは、契約を手段として不法が実現されてしまう。そこで、こうした主観的な理由である動機のうちでも、それがなければ契約が締結されなかったであろうと判断されるもの、すなわち決定的な動機については、とくに適法であるかどうかの判断の対象になる。このように、主観的で具体的なものとして理解されるコースのことは、「契約のコース」と呼ばれる。

119) 本稿ではひとまず「二元説」というかたちでひとくくりしているが、その内容は論者によって異なるようであることには注意を要する。ロシュフェルド・前掲注(116)484頁は、「学説および判例の極めて相対的なコンセンサスを単純化すると」という前置きのもとで、二元的な理解を述べている。この点については、竹中・前掲注(116)281頁以下も参照されたい。

120) 小粥・前掲注(70)73頁以下、酒巻・前掲注(8)71頁以下、清水・前掲注(116)92頁以下、森山・前掲注(116)10頁などを参照。

121) 民法典旧1131条〔無効の原因〕原因 cause がない債務又は虚偽の原因 fausse cause 若しくは不法の原因 cause illicite に基づく債務は、いかなる効果 effet も有することができない。

状態に陥ったと言える。本判決では、この状態をもってユーザーが負担する債務のコースが失われたと評価され、リース契約の無効が導かれたのだろう。

こうしたなか、第一民事部は、1982年3月3日判決で商事部の見解に同調した。同判決では、旧1131条が参照されたうえで、「本件売買契約の解除は、結果として、本件で売買された財を対象とする本件リース契約のコースを失われたのであり、本件におけるリース料の支払いは、もはや反対給付 (contrepartie) を欠いていた」と判断された¹²²⁾。こうして、ひとまずは両部の見解が一致することとなった。

しかし、その状況は一時的なものであった。1982年5月10日判決以降¹²³⁾、商事部は、ユーザーの債務のコースが失われぬ以上はリース契約の解消は認められない、という見解をくりかえし採用したのである¹²⁴⁾。この時期の商事部の判決として主に言及されるのは、1983年3月15日判決である¹²⁵⁾。同判決の原判決では、リース契約において免責条項の代償として訴権移転条項が約定されていたことを考慮し¹²⁶⁾、ユーザーの債務のコースは失われぬ、とされた¹²⁷⁾。この判断が商事部で是認されたのであった。この間も、

122) Cass. civ. 1^{re}, 3 mars 1982, n° 79-17149 : Bull. Civ. 1 n° 97, p. 84. 本判決では、旧1131条が参照されていることからして、リース契約の無効が導かれると考えられていたものと推察されるが、いかなるサンクションが採用されたかについては明示されていない。

123) Cass. com., 10 mai 1982, n° 80-15188. この判決は、なにをユーザーの債務のコースとみているかが判然としないためか、ほとんど言及されない。しかし、Crocq. *op. cit.* (24), n° 145, p. 121では言及されていたため、本稿でも挙げておいた。

124) その他の判決については、Crocq. *op. cit.* (24), n° 145, p. 121を参照されたい。

125) Cass. com., 15 mars 1983, n° 81-14467 : JCP G 1983, II, 20115, note E.-M. Bey ; RTD civ. 1983, p. 758, obs. Ph. Rémy ; D. 1984, inf. rap. p. 79, obs. M. Vasseur. Larroumet et Bros, *op. cit.* (65), n° 460, p. 442によれば、商事部は1983年3月15日判決をはじめとする一連の判決によって「判例変更 (revirement de sa jurisprudence)」を行なった、とされている。

126) ここにいう免責条項とは、厳密に言えば、「本件ユーザーが本件リース業者に対する請求権を放棄する (non-recours) 旨の条項」のことであり、訴権移転条項とは、本件リース業者が「サプライヤーによる法定または約定の担保に関する権利」を本件ユーザーに移転する旨の条項のことである。

127) Larroumet, *op. cit.* (107), p.122や Larroumet et Bros, *op. cit.* (65), n° 460, p. 442では、この原判決が示したような論理は妥当でない指摘されている。とくに前者の指摘の内容は次のとおりである。1966年7月2日の法律第66-455号1条 (前掲注 (78) 参照) によれば、支払われたリース料を考慮して買取選択権行使の際の買取代金が算定される。そのことから、リース料

第一民事部のほうでは、上述の1982年3月3日判決で採用された立場が維持されていた。1985年12月11日判決で、第一民事部は、旧1131条を参照したうえで、「本件売買の解除が、本件リース契約によるものも含めて、契約債務の遡及的消滅をもたらし、同契約はその締結日に解除されることとなった」と判断したのである¹²⁸⁾。こうして、両部の間に再び対立が生じることとなった¹²⁹⁾。

その後、混合部1989年3月3日判決が登場し¹³⁰⁾、この対立は解消されるかにみえた¹³¹⁾。同判決では、リース契約に約定された代金返還保証条項の

支払債務のコースはリース物件の享受とその買取可能性にあると言える。したがって、売買契約の解除によってリース物件がサプライヤーに返還された場合には、ユーザーはリース物件を享受することもその買取を選択することもできなくなる以上、リース料支払債務がコースを欠くに至ると考えるべきである。以上にまとめた Larroumet らの見解のほか、ここで検討している商事部の見解に対する批判としては、Crocq, *op. cit.* (24), n° 145, p. 121 も参照されたい。

128) Cass. civ. 1^{re}, 11 déc. 1985, n° 84-12253 : Bull. 1985 I, n° 351, p. 315 ; Defrénois 1986, p. 591, obs. J. Honorat. 前掲第一民事部1982年3月3日判決と同一の事件について、破毀後の移送を受けて判断した控訴院判決に対して判断をしたものであると思われる。なお、参照条文に照らして考えれば、サンクションとしては「無効 (nullité)」が導かれるのが順当だと言えるが、ここでは「解除 (résolution)」が採用されている。この点には、1982年判決の内容をより明確にする趣旨があったのかも知れない。

129) *Capitant et al., op. cit.* (72), p. 760によれば、商事部は、免責条項が約定されていた場合について、第一民事部のとった解決を退けた、とされている。このことから、商事部は、免責条項が約定されていたという事実を重視したうえで、前掲商事部1983年判決の原判決が示したような論理に基づき、リース契約の解消を否定しつつけた、とも言えそうである。そうすると、商事部と第一民事部との立場の違いは事実関係の違いによるものにすぎない、とみることもできよう。とくに法理論上の見解の相違があるわけではないと言えるのである。しかし、以上のように言い切るのは妥当でない。第一民事部が扱った事例でも免責条項が約定されていた可能性は否定できないところ、かりに約定されていたのだとすれば、第一民事部はその事実を重視しなかったということになる。そうすると、両部の間には法理論的にみて見解の相違があると言わなければならない。前章第1節でも述べたとおり、少なくとも今日では、免責条項の約定が一般的に行なわれている。このことは *ibid.*, p. 760でも指摘されている。したがって、今日のリースについては、上の立論は成り立たないであろう。*Ibid.*, p. 760でも、最終的には、本文で後述するように第一民事部と商事部とが異なるアプローチに立つものとして整理されている。

130) Cass. mixte, 3 mars 1989, n° 86-11941 : Bull. 1989 C. M., n° 1, p. 1.

131) 混合部 (chambre mixte) は、「複数の部の管轄にまたがるような原理的問題 (question de principe) が争われているとき」、「各部の判決に齟齬をきたすおそれがあるとき」、「部合議体において裁判官の意見が同数に分かれたとき」に開かれるものであり、その判決により、破毀院としての見解が統一されるなどの結果がもたらされる (滝沢正『フランス法 (第5版)』(三

適用の可否が争われた。結論としては、当該条項は「本件機器に関する本件売買契約の解除の結果を調整することのみをその目的としていた」として、その適用が認められた。本稿との関係で重要なのは、同判決は、その判断の前提として、リース契約が解消されたものとみていたのかどうか、という点である¹³²⁾。リース契約に約定された条項の効力が生じるとされていることからすれば、同判決ではリース契約の解消は認められなかったとも考えられる¹³³⁾。しかし、この考え方に対しては、次の2つのことを理由として反論がなされている¹³⁴⁾。第一に、本件破毀申立理由では、売買契約の解除に伴ってリース契約が遡及的に消滅すると明示的に主張されていたが、破毀院はそれに対して異議を唱えなかった。第二に、同判決には「のみ (que de)」という文言がみられるが、かりに、問題となる条項が売買契約の解除の結果を調整することとは異なることを目的としていた場合には、それは適用されなかったのであって、このことは、代金返還保証条項を除いてリース契約はその効力を失った、ということを暗に意味している。以上の反論のほかにも、同判決は「暗に」第一民事部の立場を採用したと指摘されたり¹³⁵⁾、「暗に」解消が認められたと指摘されたりしている¹³⁶⁾。

いずれの理解もありうるにせよ、破毀院が明白な態度決定をしなかったのは事実であって¹³⁷⁾、同判決で「不確実さ (incertitude)」が解消されることはなかった¹³⁸⁾。かりに、同判決は前提としてリース契約の解消を認めたというようにその後の破毀院で理解されていたならば、その時点で判例は落ち

省堂、2018) 196頁)。間接的な判断にすぎないとはいえ、本判決によって、リース契約の解消を認めるという立場に判例が落ち着く可能性もあったわけである。

132) この点は、事実審では取り上げられていたようであるが、破毀院では直接の検討対象とはされなかった。Crocq, *op. cit.* (24), n° 145, p. 122; F. Dupuis-Toubol, D. 1990, p. 303を参照。

133) E.-M. Bey, JCP G 1989, n° 47, II, 21365のII .1. De la cause のJ.B.を参照。

134) Crocq, *op. cit.* (24), n° 145, p. 122.

135) Del Sol, *op. cit.* (107), n° 8, p. 7.

136) Larroumet, *op. cit.* (107), p.121.

137) D. Legeais, JCP E 1991, II, n° 111, p. 30では「器用な回避 (habile dérobade)」とも言われている。

138) Carbonnier, *op. cit.* (78), p. 1027.

着きをみていたかもしれない¹³⁹⁾。しかし、結局は落ち着きをみなかった。その後の商事部1990年1月9日判決では、依然としてそれまでの商事部の立場が維持されたのである¹⁴⁰⁾。その結果、第一民事部と商事部の間の対立も解消されずに残されることとなった。

第2節 コーズ構成が孕む問題

学説は、以上の判例の状況を次のように分析している¹⁴¹⁾。まず、第一民事部が採用するに至った立場であるが、それはリース契約の法的側面を重視するものであるとされている。その立場によれば、リース契約の賃貸借としての側面が重視される¹⁴²⁾。その結果、売買契約が解除された場合には、リース業者はリース物件をユーザーに利用させることができなくなり、ユーザーのリース料支払債務はコーズを欠く、と構成されることになる。そうして、リース契約の解消が導かれるのである。これに対して、商事部が採用するに至った立場は、リース契約の経済的側面を重視するものであるとされている¹⁴³⁾。その立場によれば、リース契約の与信取引としての側面が重視され

139) 理解の仕方によっては、混合部1989年判決は、第一民事部および商事部との関係で妥協的な解決をとったものと評されている。Crocq, *op. cit.* (24), n° 145, p. 122; Dupuis-Toubol, *op. cit.* (132), p. 304を参照。かりに、同判決はリース契約の解消を認めたものだというかたちで落ち着きを見ていたならば、すでにこの段階で破産院がある種の「中間的なアプローチ」(次章第1節参照)をとっていたとも言えよう。

140) Cass. com., 9 janv. 1990, n° 87-13397; Bull. 1990 IV, n° 5, p. 4. 本件の事実としては、リース業者がリース物件の購入について「融資した (a financé)」ということが認定されている。この認定事実の表現にも、商事部がリースの経済的側面を重視していることがうかがわれる。同判決については、Crocq, *op. cit.* (24), n° 145, p. 124も参照されたい。

141) 以下の学説による判例の分析については、Capitant et al., *op. cit.* (72), p. 760; Crocq, *op. cit.* (24), n° 145, p. 120 et s.; Del Sol, *op. cit.* (107), n° 7, p. 6; Dupuis-Toubol, *op. cit.* (132), p. 303 et s.を参照した。そのほか、Seube, *op. cit.* (65), n° 177 et s., p. 214 et s.も基本的に同様の分析をしている。なお、学説それ自体の状況については、小粥・前掲注(70) 151頁(注25)を参照されたい。

142) 賃貸借としての側面を重視することがなぜ「法的」側面を重視することになるのかについては、明確には説明されていない。おそらく、通貨金融法典L313-7条におけるリースの法律上の定義が賃貸借構成を採用していることに由来しているものと推察される。前掲注(78)参照。

143) 商事部の立場の分析については、Crocq, *op. cit.* (24), n° 146, p. 125が詳しい。

る¹⁴⁴⁾。その結果、ユーザーのための信用供与が実現されていさえすれば、ユーザーの債務のコースが存在すると評価されることになる。したがって、売買契約の解除の場合にも、リース契約は存続することになるのである。実質的にみれば、第一民事部の立場はとくにユーザーの利益に配慮するものであり、商事部の立場はとくにリース業者の利益に配慮するものである、と言えよう¹⁴⁵⁾。

以上にみたとおり、ここまでの判例の状況では、コースの不存在による契約の解消が認められるか否かが中心的な論点であった¹⁴⁶⁾。また、学説が分析するところによれば、その結論は、リース契約の賃貸借の側面と与信取引の側面のいずれが重視されるか、という法的性質の問題にかかっていた。

しかし、この議論には法技術的に問題があった。それはコースに関する問題である¹⁴⁷⁾。そもそも、伝統的な理解によれば、コースの存否が問題とされるのは契約の成立段階なのである¹⁴⁸⁾。ひとたび有効に成立したリース契

144) この立場をとる学説としては、Sériaux, *op. cit.* (80), n° 91, p. 218 et s. が挙げられる。Sériaux は、各種の法文からリースの「純粋に金融的な性質」が導かれるとしたうえで、リースは金銭消費貸借取引の категория に属すると指摘している。

145) サプライヤーが無資力であったり裁判上の清算手続の対象となったりした場合にはとくに、リース業者がリース契約の維持を望むと言える。この場合に売買契約の解除が言い渡されたならば、リース業者が代金返還を受けられなくなる可能性が高いからである。以上について、Larroumet, *op. cit.* (107), p.122を参照。しかし、代金返還保証条項の有効性が認められている以上、上記のような場合にもその点が決定的であるとは思われない。やはり、リース物件の購入価格だけでは還元できない額が設定されたリース料について、その総額をユーザーから回収する、ということが重要なのではないだろうか。それぞれの立場から帰結される当事者の具体的な利害状況については、Crocq, *op. cit.* (24), n° 145, p. 121 et n° 146, p. 125も参照されたい。

146) Carbonnier, *op. cit.* (78), p. 1027; Dupuis-Toubol, *op. cit.* (132), p. 302 et s.

147) 以下で検討するコースの問題については、Amrani-Mekki, *op. cit.* (61), n° 15 et s., p. 365 et s.; Ghestin et al., *op. cit.* (60), n° 2611, p. 1285 et s.; Seube, *op. cit.* (60), p. 929 et s. を参照。なお、契約集合論におけるコース構成の意義および問題点については、都筑満雄「複合契約中の契約の消滅の判断枠組に関する序論的考察——フランスにおけるコースの主観化に関する判例の分析を中心に——：複合契約論考・その1」松久三四彦ほか編『民法学における古典と革新（藤岡康宏先生古稀記念論文集）』（成文堂、2011）298頁以下、渡邊貴「複数契約の密接関連性の考慮要素に関する考察——フランスにおける契約の不可分性の議論を中心に——」法学政治学論究122号218頁以下（2019）で詳しく紹介されているほか、酒巻・前掲注（8）216頁で簡明にまとめられている。

148) Carbonnier, *op. cit.* (78), p. 1029; Ghestin et al., *op. cit.* (60), n° 2611, p. 1286. そのほか、

約について、その事後的な解消をコースの喪失によって根拠づけるとするのは、伝統的な理解によるかぎり妥当でない。たしかに、債務負担の理由が失われたという意味ではコースの趣旨が妥当するだろう。しかし、その法理論としての本来的な位置づけがここでの適用を許さない。上述の議論は、コースを履行段階でも機能させるという拡張的な理解に依拠してはじめて成り立つものであった¹⁴⁹⁾。こうした理解はかねてから有力に主張されており¹⁵⁰⁾、それを前提とする判例が存在するのも先にみたとおりだが、それが一般的に受け容れられるには至らなかった¹⁵¹⁾。

また、コースの存否にかかわるこの議論には、リース契約の解消方法との関係でも問題があった。リース料支払債務がコースを欠くというとき、その効果は、リース契約の無効および既払リース料の返還である¹⁵²⁾。そうすると、ユーザーが一定期間はリース物件を利用できていたという場合、それにもかかわらず、ユーザーは既払リース料の全部の返還を請求しうる、ということにもなりうる。そうした不公平が指摘されているのである¹⁵³⁾。

柴崎・前掲注 (116) 49頁も参照。

149) Terré et al, *op. cit.* (81), n° 401, p. 450でも、コースが「相次ぐ消滅」の法的根拠とされることについて、「この『コース』は民法典1131条のそれではなかった」とされている。なお、コース理論は、履行段階への拡張のみならず、さまざまなたちで現代的な展開をみている。現代的なコース理論については、ロシュフェルド・前掲注 (116) 490頁以下、金山直樹『現代における契約と給付』(有斐閣、2013) 10頁以下 [初出: 同「フランス契約法の最前線——連帯主義の動向をめぐって——」判タ1183号99頁 (2005) →野村豊弘還暦記念『21世紀判例契約法の最前線』(判例タイムズ社、2006) 547頁]、柴崎・前掲注 (116) 41頁以下、森田修・前掲注 (116) 166頁以下などを参照されたい。

150) 小粥・前掲注 (70) 151頁 (注25) で整理されている学説のほか、渡邊貴「複合契約の解除における契約消滅のリスク負担と『取引』概念の『類型』——フランス契約集合論における『取引 (opération)』概念の類型的検討を通じた序論的考察——」法学政治学論究130号159頁以下 (2021) を参照。

151) Ghestin et al, *op. cit.* (60), n° 2611, p. 1285 et s. そのほか、コースを「相次ぐ消滅」の根拠とするのは適当でない」と指摘する学説として、Serinet, *op. cit.* (63), p. 41も参照。

152) Crocq, *op. cit.* (24), n° 145, p. 120によれば、解除というかたちで売買契約が過渡的に消滅する以上、ユーザーの債務のコースは初めから存在しなかったことになるから、リース契約は解除や解約ではなく無効とされるのが妥当だ、とされている。

153) この点については、Seube, *op. cit.* (65), n° 177, p. 214のほか、Legeais, *op. cit.* (137), p. 30を参照。それに対して、Crocq, *op. cit.* (24), n° 145, p. 120は、リース契約は無効となるとしつ

判例の展開のなかでは、無効のほか、解除という解消方法も採用されていたが、こちらについても理論的な問題が指摘されている。売買契約の遡及的な消滅によってリース契約が初めからコースを欠くに至るという場面である以上、「当事者に帰する (imputable) 不履行」をサンクションする解除は問題とならない、とされているのである¹⁵⁴⁾。また、解除が遡及効を有するがゆえに既払リース料の返還を問題とすることになり、結果としてリース業者の利益が不当に害される、とも指摘されている¹⁵⁵⁾。

以上のとおり、本章でみた段階では、そもそも売買契約の解除に伴うリース契約の解消が認められるのかについて判例にゆらぎがあり、それとともに法的構成および法的根拠についても争いがあった。こうして、解消の当否をめぐる破毀院内での対立、コースに関する法技術的な問題、そして解消方法に関する問題という3つの問題が残されることとなったのである。

第4章 混合部1990年判決の登場——当然解約構成の採用

前章でみてきた問題について一応の解決を図ったのが¹⁵⁶⁾、1990年11月23日に出された3つの混合部判決であった（以下、これらをまとめて「混合部1990年判決」と呼ぶ¹⁵⁷⁾。これらの判決では、契約の解除に関する旧1184条が参照されたうえで、「売買契約の解除は、当然に (nécessairement) リース契約の解約 (résiliation) をもたすが、この解約の結果を調整することを目的とする条項の適用は留保される」と判断された¹⁵⁸⁾。判旨はシンプル

つ、既履行部分については原状回復や補償金の支払いにおいて考慮されるべきだとしている。

154) Larroumet et Bros, *op. cit.* (65), n° 460, p. 442.

155) Carbonnier, *op. cit.* (78), p. 1028.

156) Del Sol, *op. cit.* (107), n° 3, p. 4.

157) Cass. mixte, 23 nov. 1990, n° 86-19396, 87-17044 et 88-16883 : Bull. 1990 C.M. n° 2 et 3. いずれの事案でも、リース物件が当初予定されていた使用に適さなかったことが売買契約の解除の事由とされている。また、ユーザーは、売買契約の解除を求める訴訟をサプライヤーに対して提起するとともに、リース契約の無効または解除を求める訴訟をリース業者に対して提起している。

158) *résiliation* の訳語については、齋藤哲志「フランスにおける契約の解除 (2・完) ——解除

だが、その意義は極めて重要である¹⁵⁹⁾。同判決によって「相次ぐ消滅」が承認され、一応の法的構成が明示されたのである。

第1節 リース契約の解消の承認

混合部1990年判決は、「売買契約の解除は、当然にリース契約の解約をもたらず」と判示し、ともかくも「相次ぐ消滅」を承認した。リース契約は解消されるか否かという点だけを取り上げれば、第一民事部と同様、解消を認めたことになる¹⁶⁰⁾。したがって、ユーザーは、リース契約による拘束から解放され、リース料支払債務を免れる。しかし、同判決は、もっぱら第一民事部に同調したわけではない。リース契約の解消方法として「解約」を採用し、将来効を認めたのである¹⁶¹⁾。そのかぎり、金融サービスについてはこれを全うしたリース業者に配慮したことになる。リース業者は、新たにリース料を受領することはできないものの、すでに受領したリース料を保持す

訴訟における判事の役割を中心として——」法学協会雑誌123巻8号1595頁(2006)を参照した。

159) L. Leveueur, *Droit des contrats : 10 ans de jurisprudence commentée 1990-2000 La pratique en 400 décisions*, Litec, 2002, n° 205, p. 342でも同判決の重要性が指摘されているし, Capitant et al, *op. cit.* (72) で取り上げられていることもそれを物語っていると言えよう。

160) Sériaux, *op. cit.* (80), n° 91, p. 219は、最終的には第一民事部の見解が「おおよそ (*grosso modo*) 優位に立った」として、混合部1990年判決を挙げている。

161) *résiliation* はその意義しだいでは必ずしも将来効を生じないのだが(齋藤・前掲注(158)1595頁を参照)、混合部1990年判決のそれは将来効を持つものとして理解されている。Capitant et al, *op. cit.* (72), p. 761; Carbonnier, *op. cit.* (78), p. 1028; Larroumet, *op. cit.* (107), p. 123; Legeais, *op. cit.* (137), p. 31; Leveueur, *op. cit.* (159), n° 205, p. 343; Ph. Malaurie = L. Aynès = P.-Y. Gautier, *Cours de droit civil - t. VIII : Les contrats spéciaux civils et commerciaux*, 14^e éd., 2001, Editions Cujas, n° 821, p. 512 et s.; Seube, *op. cit.* (65), n° 75, p. 115などを参照。そのほか、中田裕康『継続的売買の解消』(有斐閣、1994)115頁以下[初出: 法学協会雑誌108巻3号~109巻1号(1991~1992)]も参照されたい。ちなみに、山口・前掲注(70)『概説フランス法 下』154頁では、「遑及効のない解除については、用語としては *résiliation* の語を用いる」とされている。また、2016年債務法改正後の新1229条3項は、「契約の相互の履行に依じて互いにした給付がその有用性を見いだしたときは、対価を受けなかった最後の給付よりも前の時期については、原状回復されない」としたうえで、「この場合、解除は、解約 (*résiliation*) と呼ばれる」としている。なお、本稿では、2016年債務法改正後の新たな条文の訳について、荻野奈緒ほか(訳)「フランス債務法改正オルドナンス(2016年2月10日のオルドナンス第131号)による民法典の改正」同志社法学69巻1号279頁(2017)を参照している。

ることができるのである¹⁶²⁾。それは商事部の立場に配慮した判断であった¹⁶³⁾。以上の意味で、同判決は、対立していた2つの立場のいずれかに同調したわけではなく、中間的なアプローチを採ったのである¹⁶⁴⁾。こうして、破毀院内での対立に終止符が打たれた¹⁶⁵⁾。

また、同判決では、「相次ぐ消滅」の根拠条文として旧1131条が参照されていない¹⁶⁶⁾。リース契約の解消をコースの喪失によって根拠づける明確な形跡も認められない。ここでは、一転して旧1184条に基づく判断がとられたことで、前章でみたコースに関する問題との衝突が避けられることになった、と言えるだろう¹⁶⁷⁾。その結果、少なくともコースの存否という問題との関

162) Crocq, *op. cit.* (24), n° 145, p. 124 et s. を参照。そのほか、Legeais, *op. cit.* (137), p. 32は、リース契約を終了させるというユーザーの意思が明白である日、すなわち召喚の日に解約が言い渡される、としているが、結局のところは、売買契約の解除に関する召喚とリース契約の解約に関するそれとを同日になすことがユーザーにとって有益だろう、としている。Del Sol, *op. cit.* (107), n° 14, p. 13も参照。

163) 混合部1989年判決および混合部1990年判決と商事部の立場との関係を検討するものとして、Crocq, *op. cit.* (24), n° 146, p. 125 et s. も参照されたい。代金返還保証条項が有効とされることによってほとんど商事部の立場と同様の結果になる、という旨が指摘されている。

164) Barbier, *op. cit.* (99), p. 389; H. Barbier, note, D. 2018, n° 21, p. 1187; Capitant et al., *op. cit.* (72), p. 760; Del Sol, *op. cit.* (107), n° 12 et s., p. 11 et s.; Legeais, *op. cit.* (137), p. 30; Seube, *op. cit.* (65), n° 179, p. 214 et s. そのほか、本文で述べたところとは異なる点に着目して、混合部が妥協的解決を図った旨を指摘するものとして、Ph. Rény, RTD civ. 1991, p. 360も参照されたい。

165) Carbonnier, *op. cit.* (78), p. 1027; Leveneur, *op. cit.* (159), n° 205, p. 342.

166) Seube, *op. cit.* (65), n° 181, p. 217によれば、破毀院は相変わらず旧1131条の使用を避けつつづけているとされている。また、Carbonnier, *op. cit.* (78), p. 1029によれば、旧1184条が参照されたということは、他の説明、とくに旧1131条に基づいたコース概念による説明が退けられたということである、とされている。そのほか、Leveneur, *op. cit.* (159), n° 205, p. 343も参照。

167) Del Sol, *op. cit.* (107), n° 8, p. 7. そのほか、E.-M. Bey, Gaz. Pal. 30 juill. 1992, p. 570; Legeais, *op. cit.* (137), p. 30 et s.; Seube, *op. cit.* (65), n° 181, p. 217も参照。

ただし、解除または解約の問題に切り替わったからと言って、コースについて議論する余地が完全に失われるわけではない。これまで、一般的な法定解除については、コースの喪失がその法的根拠としてたびたび引き合いに出されてきたところ（齋藤哲志「フランスにおける契約の解除（1）——解除訴訟における判事の役割を中心として——」法学協会雑誌123巻7号1379頁以下（2006）、武川幸嗣「解除の対第三者効力論（1）——売主保護の法的手段とその対第三者効——」法学研究78巻12号22頁（2005）、山下りえ子「フランスにおける契約解除法制について」比較法31号98頁以下（1994）など）、この判決における旧1184条に基づく「解約」についても、その法的根拠をコースに求めることが考えられるのである。とくにこの判決の「当然

係では、リース契約の法的性質は問題とならなくなったと言える¹⁶⁸⁾。

ただし、コースズに関する議論が完全に無意味になったと言うべきではない。同判決が登場してもなお、コースズに依拠すべきだと主張する学説は存在した¹⁶⁹⁾。また、同判決はコースズの欠如による解約を認めたとする見解もあ

に」解約されるというところは、コースズの喪失を法的根拠としたほうが説明しやすいであろう。裁判官の評価を経ずとも、コースズが喪失したことをもって解約が根拠づけられる、と言えるのである。この点については、Legeais, *op. cit.* (137), p. 31も参照されたい。

168) そもそも、この法的性質の問題は、リース契約の解消の可否を決定づけるものでありうるだろうか。与信取引の側面を重視し、リース契約をなんらかの融資契約として性質決定したとしても、コースズの理解しただけでは、当該契約の解消を導きうると思われる。たとえば、Le Mesle, *op. cit.* (64) はそれと同様の理解をとっているようである（ただし、コースズ構成に依拠しておらず、それに代わる法的根拠を示してもいない）。その概要は次のとおりである。すなわち、リース契約は賃貸借よりも与信取引に類似している (*ibid.*, p. 5)。しかし、実際のところ、リースという取引では売買と融資が存在しているだけである。混合部1990年判決では、それらの「重なり合い (superposition)」が整理され、結果として、売買契約の解除によって融資が存続しえなくなったとされた (*ibid.*, p. 8)。以上が Le Mesle の理解である（なお、Larroumet, *op. cit.* (107), p. 122では、リース契約を金銭消費貸借契約 (prêt) として変性することは、当事者の意思や取引の特徴などに照らして妥当でない、とされている）。

結局のところ、リース契約が賃貸借契約として性質決定されようが、融資契約として性質決定されようが、そのことによって解消の可否が決められることはない。売買契約と金銭消費貸借契約との組み合わせである関連貸付 (prêt lié) についても「相次ぐ消滅」が承認されていることから考えても、融資契約として性質決定された場合には解消が否定されるというわけではないと言えるであろう。

169) Larroumet, *op. cit.* (107), p. 122 et s. Larroumet によれば、リース物件がサプライヤーに返還されたためにユーザーはそれを享受することも買取選択権を行使することもできず、その結果としてリース料支払債務のコースズが失われた、という事実が、売買契約の解除に伴うリース契約の消滅という解決を根拠づけている、とされている。ここでは、参照条文として旧1131条が挙げられている。以上のような理論構成を採用した場合、その順当な帰結として、リース契約は無効となり、原則として遡及的な消滅が導かれよう。しかし、Larroumet は、コースズの喪失による無効という構成が妥当だとしても、その無効が遡及効を持つべきであるということにはならない、としている。そのうえで、かつて Demogue が明らかにした「債務の継続的コースズ (cause successive de l'obligation)」の概念によれば、遡及効を生じない無効を観念することが可能になる、としている。小粥・前掲注 (70) 151頁 (注25) も参照。Larroumet の見解に対しては、Crocq, *op. cit.* (24), n° 145, p. 120による批判もみられる。なお、リース以外の契約集合についてもコースズ理論の必要性は有力に主張されていた。Carbonnier, *op. cit.* (59), n° 111, p. 218. 一般論におけるその他の見解としては、渡邊貴「複合契約の解除における契約締結目的の『認識』——フランス改正債務法1186条3項の『認識』要件の理論的意義の分析を通して——」法学政治学論究126号312頁以下 (2020) を参照されたい。

る¹⁷⁰⁾。さらに、「民法典1184条を参照することで、破産院はコーズの観念を別の名前で取り戻した」という見方も示されている¹⁷¹⁾。そして、2016年の債務法改正では、コーズの拡張理論が承認されたとみられており、そのなかで「相次ぐ消滅」も扱われることとなったとされている¹⁷²⁾。いわゆる「失効 (caducité)」の規定である (新1186条)¹⁷³⁾。同判決以降、少なくとも判例においてコーズ構成が後景に退いたのは事実であったが、その思想は通奏低音のように響きつづけていたと言えよう¹⁷⁴⁾。

以上のとおり、同判決は、従来の議論が積み残していた問題に一応の対処を示した。しかし、旧1184条に基づく解約という構成がとられたことにより、事態は新たな展開をみせる。というのも、同判決は、解約の要件について2つの問題を抱えていたのである。

170) É. Gicquiaud, L'interdépendance contractuelle dans les opérations de financement locatif, RD bancaire et fin, janv.-févr. 2014, Études 4, n° 16.

171) Carbonnier, *op. cit.* (78), p. 1029.

172) クロック・前掲注 (59)、小林・前掲注 (118) 53頁以下、中田裕康「2016年フランス民法 (債権法) 改正」同『私法の現代化』(有斐閣、2022) 134頁 [初出: 同『立法紹介』2016年フランス民法 (債権法) 改正』日仏法学29号97頁 (2017)]。そのほか、都筑満雄「電子マネーのルールを通してみるフランスのキャッシュレス決済の法状況と特質」千葉恵美子編『キャッシュレス決済と法規整——横断的・包括的な電子決済法制の制定に向けて——』(民事法研究会、2019) 140頁では、新1186条は「主観的コーズ概念に依拠した考え方に親和的であるといえる」とされている。ただし、フランソワ・アンセル＝ベネディクト・フォヴァルク＝コソン (齋藤哲志＝中原太郎訳)『フランス新契約法』(有斐閣、2021) 197頁以下や森田修・前掲注 (116) 178頁以下では、コーズ概念に結びつけられてきた法理論の立法による承認として、新1186条の規定が挙げられていない。それゆえ、この点に関する評価は定まっていないのかもしれない。

173) 2016年の債務法改正によって失効が条文化されるまでの経緯については、都筑満雄「フランスの契約法改正に見る複合契約の規律」南山法学43巻2号110頁以下 (2019)、深川裕佳「相互依存契約の終了——フランス民法典における契約の失効 (caducité) を参考にして」南山法学43巻2号25頁以下 (2019)、渡邊貴「フランスにおける相互依存契約論の新たな展開——契約の連鎖的消滅の場面を中心に——」法学政治学論究124号327頁以下 (2020) を参照されたい。

174) リースの判例におけるコーズ理論の状況については、小粥太郎がつとに次のように指摘していたことが注目される (小粥・前掲注 (70) 139頁)。「ここでもコーズ概念は、従来の思考枠組みにおいては考慮されていなかった事情を汲んで、既存の法体系 (契約の効力の相対性の原則) に修正を迫り、ささやかではあるが成功を取めつつある、と言って差し支えないだろう」。

第2節 当然解約構成が孕む問題

その1つは、行使要件に関する問題である。同判決が参照した旧1184条は、当時のフランスにおける法定解除の通則的規定とされており、裁判上の解除の原則について定めるものであった¹⁷⁵⁾。同条によれば、一方当事者は、他方当事者の債務不履行について、裁判官の評価を経たうえでの契約の解除を求めることができる¹⁷⁶⁾。ここでの解除は遡及効を有するものだが、賃貸借のような継続的契約については将来効が認められる。その場合の解消方法が解約である¹⁷⁷⁾。同判決における「解約」は、将来効を生ずるという面ではここにいう解約であった。しかし、行使要件の面ではそうとは言いがたいものであった。同判決では、リース契約が「当然に」解約されると判示されているところ、その解約は、裁判官の評価を経ることなく、自動的に効力を生ずるのである¹⁷⁸⁾。このように、旧1184条を参照しながら裁判上の請求を求めているという点で、同判決には理論的な矛盾があった¹⁷⁹⁾。

175) 齋藤・前掲注(167)1305頁、福本忍「フランス債務法における法定解除の法的基礎 (fondement juridique) と要件論 (1) ——19世紀の学説・判例による『黙示の解除条件』構成の実質的修正に着目して——」立命館法学299号323頁以下(2005)〔法定解除の通則的規定〕という表現はとくにこれに従った)、武川・前掲注(167)20頁以下、山下・前掲注(167)93頁など。

176) この点は、フランスの法定解除制度の特徴の1つである。杉本好央『独仏法における法定解除の歴史と論理』(有斐閣、2018)152頁〔初出：同「20世紀前期のフランスにおける裁判解除準則の意義と射程(1)(2・完)」法学雑誌63巻2号1頁(2017)、63巻3号1頁(2017)〕、武川・前掲注(167)21頁以下、山口・前掲注(70)『概説フランス法 下』151頁以下、山下・前掲注(167)93頁など。

177) フランスにおける賃貸借の解約については、小柳春一郎『近代不動産賃貸借法の研究——賃借権・物権・ボワソナード——』(信山社、2001)185頁以下を参照。

178) Del Sol, *op. cit.* (107), n° 22, p. 19; Legeais, *op. cit.* (137), p. 31; Le Mesle, *op. cit.* (64), p. 5; Seube, *op. cit.* (65), n° 180, p. 216 et s.

179) リース契約の賃貸借としての側面を重視するならば、賃貸借契約の当然解約に関する1741条に基づいて裁判外の解約を認める、ということも考えられよう。同条では、「賃貸借契約は、賃貸物の滅失によって、また賃貸人及び賃借人それぞれの約務の履行の欠如によって解除される」と規定されていた。実際、混合部1990年判決の事案では、ユーザーは同条を参照して破毀申立てをなしていた。とくに請求番号86-19396の事案における破毀申立理由を参照。しかし、同判決では旧1184条が参照され、この構成は排除された。第2章第1節でみたとおり、リース契約が単なる賃貸借契約に還元されるものではないことから、同判決では賃貸借に固有の規定

次に、もう1つの問題であるが、それは実体要件にかかわる。旧1184条に基づく解約というサンクションが採用されたからには、リース契約について債務不履行が生じている必要がある。しかし、そもそも、売買契約が解除された場合にリース契約について債務不履行は生じるのだろうか¹⁸⁰⁾。この問いには、先にみたリース契約の法的性質の問題がかかわってくる。その法的性質として、賃貸借の側面を重視すれば、債務不履行が生じると言える¹⁸¹⁾。売買契約の解除によってリース物件がサプライヤーに返還された結果、リース業者は、ユーザーにリース物件を利用させるという債務を履行することができなくなるのである¹⁸²⁾。それに対して、与信取引の側面を重視すれば¹⁸³⁾、債務不履行は生じないと言える。売買契約の解除の結果としてユーザーがリース物件を利用できなくなったとしても、リース業者は、金融サー

の適用が排除された、と言える。この点については、Capitant et al., *op. cit.* (72), p. 761 et s. を参照。これによれば、リース契約を構成する契約類型のそれぞれに固有のルールのうちでも「全体的な取引の精神 (esprit de l'opération globale)」と相容れないルールの適用が排除されるだけでなく、債務の一般理論が参照されるべきである、とされている。そのほか、同判決について同様の理解をとるものとして、Leveneur, *op. cit.* (159), n° 205, p. 344も参照。

- 180) 以下の議論の整理については Capitant et al., *op. cit.* (72), p. 760 et s. を参照した。この問題については、Carbonnier, *op. cit.* (78), p. 1028 et s. も参照された。
- 181) フランスの賃貸借において、賃貸人は、①賃借物を賃借人に引き渡し、②その物を賃貸借の目的とされた使用に供しうる状態に維持し、③賃貸借期間中その物を賃借人に平穩に収益させる義務を負う (民法典1719条)。これらが賃貸人の基本的義務とされている。吉田克己「賃貸借契約」北村一郎編『フランス民法典の200年』(有斐閣、2006) 404頁を参照。リース契約についてもこれらの義務を基本的なものとして観念するならば、ユーザーがリース物件を利用することができないという状態は基本的義務の不履行の状態であると言える。
- 182) Capitant et al., *op. cit.* (72), p. 761は、混合部1990年判決がこの考え方をとったと理解しており、「混合部は、経済的な分析を斥けてリースの法的な分析を重視する、という考え方をとった」としている。また、Leveneur, *op. cit.* (159), n° 205, p. 344も同様の理解をとっている。そのほかにも、Pellé, *op. cit.* (62), n° 362, p. 337は、売買契約の解除によってリース物件がサプライヤーに返還され、ユーザーがリース物件を享受できなくなることが、リース契約の解約を正当化する、としているが、それが債務不履行となるかどうかは明らかにしていない。
- 183) リース契約について債務不履行が生じるか否かという問題との関係で述べられたものではないが、Crocq, *op. cit.* (24), n° 146, p. 125 et s. は、混合部1989年判決および混合部1990年判決について、「賃貸借の伝統的なメカニズムとの関連で誰の目にも明らかなきみ」が認められるとしたうえで、「金銭消費貸借の制度へのリースの同化 (alignement)」の可能性がみいだされる旨を説いている。

ビスについてはこれを全うしているのである¹⁸⁴⁾。

これら2つの考え方のいずれが妥当だろうか。この点については、リース業者の主観的な態様に着目した分析がなされている¹⁸⁵⁾。リースというのは、経済的にみれば、物の所有によって担保された与信取引である。それゆえ、リース業者は、リース物件を取得してそれをユーザーに利用させるというよりも、ユーザーにリース物件を取得させるための融資に同意したという認識を有しているだろう¹⁸⁶⁾。リース業者のこうした認識を重視すれば、与信取引の側面が強調される。そうすると、債務不履行は生じないということになるだろう¹⁸⁷⁾。しかし、法的にみれば、リース業者は、単純な融資者であれば負いうるリスクを回避すべく、リース物件の所有者となることを選択したのである。そうすると、リスク回避という利点は、ユーザーにリース物件を利用させるという債務を負担したうえで得られるものであると言えよう。ここで、所有者となることへ向けられたリース業者の意図を重視すれば、賃貸借の側面が強調される。その結果、債務不履行が生じるということになるだろう。

しかし、同判決は、この問題について明確な回答を示さなかった¹⁸⁸⁾。そ

184) Larroumet, *op. cit.* (107), p.122は、ユーザーによる財の享受が金融的性質と同様にリース契約としての性質決定に必要な不可欠であるとしながらも、債務不履行は生じないとする理解をとっている。前述のとおり(前掲注(141))、本稿では、Capitant et al., *op. cit.* (72), p.760 et s.などに従って二項対立的に整理したが、そうする必然性はないのかもしれない。本来であればさらに検討すべきであるが、Larroumet, *op. cit.* (107), p.122の内容がそれほど詳細ではなかったこともあり、断念した。

そのほか、Carbonnier, *op. cit.* (78), p. 1032 et s. は、リースを与信契約 (contrat de crédit) として理解すべきことを説いたうえで(なお、与信契約ではあるが消費貸借契約 (contrat de prêt) ではないとも指摘している)、その帰結としてリース契約と売買契約の「別個性 (indépendance)」が認められることになるとしているが、債務不履行の成否の問題も含め、いかなる論理による帰結であるかは明示していない。

185) Capitant et al., *op. cit.* (72), p. 761. ここでは、結論としては、前掲注(182)でみた理解に対応して、後者の法的な見方が重視されている。以下の検討については、Leveneur, *op. cit.* (159), n° 205, p. 344も参照。

186) Malaurie et al., *op. cit.* (87), n° 566, p. 507によれば、リース業者は「賃貸人の精神構造 (mentalité) でも所有者のそれでもなく、金融機関のそれを有している」とされている。

187) この点については、Seube, *op. cit.* (65), n° 180, p. 216も参照。

188) 同判決には債務不履行に関する明示的な言及がない。それゆえ、与信取引の側面が重視され、債務不履行は生じないとされた、とも考えられなくはない。ところが、結論として解約が認め

のうえ、さらに気にかかるのは、「当然に」解約されると判示されていることである。このことから、同判決では、そもそもリース契約における債務不履行の有無が問題とされていない、とも考えられる。そうすると、同判決の「解約」は当事者の債務不履行に対するサンクションではない、ということになる¹⁸⁹⁾。同判決は、この意味でも矛盾を抱えていたのである¹⁹⁰⁾。

以上のようにみえてくると、そもそも、同判決にいう「解約」が旧1184条に基づく解約であるのかが疑わしくなってくる¹⁹¹⁾。旧1184条に基づく解約という構成に仮託して、実際にはそれと異なるサンクションを認めているのではないだろうか。同判決は、「純粹に規範創設的な準則 (règle purement prétorienne)」を定立したのであって、実際のところは、いかなる法文にもその根拠を求めることはできないのである¹⁹²⁾。結局、この問題の解決は、2018年4月13日の混合部判決の登場まで持ち越されることになる¹⁹³⁾。

なお、混合部1990年判決の判断の正当化については、契約集合を下位概念

られている。したがって、賃貸借の側面が重視され、黙示的に債務不履行が認められた、とも言えそうである。結局、同判決がいずれの理解をとったのかは判然としない。

189) Larroumet, *op. cit.* (107), p.122では、売買契約の解除に伴うリース契約の解消という解決を基礎づけているのは、リース物件がサプライヤーに返還されたためにユーザーはそれを楽しむことも買取選択権を行使することもできず、その結果としてリース料支払債務のコースが失われた、という事実である、とされている。なお、ここでは旧1131条が参照されるべきだとされている。

190) リース契約の不履行に基づくという点で解約という構成には問題があったと指摘するものとしては、J. Lasserre Capdeville, *Petites Affiches* 2018, 103, n° 23, p. 18がある。

191) そもそも *résiliation* という語の用法自体が統一されていなかったようであり (齋藤・前掲注 (158) 1595頁)、そうした状況のなかで本判決も登場したものと思われる。

192) Le Mesle, *op. cit.* (64), p. 5. そのほか、Larroumet et Bros, *op. cit.* (65), n° 460, p. 443も、同判決について、「売買の解除の場合にリースの存在理由が失われることによる解決を明白に正当化することなく」と指摘している。後述するとおり、この判決の判断枠組みは、その登場以降、破産院において長らく維持されたのであるが、その一方で、参照条文の妥当性については懐疑的な見解が示されていた。Larroumet, *op. cit.* (107), p.122を参照。なお、Seube, *op. cit.* (65), n° 373, p. 402 et s. は、「不可分性」の概念に条件やコースとは異なる独自の意義を認め、それによって同判決の解決を正当化しようとしている。

193) 契約集合一般についてさまざまなサンクションによる解決が図られていた、という不安定な状況のなか、同判決では「解約」が採用された。Barbier, *op. cit.* (164), p. 1187参照。それゆえ、いずれサンクションが改められる余地が当初から存在していたと言えよう。

とする契約群 (groupe de contrats) の理論を直截に参照することも考えられる¹⁹⁴⁾。リース契約と売買契約がひとつの契約群を形成しているとして、前者の存続が後者の存否にかかっていると考えるのである。しかし、契約群の存在が認められるとしても、複数の契約の群を単一の合意と同一視する一

194) B. Teyssié, *Les groupes de contrats*, préf. J.-M. Mousseron, LGDJ, 1975では、現代における契約の集団化現象を捉えて「契約群 (groupe de contrats)」という概念が設けられ、その下位概念として「契約連鎖 (chaîne de contrats)」と「契約集合」が設けられていた。契約連鎖は、「時系列に沿って結ばれる複数の契約が目的 (objet) の同一性によって結合する場合のこと」であり、「いわば線型構造をもつ」ものだとされている。それに対して、契約集合は、「ある中心人物の発意によってその周囲に、共通の目標 (but commun) を追求するため同時併存的に結ばれる複数の契約が、いわば環型構造で結合する場合のこと」だとされている。以上について、中田・前掲注 (161) 402頁以下を参照 (訳語は異なっていることに注意されたい)。そのほか、このTeyssiéの契約群理論については、クロック・前掲注 (59) 203頁、都筑・前掲注 (8) 11頁以下、野澤正充『民法学と消費者法学の軌跡』(信山社、2009) 181頁以下 [初出: 同「枠組契約と実施契約」日仏法学22号 (2000)]、松浦聖子「フランスにおける契約当事者と第三者の関係および契約複合理論」法学研究70巻12号568頁以下 (1997)、吉井啓子「フランスの複合契約論の展開——フランスにおける多角的法律関係」椿寿夫=中舎寛樹編『多角的法律関係の研究』(日本評論社、2012) 98頁以下、渡邊・前掲注 (150) 157頁以下 (とくに契約集合に関するTeyssiéの理論について詳述している) を参照されたい。

Teyssiéの概念規定はその後の学説でも採用されているようだが (クロック・前掲注 (59) 203頁など)、早い段階から問題も指摘されていた (J. Ghestin, B. Teyssié - *Les groupes de contrats*, *R.i.d.c.* 1977, vol. 29, n° 2, p. 472)。契約連鎖と契約集合の区別は必ずしも絶対視されおらず、契約連鎖として理解できるリースが契約集合として理解されている (Amrani-Mekki, *op. cit.* (61), n° 3, p. 358を参照)。また、契約集合が「最も広くて最も拘束のない」概念として理解されていたり (引用箇所はCarbonnier, *op. cit.* (59), n° 111, p. 215によるが、その他にAmrani-Mekki, *op. cit.* (61), n° 3, p. 358も参照されたい)、契約集合は「かつてはたびたび『契約群』と呼ばれていた」とされていたり (Maurie et al., *op. cit.* (87), n° 9, p. 25)、さらには契約群と契約集合が併置されていたりする (Y. Buffelan-Lanore et V. Larribau-Terneyre, *Droit civil: Les obligations*, 17^e éd., Sirey, 2020, p. 576 (n° 997, p. 322も参照されたい))。すでにみたように、契約集合の定義の外延はかなり大きい (前掲注 (60) 参照)。そのことから考えても、こうした状況は不可解なことではないだろう。結局、フランスにおける基本的な概念規定がいまなお妥当するものかどうか、契約連鎖と契約集合で議論領域が明確に区分されるかどうか、さらに言えばこの種の概念規定がどれほどの意義を有するのかといった点については、一考の余地があると言わなければならない。こうした問題は、Seube, *op. cit.* (65), n° 33, p. 63 (注196) でも指摘されている。そのほか、概念規定の問題を詳細に検討するものとして、M. Bacache-Gibeili, *La relativité des conventions et les groupes de contrats*, th. Paris II, LGDJ, 1996, préf. Y. Lequette, n° 106 et s., p. 99 et s. も参照されたい。もっとも、C. Pelletier, *La caducité des actes juridiques en droit privé français*, th. Paris XII, L'Harmattan, 2004, préf. Ph. Jestaz, n° 91, p. 130 et s. のように、そうした問題を認識しつつもTeyssiéの概念規定に意義を認めるものもある。

般的な制度が認められるわけではない。契約群そのものは法的根拠としての意義を持たないのである¹⁹⁵⁾。それゆえ、この契約群概念は、説明概念としてはともかく¹⁹⁶⁾、この問題の法的根拠として一般的に採用されるには至らなかった。

おおよそ以上のように分析される同判決の判断枠組みは、破毀院で長らく維持されていた¹⁹⁷⁾。同判決の「権威」が存続した理由はどこに求められるだろうか¹⁹⁸⁾。その1つとして挙げられるのは、同判決が各当事者の利益に配慮した判断をなしたと言えることだろう¹⁹⁹⁾。そのことは、たとえば、将来効を有する解約というサンクションを採用したところに表れている²⁰⁰⁾。理論的な整合性は認められないにせよ、実践的な有効性が同判決の価値を担保していたのである。

こうして、リースの法状況は一応の安定期と言える段階に入った²⁰¹⁾。し

195) 契約群構成とその問題点については、Del Sol, *op. cit.* (107), n° 9参照。

196) Amrani-Mekki, *op. cit.* (61), n° 3, p. 358 et s. を参照。

197) Capitant et al., *op. cit.* (72), p. 762 ; Crocq, *op. cit.* (24), n° 145, p. 124 ; Larroumet et Bros, *op. cit.* (65), n° 460, p. 443 ; Seube, *op. cit.* (99), p. 367など。それらのなかではいくつかの判決が列挙されているが、それに対して、Gicquiaud, *op. cit.* (170), n° 3では、混合部1990年判決の定立した原則は「明示的には一度しか繰り返されなかった」とされている。

198) 野田良之「フランスにおける民事判例の理論」法学協会雑誌75巻3号287頁以下(1958)は、判例に関するJ. Carbonnierの考え方を概観している。すなわち、Carbonnierは、「事実上、単に道徳的にのみ裁判官を拘束する規範」たる「権威 (autorité)」として、とくに「特権的権威 (autorité privilégiée)」として、判例を観念している。「判例は判決に対して多かれ少かれ強力に影響する、が決して法として強制はされない」。しかし、「この権威は全く純粋に事実上のものでなく…それは裁判所によつて承認されるより多くの機会をもち、従つてまた実効性のある法となるより多くの機会をもっている」。そして、B. de Jouvenelによれば、autoritéの語には元来「権威の実質的な価値によつて任意の承認が生ずる」という意味があったとされており、Carbonnierにおけるautoritéはこれに近いとされている(同289頁以下)。混合部1990年判決はまさに「権威」であったのだろう。本文でも述べたとおり、その「実質的な価値」が、長きにわたって「任意の承認」を生じさせつづけたのである。

199) Legeais, *op. cit.* (137), p. 31 et s. ; Rémy, *op. cit.* (164), p. 361 ; Seube, *op. cit.* (99), p. 367のほか、Del Sol, *op. cit.* (107), n° 31, p. 27も参照されたい。

200) そのほか、一定の契約条項の有効性が留保されているところにもうかがわれよう。

201) G. Virassamy, Les clauses contractuelles aménageant l'après-contrat de crédit-bail résolu ou résilié, JCP E 1992, I, 137, n° 6, p. 172 et s. は、リースに関する各種の立法の状況から考えても混合部1990年判決が定立した規範は承認されるべきものだ、としている。

かし、その一方では、リースの「変種 (variété)」とされる所有権移転外リース (location financière) について²⁰²⁾、判例がリースの法状況とは異なる展開をみせる。その展開は翻ってリースをめぐる議論で参照されているようでもあるので、次章では、その所有権移転外リースの法状況に目を向けることにしよう。

第5章 所有権移転外リースにおける失効構成の採用

所有権移転外リースは、基本的にリースと同様の構造を有する取引だが、買取選択権を伴わないという点でリースと区別されている²⁰³⁾。それゆえ、わが国における基本的なリースに少なくとも構造の点で類似しているのは、むしろこの所有権移転外リースのほうだと言える。その意味でも、その法状況に目を向けておく必要がある。

ところで、いま、買取選択権の有無という点でリースと所有権移転外リースが区別されると述べたが、その違いは構造や物件の違いを示すにとどまら

202) A. Ghozi, *La location financière : des liaisons dangereuses ?*, D. 2012, p. 2254. 以下、本稿で概観する *location financière* の意義は、基本的に2000年代以降の文献に依拠してまとめたものであるが、同じ語は、かつて「leasing のより広いカテゴリー」を示すものとして用いられていたこともあった。Schütz, *op. cit.* (67), n° 4, p. 6 (1994年公刊) を参照。Crocq, *op. cit.* (24), n° 56, p. 43 も同じく広い意味で理解している。また、Bey, *op. cit.* (69) (1986年公刊) でも *location financière* の語が用いられているが、それは「賃貸借の法技術によるすべての金融取引」を包摂する表現として用いられている。これまで用いられてきた *location financière* という語は果たして同じ系譜に属するものなのか、そうだとすればいかなる変遷を経たのか、といった点を明らかにしたいところではあったが、本稿では叶わなかった。なお、Crocq, *op. cit.* (24), n° 27, p. 21 では、「*location financière* または *financial lease*」は常に買取選択権を伴う金融手段だと説明されている。この理解に従うならば、直後の本文の説明からわかるように、次章で検討する近年の *location financière* とかつてのそれとは異なる概念だと考えられる。

203) 詳細については Ghozi, *op. cit.* (202), p. 2254 et s. を参照。そのほか、Bénabent, *op. cit.* (2), n° 892, p. 609; Larroumet et Bros, *op. cit.* (65), n° 461, p. 444 など。この区別は、あくまで、リースには必ず買取選択権が付されるのに対して所有権移転外リースには必ずしもその必要はない、ということの意味するにすぎない。後者が偶発的に買取選択権を伴うこともありうるのである。Cass. com., 28 janv. 2003, n° 99-20137; JCP E 2003. 1099, n° 8 を参照。

ない。それは、問題となる事例の違いにまでかかわる²⁰⁴⁾。リースにおけるユーザーは、リース期間満了時に買取選択権を行使することにより、リース物件の所有権を取得することができる。それに対して、所有権移転外リースでは、陳腐化の速い物件が対象とされるのが一般的であり²⁰⁵⁾、期間満了時における物件の残存価値が無いに等しいところ、ユーザーは、その所有権の取得を意図しておらず、もっぱらその利用と保守に関心を有している²⁰⁶⁾。そのこともあってか、とくに所有権移転外リースでは、一般的に、ユーザーとサプライヤーの間でリース物件のメンテナンスなどに関する契約が締結される²⁰⁷⁾。以上のことからうかがわれるように、リースに関する問題の中心が財であるのに対して、たいていの場合、所有権移転外リースに関する問題の中心は役務であって、財は役務の媒体でしかない²⁰⁸⁾。したがって、役務提供を行なう業者が倒産手続に入って債務を履行できない状態になったなどの理由で役務提供契約が解消された場合、普通は、ユーザーにとって財の有効性が失われてしまう²⁰⁹⁾。その結果、ユーザーはリース契約による拘束を免れようとするのである。

このように、所有権移転外リースに関する判例で主な問題とされているの

204) そのほか、買取選択権の有無に由来して両者の法制度も異なっている。Gicquiaud, *op. cit.* (170), n° 2によれば、リースと所有権移転外リースとで法制度が異なることが「フランス法の独創性」だとされており、そのn° 11で、買取選択権を伴うリースが与信取引であるのに対し、それを伴わない所有権移転外リースは単なる賃貸借に還元される、と指摘されたうえで、そのn° 12において、とくにリース業者に対する規律が異なっているという法状況が取り上げられている。

205) その例としては、自動車、情報処理システム、電話回線などのほか、そうした物件の「付属の給付 (prestations annexes)」、すなわち、ソフトウェアの供給およびアップデートや機器のメンテナンスなども挙げられている。Ghozi, *op. cit.* (202), p. 2254 et s. を参照。

206) ここでまとめたリースと所有権移転外リースとの対比については、Ghozi, *op. cit.* (202), p. 2255 et s. のほか、Barbier, *op. cit.* (164), p. 1189 ; Lasserre Capdeville, *op. cit.* (190), n° 22, p. 17 ; Le Mesle, *op. cit.* (64), p. 9 ; Seube, *op. cit.* (99), p. 367 を参照。

207) Gicquiaud, *op. cit.* (170), n° 2 et 13. そのほか、Collart Dutilleul et Delebecque, *op. cit.* (71), n° 845, p. 853 ; Ghozi, *op. cit.* (202), p. 2255 ; Larroumet et Bros, *op. cit.* (65), n° 461, p. 444 も参照されたい。

208) Le Mesle, *op. cit.* (64), p. 8 et s.

209) *Ibid.*, p. 9.

は、リース契約と役務提供契約を含む取引における「相次ぐ消滅」である²¹⁰⁾。本稿で設定しているものとは異なる場面なのである²¹¹⁾。それゆえ、その法状況を検討しないというものもありうる選択だろう。しかし、後述するとおり、その判例の射程は、売買契約の解除に伴うリース契約の解消の問題にも及びうる。そこで、本章では、本稿の議論に必要なかぎり²¹²⁾、所有権移転外リースの法状況を検討していきたいが、それは近年になって目覚ましく発展してきた取引だとされており²¹³⁾、そのこともあってか、売買契約の解除に伴うリース契約の解消の問題にかかわりうるものに限って言えば、リースに比べて判例の蓄積に乏しい²¹⁴⁾。しかし、数は少ないが極めて重要ないくつかの破毀院判決を契機として、議論自体はさかんに展開されている²¹⁵⁾。とくに、所有権移転外リースの判例では、売買契約の解除に伴うリース契約の解消にもかかわりうる法的構成として、リース契約の失効という構成が採用されることとなった。本章ではその意義を検討することにした

210) Ghazi, *op. cit.* (202), p. 2257では、契約集合たる所有権移転外リースは2つの契約を「連接させる (article)」とされており、そのうえで、ユーザーとサプライヤーの間の契約 (具体的にいかなる契約なのかは明示されていない) と、リース業者とユーザーの間の賃貸借 (bail) とが挙げられている。契約集合の問題として所有権移転外リースが論じられる際、典型的な問題とされるのが売買契約とリース契約ではない、ということが、ここからうかがわれる。

211) わが国でも、同様の取引に関する裁判例がみられる。福岡高判平成4年1月21日判時1421号82頁を参照。

212) したがって、もっぱらリース契約と役務提供契約の「相次ぐ消滅」にかかわる議論は、本稿では扱わないことにした。その詳細については、深川・前掲注(173)13頁以下などを参照されたい。

213) Collart Dutilleul et Delebecque, *op. cit.* (71), n° 845, p. 853. なお、Bénabent, *op. cit.* (2), n° 887, p. 606によれば、今日、リースの代わりに所有権移転外リースが用いられるようになってきている、とされている。また、D. Legeais, *chron.*, RTD com, 2013, p. 570では、所有権移転外リースはリースに関する強行規定に服さないから発展しているのではないかという推論が示されているが、定かではない。その強行規定がいかなるものであるかによっては、典型的なリースの特徴の日仏での違いが明らかになるかもしれない。

214) Larroumet et Bros, *op. cit.* (65), n° 459 et s., p. 440 et s. の類型ごとの記述をみても明らかである。

215) ここで所有権移転外リースの判例として扱う破毀院判決は、Ghazi, *op. cit.* (202), p. 2257 et s. のほか、各判決の評釈も参照して、売買契約の解除に伴うリース契約の解消の議論にかかわると思われるものを選択した。

い²¹⁶⁾。

いま、失効構成が採用されたと述べたが、リースとの類似性から考えれば、混合部1990年判決の判断枠組みを所有権移転外リースにも適用する、という解決もありえただろう。しかし、破産院はそうはしなかった。所有権移転外リースに関する第一民事部2010年10月28日判決が²¹⁷⁾、混合部1990年判決が確立した判例と「一線を画した」、と評されているのである²¹⁸⁾。

この第一民事部2010年判決の事例では、ユーザーとサプライヤーとの間で役務提供などを内容とする契約が締結されていた²¹⁹⁾。その内容には情報機器の供給が含まれていたのだが、リース契約は当該機器を対象とするものであった。サプライヤーについて裁判上の清算手続が開始され、各債務の履行が中断されたことを受けて、ユーザーがリース料の支払いを中断したところ²²⁰⁾、リース業者がその支払いを求めて訴訟を提起した。それに対して、ユーザーは、コーズの欠如によるリース契約の無効、または、裁判上の清算手続の開始および契約間の不可分性を根拠とするリース契約の失効の確認を求めた。

控訴院は、本件リース契約の内容として、ユーザーが自らの責任で本件機器を選択するものとされていたこと、免責条項および訴権移転条項が定められていたこと、ならびに、当該機器が一時的に故障してもリース料が減額されたり補償金が発生したりすることはないと約定されていたことを確認したうえで、次のように判断した。「当事者の共通の意図によれば本件の2つの契約は可分だとされていたのであり、したがって、その一方の消滅によって

216) 本章でみていく議論状況については、深川・前掲注(173)16頁以下や、渡邊・前掲注(173)320頁以下でも検討されている。渡邊のものがとくに詳細である。

217) Cass. civ. 1^{ère}, 28 oct. 2010, n° 09-68014 : Bull. 2010 I, n° 213.

218) Ghazi, *op. cit.* (202), p. 2258.

219) 具体的には、インターネット販売のためのウェブサイトの作成、情報機器の供給、インターネットサービスの提供、ならびに、当該機器に関する電話サポートおよびメンテナンスのサービスの提供がその内容であった。

220) サプライヤーの不履行の内容に、瑕疵ある情報機器の供給が含まれていたのであれば、売買契約の解除に伴うリース契約の解消も問題とされていた可能性があっただろうが、その詳細は定かではない。

他方に基づく債務からコーズが奪われることはない」。この判断を破毀院が是認し、結果としてユーザーにリース料の支払いが命じられたのであった。

同判決については、リース物件の瑕疵のリスクがユーザーに移転される旨の条項に基づいてリース料支払債務の独立性を導いたものだ、という理解がみられる²²¹⁾。上述したリース契約の内容から、サプライヤーによる給付がなされない場合であってもユーザーはリース料を支払いつづけなければならないものとされた、というのである。この論理が破毀院内における意見の分裂を生じさせたとされている²²²⁾。混合部1990年判決の事例でも免責条項および訴権移転条項が約定されていたが、同判決はリース契約の解約を認め、将来に向かってユーザーをリース料支払債務から解放した。この判断によれば、サプライヤーの不履行のリスクをユーザーに移転する条項は、リース料支払債務の存続を基礎づけるのに十分なものではない、ということになる。その結果、混合部1990年判決と第一民事部2010年判決は異なる立場をとったことになる、とされているのである。

このように、第一民事部2010年判決の段階では、サプライヤーによる給付がなされない場合であっても、免責条項などを根拠としてリース料支払債務が存続するものとされ、その結果、リース契約の解消を求めるユーザーの請求は認容されなかった。リース契約の内容から読みとることができる「当事者の共通の意図」に基づき、「相次ぐ消滅」が否定されていた、と言えるのである²²³⁾。ここにいうサプライヤーによる給付には、瑕疵のないリース物件の引渡しも含まれるところ、リース物件の瑕疵を理由に売買契約が解除された場合には、「当事者の共通の意図」に基づいてリース契約の解消が否定

221) Ghazi, *op. cit.* (202), p. 2257. L. Aynès, *Droit et patrimoine* 2011, n° 204, p. 73でも、同判決で考慮されたような条項は、「リース物件や役務の享受に対する侵害の結果を引き受けることを融資者は承諾しない」ということを示すものだ、とされている。

222) Ghazi, *op. cit.* (202), p. 2257 et s.

223) Huet et al., *op. cit.* (24), n° 23006, p. 975は、第一民事部2010年判決を含む判例の状況を踏まえ、「爾後、不可分性の判断基準は、事実審裁判官によって専権的に評価された明示または黙示の当事者の意思に存する、ということになるとと思われる」としていた。

される、ということになりうるだろう。

ただし、ここにいる「当事者の共通の意図」については一考の余地がある。それは、「普通は決定的な役割を果たすもの」だとされているが²²⁴⁾、リース契約のような融資に関する契約について言えば、当事者が「共通」の意図を当然に有しているわけではない。融資に関する契約は貸付条件などによって定まる「固有の均衡」を有しており、「自分自身の契約が外的な出来事の突発によって消滅することになるというリスク」を融資者が引き受けたと言えるかは疑わしい、とされているのである²²⁵⁾。それゆえ、サプライヤーが給付を怠るという「外的な出来事」を融資に関する契約で考慮するには、明示または黙示の解除条件などの特別の方法によるべきだ、とされている²²⁶⁾。そして、同判決の事案では、免責条項などが、そうした「外的な出来事」を考慮しないという旨の「当事者の共通の意図」を示していた、というわけである²²⁷⁾。同判決の判断に従うかぎり、所有権移転外リースについて「純粋に金融的な性質」が認められたことになり、リースの場合に比べてリース業者が優遇されることになる、とも指摘されている²²⁸⁾。

この第一民事部2010年判決からしばらくして、画期的な判断が現れた。2013年5月17日に出された2つの混合部判決である²²⁹⁾。この混合部2013年判決についても、リースと所有権移転外リースの扱いが区別されていることをうかがわせるものだと指摘されている²³⁰⁾。その意味では、第一民事部2010年判決と同様の方向性を示したと言える。ところが、混合部2013年判決では、第一民事部2010年判決とは異なる解決がとられた。混合部2013年判決は、「当

224) Y.-M. Laithier, RDC 2013, p. 1334.

225) Aynès, *op. cit.* (221), p. 73.

226) Aynès, *op. cit.* (221), p. 73.

227) Aynès, *op. cit.* (221), p. 73.

228) Ghozi, *op. cit.* (202), p. 2258.

229) Cass, mixte, 17 mai 2013, n^{os} 11-22927 et 11-22768 : Bull. civ. mixte, n^{os} 1 et 2. 同判決をめぐ
る議論については、渡邊・前掲注(173) 320頁以下のほか、酒巻・前掲注(8) 221頁や渡邊・
前掲注(169) 325頁も参照されたい。

230) Gicquiaud, *op. cit.* (170), n^{os} 3 et 22. そのほか、Le Mesle, *op. cit.* (64), p. 6も参照。

事者の共通の意図」を軽視し、「契約の客観主義のカーソルをその最高値まで動かす」判断をした、とされているのである²³¹⁾。以下、その意義を確認していこう。

この混合部2013年判決の事案でも、本章冒頭で概観した所有権移転外リースの実態にみられたように、役務提供契約の解消によるリース契約の解消が問題となった。2つの事案それぞれについて厳密に言えば、以下のとおりである。

まず、請求番号11-22768の事案では、ユーザーが、サプライヤーとの間で、スポット広告の配信などを内容とするパートナーシップ契約を締結していた²³²⁾。その一方で、この取引に必要な機器を対象として、ユーザーとリース業者との間でリース契約が締結されていた²³³⁾。本件取引システムが満足

231) Laithier, *op. cit.* (224), p. 1334. 学説の多くが同様の理解をとっている。Amrani-Mekki et Mekki, *op. cit.* (98), p. 640 ; M. Fabre-Magnan, *Droit des obligations : 1 - Contrat et engagement unilatéral*, 6^e éd., PUF, 2021, n° 1054, p. 815 ; Fages, *op. cit.* (60), n° 225, p. 204 ; Legeais, *op. cit.* (213), p. 569 et s. ; G. Loiseau, *JCP G* 2017, n° 29, p. 1436 ; D. Mazeaud, *note*, *D.* 2013, n° 24, p. 1660 ; L.-F. Pignarre, *note*, *Gaz. Pal.* 2013, 145u3, p. 3134 ; M. Susini = M. Puyau, *Location financière : Quelle évolution pour les principes d'interdépendance et de caducité ?*, *AJ contrat* 2019, p. 383を参照。なお、これらのうちとくに Susini = Puyau によれば、同判決以降も破毀院は「純粋に客観的なアプローチ」を維持している、とされている (p. 384)。

ただし、そうした状況にあって、H. Barbier, *chron.*, *RTD civ.* 2013, p. 599は、所有権移転外リース契約としての性質決定が不可分性の判断基準とされていることに着目して、主観的な理解より客観的な理解が重視されたわけでもそれらが両方も回避されたというわけでもない指摘している。その真意は定かではないが、おそらく、所有権移転外リースという契約を当事者が自ら選択したという意味では主観的であるが、それに紐づけられているのは客観的で他律的なルールである、ということであろうか。かりにそうだとすれば、契約間の相互依存性について、主観説か客観説かなどといった二項対立的な議論を行なうことにどれほどの意義があるかが疑わしくなってくる。この点については、酒巻・前掲注(8) 225頁以下も参照されたい。そもそも、2016年債務法改正前の議論における主客の対立と(さらに言えば、その内実も論者によって異なるように思われる)、新1186条の解釈論における主客の対立とが、本当に齟齬のない対応関係にあるのかということも疑わしい。

232) この契約では、月ごとに900ユーロの広告料がサプライヤーからユーザーに支払われるものとされていた。また、ユーザーは、サプライヤーに対して広告パートナーシップの利用独占権を保証することを義務づけられていた。

233) 月ごとのリース料は1,000ユーロとされ、リース期間は本件パートナーシップ契約と同一であった。

のいくかたちで機能しなかったところ、リース料の支払いをめぐるユーザーとリース業者の間で争いが起こった。控訴院は、本件パートナーシップ契約および本件リース契約の解約を言い渡し、リース業者の請求の一部のみを認容した。

次に、請求番号11-22927の事案では、ユーザーは、サービス業者との間で、情報ファイルの遠隔バックアップに関する役務提供契約を締結していた一方で、リース業者との間で、情報機器を対象とするリース契約を締結していた²³⁴⁾。その後、サービス業者が不履行をなしたので、ユーザーは、本件役務提供契約の解約を求めるとともに、当該契約と本件リース契約は不可分であったとして、前者の解約が後者の解約をもたらすと主張した。それに対して、控訴院は、それらの契約は不可分ではなかったとして、本件リース契約の失効の確認を拒否した。

いずれの事案でも、役務提供契約とリース契約の間の「独立性 (indépendance)」に関する条項がリース契約に約定されていた²³⁵⁾。とくに1つめの事案では、この条項を援用して、リース業者が控訴院判決の破毀を申し立てた。

以上の事案について、混合部2013年判決は次のように判断した²³⁶⁾。「所有

234) これらの契約では、ユーザーによる月賦金の支払いが約されていたのであるが、その85%がリース料に、15%が役務給付の費用に相当するものであった。

235) 正確に言えば、「リース契約は役務提供契約から『独立している』と定めるリース契約の条項 (clause du contrat de location stipule qu'il est « indépendant » du contrat de prestation de services)」(請求番号11-22768)と「独立性に関する約定 (stipulation d'indépendance)」(請求番号11-22927)のことである。

236) 以下の判旨の翻訳については、深川・前掲注(173)16頁、渡邊・前掲注(173)321頁を参照した。Gicquiaud, *op. cit.* (170), n° 3によれば、この判旨に表された原則は、2008年の司法省草案の13条から直接的に着想を得たものだ、とされている(厳密に言えば、いずれの草案のことであるかは明示されていないが、示されている条文の番号や文言からして同草案のことであろう)。Amrani-Mekki et Mekki, *op. cit.* (98), p. 640も参照。また、Th. Genicon, *Les contrats interdépendants*, in *La riforma del contratto in Francia : progetti e prospettive, Atti del Convegno di Foggia, 9-10 ottobre 2009*, i Contratti 2011, IPSOA, p. 109によれば、同条はカタラ草案から着想を得たものだとしてされている。この点については、渡邊・前掲注(173)327頁以下を参照されたい。

権移転外リースを含む1つの取引に組み込まれた、同時または順次になされた複数の契約は²³⁷⁾、相互に依存しており、この相互依存性と相容れない契約条項は書かれなかったものとみなされる」。なお、とくに請求番号11-22927の事案については、旧1134条が参照されている²³⁸⁾。

この定式の前半部分にあるとおり、同判決をもって、所有権移転外リースについて相互依存性が明確に承認されることになった。ところが、ここにいる相互依存性がいかなる意義を有するかは明確でないとされている²³⁹⁾。その法的根拠も「謎」であり²⁴⁰⁾、その存否の判断基準も明らかでない²⁴¹⁾、と

237) この「同時または順次になされた複数の契約」という文言は *contrats concomitants ou successifs* の訳であるが、その意義については主に2つの問題がある。第一の問題は、「同時または順次」という部分に関するものである。*concomitants* の訳としては、その他にも、「付随的な」(複数の契約の間に主従関係があることが示されうる)や「並存する」(単に、複数の契約が同時に存在していることが示されうる)などが、*successifs* の訳としては「継続的」(継続的契約が指示されうる)などが考えられる。しかし、D. Houtcief, *chron.*, *Gaz. Pal.* 2013, p. 2352; Pignarre, *op. cit.* (231), p. 3134によれば、併せて時系列にかかわるものだとされている。しかも、そのうち、とくに Houtcief によれば、*successif* の語は、「一定期間にわたって履行される単一の契約」の意味では用いられていない、とされている。また、S. Bros, *Les contrats interdépendants : actualité et perspectives*, *D.* 2009, n° 14, p. 963は、同判決の文言の由来とされる司法省草案13条について(前掲注(236)参照)、時系列にかかわる文言であることを前提に検討している。これらの理解を踏まえ、本稿としても、「同時または順次」という訳を選択することにした。

第二の問題は、「なされた」という部分に関するものである。それは、複数の契約の締結と履行のいずれにかかわるものなのだろうか。Amrani-Mekki et Mekki, *op. cit.* (98), p. 640によれば、この部分は複数の契約の締結にかかわるものだとされている。また、上掲の Houtcief も、締結の時系列にかかわるものと考えているようである。しかし、それが共通理解であるというわけでもなく、たとえば上掲の Bros は、成立の時系列にかかわるのか、履行のそれにかかわるのか、あるいはそのいずれにもかかわるのか、明確でない、としている。そこで、本稿でも、むしろその本来的な不明確さを残すため、「なされた」という不明確な訳を選択することにした。

238) 民法典旧1134条 適法に形成された合意は、それを行った者に対しては、法律に代わる。

合意は、それを行った者相互の同意又は法律が許す原因によってでなければ、撤回することができない。

合意は、誠実に履行しなければならない。

239) M. Latina, *LEDC juill.* 2013, n° 7, p. 1. なお、C. Berlaud, *panorama*, *Gaz. Pal.* 2013, 132v3, p. 1968は、同判決が契約間の相互依存性の問題に「明白な答え」を示したとしているが、いかなる意味で「明白」なのかは明白に示していない。

240) L. Leveneur, *CCC août-sept.* 2013, *Commentaires* n° 176, p. 20. そのほか、Latina, *op. cit.* (239), p. 1も参照。

されている。破産院は、特定の状況について必然的に相互依存性の存在が認められると判示するにとどめ、相互依存性の基礎 (soubassements) についてはなんら説明を加えなかった、とされているのである²⁴²⁾。さらには、同判決の射程についても不確かさが指摘されている²⁴³⁾。

とはいえ、なんら手がかりがないというわけでもなく、抽象的な定式から出発して、いくらか解釈が試みられている。まず、相互に依存しているかどうかを判断する際の考慮要素については、所有権移転外リースの存在が「必要かつ見たところは十分な要素」だという指摘がみられる²⁴⁴⁾。所有権移転外リースの存在がもっぱら鍵となるのであって、複数の契約の締結日がいっつであったかという点や、それらの履行期間が一致していたかどうかという点などは、さしたる問題にならない、というのである²⁴⁵⁾。さらには、所有権移転外リース契約としての性質決定から、契約集合における不可分性の性質決定が導かれる、とも言われている²⁴⁶⁾。所有権移転外リース契約を判決の適用領域にすると同時に不可分性の判断基準そのものにするというこの方法は、リースに関する混合部1990年判決の解決と類似したものだ、とされている²⁴⁷⁾。

それでは、なぜ所有権移転外リースが存在すれば相互依存性が認められると言えるのだろうか。混合部2013年判決はこの問いに答えていない。学説のなかには、リースや所有権移転外リースに「構造的な相互依存性」が認められる根拠として、「ある当事者から他の当事者に移転された契約債務や、他

241) Latina, *op. cit.* (239), p. 1. そのほか、Mazeaud, *op. cit.* (231), p. 1660も参照。

242) Laithier, *op. cit.* (224), p. 1332. ここにいう「特定の状況」とは、おそらく、所有権移転外リースを含む複数の契約が存在するという状況のことであろう。そのほか、ムスタファ・メキ (訳: 小林和子)「裁判官と契約の消滅: 2013年10月23日債務法改正草案に関する一考察」筑波ロー・ジャーナル18号80頁 (2015) も、種々の点で同判決の不明確さを指摘している。

243) Legeais, *op. cit.* (213), p. 570.

244) Laithier, *op. cit.* (224), p. 1333. そのほか、Loiseau, *op. cit.* (231), p. 1435 et s.; Mazeaud, *op. cit.* (231), p. 1660も参照。

245) Laithier, *op. cit.* (224), p. 1333.

246) Barbier, *op. cit.* (231), p. 599.

247) Barbier, *op. cit.* (231), p. 599.

の当事者の名においてある当事者によって行使される権利の絡み合い (imbrication) が認められる」ことを挙げるものがあるが²⁴⁸⁾、それ以上に具体的には論じられていない²⁴⁹⁾。

いずれにせよ、所有権移転外リースの存在自体に重要な位置づけが与えられることとなったわけだが、そのほかに、「同時または順次になされた複数の契約」の存在が認められることも必要だという見方もある²⁵⁰⁾。しかし、「同時」または「順次」に契約がなされたかどうかという基準はあまり精確なものではなく、おそらくは使われにくいものだろう、と指摘されている²⁵¹⁾。また、同時に締結されない複数の契約は常に順次に締結されると言えるところ、「同時または順次になされた」という状況は常に認められうるものとして、この要素を批判的に捉えている見解もみられる²⁵²⁾。この見解によれば、この文言は、複数の契約がいつ締結されたかは問題にならないとする破毀院の意思を示すものとして理解されるべきだろう、と指摘されている²⁵³⁾。

それよりも問題となるのは、「1つの取引」の存在が認められることも必要とされるのかどうかである。この点については、あらゆる契約が「取引」に組み込まれる以上、「取引」というのは曖昧な用語でしかない、という指摘もみられる²⁵⁴⁾。しかし、その一方では、「間違いなく、相互に依存した

248) Larroumet et Bros, *op. cit.* (65), n° 463, p. 445.

249) リースや所有権移転外リースでは、通常の賃貸人であれば負担するはずであった担保義務をリース業者は負担しない。その代わりにサプライヤーがこれを負担する。また、通常の買主であれば負担するはずであった検査通知義務についても、やはりリース業者は負担しない。その履行は基本的にユーザーにおいて行なわれる。さらに、通常の買主であれば行使しうる瑕疵担保責任を追及する権利については、リース業者からユーザーに移転される。こうした権利および義務の「絡み合い」は、リースや所有権移転外リースの重要な特徴であり、その点に「構造的な相互依存性」をみいだしうる。上記の学説の説明から具体的に推論すれば、おおよそこのようにならうか。

250) Amrani-Mekki et Mekki, *op. cit.* (98), p. 640.

251) Houtcieff, *op. cit.* (237), p. 2352. そもそも、「同時または順次になされた複数の契約」の存在が必要とされることに言及している Amrani-Mekki et Mekki, *op. cit.* (98), p. 640も、この文言には批判的である。

252) Pignarre, *op. cit.* (231), p. 3134.

253) Pignarre, *op. cit.* (231), p. 3134.

254) Laithier, *op. cit.* (224), p. 1333. そのほか、Le Mesle, *op. cit.* (64), p. 71は、「あまり法的で

ものとなるには、複数の行為は同一の経済取引の実現に向かって協働するものでなければならない」として、「取引」の存在が認められることに必要性をみだしている見解もみられる²⁵⁵⁾。この見解によれば、同判決では、同一の取引に組み込まれているとされる条件が明らかにされていない、と指摘されている²⁵⁶⁾。ただし、その指摘の後の言及によれば、同判決の事案については、「物的な相互依存性 (interdépendance matérielle)」が、同一の取引に組み込まれているのを認定することと無関係ではなかったと考えられる、とされている²⁵⁷⁾。同判決の事案では、リース契約と役務提供契約が同一の目的物を対象としていた。そのことから、「相互依存性は単に法的なだけではなく、そうであると同時になによりもまず物的なのである」とされているのである²⁵⁸⁾。この見解に従うならば、同じく同一の目的物を対象とする売買契約とリース契約についても、同様のことが言えるだろう²⁵⁹⁾。

ここまでみてきたところからすれば、所有権移転外リースについて相互依存性を認定するための考慮要素としては、所有権移転外リースと「1つの取引」という2つの存在が重要だということになろう。このうち、後者の「1つの取引」の存在が必要とされている点は、リースの判例との大きな違いである。

はない概念」であり、判例でも未だ明確にされていない、としている。ただし、「取引」の概念については、独自の意義を有するものとして検討の対象とする向きもみられる。V. Forti, *Du contrat à l'opération économique en droit de la consommation*, in *Mélanges en hommage au Prof. J. Beauchard*, LGDJ, 2013, p. 581を参照。この点については、渡邊・前掲注(150)156頁も参照されたい。

255) Pignarre, *op. cit.* (231), p. 3134.

256) Pignarre, *op. cit.* (231), p. 3134.

257) Pignarre, *op. cit.* (231), p. 3134. ここでは、客観的な相互依存性は物的な相互依存性の反映 (reflet) だとされている。

258) Pignarre, *op. cit.* (231), p. 3134.

259) ただし、以上の論理については、一見するとトートロジーのように思われるところもある。「物的な相互依存性」をもって認定される「1つの取引」に組み込まれた複数の契約は相互に依存しているという論理は、相互に依存している複数の契約は相互に依存しているという命題とあまり変わらないように思われるのである。「物的な相互依存性」と「法的」なそれとは異なることを前提としているのかもしれないが、いずれにせよ、詳しく論じられているわけではないので、これ以上は掘り下げないでおく。

次に、法的根拠については、コースを参照することは注意深く避けられたという指摘がみられる²⁶⁰⁾。第一民事部2010年判決でもコースは問題とされなかったとみられているが²⁶¹⁾、それはここでも同様であったというわけである。しかし、実際に法的根拠としたところは、同判決と混合部2013年判決で明らかに異なるものだった。すでにみたとおり、第一民事部2010年判決は「当事者の共通の意図」に依拠していた。相互依存性を認定するには、契約間になんらかの関連性が認められるだけでは十分でなく、「契約それ自体にとっては外的なリスクに関する承諾 (acceptation)」が必要とされていた、とも言われている²⁶²⁾。それに対して、混合部2013年判決は「当事者の共通の意図」に依拠していない。同判決によれば、「所有権移転外リース契約が存在する場合、複数の契約が同一の経済取引をなしているという事実は、それのみで、契約間の相互依存性を認めるのに十分なものである」、とされている²⁶³⁾。「当事者がそれを望むか否かにかかわらず、契約間の相互依存性はその者たちにとって法律に代わる」のである²⁶⁴⁾。

そのうえ、混合部2013年判決では、契約の全体的なエコノミー (économie générale du contrat) やコースなどとの関係で、契約間の相互依存性に「真の独立性」が与えられた、とされている²⁶⁵⁾。これまで、相互依存性の認定には、契約のエコノミーやコースなどがその法的根拠として援用されてきたが、同判決により、相互依存性という概念に独自の意義が認められた、とされているのである。しかも、それに反する条項の効力を否定するという効果

260) Latina, *op. cit.* (239), p. 1. そのほか、Amrani-Mekki et Mekki, *op. cit.* (98), p. 640.

261) Aynès, *op. cit.* (221), p. 73.

262) Aynès, *op. cit.* (221), p. 73. そのほか、Laithier, *op. cit.* (224), p. 1334では、「当事者の共通の意図を根拠とするということは、(単一の)取引とその実現に資する複数の契約の相互依存性を混同しないものとするということである」とされている。

263) Laithier, *op. cit.* (224), p. 1334.

264) Laithier, *op. cit.* (224), p. 1334. そのほか、Latina, *op. cit.* (239), p. 1も、同判決について、ひとたび相互依存性の存在が認められたならば当事者はそれを争うことはできないということになろう、と指摘している。

265) Laithier, *op. cit.* (224), p. 1333 et s.

まで付与された。同判決で破産院は「立法者のように振る舞った」のである²⁶⁶⁾。ここでも、混合部1990年判決のときと同じく、規範創設的な判断がなされたと言えよう²⁶⁷⁾。

ただし、相互依存性という概念に明示的に言及したうえで独自の意義を与えているということ自体については、両判決は明らかに異なっている。混合部1990年判決のほうは、売買契約とリース契約の関連性を指し示すような独自の概念には、少なくとも明示的には言及していないのである²⁶⁸⁾。

また、法的根拠との関係で注意を要するのが、混合部2013年判決の参照条文である。同判決が参照しているのは、意思自律について定めたとされる旧1134条であるところ²⁶⁹⁾、当事者の合意の尊重を謳う同条を参照しながら条項を書かれなかったものとみなしているのは不可解である、と指摘されているのである²⁷⁰⁾。その意味では、「目的論的で客観的な基準」を立てうるコー

266) Laithier, *op. cit.* (224), p. 1331.

267) Le Mesle, *op. cit.* (64), p. 6. そのほか、Pignarre, *op. cit.* (231), p. 3134で言及されている破産院自体における理解も参照。

268) Carbonnier, *op. cit.* (78), p. 1030によれば、混合部1990年判決は売買契約とリース契約の間の「相互依存性の性質 (*nature*) についてまったく立場を明らかにしなかった」とされている。ここでは、ありうる理解として、不可分性、共生、そして契約群 (とくに契約集合) が挙げられている。なお、Carbonnierは、相互依存性という概念自体は事実上のものとして用いているようである。

269) フランスにおける意思自律または意思自治の原理については、上井長久「フランス法における意思自律論——その形式」明治大学社会科学研究所年報35号36頁 (1995)、同「フランス法における意思自律論の退化」明治大学社会科学研究所年報36号41頁 (1996)、同「フランス法における意思自律論」明治大学社会科学研究所紀要36巻1号55頁 (1997)、大村敦志『学術としての民法 I 20世紀フランス民法学から』(東京大学出版会、2009) 230頁以下、大村敦志『フランス民法——日本における研究状況』(信山社、2010) 188頁以下、北村一郎「私法上の契約と『意思自律の原理』」芦部信喜ほか編『岩波講座 基本法学4——契約』(岩波書店、1983) 165頁、中田・前掲注 (4) 29頁以下、星野英一「契約思想・契約法の歴史と比較法」芦部信喜ほか編『岩波講座 基本法学4——契約』(岩波書店、1983) 10頁以下、安井宏「ペロニック・ラススイ『意思自治——ある概念の誕生と発展』(紹介)」同『法律行為・約款論の現代的展開——フランス法と日本法の比較研究——』(法律文化社、1995) 178頁 [初出: 修道法学7巻2号 (1985)]、山口俊夫「フランス法における意思自治理論とその現代的変容」財団法人法学協会編『法学協会百周年記念論文集 第3巻』(有斐閣、1983) 211頁を参照。

270) Leveneur, *op. cit.* (240), p. 20. そのほか、Amrani-Mekki et Mekki, *op. cit.* (98), p. 640; Pignarre, *op. cit.* (231), p. 3134 et s. も参照。

ズに依拠したほうがおそらくは適切であった、という指摘もみられる²⁷¹⁾。

最後に、同判決の解決については、実質的な意味でもいくつか不都合が指摘されている。第一に、同判決の準則によれば、リース業者に対してその制御下にないリスクを負担させることになる、とされている²⁷²⁾。リースの場合と同様、適したリース物件を選択するのはユーザーなのである。第二に、同判決の準則は与信の費用の値をつり上げうるものだとされている²⁷³⁾。

以上のとおり、混合部2013年判決は、その抽象的な定式のなかに多くの問題を孕んだものであった。それにもかかわらず、その定式は、その後も数々の判決で繰り返し採用されることになった²⁷⁴⁾。確かな判例として、「所有権移転外リースを含む1つの取引に組み込まれた、同時または順次になされた複数の契約」について、法的に独自の意義を有する相互依存性が認められることになったわけである²⁷⁵⁾。

しかし、同判決では、明確には「相次ぐ消滅」が承認されていなかった。同判決の評釈のなかには、「結果として、ある契約の解約が他のものの相次ぐ消滅をもたらすだろう」という推論もみられたが²⁷⁶⁾、未だ公式に言明されるには至っていなかったのである²⁷⁷⁾。とくに売買契約の解除に伴うリー

271) Houtcieff, *op. cit.* (237), p. 2352. S. Serageldin, *Les clauses ayant effet à l'échelle des groupes de contrats*, thèse, Université Lyon III Jean Moulin, 2014, n° 977, p. 423は、「相次ぐ消滅」についてコーズを根拠とする理解に基づいて、混合部2013年判決は旧1131条を参照条文とすべきであったと指摘している。そのほか、Pignarre, *op. cit.* (231), p. 3135も参照。

272) Laithier, *op. cit.* (224), p. 1334 et s.

273) Laithier, *op. cit.* (224), p. 1335.

274) H. Barbier, *chron.*, RTD civ. 2017, p. 849 ; J.-B. Seube, *RDC* 2015, p. 268を参照。Cass. com., 9 juill. 2013, n° 11-19633 : *Comm. com. électr.* 2013, *comm.* 102, note G. Loiseau ; Cass. com., 2 déc. 2014, n° 13-22962 ; Cass. com., 7 juill. 2015, n° 14-18052や後掲商事部2017年7月12日判決などのほか、最近のものであれば、Cass. com., 17 févr. 2021, n° 19-19421, *Inédit* : *LEDC* avril 2021, n° 200a4, p. 3, M. Latina が挙げられる。混合部1990年判決と同様、混合部2013年判決もいわば「権威」と化したと言える。

275) N. Dissaux, *JCP E* 2017, n° 40, p. 38によれば、混合部2013年判決の定式は「今後は明確なことである (désormais fermement acquis)」とされている。

276) Amrani-Mekki et Mekki, *op. cit.* (98), p. 640.

277) それにもかかわらず、たとえばM. Latina, *RDC* 2020, p. 21のように、混合部2013年判決が単体で所有権移転外リースに関する失効の判例として参照されていることがある。本文で検討し

ス契約の解消の問題について言えば、管見のかぎり、破毀院判決のレベルで「相次ぐ消滅」が明示的に承認されたものはいまなお見受けられない。

他方で、その他の場面については相次いで「相次ぐ消滅」が承認され、その構成として「失効」というサンクションが採用されていった²⁷⁸⁾。たとえば、商事部2014年11月4日判決は²⁷⁹⁾、メンテナンス契約の不履行の結果としてリース契約が失効するか否かという問題について、「所有権移転外リースを含む複数の契約が相互に依存している場合、主たる契約の消滅は、リース契約がその結果として失効するのに必要な前提条件である」と判断し、間接的にではあるが、失効構成が採用されうることを示した。また、商事部2017年5月18日判決は²⁸⁰⁾、混合部2013年判決の定式を示したうえで、「本件役務提供契約の解約の結果としての所有権移転外リース契約の失効」を認めようとしなかった控訴院の判断について、破毀取消しを言い渡した。

さらに、商事部2017年7月12日判決は²⁸¹⁾、リース契約の解約による役務

たところからすれば、そのような理解にはならないように思われる。ありうる考え方としては、そのようなかたちで参照されるのは、一連の判決のうちで同判決が象徴的かつ画期的なものであったからだ、と言えようか。

278) Le Mesle, *op. cit.* (64), p. 8によれば、「相互に依存した契約集合」において、ある契約が消滅した場合、他の契約は失効する、という解決は、Cass. com., 5 juin 2007, n° 04-20380 ; Bull. 2007 IV, n° 156で初めて定立されたものだ、とされている。同判決の事実関係をみるかぎり、問題となっている取引はリースや所有権移転外リースと同様のものであるが、事実関係や判旨のなかではもっぱら賃貸借 (location) の用語が出てくるばかりであり、また、評釈などでもリースや所有権移転外リースの先例としては言及されていない。さらに、同判決は、賃貸借契約およびメンテナンス契約が解約されたことに伴って売買契約が失効する、と判断したものであり、売買契約の解除に伴うリース契約の解消を扱うものではない。そのため、脚注で言及することとどめておいた。

279) Cass. com., 4 nov. 2014, n° 13-24270 ; Bull. 2014 IV, n° 159 ; D. 2015, p. 529, obs. S. Amrani-Mekki et S. Mekki ; RTD civ. 2015, p. 127, obs. H. Barbier ; Gaz. Pal. 5 janv. 2016, n° 253r8, p. 37, obs. D. Houtcieff ; RDC 2015, n° 111q3, p. 268, obs. J.-B. Seube. Cass. com., 9 déc. 2014, n° 13-22677 et 13-24807も同じ判断をしている。

280) Cass. com., 18 mai 2017, n° 15-20458 ; JurisData n° 2017-011623. そのほか、Cass. com., 18 mai 2017, n° 15-22400 et 15-22710も参照されたい。

281) Cass. com., 12 juillet 2017, n° 15-27703 et 15-23552, P+B+R+I ; JurisData n° 2017-013975 et 2017-013963 ; Bull. 2017 IV, n° 105.

この記載からわかるとおり、同日に2つの判決が出されている。このうち、請求番号15-23552の事件の判決では次のように判断された。「複数の契約が相互に依存している場合、それ

提供契約の解消が問題となった事案について²⁸²⁾、より包括的に失効構成を採用した。同判決の事案で、ユーザーは、サプライヤーとの間で、複写機の供給および保守に関する契約を締結し、同日、リース業者との間で、当該複写機を対象とする所有権移転外リース契約を締結した。リース契約のほうが決約されたので、ユーザーがサプライヤーに対して役務提供契約の解約を通知したところ²⁸³⁾、反対にサプライヤーは解約補償金の支払いを求めた。それに対して、ユーザーは、リース契約の解約の結果として役務提供契約が失効するものと主張した。控訴院は、リース契約の内容などを考慮して、本件の2つの契約が、ある契約の消滅が他のもののコースを失わせるような「単一の取引 (une opération unique) に組み込まれている」とは考えられない、と結論づけ、ユーザーに対して解約補償金の支払いを命じた。

以上の事案について、商事部2017年7月12日判決は、旧1134条を参照して次のように判断し、控訴院判決の破毀取消しを言い渡した。「所有権移転外リースを含む1つの取引に組み込まれた、同時または順次になされた複数の契約は、相互に依存しているところ、それらのうちのいずれか1つの解約は、結果として他のものの失効をもたらすが、その契約集合の消滅の原因を生じさせた当事者に対し、そのフォートによって引き起こされた損害を賠償させることは、妨げられない」。このように、同判決では、混合部2013年判決の

らのうちのいずれか1つの解約は、結果として他のものの失効をもたらすが、その契約集合の消滅の原因を生じさせた当事者に対し、そのフォートによって引き起こされた損害を賠償させることは、妨げられない」。この判旨をみるかぎり、少なくとも文言上は、本文で引用した請求番号15-27703の事件のものよりもこちらの射程のほうが広く、両者は厳密には区別されるべきである。学説でも、たとえば Dissaux, *op. cit.* (275), p. 37 et s. では、リースに限定されない一般的な射程を有するものとして、こちらの判旨が検討の対象とされている。そこで、本稿では、とくに請求番号15-27703の事件のほうを扱うことにした。なお、後掲混合部2018年判決でも、とくにこちらの事件が参照されている。

282) 商事部2017年7月12日判決はこの点で特殊だとされている。Barbier, *op. cit.* (274), p. 849 ; J.-B. Seube, RDC 2017, p. 628を参照。

283) ここにいう「役務提供契約」は、原文で *contrat de prestations de services* とのみ表記されているものだが、すでに示した「複写機の供給および保守に関する契約」のことであると思われる。

定式が再確認されたうえで²⁸⁴⁾、「いずれか1つの解約」が「結果として他のものの失効をもたらす」というかたちで、より包括的に失効構成が採用されたのである。

これまで、厳密には以上のような断片的な状況にあった所有権移転外リースの判例だが、のちに詳しく検討する混合部2018年4月13日判決は²⁸⁵⁾、所有権移転外リースについては失効構成が一般的に採用されているとみているようである。同判決自体はリースについて新たな展開を示したものだが、その判旨のなかで、所有権移転外リースの判例が次のようにまとめられている。「所有権移転外リースを含む1つの取引に組み込まれた、同時または順次になされた複数の契約は相互に依存しており (Ch. mixte., 17 mai 2013, pourvois n° 11-22.768 et n° 11-22.927, Bull. 2013, Ch. mixte, n° 1)、それらのうちいずれか1つの消滅 (anéantissement) が結果として他のものの失効をもたらす (Com., 12 juillet 2017, pourvoi n° 15-27.703, publié)。」

このうち、商事部2017年7月12日判決を参照した部分に着目すれば、本来の文言である「解約」ではなく「消滅」が問題とされており、かなり一般的な定式として判示されている²⁸⁶⁾。混合部2018年判決のこの理解は、所有権移転外リースに関するその後の破毀院判決でも採用されつづけており²⁸⁷⁾、判例として定着しているようである。この混合部2018年判決の理解に従うとすれば、売買契約の解除に伴うリース契約の解消の場面についても失効構成が採用される、ということになる。

それでは、そもそもこの「失効」とはいかなるサンクションなのだろうか²⁸⁸⁾。2016年の債務法改正で設けられた新1186条が失効について規定して

284) Seube, *op. cit.* (282), p. 627; Susini = Puyau, *op. cit.* (231), p. 382.

285) Cass. mixte, 13 avril 2018, n° 16-21345 et 16-21947, P+B+R+I; Bull. 2018, Ch. mixte, n° 1; AJContrat 2018. 277, obs. C-E, Bucher.

286) Latina, *op. cit.* (277), p. 20の注5のほか、J.-F. Hamelin, LEDC sept. 2020, n° 8, p. 4も参照。

287) Cass. com., 13 févr. 2019, n° 17-19223, Inédit; Cass. com., 1 juill. 2020, n° 18-22905, Inédit.

288) フランスにおける「失効」という概念は、本稿で言及している契約の失効のほかにもさまざまな場面を扱うものである。この広義の失効については、大淵由子「法律行為における失効の概念について」大阪府立大学経済研究34号240頁 (1965)、大村・前掲注 (269)『学術として

いるが²⁸⁹⁾、とくに同条1項が次のように定めている。「有効に成立した契約は、その本質的要素 (éléments essentiels) の1つが消滅した場合には、失効する」。この規定は、同改正に関する共和国大統領への報告書によれば、判例および学説に従ったものだとされている²⁹⁰⁾。

このように規定される失効には、次の2つの特徴があるとされている²⁹¹⁾。まず、第一の特徴とされるのは、「事後性 (postériorité)」である。失効は、契約が有効に成立した後、履行過程ではたらくものである。その点で無効とは区別されている。次に、第二の特徴とされるのは、「中立性 (neutralité)」である²⁹²⁾。失効はフォートによる不履行を要件としない²⁹³⁾。それは「本質

の民法 I 20世紀フランス民法学から』165頁 [初出：同「20世紀が民法に与えた影響 (2)」法学協会雑誌120巻12号 (2003)]、深川・前掲注 (173) 23頁以下を参照されたい。そのほか、柴崎・前掲注 (116) 35頁以下も、いくつかの局面における失効について随所で言及している。

289) 民法典新1186条 有効に成立した契約は、その本質的要素の1つが消滅した場合には、失効する。

同一の取引の実現のために数個の契約の履行が必要な場合において、その1つが消滅したときは、この消滅によって給付が不能になった契約、及び、消滅した契約の履行が当事者の同意を決定づける条件であった契約は、失効する。

ただし、失効は、それを援用される当事者が、その同意を与えた時に、一体の取引の存在を認識していた場合でなければ生じない。

290) Rapport au Président de la République relatif à l'ordonnance n° 2016-131 du 10 février 2016 portant réforme du droit des contrats, du régime général et de la preuve des obligations, JO jeudi 11 févr. 2016, n° 35, Texte 25.

291) J.-L. Aubert, Defrénois 2006, p. 1198 et s.; Seube, *op. cit.* (60), p. 930 et s. 以下で検討する2つの特徴については、特段の異論はないとされている。都筑・前掲注 (173) 118頁。そのほか、Malaurie et al., *op. cit.* (61), n° 393, p. 366は、フォートとの関係における失効の中立性には言及せず、単に、当事者の意思とは無関係な事由によるものであるとしている。

292) 失効は「中立性」を有するということが、失効の要件として当事者のフォートの有無が問題にならないということの意味するにすぎないのだとすれば、フォートがない場合にしか失効が認められないということにはならず、フォートが存在していても失効が認められることになる。そうすると、たとえばユーザーの機会主義的な行動によって取引が終了したという場合に、ユーザーにフォートが認められるのであれば、それによって生じた損害を賠償させることは認められてよいであろう。この点について、Seube, *op. cit.* (99), p. 369を参照。以上の帰結は、商事部2017年7月12日判決でも認められているところだと思われる。

293) この点については、Larroumet et Bros, *op. cit.* (65), n° 447, p. 429も参照。そのほか、Latina, *op. cit.* (277), p. 21は、端的に、「解除とは異なり、失効は不履行のサンクションではない」としている。

的要素」の消滅に関するサンクションなのである。義務違反の有無や当事者の主観的態様にかかわらず、失効はその効力を生ずる²⁹⁴⁾。その意味で失効は中立的だとされている²⁹⁵⁾。この点で解除や解約とは区別されている。

基本的には以上のように説明される失効だが、問題は、「本質的要素」の消滅がいかなる意義を有するのかということである。この点については定説がなく²⁹⁶⁾、今後の議論の展開が待たれるところだが、有力と言える複数の学説によれば、より抽象的なレベルで、契約の有効性 (*validité*) が事後的に失われるのが失効だと理解されているようである²⁹⁷⁾。民法典においても、

294) ただし、Maurie et al., *op. cit.* (87), n° 565, p. 506によれば、ユーザーは、リース業者との関係で自身についてフロードまたは重大なフォートが認められる場合には、リース契約の失効を主張することはできない、とされている。

295) D. R. Martin, *Panorama : Droit bancaire / juillet 2017 – juillet 2018*, D. 2018, p. 2116では、「落ち度 (*démérite*)」によらない失効が改正法のもとで「サンクション」として規定されているのは適切でないとしてされている。これはおそらく失効の中立性との関係で述べられた指摘であろう。Maurie et al., *op. cit.* (61), n° 393, p. 367も参照。なお、Martinのいう「サンクション」には「制裁」や「罰」としての意義が込められているものと思われるが、フランスにおけるいわゆる「サンクション」の意義がそれだけに限られるわけではないことには注意を要する。酒巻・前掲注 (8) 29頁を参照。本稿も広義の用法に従っている。

296) たとえば、Fabre-Magnan, *op. cit.* (231), n° 750, p. 590では、新1186条1項の「本質的要素」は「契約の成立に必要なもの」(能力、同意または契約の内容)だとされているが、それに対して、Larroumet et Bros, *op. cit.* (65), n° 448, p. 430 et s.では、同項の定式は契約の有効要件 (Fabre-Magnanのいう「契約の成立に必要なもの」と同じものを指している)と本質的要素の区別を示しているとしてされている。また、A. Bénabent, *Droit des obligations*, 19^e éd., LGDJ, 2021, n° 335, p. 283 et s.では、より具体的に、失効の3つの場面として、①停止条件の不成就、②不可抗力による履行不能、③相互に依存した複数の契約の消滅が挙げられている。それに対して、Maurie et al., *op. cit.* (61), n° 393, p. 366 et s.では、より多くの場面が挙げられているものの、不可抗力による履行不能は挙げられていない。そのほか、Ph. Malinvaud = M. Mekki = J.-B. Seube, *Droit des obligations*, 16^e éd., LexisNexis, 2021, n° 452, p. 411 et s.は、「本質的要素」の解釈についてより立ち入った検討をしているが、最終的にはとくに「契約の内容」に関連づけて理解しているようである。

297) Fabre-Magnan, *op. cit.* (231), n° 749, p. 589では、端的に、「契約の有効要件」の欠如をサンクションするものが失効だとされている。また、Latina, *op. cit.* (277), p. 20では、「契約は、それが存在している間にその有効性にとって本質的な要素を失った場合、失効する」とされている。Maurie et al., *op. cit.* (61), n° 393, p. 366にも同様の説明がみられる。これらは、おそらく、合意の有効要件に関する旧1108条の文言により忠実な表現をとったものと思われる。さらに、Terré et al., *op. cit.* (81), n° 135, p. 153によれば、適法に成立した行為は、その締結後に、「契約の内容に関係する、その有効性にとって本質的な要素、またはその完全性に必要な

失効は無効（新1178条ないし新1185条）と並ぶサンクションとして位置づけられており、無効と同じく有効性の欠如に対するサンクションとして失効を理解するのは必ずしも不当なことではないだろう。

また、少なくともコースの喪失は「本質的要素」の消滅に含まれるとする見方が多いようである²⁹⁸⁾。債務法改正を経てコースはもはや講学上の概念と化しているが、すでにみたように、コースもまた有効要件の1つであった。もちろん、このことのみをもってリース契約の失効の法的根拠はコースの喪失だと断定するのは早計だろう²⁹⁹⁾。しかし、これまでの議論でたびたびコースが引き合いに出されていたことを思えば、そのような理解の可能性も否定しきれないように思われる。

いずれにしても、所有権移転外リースについては一応の落ち着きをみたと言えよう。「所有権移転外リースを含む1つの取引に組み込まれた、同時または順次になされた複数の契約」である売買契約とリース契約は「相互に依存しており」、その結果として、売買契約の解除、すなわち「消滅」は、リース契約の「失効をもたらす」と考えられるのである。そして、複数の有力

要素」を失ったとき、失効するものとされている。そのほか、大村・前掲注(288)166頁以下で概観されている議論状況も参照されたい。

298) Larroumet et Bros, *op. cit.* (65), n° 448, p. 431; Malaurie et al., *op. cit.* (61), n° 393, p. 366; Terré et al., *op. cit.* (81), n° 592, p. 684 et s. や、小林・前掲注(118)69頁、都筑・前掲注(173)115頁以下、深川・前掲注(173)29頁以下。そのほか、Réforme du droit des obligations : Un supplément au code civil 2016 (À jour de l'ordonnance n° 2016-131 du 10 février 2016), Dalloz, 2016, p. 17では、新1186条の補足説明のなかで旧1131条が参照されている。それに対して、Fages, *op. cit.* (60), n° 215, p. 191は、本質的要素概念とコース概念を混同すべきでないとしている。そのほか、失効をコースの欠如によって根拠づけることに疑問を呈するものとして、Serinet, *op. cit.* (63), p. 41も参照。なお、コースの喪失による契約の失効については、石川博康『再交渉義務の理論』（有斐閣、2011）280頁以下〔初出：同「環境的公序に基づく契約の再交渉の法的規制に関する研究——環境利益をめぐる私的秩序形成の法的支援に向けて」財団法人第一住宅建設協会・調査研究報告書（2010）〕も参照されたい。

299) Cass. civ. 1^{re}, 1^{re} juill. 1997, n° 95-15642; Juris-Data n° 1997-003169; Bull. civ. 1997, I, n° 224, p. 150; JCP G 1997, IV, 1881; D. 1998, p. 32, note L. Aynès は、「本件借主の債務がコースを欠いたということではなく、本件売買契約の無効化（annulation）が本件金銭消費貸借契約の失効をもたらしたということ」を判示した控訴院の判断を是認した。Serinet, *op. cit.* (63), p. 41は、この破毀院の判断について、コースの欠如が「相次ぐ消滅」の場面における失効とは無関係であることを示すものだと思われるとしている。

説によれば、失効というのは、有効性の事後的な喪失をその根拠とするものであった。

ちなみに、この所有権移転外リースの判断枠組みは、前章で確認した混合部1990年判決におけるリースの判断枠組みとは明らかに異なっている。その違いはいくつか挙げられるだろうが³⁰⁰⁾、ここではとくに2つのものに言及しておきたい。第一に、言わずもがなだが、解消の法的構成が異なる。リースについては解約構成がとられていたのに対し、所有権移転外リースについては失効構成がとられるに至ったのである。しかし、この違いは、次章で確認するリースの判例の新たな展開のなかで解消されることになる。

第二に、すでに言及したが、「1つの取引」が認定されることが必要とされるかどうかという点でも異なる。所有権移転外リースについては「1つの取引」が存在している必要があるのに対し、リースについてはその必要はない。それゆえ、リースについては、売買契約とリース契約がともに存在していさえすれば解約が認められるのに対し、所有権移転外リースについては、失効という解決の自動性は、限定的であるかまたは条件付きのものでしかない、ということになる³⁰¹⁾。

これらの点をはじめとする判断枠組みの違いは、所有権移転外リースの事例の特徴である「リース料と結びついた役務給付」の重要性によって説明されうる、と言われている³⁰²⁾。所有権移転外リースの対象となる物件は、一般的に、特殊なメンテナンスと技術的なサービスを必要とするが、それが「最も重要な区別要因」だとされている³⁰³⁾。所有権移転外リースでは、それらの役務給付の存在がリース料の算定において考慮され、役務給付の対価がリース料に組み込まれるところ、役務給付がなされない場合にはユーザーはリ

300) 以下、本稿で言及するもののほか、比較的重要だと思われるものとしては、相互依存性の概念に依拠しているかどうかという点や、参照条文が異なる点などが挙げられるだろう。

301) Le Mesle, *op. cit.* (64), p. 7.

302) Gicquiaud, *op. cit.* (170), n° 10.

303) Gicquiaud, *op. cit.* (170), n° 13.

ース料の支払いを拒む、というのである³⁰⁴⁾。リースの事例ではこうした事実は認められない。当然のことだとも思われるが、事例の違いが判断枠組みの違いを帰結したわけである³⁰⁵⁾。

また、とくに「1つの取引」をめぐる違いについては、契約間のつながりのあり方に違いがあることに注意が向けられている。すなわち、所有権移転外リースの事例では、役務提供契約とリース契約の間に「直接的な関係」が認められないがゆえに、破毀院は契約集合理論または相互依存性理論に依拠せざるをえなかったのであり、その結果として、「単一の取引」が認定されることが必要になった、と指摘されているのである³⁰⁶⁾。リースの判例は、「問題となっている複数の契約のエコノミーそのものに関連した証明形式」に基づいているのに対し、所有権移転外リースの判例は、「頭を使う方法 (*démarche intellectuelle*)」に基づいている、とも言われている³⁰⁷⁾。リースが売買契約とリース契約からなる以上、売買契約なくしてリース契約を語ることはできない。それに対して、役務提供契約がなければリース契約がありえないというわけではない。上記の指摘の言う「直接的な関係」が具体的に何を意味するかは判然としないが、かりにそのようなことを意味するとすれば、たしかに、所有権移転外リースについては異なる判断枠組みが必要とされよう。

なお、混合部2013年判決については、「破毀院が契約の状況の多様性を過度に無視して包括的な定式を選択したことは…悔やまれうる」という指摘もみられる³⁰⁸⁾。それ以上に具体的には述べられていないが、この指摘を踏まえて考えれば、所有権移転外リースについて改めて売買契約の解除に伴うリ

304) Gicquiaud, *op. cit.* (170), n° 13. この点については、Ghozi, *op. cit.* (202), p. 2256 et s. も参照されたい。

305) Gicquiaud, *op. cit.* (170), n° 9では、売買契約しか対象としていない混合部1990年判決の規範は、役務提供契約をその対象としておらず、混合部2013年判決の事案には適合しなかった、とされている。

306) Le Mesle, *op. cit.* (64), p. 8 et s.

307) Le Mesle, *op. cit.* (64), p. 9.

308) Amrani-Mekki et Mekki, *op. cit.* (98), p. 640.

ース契約の解消が問題とされる場合には、「1つの取引」の要否について見直しが必要とされるかもしれない。その場合には、すでに言及したような事例の違いは認められず、いずれについても同様の問題状況が生じているのである。

第6章 混合部2018年判決の登場——失効構成への転向

前章で検討した混合部2013年判決の射程は、所有権移転外リース契約を含む契約集合だけに限定される、とみられている³⁰⁹⁾。ただし、その射程が当然に当該取引だけに限定されるかについては、改めて説明が必要だとも指摘されていた³¹⁰⁾。さらには、所有権移転外リースが「何よりもまず (au premier chef)」問題になるとしつつも、同判決の解決はリースにも類推されうるとする指摘もみられた³¹¹⁾。この指摘に従えば、所有権移転外リースに関する判例がリースにも当てはめられ、結果として第4章でみたリースの判例が変更される、ということもありえなくはなかっただろう。

しかし、破毀院はそうはしなかった。前章でも言及した混合部2018年4月13日判決は、リースについて、所有権移転外リースの判例の適用を明確に排

309) Barbier, *op. cit.* (231), p. 597 et s.; Houtcieff, *op. cit.* (237), p. 2352; Pignarre, *op. cit.* (231), p. 3134. そのほか、Mazeaud, *op. cit.* (231), p. 1660も、同判決の射程が所有権移転外リース契約を含む契約集合だけに限定されることを前提として、同判決を分析している。なお、Houtcieff, *op. cit.* (237), p. 2352 et s. は、所有権移転外リース以外の取引の場合には依然として分割条項を約定しうるのかという問題が生じるとしつつ、それに答えるのは危険だとしている。

310) Amrani-Mekki et Mekki, *op. cit.* (98), p. 640. Mazeaud, *op. cit.* (231), p. 1662では、同判決との関係で他の事例についてはどう考えられるかが検討されている。それによれば、とくに他の事例における分割条項の処遇については、当事者の共通の意図に由来する取引の全体的なエコノミーと当該条項が矛盾するかどうかの問題となる、とされている。また、Latina, *op. cit.* (277), p. 22は、同判決によって形成された条項の処遇に関する判例について、なぜ所有権移転外リースに限定されたのかとして、「驚くべき」ものだと指摘している。そのほか、同判決の射程の問題については、Legeais, *op. cit.* (213), p. 570も参照されたい。

311) Legeais, *op. cit.* (213), p. 570.

除したのである³¹²⁾。その判断に対しては、両者の扱いを異ならせることを正当化しうるだけの根本的な違いをみいだすことは難しい、という指摘もみられる³¹³⁾。しかし、所有権移転外リースの判例の適用が排除されたこと自体は一般的に批判されていないようであり³¹⁴⁾、むしろそれを適用することによる問題がたびたび指摘されている³¹⁵⁾。

312) ただし、混合部2018年判決がどこまで厳格に両者を区別しているかについては、即断を避けなければならないと思われる。たとえば、Th. Gérard, *chron.* : Droit bancaire, JCP E 2018, n° 47, p. 42では、同判決はリースと所有権移転外リースの経済的または法的な類似性に照らしてそれらを同じように扱った、とされている。この指摘の真意はわからないが、少なくとも失効というサンクションを採用するに至ったことについては、同じように扱ったということになる。また、P. Grosser, *chron.*, JCP G 2018, n° 27, p. 1337 et s.によれば、同判決は条項の問題について所有権移転外リースに関する商事部2017年7月12日判決の解決を採用した、とされている。これらの理解の当否は今後の議論の展開に委ねられるが、少なくとも、リースと所有権移転外リースについて破毀院がまったく異なる解決を採用していると評するべきではないであろう。

313) Barbier, *op. cit.* (164), p. 1189; Barbier, *op. cit.* (99), p. 392. その概要は以下のとおりである。買取選択権の有無などの違いがあるとは言っても、リースと所有権移転外リースはいずれも賃貸借という方法を用いた金融という機能を有する。そのうえ、いずれにおいても、リース物件の瑕疵などについて、ユーザーはリース業者に対する請求権を放棄する一方、サプライヤーに対して請求権を行使することができる。したがって、リース契約の解消について両者の扱いを異にすることを正当化しうるだけの違いをみいだすことは難しい。

そのほか、Gicquiaud, *op. cit.* (170), n° 11では、買取選択権の有無は「付随的な違い」であって、リース物件を買い取る意思の有無は「分割条項に適用されうる法制度の二元性」を説明するものではない、と指摘されている。また、Latina, *op. cit.* (277), p. 21も参照。

314) より積極的な見方として、Lasserre Capdeville, *op. cit.* (190), n° 22, p. 17は、リースと所有権移転外リースとはかなり異なると述べて、所有権移転外リースの判例の不採用に肯定的な評価を与えている。

315) ここで指摘されている問題は、前章で確認したリースの判例における判断枠組みと所有権移転外リースのそれとの違いにかかわる。たとえば、Seube, *op. cit.* (99), p. 368は、大要、次のように指摘する。従来、リースの判例では当然解約構成が採用されており、「相次ぐ消滅」が自動的に認められていた。それに対し、所有権移転外リースの判例では、「取引」の存在を要件として、「相次ぐ消滅」が条件つきで認められていた。後者の判例を前者に適用すれば、前者におけるリース契約の解消が従前に比して不確かなものとなってしまふ。

また、F. Buy, *note*, JCP G 2018, n° 19-20, p. 935も次のように指摘する。契約間に関連性が生じる原因は、リースと所有権移転外リースとは厳密に言えば同じではない。リースの判例は、明らかに契約のエコノミーそれ自体にかかわる形式に由来するのに対し、所有権移転外リースの判例は、「頭を使う方法 (démarche intellectuelle)」に基づいている。リースにおける契約間のつながりは、ある種の必然性から生じる。リース物件は、リース契約の目的物であると同時に、売買契約の目的物でもあるのである。それに対して、所有権移転外リースにおけるつな

同判決の事案は、トラックに関する動産リース契約が締結されたが、サプライヤーから引き渡されたトラックが注文書の仕様に適合していなかったため³¹⁶⁾、ユーザーがリース業者に対して当該契約の無効および既払リース料の返還を求めた³¹⁷⁾、というものであった。同判決は「相次ぐ消滅」の問題について次のように判断した。

「…これまで、破毀院は、売買契約の解除が、リース契約の解約を、その解約の結果の調整を目的とする条項の適用という留保のもと、当然にもたらした、と判断してきた (Ch. mixte., 23 novembre 1990, pourvois n° 86-19.396, n° 88-16.883 et n° 87-17.044, Bull. 1990, Ch. mixte, n° 1 et 2 ; Com., 12 octobre 1993, pourvoi n° 91-17.621, Bull. 1993, IV, n° 327 ; Com., 28 janvier 2003, pourvoi n° 01-00.330 ; Com., 14 décembre 2010, pourvoi n° 09-15.992)。

他方で、所有権移転外リースを含む1つの取引に組み込まれた、同時または順次になされた複数の契約は相互に依存しており (Ch. mixte., 17 mai 2013, pourvois n° 11-22.768 et n° 11-22.927, Bull. 2013, Ch. mixte, n° 1)、それらのうちいずれか1つの消滅が結果として他のものの失効をもたらす (Com., 12

がりは、複数の契約が単一の取引に組み込まれているかを究明することで、見つけ出されなければならない。混合部2018年判決では、リース契約が自動的に消滅しなくなるおそれがあることから、両者の判例の一本化が望まれなかったのであろう。単一の取引という概念は、いまのところほとんど根拠のないものなのである。

いずれにおいても Le Mesle, *op. cit.* (64) が参照されているが、そのなかで参照されているのはとくに p.9であると思われる。

316) 混合部2018年判決に付された破毀院の解説によれば、その事案で問題とされたのは、「適合物引渡義務 (obligation de délivrance conforme)」の違反による売買契約の解除であった (Note explicative de la Cour de cassation, D. 2018, p. 847)。フランスでは、一般に、それとは異なる独自の義務として「担保義務 (obligation de garantie)」が観念されており、その1つとして「隠れた瑕疵」に関する担保義務が売主に課されている (下田由紀「売主の適合物引渡義務と瑕疵担保責任——フランス法における二元的構成——」関西大学法学論集59巻6号63頁 (2010) を参照)。本稿では、借受証交付後における契約不適合の存在による売買契約の解除の場面を扱っているので、厳密に言えば同判決の事案はその対象から外れる。しかし、同判決が定立した規範自体は売買契約の解除の場合一般を扱っており、同判決をめぐる議論でも義務違反の内容によって区別されているわけではない。それゆえ、本稿で扱うことも許されるだろう。

317) そのほか、本件のユーザーは売買契約の無効 (nullité) も求めていた。この点については、原判決で売買契約の解除が言い渡され、その判断を破毀院も是認した。

juillet 2017, pourvoi n° 15-27.703, publié)、と判断されてきた。

この後者の判例は、売買契約の従たる契約である動産リース契約には移し換えられないものであるが³¹⁸⁾、その判例が定めた失効は、契約の成立にかかわるものではなく、契約が履行の着手の段階に入ったときに生じるものであり、リース契約の不履行ではなく、その本質的要素の1つ、すなわちその締結の際に考慮された主たる契約の消滅についてサンクションするという点で、解除および解約とは異なるものであって、適した措置である。

したがって、判例を変更し、次のように判断すべきである。売買契約の解除は、結果として、当該解除の効力発生の日におけるリース契約の失効をもたらし、当該契約の解約の場合における適用が予定された条項は適用されない³¹⁹⁾。

こうして、およそ30年にわたって続いたリースの判例に、「劇的 (spectaculaire)」な変化をもたらされた³²⁰⁾。混合部1990年判決から維持されてきた判例の変更が言明され、新たに失効構成が採用されたのである。時に「大変動 (Raz-de-marée)」とまで言われるこの判例変更は³²¹⁾、予想だにしないものであったわけでもなく、かねてからその伏線は敷かれていた³²²⁾。混合部1990年判決の後、学説では、失効というサンクションが妥当である旨が

318) ここでは「動産リース契約 (crédit-bail mobilier)」という文言が用いられているが、Buy, *op. cit.* (315), p. 935では、同判決の射程を不動産リース (crédit-bail immobilier) に及ぼさない理由はほとんど見当たらない、と指摘されている。のちの規範定立の部分でリース契約一般が対象とされていることや、同判決をめぐる議論でも一般的に論じられていることからすれば、その指摘は妥当であろう。

319) 本件で、控訴院は、ユーザーに対して本件車両のリース業者への返還を命じたうえ、リース業者は「保証/担保 (garantie) および訴権放棄に関する契約条項の適用を主張しえ」ないと判示して、既払リース料のユーザーへの返還を命じた。最終的な結論として、破毀院は、控訴院の判断は正当であったとした。

320) M. Mekki, *Panorama : Droit des contrats* (déc. 2017 – déc. 2018), D. 2019, p. 288.

321) M. Roussille, *Gaz. Pal.* 2018, n° 36, 333q8, p. 50.

322) 第4章第1節で指摘したように、「相次ぐ消滅」の問題については、コース構成が通奏低音のように響きつづけていた。失効の伏線はそのことに対応していたと言えよう。同じ箇所而言及したとおり、失効制度は、ほかならぬコースの拡張理論にも対応したものである。

すでに指摘されていた³²³⁾。そもそも同判決の *résiliation* は失効のことである、という指摘もみられた³²⁴⁾。その後、判例では、すでにみた所有権移転外リースをはじめ、他の種類の取引に関するいくつかの事例で、「相次ぐ消滅」のサンクションとして失効が採用された³²⁵⁾。この判例の状況は、最終的に2016年の債務法改正に結実する。すでに前章で検討した失効制度の新設である。この改正ののち、学説では、売買契約の解除に伴うリース契約の解消の問題について、失効が妥当だという旨が改めて指摘されていた³²⁶⁾。混合部2018年判決の事案は改正前のものであったため、新たな失効の規定が直接に適用されることはなかったが³²⁷⁾、以上の流れを受け、同判決は失効を採用することにしたわけである³²⁸⁾。契約集合一般の法状況との関係で「整合性への配慮」をなしたのだろう³²⁹⁾。

323) Del Sol, *op. cit.* (107), n° 13, p. 12; Seube, *op. cit.* (65), n° 381 et 388, p. 408 et 413.

324) Seube, *op. cit.* (60), p. 929 (注26) を参照。 *résiliation* の用語自体が多義的であることからすれば(齋藤・前掲注 (158) 1595頁)、このような指摘にも理由がある。

325) その状況については、Barbier, *op. cit.* (99), p. 389のほか、深川・前掲注 (173) 21頁以下および31頁以下などを参照されたい。その状況は学説でも肯定的に受けとられていたようである。Seube, *op. cit.* (60), p. 927を参照。失効へと収斂していく状況をより早い段階で記述したものとしては、Serinet, *op. cit.* (63), p. 41がある。なお、Latina, *op. cit.* (277), p. 21によれば、とくに所有権移転外リースについて破産院で失効構成がとられて以降は、混合部1990年判決の判例は「もはや維持されうるものではなかった」、とされている。

326) Ch. Larroumet et S. Bros, *Traité de droit civil*, t. 3, Les obligations - Le contrat, 8^e éd., Economica, 2016, n° 511, p. 508 (Larroumet et Bros, *op. cit.* (65) の旧版) が、債務法改正後は新1186条に基づいて失効を認めるのが合理的であるとしていた。

327) 法律不遡及の原則からすれば当然の帰結であるが、改正法が遡及して適用されることもある。小粥太郎「時際法・入門」同『民法学の行方』(商事法務、2008) 129頁を参照。しかし、新1186条について遡及は認められていない。Cass. civ. 1^{re}, 19 sept. 2018, n° 17-24347 : D. 2018. 1863; AJ Contrat 2018. 477, obs. G. Chantepie を参照。

328) Gérard, *op. cit.* (312), p. 421は、2016年の債務法改正から着想を得て失効に依拠した点には賛同できる、としている。そのほか、Buy, *op. cit.* (315), p. 935; D. Legeais, *chron.*, RTD Com. n° 2 2018, p. 435; Terré et al., *op. cit.* (81), n° 593, p. 686や、深川・前掲注 (173) 33頁以下も参照。

329) Barbier, *op. cit.* (164), p. 1187。そのほか、Collart Dutilleul et Delebecque, *op. cit.* (71), n° 841, p. 849も参照。ただし、同判決が付従性の理論に依拠したことは、波及的与信 (*crédit affecté*) の判例や新1186条2項との関係で不整合を生ずる、と指摘されている (Barbier, *op. cit.* (99), p. 392)。波及的与信の従来の法状況については、深川・前掲注 (173) 8頁以下を参

失効の意義については前章でみたが、同判決では次のように説明されている³³⁰⁾。「失効は、契約の成立にかかわるものではなく、契約が履行の着手の段階に入ったときに生じうるものであり、リース契約の不履行ではなく、その本質的要素の1つ、すなわちその締結の際に考慮された主たる契約の消滅についてサンクションするという点で、解除および解約とは異なる」。この判旨は、おおよそ、失効の事後性と中立性を説明したものだと言える。

同判決によれば、リースについては、「主たる契約」である売買契約がリース契約の本質的要素であるとされている。その結果、リース契約は、履行過程においてその本質的要素の1つである売買契約が解除された場合、失効する、ということになる。本質的要素の消滅を有効性の事後的な喪失と解する立場に従うならば、リース契約の有効性を基礎づけていた売買契約が解除されたことにより、リース契約はその有効性を失って失効した、ということになろう³³¹⁾。

混合部2018判決が採用した失効は、その判旨にあるとおり、まさに「適した措置」であった。この失効構成によるかぎり、混合部1990年判決の当然解約構成にみられた理論的な問題は生じないのである。また、債務不履行に対するサンクションではないという点では、リース契約の性質決定の問題にも、ひとまずは手をつける必要がなくなった³³²⁾。これにより、サンクションの

照されたい。

330) なお、本稿では、失効の意義を明らかにするにあたり、基本的に2016年債務法改正以降の議論に依拠している。すでにみたとおり、同判決は新1186条の規定と平仄を合わせていると言えることから（前掲注（328）参照）、同条を中心に展開されている議論をみるべきだと考えたためである。

331) なお、失効は自動的にその効果を生ずるというのが一般的な理解である。Buy, *op. cit.* (315), p. 936; Seube, *op. cit.* (65), n° 388, p. 413; Seube, *op. cit.* (60), p. 928のほか、都筑・前掲注（173）118頁、深川・前掲注（173）35頁以下も参照。同判決もそのとおりに理解されるならば（たとえば、Malaurie et al., *op. cit.* (87), n° 565, p. 506は、同判決の判断を踏まえ、「ユーザーは（当然の）失効を確認しうる」としている）、「当然に」解約されるとした混合部1990年判決との整合性がとれていると言えよう。ただし、新1186条2項の理解の仕方次第では、場合によって自動的に効果を生ずるかどうかが変わりうる、とする見解もある。渡邊・前掲注（173）339頁を参照。

332) Seube, *op. cit.* (65), n° 381, p. 408によれば、失効構成をとることにより、ユーザーに対す

問題については終局的な解決を得たかにみえた。

しかし、同判決の失効構成についてもまた問題が生じた³³³⁾。そのうち、とくに本稿の論点にかかわるのが、失効の根拠に関する問題である³³⁴⁾。第

るリース業者の約務の内容に関する議論（とくに「リース物件を利用させる債務（obligation de mise à disposition du bien）」の存否）を乗り越えることができる、とされている。ただし、あくまで「ひとまずは」であって、今後も議論の余地は残される。たとえば、同判決の評釈である L. Leveneur, *Contrats Concurrence Consommation*, n° 7, juillet 2018, comm. 126は、売買契約が解除されてリース物件がサプライヤーに返還される場合、リース業者はユーザーに当該物件を利用させることができなくなるのであって、それゆえにリース契約は債務不履行を理由に解除される、と主張している。

333) J.-B. Seube, *chron.*, JCP E 2018, n° 30, p. 39では、混合部2018年判決の解決が引き起こした重要な理論的問題として、付従性という基準に関する問題、失効と解約および解除との区別に関する問題、そして失効の効果に関する問題が挙げられていた。その後、Seube, *op. cit.* (99), p. 367 et s. では、さらに分析が深められ、リースと所有権移転外リースとの区別に関する問題、失効と類似の概念との区別に関する問題（この問題に言及した段落のなかには、新1186条の解釈に関する問題も含まれているところ、それを別個の問題として捉えるならば、合計で5つとなる）、失効の効力発生に関する問題、失効の場合における条項の存続に関する問題という4つの問題が挙げられている。いずれにせよ問題の多い判決であったと言える。

334) そのほか、実際の解決を直接に左右する効果論の問題として、失効の効力発生時に関するものが挙げられる。同判決は、売買契約の解除が効力を生ずる日にリース契約が失効する、と判断した。売買契約の解除が効力を生ずる日は、たいていの場合、その締結日であるとされている。Grosser, *op. cit.* (312), p. 1337. そうすると、リース取引が開始された当初にリース契約が失効するということになりうる。その結果、リース業者は既払リース料の全額を返還しなければならないということになりうる。Grosser, *op. cit.* (312), p. 1337 ; Lasserre Capdeville, *op. cit.* (190), n° 28 et s., p. 18. 実際、同判決ではそのように判断された。それに対して、混合部1990年判決における当然解約は、その後の判例において、売買契約の解除が裁判上で請求された日にその効力を生ずるものとされていた。Cass. com., 12 oct. 1993 : Bull. 1993 IV, n° 327, p. 235. その結果、リース業者がその日までに支払われたリース料を保持することが認められていた。また、従来 of 学説のなかには、売買契約の解除を言い渡す判決の後に支払われたリース料は返還されなければならないが、それ以前に支払われたものは保持されうる、という理解を示すものもあった。Seube, *op. cit.* (65), n° 75, p. 115. こうした帰結と比べれば、混合部2018年判決の論理は、リース業者の犠牲のもとでユーザーを優遇するものであると言えよう。Buy, *op. cit.* (315), p. 936 ; Grosser, *op. cit.* (312), p. 1337 ; E. Valette et L. Cann, JCP E 2018, n° 26, p. 30. 既払リース料全額の損失は「無視できない金額」であって、それを返還するという解決が一般的に採用されるのは、リース業者にとって「極めて不利」なのである。Lasserre Capdeville, *op. cit.* (190), n° 29, p. 18.

ただし、当の破毀院は、一般的にそのような解決をとるべきだとは考えていないようである。同判決に付された破毀院の解説によれば、とくに、契約が時間的区分 (tranches) に応じて履行されるものである場合や、契約締結日より後の日に失効が生じたと認められる場合は、そのかぎりでない、とされているのである。Note explicative, *op. cit.* (316), p. 847. また、新

2章第1節で言及したように、リースは、契約間の相互依存性の「最も完璧な例」とされている³³⁵⁾。それにもかかわらず、混合部2018年判決は、付従性 (accessoire) の理論を失効の根拠としたのである³³⁶⁾。従物は主物に従う (l'accessoire suit le principal)³³⁷⁾。この法諺がここでも適用されるならば、主たる契約である売買契約の解除は、従たる契約であるリース契約の失効を導くことになる。それに対して主物は従物に従わない。したがって、従たるリース契約の解消は、主たる売買契約にはなんら影響を及ぼさない、ということになりうる³³⁸⁾。このように、同判決が付従性の理論に依拠した結果、リース契約と売買契約は、一方では相互に依存した関係にあるとされ、他方では付従性の理論に基づく一方的な依存関係にあるとされるに至ったのである³³⁹⁾。失効構成を採用したことについてはひろく賛同を得た同判決も³⁴⁰⁾、

1229条2項によれば、「解除は、場合により、あるいは解除条項の定める条件で、あるいは債権者による通知を債務者が受領した日付で、あるいは裁判官の定める日付又はそれが無い場合には提訴の日に、効果を生じる」とされている。それゆえ、解除が効力を生ずる日は一律に定まるわけではなく、場合に応じて様々でありうる。これらのことを踏まえ、学説でも破毀院の解説と同様の指摘がなされている。すなわち、リース契約が最初から失効し、リース料全額を返還しなければならぬ、という解決が一般的でかつ自動的なものとされるのは妥当でない、とされているのである。Seube, *op. cit.* (99), p. 368. そのほかにも、リース業者は、売買契約の解除が言い渡された後に支払われたリース料は返還しなければならないが、それ以前に受領したものは保持できる、という見解もある。Malaurie et al., *op. cit.* (87), n° 565, p. 506. いずれにせよ、同判決でリース業者が既払リース料全額を返還しなければならないとされたのは、その事案の解決としての判断であったにすぎないと考えられよう。Lasserre Capdeville, *op. cit.* (190), n° 28, p. 18を参照。

335) Buy, *op. cit.* (315), p. 935では、売買契約とリース契約を結びつけるのは相互に依存した関係だとするのが「おそらくは多数の学説」の立場である、とされている。それに対して、Teyssié, *op. cit.* (194), n° 247 et s., p. 128 et s. では、売買契約のほうがリース契約の従物だとされている。

336) 同判決が採用した付従性の理論は、失効の「根拠 (fondement)」とされたり (Barbier, *op. cit.* (99), p. 391)、「基準 (critère)」とされたりしている (Seube, *op. cit.* (99), p. 368)。法の解釈および適用におけるいかなる概念として位置づけられるかは定まっていないうのである。

337) 主たる契約と従たる契約の関係の一般論については、Ph. Delebecque et F.-J. Pansier, *Droit des obligations : contrat et quasi-contrat*, 8^e éd., LexisNexis, 2018, n° 28, p. 15を参照されたい。

338) Barbier, *op. cit.* (99), p. 391 ; Seube, *op. cit.* (99), p. 367.

339) クロック・前掲注 (59) 203頁も、主たる契約と従たる契約との関係は「一方的な依存関係」であるとして、それと双方向的な相互依存性とを区別している。

この点についてはひろく批判を受けている³⁴¹⁾。

それでは、一見すると矛盾したこの状況について、どのような理解がありうるだろうか³⁴²⁾。学説のなかには、同判決はいわゆる付従性という性質を強調してはならず、付従性という性質決定は解決の確立のために後づけされた (octroyée après-coup) ものにすぎないという印象を受ける、とするものがある³⁴³⁾。同判決は、リースと所有権移転外リースの違いを強調するために「付従性」という概念を引き合いに出し、相互依存性に依拠した所有権移転外リースに関する判例を排除した、というのである³⁴⁴⁾。そうすると、ここで引き合いに出された「付従性」という概念は形式的な意義しか有しておらず、法的根拠として確立したものになるわけではない、ということになる。また、従来の破毀院判決で明示的に付従性の理論に依拠したものはないという指摘もみられる³⁴⁵⁾。結局、同判決が付従性の理論を法的根拠とした

340) Barbier, *op. cit.* (99), p. 391 ; Gérard, *op. cit.* (312), p. 42 ; Lasserre Capdeville, *op. cit.* (190), n° 23, p. 18 ; Martin, *op. cit.* (295), p. 2116 ; Seube, *op. cit.* (99), p. 367などを参照。

341) Barbier, *op. cit.* (164), p. 1188 et s. ; Barbier, *op. cit.* (99), p. 391 et s. ; Buy, *op. cit.* (315), p. 935 ; Gérard, *op. cit.* (312), p. 42 ; Mekki, *op. cit.* (320), p. 288 ; Seube, *op. cit.* (99), p. 368 ; Valette et Cann, *op. cit.* (334), p. 31.

342) Valette et Cann, *op. cit.* (334), p. 31では、破毀院は付従性の理論をとることでリース契約を物的担保として理解しようとしたのではないかと指摘されている。

343) Seube, *op. cit.* (99), p. 368.

344) Seube, *op. cit.* (99), p. 367. 破毀院自体もそのように考えているようである (Note explicative, *op. cit.* (316), p. 847)。そのほか、Barbier, *op. cit.* (99), p. 391も参照。

なお、所有権移転外リースに関する商事部2014年11月4日判決 (前掲注 (279)) では、「主たる契約の消滅」がリース契約の失効に「必要な前提条件」である、とされていた。これが付従性の理論を根拠にした判断だとすれば、リースと所有権移転外リースとの違いを強調するという目的は成り立たないことになろう。しかし、Barbier, *op. cit.* (164), p. 1188によれば、所有権移転外リースの判例では最終的に付従性の理論という根拠が排除され、相互依存性が採用されるに至った、と理解されている (Barbier, *op. cit.* (274), p. 849も参照)。実際、前章で確認した判例でも、相互依存性を明示した混合部2013年判決の定式が維持されていた。所有権移転外リースの事例における「相次ぐ消滅」の対称性に関する判例の展開については、Le Mesle, *op. cit.* (64), p. 7も参照されたい。以上のとおりであるから、やはり、相互依存性か付従性かという点でリースと所有権移転外リースの違いを強調するという論理は成り立つものと言える。

345) Barbier, *op. cit.* (164), p. 1188によれば、混合部2018年判決が付従性の理論に依拠したことは「普通ではない (inhabituelle)」ことであって、従来の破毀院判決に明示的にそのような立場をとったものではなく、同様の立場をとったとみられる判決が下級審裁判例に稀にみられるく

ことに対しては、あまり積極的な意義を与えるべきではないだろう³⁴⁶⁾。

なお、たとえ付従性の理論が確定的に採用されるに至ったとしても、今後の解決のあり方に大きな差が生じるとは考えられていないようである。付従性の理論に依拠するにせよ、相互依存性に依拠するにせよ、今後はいずれの場合にも新1186条が適用されると考えられるのである³⁴⁷⁾。同条の文言に「相互依存性」という言葉は見当たらず、その適用領域から「不可逆的 (non réversibles)」な集合が排除されるとは考えられない³⁴⁸⁾。契約間にいかなる性質の関係が存在するかなどといったことは、少なくとも実質的にはさしたる問題にならない、ということになるだろう³⁴⁹⁾。

以上が同判決の採用した失効構成の意義である。その構成はいくつか問題

らである、とされている。

346) このように評価できるとしても、混合部2018年判決が付従性の理論を採用したことにはなんら意義がない、とまで言うべきではない。リースでは、リース業者によるリース物件の購入を介してユーザーが最終的にその所有を取得する、という理解を推し進めれば、リース契約自体はあくまで融資のためのものであって従属的なものでしかない、と言えなくもない。そうすると、相互依存性などといった不明確な概念を持ち出すまでもなく、法學上すでに承認されている付従性の理論に依拠することができよう。この意味では、同判決が付従性の理論を採用したことにも一定の意義が認められるのである。

以上のこととの関係で、いずれの法理を適用するのが理論的に妥当であったかを明らかにするには、その前提として、相互依存性や契約集合（または契約群）の理論と付従性の理論との関係を明確にする必要がある。しかし、その関係は未だ明確に示されていないようである。たとえば、Delebecque et Pansier, *op. cit.* (337), n° 28, p. 15では、詳述されていないが、主たる契約と従たる契約という区別が契約群理論などを介して「一新された (s'est renouvelée)」とされている。付従性の理論が契約群理論に吸収されて独自の意義を失ってしまうのか、それとも契約群理論のなかで特別な意義を有するのか、あるいは付従性の理論の特別な規律として契約群理論が位置づけられるのか。これらの点は明らかでない。そのほか、Carbonnier, *op. cit.* (59), n° 111, p. 216も参照されたい。

347) Buy, *op. cit.* (315), p. 935 ; Latina, *op. cit.* (277), p. 21. そのほか、Delebecque et Pansier, *op. cit.* (337), n° 28, p. 15では、主たる契約と従たる契約という区別が2016年の債務法改正で考慮されたと指摘されたうえで、新1186条2項が引かれている。

348) Buy, *op. cit.* (315), p. 935.

349) ただし、Latina, *op. cit.* (277), p. 21は、付従性の理論に依拠しながら新1186条の適用によって解決を図ろうとする場合について、理論的な問題を指摘している。また、Hamelin, *op. cit.* (286), p. 4は、波及的与信やリースの判例を検討したうえで、付従性よりも相互依存性が認められる契約集合についてのみ必然的に失効が認められるという可能性を示しつつ、新1186条は区別なくあらゆる契約集合に適用されるのではないだろうかという疑問を呈している。

を孕んだものであった。今後は、それらの検討がさらに進められる必要がある³⁵⁰⁾。いずれにしても、いかなるサンクションとして構成されるのかについては、ひとまず落ち着きがみられた。リース契約の解消は、売買契約という本質的要素の事後的でかつ中立的な消滅による失効として構成されるのである。しかも、ここにいう本質的要素の消滅というのは、少なくとも学説の一部によれば、有効性の事後的な喪失として理解されていた。

第7章 買取選択権付賃貸借における失効構成の波及

混合部2018年判決が出されて以降、その「大変動」は他の取引類型にも波及している。リースと類似した取引である買取選択権付賃貸借 (location avec option d'achat / location avec promesse (unilatérale) de vente) について³⁵¹⁾、第二民事部2020年7月2日判決が混合部2018年判決と同様の判断枠組みを採用したのである³⁵²⁾。本章では、この第二民事部2020年判決を検討していきたいと思うが、その前に、そもそも買取選択権付賃貸借がいかなる取引であるかを瞥見しておこう。

買取選択権付賃貸借は、時として買取賃貸借 (location-vente) とも呼ばれる³⁵³⁾。その名のとおり、賃貸借に買取選択権または売買 (の一方の) 予

350) そのうちでも、上述した法的根拠に関する問題は、契約集合における失効の一般論を考えていくうえで重要な意味を有している。リースがやはり相互依存性の「最も完璧な例」なのであれば、それをめぐる議論の展開は一般論にも大きな影響を及ぼすと言える。それに対して、リースにおける失効があくまで付従性の理論に基づいて認められるものなのだとすれば、それは一般論における失効とは区別された特別な規律であるということにもなりうるのである。この問題は、新1186条の1項と2項のいずれが適用されるのかという問題にもかかわりうるものであろう。

351) 以下で検討する概説書や論文では、「売買予約付賃貸借」(一部では「売買の一方の予約付賃貸借」)の表記のほうが多くみられたが、本稿では、主たる検討対象たる第二民事部2020年判決に従い、「買取選択権付賃貸借」という表記を選択した。

352) Cass, civ. 2^e, 2 juill. 2020, n^o 17-12611, P+B+I : JurisData n^o 2020-009393.

353) 買取賃貸借 (location-vente) は、単に、「売買予約を含む (assorti) 賃貸借」だと説明されることもあるところ (Mazeaud et al., *op. cit.* (82), n^o 923, p. 210)、それは買取選択権付賃貸借をも指示しうる。また、Malaurie et al., *op. cit.* (87), n^o 551, p. 499は、広義の買取賃貸借の下

約が付されたものであり³⁵⁴⁾、賃貸借という法技術を用いた金融取引の一種

位区分として、狭義の買取賃貸借と売買予約付賃貸借を挙げているようである。さらに、Bénabent, *op. cit.* (2), n° 885, p. 603の買取賃貸借に関する説明の一部は、買取選択権付賃貸借にかかわるものと思われる。そのほか、Huet et al., *op. cit.* (24), n° 23002, p. 969も参照。フランスの買取賃貸借に関するわが国の研究としては、井上治行「リースの法律構成——フランス私法学の成果——」創価大学開学記念論文集編集委員会編『創価大学開学記念論文集』（開学記念論文集刊行会、1971）303頁以下、風間鶴壽「買取賃貸借」法学論叢36巻6号1075頁（1937）、道垣内・前掲注（69）90頁以下、山野日章夫「フランス法における動産売主のための担保（2・完）」法学49巻3号451頁以下（1985）があるが、とくに風間・前掲1077頁によれば、「買取賃貸借（location-vente）とは、終局に於て目的物の所有権を移轉すべき内容を有する特殊の賃貸借」であり、「廣義に於ては固有の意義に於ける買取賃貸借の外、買取豫約附賃貸借（location avec promesse de vente）をも指稱する」とされている。また、山野日・前掲453頁でも、「買取予約附賃貸借（location avec promesse de vente）」を含む広義の買取賃貸借が叙述の前提とされている。なお、山口・前掲注（70）『フランス法辞典』346頁のlocation-venteの項目では、その訳語として「買取選択権付賃貸借」と「買取賃貸借」が併記されている。

いずれの呼称もありうると言っても、もちろん、買取賃貸借と買取選択権付賃貸借が同一の概念だというわけではない。以上で概観したところのほか、Collart Dutilleul et Delebecque, *op. cit.* (71), n° 347, p. 328 et s. や Schütz, *op. cit.* (67), n° 5, p. 7 et s. で整理されているところからもわかるように、狭義の買取賃貸借と買取選択権付賃貸借とは区別されている。

まず、買取選択権付賃貸借では、買主となるかどうかについて賃借人に選択の余地が残されているのに対し、狭義の買取賃貸借では「賃貸借の後に自動的に所有の移転が生じる」とされている（Maurie et al., *op. cit.* (87), n° 551, p. 499）。また、Schütz, *op. cit.* (67), n° 5, p. 7によれば、狭義の買取賃貸借は、「割賦払いの期間の間は賃借人とみなされる財の買主が最後の支払いの時に所有者となる契約」だとされており、「契約終了時に所有の自動的な移転がある」とされている。

次に、買取選択権付賃貸借では賃貸借としての性質決定がなされるが、狭義の買取賃貸借は基本的には「所有の移転が後回しにされた売買」として現れる、とされている（Collart Dutilleul et Delebecque, *op. cit.* (71), n° 347, p. 328 et s.）。なお、Huet et al., *op. cit.* (24), n° 23001, p. 967 et s. によれば、買取賃貸借は歴史的にみて「与信売買（vente à crédit）」に由来するとされている。

ただし、概念規定の仕方は必ずしも統一されてはおらず、論者によって異なるようである。たとえば、Bénabent, *op. cit.* (2), n° 885, p. 603は、買取賃貸借を「売買予約が付随した（accompagnée）賃貸借」と「買取賃貸借（または売買予約を含む（assortie）賃貸借）」の2つの場合に分けて説明しているが、これは、本文で概観した買取選択権付賃貸借の説明におおよそ対応しているように思われる。それに対して、Collart Dutilleul et Delebecque, *op. cit.* (71), n° 347, p. 328は、狭義の買取賃貸借と「売買予約を含む（assortie）賃貸借」は異なるとしている。

354) Collart Dutilleul et Delebecque, *op. cit.* (71), n° 347, p. 329. ただし、Crocq, *op. cit.* (24), n° 56, p. 43によれば、買取賃貸借は「賃貸借が売買の双方（synallagmatique）の予約を含む」という点でリースと区別されると説明されており、予約の意義についても買取賃貸借に対する理解は一樣ではないようである。

だとされている³⁵⁵⁾。

この取引には2つの場合がありうるとされている³⁵⁶⁾。第一に、「売買予約を含む (assorti) 賃貸借契約」によって行なわれる場合が挙げられる。この場合には、賃料の支払いが売買代金の一部の支払いに充てられる³⁵⁷⁾。賃借人は、賃借物の使用収益をしている間、売買代金の一部に相当する「追加賃料 (surloyer)」を支払うのである³⁵⁸⁾。第二に、「売買予約が付随した (accompagné) 賃貸借契約」によって行なわれる場合が挙げられる。この場合には、賃料を算定するにあたって目的物の売買代金の価額は考慮されず、目的物の買取について融資を行なうという取引にはならない³⁵⁹⁾。賃借人は、使用収益の対価たる賃料しか支払わず、賃貸借ののちに選択権を行使するのであって、「賃貸借と売買予約の間の関連性は偶有的 (accidental) である」³⁶⁰⁾。

以上の説明からうかがわれるように、買取選択権付賃貸借はリースと類似した取引である³⁶¹⁾。「これらの契約の間の違いは本質的なものではなく、単に制度にかかわるものである」と指摘されることもある³⁶²⁾。その指摘によ

355) Schütz, *op. cit.* (67), n° 5, p. 8.

356) 買取選択権付賃貸借を2つの場合に分けて整理するものとして、Maurie et al., *op. cit.* (87), n° 551, p. 499; Schütz, *op. cit.* (67), n° 5, p. 8を参照した。いずれにおいても、assorti と accompagné が2つの場合を区別するために用いられているようである。

357) Schütz, *op. cit.* (67), n° 5, p. 8.

358) Maurie et al., *op. cit.* (87), n° 551, p. 499. この「追加賃料 (surloyer)」という用語は、リースについても用いられているようである。Huet et al., *op. cit.* (24), n° 23001, p. 968を参照。そのことから、買取選択権付賃貸借とリースが類似していることがうかがわれよう。

359) Schütz, *op. cit.* (67), n° 5, p. 8.

360) Maurie et al., *op. cit.* (87), n° 551, p. 499.

361) Huet et al., *op. cit.* (24), n° 23004, p. 971によれば、「動産リースは、通貨金融法典 L313-7条以下で規定されているように、売買予約付賃貸借の仕組みに基礎を置いている」とされている。また、Ghestin et Desché, *op. cit.* (82), n° 69, p. 68は、location avec option d'achat そのものについて言及したのではないが、リースは「どちらかと言えば売買の一方の予約が付された買取賃貸借 (location-vente) として定義されうる」と指摘している。これらの記述からもうかがわれるように、リースと買取選択権付賃貸借は非常に類似しているものと理解されている。

362) Latina, *op. cit.* (277), p. 21.

れば、狭義のリースは、通貨金融法典 L.313-7条以下によって規律されるものであり、「事業用財 (bien à usage professionnel)」をその対象としているところ、そのような財を対象としないリースは、買取選択権付賃貸借と呼ばれ、消費者信用に関する消費法典の規定に服する、とされている³⁶³⁾。

しかし、両者は、制度以外のいくつかの点でも区別されている。まず、リース物件は第三者から取得されたものでなければならず、そのことが、買取選択権付賃貸借などの他の類似の技術とリースが区別される主な理由だ、とされている³⁶⁴⁾。別の角度から言えば、リースではリース業者とユーザーとサプライヤーを結びつける「三者間の関係 (relation triangulaire)」が認められるのに対し、買取選択権付賃貸借では売主たる賃貸人と買主たる賃借人の二者しか存在しないのである³⁶⁵⁾。

次に、リースと買取選択権付賃貸借は、いずれも買取選択権が付されるという点では共通しているものの、リースでは中途解約ができないのに対し³⁶⁶⁾、買取選択権付賃貸借ではそれが認められるとされている³⁶⁷⁾。

最後に、買取選択権付賃貸借でもリースと同じく売買予約が付されるが、リースでは賃貸借と売買予約の「融合 (fusion)」が認められるのに対し、買取選択権付賃貸借では賃貸借への売買予約の「付加 (adjonction)」が認められる、とされている³⁶⁸⁾。買取選択権付賃貸借では、売買予約が賃貸借に単に挿入されるにすぎないのであって、それぞれ売買予約と賃貸借として独自に性質決定される2つの合意が存在する、とされているのである³⁶⁹⁾。

363) ここにいう消費法典の規定としては、L.312-2条が挙げられている。

364) Sériaux, *op. cit.* (80), n° 91, p. 218. そのほか、買取賃貸借や所有権留保売買も挙げられている。

365) Schütz, *op. cit.* (67), n° 5, p. 8.

366) Crocq, *op. cit.* (24), n° 56, p. 43; Ghestin et Desché, *op. cit.* (82), n° 69, p. 67; Malaurie et al., *op. cit.* (87), n° 557, p. 502. いずれにおいても、リース期間に「撤回不能な (irrévocable)」という形容詞が付されているが、これを本稿では中途解約ができない旨を示しているものと理解した。

367) H. Barbier, *chron.*, RTD civ. 2020, p. 884.

368) Collart Dutilleul et Delebecque, *op. cit.* (71), n° 347, p. 329.

369) Collart Dutilleul et Delebecque, *op. cit.* (71), n° 347, p. 329.

こうした違いがあることから、買取選択権付賃貸借については、リースとしての性質決定は認められない³⁷⁰⁾。それゆえ、いくら類似していると言っても、リースに関する混合部2018年判決の判断枠組みが当然に適用されるわけではない。しかし、第二民事部2020年判決は、それと同様の判断枠組みを採用することにしたのであった。

同判決の事案は、レジャー用船舶を目的物とする買取選択権付賃貸借契約にかかわるものであった。当該契約の5条によれば、売買契約が裁判上で解除された場合には、その解除が決定的となった日に賃貸借契約が解約され、賃借人はその日の時点で未払いである賃料に加えて解約補償金を支払う義務を負う、と定められていた。また、6条によれば、「賃借物に関する不履行若しくは隠れた瑕疵又は担保の欠如の場合、損害賠償を得るためであれ、本契約の解約を得るためであれ、賃借人に対するあらゆる訴え」を禁ずる、とされていた。賃借人に目的物を売却した売主について裁判上の更生手続が開始され、それがのちに清算手続へと移行した。賃借人は、本件船舶に隠れた瑕疵があったと主張し、売買契約および賃貸借契約の解除を求めて、売主および賃借人に対して訴訟を提起した。控訴院は、本件売買契約の解除に伴う本件買取選択権付賃貸借契約の失効を言い渡し、賃借人に対して賃借人への既払賃料の返還を命じたうえ、上記の各条項は「書かれなかったものとみなされる」と判断した。賃借人は、控訴院の判断が旧1134条に違反しているとして破毀を申し立てた³⁷¹⁾。

以上の事案のもと、破毀院は、「売買契約の解除は、結果として、当該解除の効力発生の日における買取選択権付賃貸借契約の失効をもたらし、当該契約の解約の場合における適用が予定された条項は適用されえない」と判示した。そのうえで、控訴院が、本件売買契約の解除と本件買取選択権付賃貸借契約の失効を言い渡し、「保証／担保 (garantie) および訴権放棄に関する

370) Schütz, *op. cit.* (67), n° 5, p. 8.

371) 本件の買取選択権付賃貸借契約は消費法の適用を受けないものであったとされている。
Latina, *op. cit.* (277), p. 21.

契約条項」の適用を賃貸人は主張しえなかったとして、賃借人への既払賃料の返還を命じたのは、適法であった、と判断して、賃貸人による破毀申立てを棄却した³⁷²⁾。

こうして、買取選択権付賃貸借についても、売買契約の解除に伴う買取選択権付賃貸借契約の失効という構成がとられることになった。そのこと自体は当然の成り行きとして受け容れられているようである³⁷³⁾。そのためか、破毀院が失効構成を採用したことについては立ち入った議論は行なわれていないようである。それよりも、買取選択権付賃貸借契約の解約について定めた条項の適用の可否に議論の焦点が当てられている³⁷⁴⁾。

第8章 債務法改正とその影響

ここまで、売買契約の解除に伴うリース契約の解消について、判例の展開を中心にその法状況を検討してきた。リースについても、所有権移転外リースについても、さらには買取選択権付賃貸借についても、その状況は失効構成の採用へと収束したわけであるが、債務法改正を経たいまとなつては、新1186条という明文の根拠が存在するのであるから、その適用によって解決が図られると思われる³⁷⁵⁾。

ただし、とくに所有権移転外リースの事例における失効について、改正法と従来判例とは完全には一致していない、とも言われている³⁷⁶⁾。改正法における失効の規定は、問題となる経済取引を考慮する客観的な基準と当事者

372) ここにいう「訴権放棄に関する契約条項」は、上述した本件買取選択権付賃貸借契約の6条のことだとされている。Latina, *op. cit.* (277), p. 21.

373) Latina, *op. cit.* (277), p. 21によれば、売買契約の解除がもたらすのはもっぱら買取選択権付賃貸借契約の解約であるとする本件破毀申立てについて、「この申立ての棄却には誰も驚かないであろう」とされている。また、Barbier, *op. cit.* (367), p. 884では、リースや所有権移転外リースについて失効が認められてきたなかで「もはや買取選択権付賃貸借しか残されていなかった」とされている。

374) Barbier, *op. cit.* (373), p. 884; Latina, *op. cit.* (277), p. 21.

375) この点については、白石・前掲注(70)106頁以下も参照されたい。

376) Susini = Puyau, *op. cit.* (231), p. 383.

の意思を考慮する主観的な基準とを一体化させており³⁷⁷⁾、いまなお「純粹に客観的なアプローチ」をとっている所有権移転外リースの判例とは異なっている、とされている³⁷⁸⁾。それゆえ、所有権移転外リースについては、改正法によって判例の方向が変えられるとも指摘されている³⁷⁹⁾。

従来の判例と新たな規定のいずれが優先するのかというこの問題については、今後の議論の展開を待たざるをえないが、かりに、新たな規定、すなわち新1186条が適用されるとすれば、どのように処理されるのだろうか。判例との関係はひとまず措き、以下、同条が直接に適用される場合について検討しておきたいと思う。

同条によってリース契約の解消を根拠づける際には、解釈論上、重要な問題が生じる。同条の1項と2項のいずれが根拠条文とされるのか、という問題である。混合部2018年判決では、リース契約の「本質的要素…の消滅」によって失効が生じるとされているところ、その表現を素直に理解すれば、同判決の規範は1項に対応していると言える³⁸⁰⁾。しかし、債務法改正に関する大統領への報告書によれば、2項のほうが「相互に依存した複数の契約」をその適用対象にしているとされており³⁸¹⁾、リースにも同項を適用するほうが自然である。かりに1項が適用されるとするならば、2項の要件が充足されなくとも失効が認められるということになりうる³⁸²⁾。そうした解決では、本質的要素という概念がかなり厚遇されることになるうえ、2項が空文化されてしまうことから、1項は単一の契約にかぎって、2項は契約集合に

377) この点については、Malinvaud et al., *op. cit.* (296), n° 455, p. 416のほか、白石・前掲注 (70) 107頁、渡邊・前掲注 (173) 335頁以下も参照されたい。

378) Susini = Puyau, *op. cit.* (231), p. 384.

379) Susini = Puyau, *op. cit.* (231), p. 384. Latina, *op. cit.* (274), p. 3もその可能性を指摘している。また、白石・前掲注 (70) 109頁 (注24) でも、認識要件に関する新1186条3項との関係で、当事者の主観を問わない混合部2013年判決の立場を維持することはできないとする見解が紹介されている。ただし、認識を求めるという理解と同判決を整合的に捉える見解もみられるところであり (渡邊・前掲注 (169) 325頁)、議論の見通しは明らかではない。

380) Buy, *op. cit.* (315), p. 935; Grosser, *op. cit.* (312), p. 1337.

381) Rapport, *op. cit.* (290).

382) Seube, *op. cit.* (99), p. 368.

かぎって適用されるべきだ、と指摘されている³⁸³⁾。

それでは、この指摘に従って2項が適用されるとして、売買契約の解除に伴うリース契約の解消の場面では同項の要件は充足されるのだろうか³⁸⁴⁾。この点に関する議論は十分に蓄積されていない。かといって、最近の法状況を確認し、その今後の展開をうかがい知ろうと思えば、この問題を看過することもできない。そこで、フランスにおける断片的な言及を拾い上げながら、可能なかぎりで見極めたい。

同項によれば、まず、「同一の取引の実現のために数個の契約の履行が必要な場合」に当たることが求められている。「構造的な相互依存性」を有するとされるリースについては、この点はとくに問題なく認められるだろう。売買契約によって取得された物件が、リース契約によってユーザーの利用に供される。この構造から明らかなように、リースという「同一の取引の実現」のために、売買契約とリース契約という2個の契約の「履行が必要」とされるのである。

次に、それらの契約について、「その1つが消滅した」ことが必要とされている。単に「消滅」とされていることから、いかなる態様であるかは問われず、無効や解除など、いずれの解消方法による「消滅」であってもよい、とされている³⁸⁵⁾。したがって、売買契約が解除されたという場合には、この要件も問題なく充足されるだろう。

なお、字義どおりに考えれば、売買契約について単に債務不履行が生じているにすぎない場合には、この要件は充足されないことになる³⁸⁶⁾。初期の

383) Seube, *op. cit.* (99), p. 368. なお, Buy, *op. cit.* (315), p. 935 et s. は、新1186条1項はリースに、同条2項は所有権移転外リースに適用されるということかもしれないとしつつ、最終的には、リースにいずれが適用されるかは問題だと指摘している。

384) 新1186条の2項および3項の定める要件については、渡邊・前掲注(173)334頁以下で詳細に検討されている。そのほか、小林・前掲注(118)72頁以下も参照されたい。

385) 白石・前掲注(70)108頁、渡邊・前掲注(173)335頁。そのほか、Malaurie et al., *op. cit.* (61), n° 495, p. 465を参照。債務法改正に関する大統領への報告書では、とくに解除と無効化(annulation)が挙げられている。Rapport, *op. cit.* (290)。

386) Malaurie et al., *op. cit.* (61), n° 495, p. 464; Malinvaud et al., *op. cit.* (296), n° 455, p. 415を参照。

判例でも、ユーザーの訴権行使による売買契約の解除がないかぎり、リース契約上のユーザーの債務はコースを欠くものとはならず、同契約は無効とはならない、とされていた³⁸⁷⁾。原則的には、リース契約の失効の前提として、売買契約がすでに解除されていることが必要なのである³⁸⁸⁾。

ただし、売買契約が解除される可能性が高い場合にも同じことが言えるかについては、改めて考える必要がある。それは、たとえば、サプライヤーについて清算型の倒産手続が開始されたという場合である。この場合には、売買契約は遅かれ早かれ解除される可能性が高いと言えるが、それでもなお売買契約がすでに解除されている必要があるのだろうか。それを厳格に求めることは、形式的にすぎようにも思われる³⁸⁹⁾。しかし、判例では、やはり「消滅」が前提として必要だとされている。所有権移転外リースに関する前掲商事部2014年11月4日判決は、集団的手続が開始された場合であっても失効は導かれなかったとした控訴院の判断を是認したのである³⁹⁰⁾。しかも、その事案では、裁判上の更生を経て、裁判上の清算の手続が開始されていた³⁹¹⁾。まさに、サプライヤーについて清算型の倒産手続が開始されたという場合であっても、やはり「消滅」していることが必要とされたのである³⁹²⁾。

387) Cass. com., 4 févr. 1980, n° 78-12898 ; Bull. Com. n° 53. リース物件が当初予定されていた用途に適さないものであったという事案である。サプライヤーについて裁判上の清算手続が開始されたなどの事実は確認されない。

388) この点については、Larroumet et Bros, *op. cit.* (65), n° 460, p. 443 et s. も参照されたい。

389) この点については、Seube, *op. cit.* (274), p. 269を参照。

390) 前掲注 (279) を参照。

391) フランスにおける各種の倒産手続については、マリー＝エレヌ モンセリエ＝ボン (荻野奈緒・齋藤由起/共訳) 「フランス倒産法概説 (1) ～ (3・完)」阪大法学65巻4号1119頁～65巻6号1449頁 (2015～2016) を参照。

392) 同判決の判断は、一見すると拘子定規な解決のように思われる。しかし、あくまで推論にすぎないが、フランスの倒産法の状況を考慮すれば、それが正当化される余地が認められるようにも思われる。そもそも、原則として、裁判上の清算が宣告されたという事実のみによって契約が解消されることはない (モンセリエ＝ボン・前掲注 (391) 「3・完」1454頁)。しかも、救済手続に関する2005年7月26日の法律により、裁判上の清算において積極財産を換価する方法の1つとして新たに企業譲渡の制度が設けられ、契約もその譲渡の対象に含まれることとなった (モンセリエ＝ボン・前掲注 (391) 「3・完」1450頁および1455頁以下)。それにより、新たな経営者のもとで企業活動が維持され、契約関係も存続することになりうる。また、巨視

以上の2つの要件が充足されても、それだけでは失効は導かれぬ。さらに問題となるのが、売買契約とリース契約の具体的な関連性にかかわる要件である。すなわち、売買契約の解除によってリース契約の「給付が不能になった」と言えるか、または、売買契約の履行がリース契約における「当事者の同意を決定づける条件であった」と言えることが必要になる。リースや所有権移転外リースについては、それらが「構造的な相互依存性」を有することから「給付が不能になった」場合のほうに該当する、という見解がみられる³⁹³⁾。

しかし、リース契約の「給付が不能になった」という場合のほうに当たると考えるときには、少なくとも2つの問題が生じる。第一に、リース契約が賃貸借としての性質を有するということを肯定するか、ユーザーにリース物件を使用収益させるという積極的な義務をリース業者が負担すると考えなければならなくなる。そうしなければ「給付が不能になった」と評価できないのである。金融取引としての性質を重視した場合には、給付はすでに実現されているということになり、不能とは評価できない。それでは賃貸借として性質決定してしまえば良いではないかという、そういうわけにもいかない。この性質決定の問題は、リースをめぐる1つのアポリアであり、本稿でみてきた判例では、それに対する回答が巧みに回避されてきた³⁹⁴⁾。もはや

的にみれば、フランスでは、「倒産法 (droit de la faillite)」から「経営難の企業に関する法 (droit des entreprises en difficulté)」へという変遷がみられるとされており、法が徐々に企業の維持に重きを置くものとなってきているとされている (モンセリエ=ボン・前掲注 (391)「1」1122頁以下)。近年であれば、2014年の3月から9月にかけて重要な改正があったが、そのなかでも、企業活動の継続へと向かいうる迅速救済手続という制度が設けられた (モンセリエ=ボン・前掲注 (391)「3・完」1463頁以下)。それからまもなくして出されたのが同判決である。その判断のなかで以上の法状況が念頭に置かれていたとしても、さして不合理なことではないだろう。清算局面においてさえ契約は存続しうる。そうした理解を前提として同判決はあくまで「消滅」を求めたと考えられるのである。そうすると、リース契約の失効の前提としては、やはり売買契約が確定的に解除されている必要があると言えよう。

393) 白石・前掲注 (70) 107頁。

394) リースは「特殊な契約 (contrat *sui generis*)」だという理解がみられたが (前掲注 (87))、Crocq, *op. cit.* (24), n° 148, p. 128によれば、そのような理解は「性質決定という仕事の挫折を示す」とされている。

賃貸借か金融かといった命題自体立てられていないとも思われる。それが改正法の適用によって決着をみるというには、なんらかの明確な論拠が必要であろう。

第二に、見方によっては混合部2018年判決との間に矛盾が生じうる³⁹⁵⁾。同判決は、失効は「不履行 (inexécution)」に対するサンクションではないと明示しており、そのことも踏まえてそれが「適した措置」だとしている。新1186条2項にいう「給付が不能になった」というときが、同判決にいう「不履行」に含まれるのだとすれば、同判決で導かれたリース契約の失効は「給付が不能になった」ということを根拠とするものではない、ということになりうる。同項にいう「給付が不能になった」というときはいわゆる履行不能を意味するのか³⁹⁶⁾、そうだとすればそれはいかなる事由によるものなのかという問題や、同判決にいう「不履行」がいかなる意義を有するのかという問題は残されているが、いずれにせよ、矛盾が生じる可能性は否定できない。

そこで、ひとまずは、売買契約の履行がリース契約における「当事者の同意を決定づける条件であった」と言えるかが問題になる、と考えるべきだろう³⁹⁷⁾。そして、そのように言うことはできると考えられる³⁹⁸⁾。というのは、

395) 渡邊・前掲注 (173) 336頁では、混合部2018年判決の解決は、リース契約の「給付が不能になった」という場合のほうに当たる、と理解されている。売買契約の消滅によってユーザーに「目的物を使用収益させる債務が履行不能となる」ことから、新1186条の適用によってリース契約が失効する、とされているのである。おそらく、リースの法的性質を賃貸借と解する立場から述べられたものであろう。

396) そもそも、同項の訳にいう「給付が不能になった」の原語は、*l'exécution est rendue impossible* である。ここで *exécution* の訳語として「給付」が選択された理由が気にかかるところである。

397) Susini = Puyau, *op. cit.* (231), p. 384では、所有権移転外リースについて、もっぱら「当事者の同意を決定づける条件であった」という場合のほうを検討されている。

また、Martin, *op. cit.* (295), p. 2116は、Cass. com., 5 juin 2007, n° 04-20380 : D. 2007. 1723, obs. X. Delpech ; RTD civ. 2007. 569, obs. B. Fages ; RTD com. 2008. 173, obs. B. Bouloc を参照しながら混合部2018年判決を検討しているが、新1186条2項に関するその書きぶりをみるかぎり、売買契約の履行がリース契約における「当事者の同意を決定づける条件であった」という場合のほうで理解しようと試みているように思われる。

398) とくに所有権移転外リースについて、Susini = Puyau, *op. cit.* (231), p. 384を参照。

取引の構造上、リース業者もユーザーも、リース契約が売買契約なくして成り立つとは考えていないと言えるからである³⁹⁹⁾。

また、まさにこうした当事者の主観的態様から、一見すると、同条3項の要件も充足されるように思われる⁴⁰⁰⁾。同項では、失効「を援用される当事者が、その同意を与えた時に、一体の取引の存在を認識していた」ことが求められている。売買契約の解除に伴うリース契約の解消の場面では、リース業者が当該当事者に当たる。それゆえ、リース業者がリースまたは所有権移転外リースという「一体の取引の存在を認識していた」と言える必要があるが、リース業者がそれを認識していないはずはないであろう⁴⁰¹⁾。リース業者は、リース契約においても売買契約においても当事者なのである。

しかし、問題はそう単純ではない。一般論として、同項にいう「認識」の意義について争いがあり、それに関する見解に応じて結論が変わりうるのである⁴⁰²⁾。この「認識」が単に取引の一体性を知っていたことを意味するにすぎないという見解をとるのであれば⁴⁰³⁾、上述したような帰結になる。

399) もちろん、より複雑な構造の取引が問題となる場合は別途の検討を要する。この点については、Susini = Puyau, *op. cit.* (231), p. 384を参照されたい（ここでは、新1186条3項の「認識」の要件についても併せて検討されている）。

400) Barbier, *op. cit.* (274), p. 850は、立ち入った検討をしていないが、かかる認識は「所有権移転外リースを含む取引ではたいていの場合に当然のことだと思われる」としている。そのほか、M. Mekki, *Panorama ; Droit des contrats ; déc. 2016 - janv. 2018, D. 2018, D. 2018, n° 7, p. 382*によれば、所有権移転外リースに関する相互依存性の推定が同項に抵触するか否かが問題となる、とされているが、そのなかで扱われている判決をみるかぎり、念頭に置かれているのはリース契約と役務提供契約の「相次ぐ消滅」の事例であると思われる。売買契約とリース契約の事例におけるリース業者の認識については、やはり本文に述べた理解が許されるのではないだろうか。

なお、前掲注(274)の商事部2021年判決では、失効を援用される当事者の認識は必要ないと判断された、とみられている。Latina, *op. cit.* (274), p. 3を参照。

401) とくに所有権移転外リースについて、Susini = Puyau, *op. cit.* (231), p. 384を参照。また、Loiseau, *op. cit.* (231), p. 1436は、役務提供契約と所有権移転外リース契約を組み合わせた契約群についても認識要件が充足される必要があるとしつつも、所有権移転外リース契約はそれが融資する取引に「付き物 (complément)」であり、当該契約を締結した事業者がその取引を知らないということはありえないから、要件充足が強く求められるかはそれほど確かではない、としている。

402) この点については、都筑・前掲注(173)122頁以下も参照。

403) この見解については、白石・前掲注(70)109頁、渡邊・前掲注(169)330頁以下を参照。

それに対して、たとえば、「ある契約の外的要素（他の契約の存在）の消滅」に関するリスクの「引き受けを意味する承諾」まで求められるという見解をとるのであれば⁴⁰⁴⁾、上述した理解は妥当しないことになる。「消滅」に関するリスクや「承諾」がいかなる意義を有するかといった点が明らかでないため⁴⁰⁵⁾、確かなことは言えないが、少なくとも、単に知っていたという場合よりは厳格な主観的態様を示す事実が認定される必要があることにはなろう⁴⁰⁶⁾。

いずれにしても、ここでいかなる見解が妥当であるかを明らかにすることはできない⁴⁰⁷⁾。そもそも、議論の構図や対立軸に明確ではないところがあるように思われる。「認識」の意義に関する議論は、単なる認識か承諾かという二項対立的な構図で把握されているようだが⁴⁰⁸⁾、「承諾」を要するとする見解においても、場合に応じてその要件を緩和する向きがみられる⁴⁰⁹⁾。また、何に関する「承諾」であるかについて、学説の間にニュアンスが存在するようである⁴¹⁰⁾。さらに、単なる認識と解する見解の間でも、認識され

404) この見解については、渡邊・前掲注(169)328頁を参照。

405) ここにいう「承諾」はいわゆる「承諾の意思表示」であるのか、それは明示のものでなければならぬのか、それとも黙示のものでもよいのか、といった点が問題となろう。

406) 本文で挙げた「『ある契約の外的要素（他の契約の存在）の消滅』に関するリスクの『引き受けを意味する承諾』まで求められるという見解」をとるとき、売買契約の解除に伴うリース契約の失効の場面では、リース業者が売買契約の解除に関するリスクの引き受けを意味する承諾をしていたことが必要とされる。リースの基本的な仕組みに照らして考えれば、そうした承諾を認定するのは難しいように思われる。というのも、リース契約に一般的に約定される免責条項と訴権移転条項により、リース物件に関する問題はユーザーとサプライヤーとの間で解決されるべきだというリース業者の意思が示されている、と評価できるように思われるからである。

407) 債務法改正後の体系的な整合性に鑑みて、「認識」を「承諾」と解するのは妥当でない、とする向きもあるようだが（白石・前掲注(70)109頁、渡邊・前掲注(169)328頁以下を参照）、議論の先行きは必ずしも明らかでない。

408) 白石・前掲注(70)109頁、渡邊・前掲注(169)311頁以下。

409) 白石・前掲注(70)109頁。改正前の議論におけるそうした向きとしては、渡邊・前掲注(169)315頁以下および322頁を参照。

410) 本文で挙げた「『ある契約の外的要素（他の契約の存在）の消滅』に関するリスクの『引き受けを意味する承諾』まで求められるという見解」とは別のものとして、白石・前掲注(70)109頁では、「中心的契約当事者が追求しようとする経済的目的」が「挫折したときのリスク」の「引き受けについての相手方の承諾」まで求める見解が挙げられている。両者のいう「承諾」

るべき対象についてニュアンスがあるようである⁴¹¹⁾。一般論がそうした状況にあるうえ、とくに売買契約の解除に伴うリース契約の解消について、その状況を踏まえた議論が十分に蓄積されているわけでもない⁴¹²⁾。それゆえ、同項の検討にはこれ以上は立ち入らないこととする。とはいえ、リース契約の解消を正当化するにあたり、判例では明示的に言及されていなかったリース業者の主観的態様が⁴¹³⁾、改正法の適用場面では明示的に問題とされる可能性がある、ということには注意しておくべきだろう⁴¹⁴⁾。

第9章 考 察

わが国ではいかなる規律がありうるかを考察するとき、前章までみてきたフランスの法状況からなにが得られるだろうか。本章では、第1章で設定した問題の所在との関係で、フランスの法状況を整理しつつ、リース契約の解消がいかにして正当化されるのかについて考察する（第2節）。ここで扱う

の内容は、もちろん重複するところもあろうが、少なくとも文言上は異なっている。改正前の議論に目を向けてみても、やはり「承諾」の内容に違いが認められるように思われる。渡邊・前掲注(169)314頁以下を参照。

- 411) 渡邊・前掲注(169)331頁以下では、「各契約から生じる給付の物理的関連性という指標から認定される、全体的取引の実現のために個々の契約が必要であると同時にそれ単体では十分でないという関係」(同331頁)に対する認識とする説と、「一体的取引」(同333頁)に対する認識とする説とが挙げられており、ニュアンスが認められる。改正前の議論でも、認識されるべき対象が、「契約締結目的」とされていたり、「全体的取引の存在」とされていたりする。同313頁以下を参照。
- 412) なお、具体的な場面に即した言及ではないが、白石・前掲注(70)110頁では、「リース取引(credit-bail, location financière)に限っていえば、単なる相手方の認識で足りるという解釈は首肯しうる」とするS. Brosの見解が挙げられている。
- 413) 混合部2013年判決について、その判断では「認識」が推定されていると指摘する見解もある。渡邊・前掲注(169)325頁を参照。
- 414) ただし、そもそもこの「認識」の要件の充足が求められるかどうかが問題とされる。というのも、すでにみたとおり、売買契約の解除に伴うリース契約の解消については、同条1項が適用される可能性も完全に否定されていないところ、かりに同項が適用されるとすれば、おそらくはそもそも「認識」が必要とされないことになるのである。この点については、同条3項の「一体的取引(opération d'ensemble)」の意義なども明らかにされる必要があろう。やはり今後の議論の展開を待たねばならない。

のはとくに法的構成および法的根拠の問題である。フランスでは、いかなる法的構成が採用され、いかなる法的根拠がみいだされていたのか。それらの点を確認したうえで、わが国において同様の理解が可能かを考察しようと思う。

ただし、前章までみてきたフランスの法状況とわが国のそれとの間には、売買契約の解除という前提について、決定的に異なる状況が存在する。リース契約の解消に関する考察に入る前に、そもそもその前提的状況のレベルで日仏の比較が可能か否か、検討しておく必要がある（第1節）。その検討を経たうえで、上記の考察に入ることにしたいと思う。

第1節 売買契約の解除という前提

わが国では、売買契約の解除に伴うリース契約の解消という問題は、当初から現在に至るまで、それほどさかんに論じられてこなかった⁴¹⁵⁾。この状況はフランスやドイツとは対照的である。そのようになった背景には、わが国ではユーザーによる売買契約の解除がかなり制限されており、その結果としてリース契約の解消が問題となりにくかった、という実態があったものと思われる。

ひとくちに売買契約の解除と言っても、本稿で検討の対象としているのはリース物件に契約不適合があった場合である。この場合、実際に救済を必要とする立場に置かれるのは、基本的には、リース物件を現に利用しているユーザーである⁴¹⁶⁾。そこで、ユーザーを救済するために、修補や損害賠償については、ユーザーが自らサプライヤーに請求することが一般に認められている⁴¹⁷⁾。

415) 平野・前掲注(44)「ファイナンス・リースと瑕疵担保責任」40頁を参照。

416) リース業者としても、担保としてリース物件を所有していると言えるのであるから、その価値が損なわれるかまたはそもそも存しないという場合には、自らすすんで救済を求めることがありうるであろう。それゆえ、ここでは「基本的には」という留保を付した。

417) 北山・前掲注(19)225頁以下、塩崎勤「リース契約におけるユーザーからサプライヤーに対する損害賠償請求」加藤一郎＝椿寿夫編『リース取引法講座<上>』（金融財政事情研究会、1987）449頁、手塚・前掲注(4)『リース契約の判例総合解説』65頁以下、松田・前掲注(2)

それでは、さらに進んで、ユーザーが売買契約を解除することまで認められるのだろうか。売買契約の買主の地位にあるのがリース業者である以上、理論的には、売買契約を解除しうるのはリース業者だということになる⁴¹⁸⁾。ここで、リース業者がユーザーの求めに応じて売買契約を解除し、さらにユーザーをリース料支払債務から解放する、というのであれば、とくに問題は生じない⁴¹⁹⁾。しかし、金融取引としての側面を有するリースにおいて、融資者たるリース業者は、購入した物件に利用価値がなかった場合であっても、ひとたび融通した資金についてはその回収を図るものと思われる。このとき、かりに売買契約の解除に伴うリース契約の解消が規範として認められ⁴²⁰⁾、それによってリース料を回収することができなくなるとすれば、リース業者はそもそも売買契約を解除しないという選択をするだろう⁴²¹⁾。それゆえ、

『リースの理論と実務(改訂版)』74頁以下などを参照されたい。なお、伊藤進ほか・前掲注(36)389頁以下によれば(とくに白木発言を参照)、昭和49年ごろから一定数のリース会社は契約書で直接請求を承認していた、とされている。

- 418) ただし、リース業者も原則としてユーザーの同意なしに解除することはできない、と言える。中川潤「ユーザーは、売主・リース会社間の売買契約を解除できるか」山岸憲司ほか『リース取引法：紛争解決のための法律知識』(商事法務研究会、1985)220頁以下[初出：伊藤博ほか「実務相談・リース取引のすべて(11)」NBL308号44頁(1984)[中川潤]]参照。
- 419) この場合には、売買契約の解除に伴うリース契約の解消という規範を特別に定立しなくとも、リース業者とユーザーとの間で合意解約がなされるなどして穏当な解決が図られるものと思われる。また、リース契約それ自体、リース料支払債務それ自体は存続させておいて、サプライヤーおよびリース物件について若干の契約内容の変更を行なう、ということも考えられるであろう。
- 420) 売買契約の解除に伴うリース契約の解消が規範として認められないという状況であれば、リース業者は、たとえ売買契約が解除されたとしても、ユーザーに対してリース料支払債務の履行を求めつけるであろう。この場合のユーザーの救済手段としては、特別の抗弁権を与えたり、リース契約を一種の賃貸借契約と構成してリース業者の責任を認めたりすることなどが考えられる。
- 421) 売買契約の解除による原状回復として売買代金が返還されるのであるから、必ずしもリース業者はそのような態度をとらないという考え方もありえなくはない。しかし、リース料というのは、売買代金のみを基礎としているものではなく、手数料など種々の名目の金銭を含むものである。業として金融を行なうリース業者がそれをユーザーのために放棄することは考えがたい。また、契約目的を達成できずに解除にまで至らしたような物件を供給しているサプライヤーから金銭を得る、という選択を積極的に行なうであろうか。やはり、リース業者が本文で述べたような態度をとる可能性は高いと思われる。

まず大前提として、ユーザーに解除のイニシアティブを与えることができるか否かが問題となる。

第1款 ユーザーによる解除の制限

この問題について、わが国ではどのように考えられてきたのだろうか。とくに1980年代を中心にその議論が行なわれたようだが、そのなかでは、ユーザーによる解除を基本的に認める見解も、認めない見解もみられた。しかし、議論の大方においては、いずれの見解も一定の条件を付した理論を展開しており、実質的にはそれほど異なっていなかったようである。

それぞれの見解について詳しくみておこう。まず、ユーザーによる解除を基本的に認める見解であるが、この見解は、リース契約では一般的にリース業者の瑕疵担保責任が免除されている、ということに重きを置く⁴²²⁾。リース物件の瑕疵についてはユーザーとサプライヤーとの間で解決が図られることを前提にして、リース業者は特約で免責されている。ユーザーが自ら解除することができないとすれば、その最終的な解決が図られないことになり、免責の前提を欠くことになる。したがってユーザーは解除することができる。以上のように説明するのである。ただし、それも無条件に認められているわけではない。「リース料が支払われる担保がありさえすれば」という留保が付され、ユーザーが解除した場合においてリース業者のリース料債権を確保することに意が用いられている⁴²³⁾。

422) 匿名記事①(最一判昭和56年4月9日)判タ442号104頁(1981)、匿名記事②(同判決)判時1003号91頁(1981)を参照。そのほか、瑕疵担保免責に依拠するものではないが、手塚宣夫「リース取引の実際とその特色」森泉章編『現代企業取引法講座2 リース・賃貸借』(六法出版社、1987)67頁以下も、ユーザーに解除権の行使を認めても問題はないとしている。

なお、上掲の2つの匿名記事では、同判決の事例におけるユーザーによるリース物件引取りの要求が、解除権の行使に当たるとされている。ただし、そのような評価の可否については争いがある。池田ほか・前掲注(19)57頁を参照。

423) 匿名記事①・前掲注(422)104頁。ここでは、ユーザーに代わってサプライヤーがリース料債権について代位弁済し、ユーザーのサプライヤーに対する損害賠償請求権とサプライヤーのユーザーに対する求償権とを相殺する、という解決が提案されている。匿名記事②・前掲注(422)91頁も参照。

次に、ユーザーによる解除を基本的に認めない見解であるが、こちらのほうが比較的多くみられた⁴²⁴⁾。この見解の論拠は次のとおりである。第一に、先にも述べたとおり、売買契約の当事者ではないユーザーによる解除を認めることには理論的な問題がある⁴²⁵⁾。第二に、かりにユーザーによる解除を認めるとしても、それによって当然に合理的な解決がもたらされるわけではない⁴²⁶⁾。1つの考え方として、ユーザーは、自ら売買契約を解除した場合に、リース業者に返還される代金に相当する額を残リース料から控除した額の金銭のみをリース業者に支払うものとし、ユーザーの負担軽減を図る、という解決が示されることがある⁴²⁷⁾。この解決が認められるとすれば、ユーザーによる解除を認めることにも一定の意義があると言える。しかし、売買契約の解除によって生じるのは、あくまでリース業者とサプライヤーの間の原状回復関係であって、サプライヤーの代金返還義務についてユーザーが何らか

また、手塚・前掲注(422)68頁によれば、ユーザーは、サプライヤーに対して、リース業者に支払った残リース料または規定損害金の額、物件を使用できなかったことによる得べかりし利益の損失分、さらには物件の瑕疵による拡大損害についても、損害賠償を請求することができる、とされている。この解決が可能であれば、ユーザーの救済をも図ることができるであろうが、その構成は明確ではなく、別途の検討の必要がある。

424) 池田ほか・前掲注(19)49頁〔岡部眞純発言〕、50頁〔米倉明発言〕および52頁〔末延彦彦発言〕、中川・前掲注(418)212頁以下、蜂須賀太郎「ファイナンス・リース契約における当事者」梶村太市ほか編『リース契約法』(青林書院、2001)64頁、巻之内茂「リース物件の欠陥についてユーザーはメーカーに対して直接責任追及ができるか」山岸憲司ほか『リース取引法：紛争解決のための法律知識』(商事法務研究会、1985)231頁〔初出：伊藤博ほか「実務相談・リース取引のすべて(10)」NBL305号43頁(1984)〔巻之内茂〕〕、松田・前掲注(2)『リースの理論と実務(改訂版)』80頁以下(旧版から立場が維持されている(松田安正『リースの理論と実務』(商事法務研究会、1984)64頁以下))。そのほか、庄政志「判例法からみたリース業者の瑕疵担保責任」加藤一郎=椿寿夫編『リース取引法講座<上>』(金融財政事情研究会、1987)380頁でも、ユーザーによる解除を認めることに否定的な態度が示されている。また、リース取引法務委員会・前掲注(16)389頁以下〔林部實=西尾弘資〕は、立場を明示してはいないが、リース物件に瑕疵があった場合にユーザーを救済する手段として、リース業者の有する損害賠償請求権がユーザーに譲渡されるなどの手段を挙げてはいるものの、解除権の譲渡などには言及していない。

425) 中川・前掲注(418)212頁以下。

426) 中川・前掲注(418)213頁以下。

427) この解決をとる具体的な参考文献は、中川・前掲注(418)213頁では示されていないが、たとえば手塚・前掲注(422)68頁では同様の解決が示されている。

の権利を得るわけではない。それゆえ、上記の解決をとることはできず、ユーザーによる解除を認める意義は小さい。第三に、ユーザーがその独断で売買契約を解除してリース物件をサプライヤーに返還するとすれば、それは当該物件の所有者であるリース業者の権利を侵害することになりうる⁴²⁸⁾。このように、種々の理由からユーザーによる解除が否定されているのだが、その理論も例外なく貫徹されるわけではない。ユーザーがリース料をすべて支払ってリース契約を終了させた場合などには、解除権の譲渡や買主たる地位の移転などの構成のもと、ユーザーによる解除も認められる、とされている⁴²⁹⁾。

結局、原則となるか例外則となるかの違いは生じるものの、いずれの見解でも、リース業者の債権回収が確保されることを条件として、ユーザーによる解除権の行使が認められている⁴³⁰⁾。ここでは、直接にはユーザーの救済を図りうるか否かということが問題とされているが、リース業者が保護さ

428) 松田・前掲注(2)『リースの理論と実務(改訂版)』80頁。ただし、売買契約の解除が問題となるような場合、それほど重大な権利侵害はないとも言える。リース物件の所有権は、リース業者にとって、リース料債権の回収を確保するための担保権としての機能を果たしているが、解除にまで至るような瑕疵が認められる場合には、リース業者はもはや実質的な害をほとんど被らないと言えるのである。中川・前掲注(418)216頁を参照。

429) 中川・前掲注(418)217頁、巻之内・前掲注(424)231頁。なお、池田ほか・前掲注(19)55頁〔米倉明発言〕も、ユーザーとサプライヤーの間には契約がないのだから解除は無理だとしつつ、「それでもできるというのならもう、契約は販売業者、利用者間にあるといった方がよい」としている。そのほか、松田・前掲注(2)『リースの理論と実務(改訂版)』80頁以下は、この点について詳述はしていないが、リース業者による解除が相当であるとしつつ、ユーザーに「無条件の解除権があるとする議論には賛成」できないとしている。

430) 以上にまとめた2つの立場のいずれをとっているのかは判然としないが、池田ほか・前掲注(19)50頁〔林彰久発言〕も、「リース業者はリース料は取れるという担保がありさえすれば、解除を含めてしまってもかまわないのではないかという気もしないわけではない」としている。同51頁〔林彰久発言〕も同旨。また、中尾・前掲注(4)147頁は、ユーザーによる解除の可否の問題が、「解除権を行使した場合、リース業者とユーザー間のリース契約が同時に失効すると解する(絶対効)か、それとも影響を受けずに存続すると解する(相対効)かどうか」と関連するとしつつ、いずれの場合であってもリース業者の債権回収が確保されるべきだとしている。さらに、庄・前掲注(70)163頁は、ユーザーとサプライヤーとの間の実質的売買関係を重視してユーザーによる解除を認める見解と、法形式の重視または賃貸借的な思考から買主たるリース業者を通じて解除すべきとする見解とがあるとしたうえで、いかにしてリース業者の損害をカバーするかという問題に意が用いられている。

れるべきであるということがその大前提とされている。リース業者が保護されるかぎり、ユーザーの保護が図られているのである⁴³¹⁾。

こうした議論の大方に対して、ユーザーの保護へとより大きく舵を切る見解もみられる。その見解によれば、「リース物件の瑕疵が重大で売買契約の解除を認めるのが相当であるような場合には、解除を認めて（当然ユーザーのリース料支払義務もなくなる）、その後始末は、リース会社・サプライヤー間で行わせるといった処理も考えられる」とされている⁴³²⁾。しかし、現在のところ、そうした理解が一般的に受け容れられるには至っていない。

以上の議論を前提とすると、とくにその大方の理解によるかぎり、リース契約による負担からユーザーを解放するために売買契約の解除に伴うリース契約の解消を認める、ということの意義は没却されてしまう。かりに、売買契約の解除に伴うリース契約の解消が規範として認められていたとしても、ユーザーは、売買契約の解除権を手にした時点で、すでにリース料支払債務などを弁済してしまっているのである。

第2款 契約実務の一端

従来の基本的な議論については以上のように整理することができた。それに対して、従来のリース契約実務は、必ずしもそれと同じ状況にあったわけではないようである。わが国のリースに関する規律は、契約自由の原則のもとで実務を中心に展開してきたと言えるところ⁴³³⁾、その状況を確認してお

431) 平野・前掲注(44)「ファイナンス・リースと瑕疵担保責任」41頁は、とくに、「ユーザーによる解除を基本的に認めない見解」について、「Uに解除権までは認めることはできないと理解されているようである（但し専らL側の立場から）」としている（引用文中、Uはユーザー、Lはリース業者を指す）。1980年代の議論状況については、主としてリース業者側の立場からリース業者の保護を前提とした主張が多くなされていた、とみることもできそうである。

432) 織田博子「ファイナンス・リース（2・完）」NBL807号46頁（2005）。

433) 有吉＝原田・前掲注(21)7頁〔原田伸彦〕、伊藤進ほか・前掲注(36)411頁〔伊藤進発言〕、社団法人リース事業協会法務委員会「ファイナンス・リース取引に関する標準約款の解説（付・リース標準契約書）」NBL407号21頁（1988）、白石・前掲注(30)262頁など。手塚・前掲注(4)『リースの実務と法的諸問題』11頁でも、「実務が余りに先行してしまったために、理論がそれに追いつけず…」と指摘されている（同・前掲注(4)『リース契約の判例総合解説』の「はし

く必要があると言えるが、むしろ、その全貌を明らかにすることはできない。そこで、従来たびたび参照されてきた契約書式のひな型を本稿でも参照し、実務の一端をうかがい知ろうと思う⁴³⁴⁾。

ただし、ひとくちにひな型とは言ったが、実際には数種類のものがあり、実務におけるこの問題への対応の仕方は一様ではなかったようである⁴³⁵⁾。早い段階から存在した対応の仕方としては、主に3つのパターンが挙げられる。そのうちの2つは、それぞれ、わが国における2つの原初的な契約書式に表れていたものである。それらの書式は、わが国のリース産業の先駆者とされる2つの会社がそれぞれ作成したものであり⁴³⁶⁾、一方が「日本リース

がき」のv頁も同旨)。

434) とくに「リース標準契約書」(社団法人リース事業協会が策定したもの)についてであるが、潮見佳男『契約各論Ⅰ——総論・財産権移転型契約・信用供与型契約——』(信山社、2002) 380頁は、「民法典にリースに適合する規律群が存在しない中で、取引実務での経験と慣行を踏まえて標準契約書に記された内容を知ることは、今日、もはや『典型契約』のひとつとして語るにふさわしい地位を獲得するに至ったリース契約のデフォルト・ルールを認識する手がかりのひとつとなる」としていた。

435) この点の評価にはニュアンスがみられる。松田・前掲注(3) 10頁および12頁によれば、1972年当時のわが国のリース契約書式は各社の間でかなり統一された内容のものであった、とされている。それに対して、庄・前掲注(70) 148頁は、「各社の採用している契約書は銀行約款のように完全には統一されるに至っていないが、「これらの契約書は、通常アメリカの約款を参考にしたり先発リース業者のものを参考にしているため、大筋において共通類似の内容となっている(少なくとも、大手リース業者の採用しているものでは、このことがいえる)」としている。これと同様の趣旨の評価としては江頭・前掲注(3) 224頁がある。また、大西武士「ファイナンス・リース契約解除の実務」加藤一郎=椿寿夫編『リース取引法講座<下>』(金融財政事情研究会、1986) 95頁では、「実態調査を始めたところ、各リース会社で、その実務がまことに不統一、バラバラであることに驚いた」とされている。さらに、リース取引法務委員会・前掲注(16) 64頁〔中野芳彦=霞覚〕によれば、「リース取引の実態にはほとんど差がないものの、従来のリース会社各社のリース契約書の内容は、用語の点まで含めた意味では、まちまちであった」とされている。そのほか、手塚・前掲注(4)『リースの実務と法的諸問題』5頁は、実態調査を経たうえでの指摘としてリース契約実務の不統一を説いている。

これらの評価について時系列に沿って考えれば、あくまで直感だが、リースがわが国に輸入された当初は取引モデルの数が限られていたのがその後だいに多様化していった、と言えそうである。いずれにしても、本文で後述するとおり、当初から複数のモデルが存在したようなので、本稿では「一様ではなかった」とした。

436) 巻之内茂「リース契約書の二方式の比較とその他の方式」山岸憲司ほか『リース取引法：紛争解決のための法律知識』(商事法務研究会、1985) 83頁〔初出：伊藤博ほか「実務相談・リース取引のすべて(4)」NBL289号21頁〔巻之内茂〕〕によれば、日本リースとオリエンタル・

方式（N社方式）」、もう一方が「オリエント・リース方式（O社方式）」と呼ばれている⁴³⁷⁾。これら2方式は、沿革的理由からか、互いにかなり異なった内容のものとなっているが⁴³⁸⁾、いずれもその後の実務の展開に大きな影響を及ぼしているようである⁴³⁹⁾。さらに、残りの1つのパターンは、折衷型とされる書式に表れたものである⁴⁴⁰⁾。この折衷型は、まさに上記2方式の影響を受けており、その両方を取り入れたものであるとされている⁴⁴¹⁾。

リースが「先駆者」とされているが、東京リースも含めて「先発3社」とされる場合もみられる（庄・前掲注（70）204頁、宮内・前掲注（4）128頁など）。しかし、契約書式をめぐる議論をみるかぎり、やはり前の2社の影響が大きかったようである。

437) これら2方式の比較および分析については、巻之内・前掲注（436）83頁以下のほか、池田・前掲注（2）8頁、伊藤進ほか・前掲注（36）359頁、手塚・前掲注（422）71頁以下、松田安正「リース契約の原典——最三判平成20・12・16への反論」NBL907号58頁（2009）を参照されたい。

438) 日本リースおよびオリエンタル・リースの2社における契約書式の起草過程については、伊藤進ほか・前掲注（36）360頁以下を、両社の方式の相違点それ自体については、前掲注（437）の議論を参照されたい。ただし、実際のところどの程度まで異なっているかについては、一考の余地がある。この点については、伊藤進ほか・前掲注（36）374頁以下を参照されたい。

なお、松田・前掲注（437）62頁によれば、O社方式の契約書作成の際、すでに存在したN社方式も参照されたことは事実であるが、表題などを除くほとんどの部分が異なるかたちで作成されたようである。

439) 巻之内・前掲注（436）84頁では、「後続各社はこの二社の契約書を参考にして、どちらか一方とまったく同じか多少のアレンジを加えた契約書を使ったり、この二社の契約書を折衷混合したものを作ったりしているのが実情のよう」だとされている。また、2001年3月発行の松田・前掲注（2）『リースの理論と実務（改訂版）』145頁でも、リース業者各社の「現行」リース契約書はこれら2社のものを参考にして作成されている、と指摘されている。前掲注（437）で挙げた各研究をみても、これら2方式が重要視されていたことがうかがわれよう。とくに、伊藤進ほか・前掲注（36）では、実務家からの参加者として、白木武男（当時のオリエント・リース経理部長）および日野豊（当時の日本リース検査部長）が名を連ねているが、そのことにも、各社の方式が重要視されていたことが反映されていると言える。

440) N社方式およびO社方式がとくに重要視されていたことから、折衷型が独立して取り上げられないこともあるが（池田・前掲注（2）8頁や松田・前掲注（437）58頁）、重要な部分で独自の規律をしていることもあるため（本稿で扱う点はまさにその1つである）、3つの類型に分けるのが基本的であるとされている。伊藤進ほか・前掲注（36）374頁〔日野発言〕、リース事業協会法務委員会・前掲注（433）21頁、リース取引法務委員会・前掲注（16）65頁〔中野芳彦＝霞覚〕などを参照されたい。ちなみに、実態調査のうえで4つに分類するものもみられる（大西・前掲注（435）95頁）。結局、契約書式のどの部分に注目するかによって分類の仕方は変わるものと思われる。

441) 伊藤進ほか・前掲注（36）374頁〔日野発言〕や巻之内・前掲注（436）84頁を参照。

以下、1986年に公表された資料を参照しつつ⁴⁴²⁾、これら3つの書式における対応の仕方について掘り下げてみていこう。

まず、N社方式だが、リース物件に瑕疵があった場合のユーザーの救済については8条に規定が置かれている⁴⁴³⁾。とくに同条2項では、ユーザーが「規定損害金相当額の譲渡代金」を支払い、解除を希望した時までにはリース契約によって負担するに至った「一切の債務」を履行すれば、解除権および売買代金返還請求権が買主の地位とともに譲渡され、リース契約は終了する、と

442) 以下、各方式の契約書文言については、加藤一郎＝椿寿夫編『リース取引法講座<下>』（金融財政事情研究会、1986）の「関係資料」1頁以下を参照した。上下巻からなる書籍として公にされたこの体系的な研究は、リースに関する従来の研究のなかで、理論的にも実務的にも大きな意義を有する（前掲注（30）参照）。そのなかでとくに参照された契約書式のひな型には、一定の意義が認められるのではないだろうか。しかも、伊藤進ほか・前掲注（36）408頁〔日野発言〕の内容とリース事業協会法務委員会・前掲注（433）21頁の内容とを考え併せると、これらの3つの契約書式は、後述する「リース標準契約書」（1988年）が作成される際にも参照されたものと思われる。

443) リース契約書（N社方式）第8条（物件の瑕疵等） 乙は、第1号、または物件の引渡後は第2号もしくは第3号に関し、甲に対し異議、苦情の申立及び、または損害賠償請求等いかなる請求もできません。ただし、乙が売主に対する損害賠償請求権その他の権利（ただし甲と売主との間の売買契約解除権を除きます）を、甲より譲り受けて行使することを希望し書面で請求した場合には、甲はこれらの権利を乙に対し譲渡します。

乙は、前記権利を譲り受けて行使する場合においても、甲に対するリース料の支払いを免れません。

1. 天災地変、ストライキその他の不可抗力並びに売主または運送業者の都合、その他専ら甲の責に帰し得ない事由による物件の引渡し遅延または引渡不能。
2. 物件の仕様、構造、品質、物件に関するソフトウェア等その他一切の瑕疵及びその他物件に関する一切の事項。
3. 物件の選択、決定に際しての乙の錯誤。

② 前項第1号ないし第3号を原因として、乙が甲に対し甲と売主との間の売買契約の解除を希望したときには、甲は、乙から規定損害金相当額の譲渡代金及びそのときまでに乙が甲に対しこの契約に基づき負担するにいたった一切の債務の支払いを受けるのと引換えに、甲と売主との間の売買契約の解除権並びに契約解除に基づく売買代金返還請求権を買主としての地位とともに乙に譲渡します。この場合、前記金員が支払われたときこの契約は終了します。

③ 甲は、第1項第1号ないし第3号の事由、または譲渡の目的となる権利の存否を判断することなく、第1項または第2項の譲渡を行うものとし、前記の存否、売主の資力、または乙と売主との間の交渉につき何らの責任も負いません。

※ 「甲」がリース業者、「乙」がユーザー、「売主」がサプライヤーである。

定められている。ここにいう「規定損害金」は⁴⁴⁴⁾、リース契約が解除された場合にユーザーが支払うものとされる金銭であり（同方式12条2項⁴⁴⁵⁾、物件購入価額の1.1倍の「基本額」と一定額の「通減月額」によって算定される⁴⁴⁶⁾。リース契約が途中で解約される場合、ユーザーがリース業者に支払う金額は、リース料支払債務を完全に弁済した場合の金額と大きくは異なるようである⁴⁴⁷⁾。そうすると、ユーザーが売買契約の解除権を得た

444) ここで扱うのはN社方式における「規定損害金」であるが、この語は多義的に用いられているようであり、しかもその意義や呼称は会社によっても異なるようである。伊藤進ほか・前掲注(36)377頁、大西・前掲注(435)107頁以下、中田・前掲注(36)18頁、松田・前掲注(2)『リースの理論と実務(改訂版)』51頁などを参照。また、この点を論ずることの法的意義については、民法(債権法)改正検討委員会・前掲注(4)451頁を参照されたい。なお、N社方式にかざられない「規定損害金」(または「規定損失金」)一般に関する説明としては、石田賢一「規定損失金の意義・計算方法」梶村太市ほか編『リース契約法』(青林書院、2001)252頁、林部實「銀行からみたリース債権担保」加藤一郎=椿寿夫編『リース取引法講座<下>』(金融財政事情研究会、1986)137頁、山崎・前掲注(4)124頁を参照されたい。

445) リース契約書(N社方式)第12条(契約解除)② この契約が解除されたときは、乙は乙の負担で直ちに物件を、第10条第4項で甲に帰属したものを除き、原状に回復したうえで、甲の指定する場所に持参もしくは送付して甲に返還し、併せて表(ヌ)欄記載の規定損害金(この契約締結の日から物件引渡しの日までの間にこの契約が終了したときは基本額。リース期間の始期からは1か月たつごとに通減月額を基本額から控除した金額。…)を甲に支払います。

※ 「甲」がリース業者、「乙」がユーザーである。

※ 「表」というのは、契約書末尾に添付される「契約主要事項一覧表」である。

446) 池田・前掲注(2)9頁を参照。ユーザーは、契約締結日から物件引渡日までの間に契約が終了した場合には「基本額」を、リース期間が開始してからは1ヶ月経過することに「通減月額」を「基本額」から控除して得られる額を、リース業者に支払わなければならない。このN社方式における「規定損害金」は、石田・前掲注(444)254頁や松田・前掲注(2)『リースの理論と実務(改訂版)』51頁以下の「基本額通減方式」によって算定されるものに当たると思われる。そのほか、日野豊「リース物件の滅失による危険負担と免責特約の効力」加藤一郎=椿寿夫編『リース取引法講座<上>』(金融財政事情研究会、1987)387頁以下も参照されたい。

447) 池田・前掲注(2)9頁によれば、「通減月額については料率の算定において、わずかながら残価を見込むこともあり、その場合はリース期間の終期においては、若干残存リース料を上回る計算になることもある」とされている(ここにいう「残価」とは、リース物件の残存価値のことであると思われる)。また、いずれかの契約書式について述べるというものではないが、岡部真純「リース取引の契約終了と物件返還をめぐる法的諸問題」加藤一郎=椿寿夫編『リース取引法講座<下>』(金融財政事情研究会、1986)167頁以下では、リース契約が途中で終了した場合について、ユーザーは「残存リース料の合計金額もしくはその範囲内でこれに近い金額」を損害賠償としてリース業者に支払うという旨の特約が設けられる、とされている。これもおそらく「規定損害金」に関する言及であろう。さらに、松田・前掲注(2)『リースの理論

めに弁済すべき「規定損害金相当額の譲渡代金」および「一切の債務」の総額も、リース料総額と大きくは異ならないことになる。このように、N社方式によれば、リース料支払債務を完全に弁済した場合と同様の負担のもとでしか、ユーザーは売買契約を解除することができない⁴⁴⁸⁾。その結果、同方式による規律のもとでは、売買契約の解除に伴うリース契約の解消を認める意義は失われてしまうことになろう⁴⁴⁹⁾。

次に、O社方式の内容だが、同方式は売買契約の解除権については明示していない⁴⁵⁰⁾。前款の議論のうち、ユーザーによる解除を基本的に認めない

と実務(改訂版)』54頁では、N社方式における「規定損害金」の算定方法に当たるとと思われる「基本額通減方式」によって算定された金額は(前掲注(446)参照)、残リース料額より若干割高になる程度である、とされている。具体的な価額は場合に依じて異なるであろうが(たとえば、庄・前掲注(70)155頁では、「規定損害金(未回収リース料から未経過金利を控除したものに近いといわれる)」とされている)、本文で述べたとおり、「規定損害金」の額は残リース料の総額と大きくは異ならないと評価してよいと思われる。

448) 中川・前掲注(418)218頁では、このN社方式の8条2項の規定について、「買主の地位の譲渡ができる旨を約すことに意味があるのではなく、リース契約を先に終了させるのであれば、ユーザーからの契約解除ができないことを明らかにしているにすぎない」とされている。

449) この解除の問題については、売買契約に関する書面である「注文書」および「注文請書」に記載された特約のほうでも規定が置かれている。すなわち、N社方式の特約の3条によれば、リース物件に瑕疵があった場合、リース業者は自らの選択で売買契約の解除権などをユーザーに譲渡することができる、とされている。あくまでリース業者の選択によるとされているところ、やはりユーザーにはイニシアティブが与えられていないということがうかがわれる。

注文書・注文請書(N社方式)第3条 物件の引渡しの前後を問わず、次の各号の一に該当した場合には、買主は買主の選択により、この契約の全部または一部の催告なしの解除、物件の交換、主契約に基づく買主の得べかりし利益を含む損害賠償を売主に対し請求することができ、またはこれらの請求権を買主としての地位と共に、あるいは地位と切り離して顧客または第三者に譲渡することができます。

1. 物件に性能、品質等の瑕疵が発見されたとき。
2. 物件に関するソフトウェア等に瑕疵があったとき。
3. 売主がこの契約の一項にでも違背したとき。
4. 顧客が買主に対し、第1号ないし第3号の事項を理由として異議、苦情の申立、損害賠償の要求をなし、または、顧客が物件の引渡しを拒んだとき。

※ 「買主」がリース業者、「売主」がサプライヤー、「顧客」がユーザーである。

450) リース契約書(O社方式)第6条(物件の瑕疵) 売主からの物件の引渡しが遅延したとき、または物件に前条第3項の瑕疵があったときでも、甲はその責任を負いません。

(2) 前項の事由によって乙が損害を受けたとき、乙が前条第3項の義務等を履行している場合には、甲は、売主に対する損害賠償請求権を乙に譲渡します。

見解からは、O社方式についてもN社方式と同様の取り扱いをすべきだと指摘されている⁴⁵¹⁾。いずれにしても、リース契約書自体には規定がないのだが、売買契約の書面である「注文書」および「注文請書」のほうには明示的な条項が置かれている。すなわち、その特約条項5によれば、リース物件に瑕疵があった場合、サプライヤーはユーザーまたはリース業者からの解除の請求に応じる、とされているのである⁴⁵²⁾。ユーザーとリース業者が並べて記載されているところ、ユーザーが当然に解除権まで有するような規定になっている。しかし、この規定については、やはり、ユーザーによる解除を基本的に認めない見解から、「リース会社の解除権行使（残りリース料を支払って地位の譲渡を受けたユーザーのなす解除権行使を含めて）がありうることを確認的に示した」ものにすぎず、ユーザーが当然に解除権を有するということ認めるものではない、とされている⁴⁵³⁾。また、O社方式の理解を決定づけることではないが、その作成に携わった松田安正は⁴⁵⁴⁾、ユーザーに「無条件の解除権があるとする議論には賛成でき」ないとしている⁴⁵⁵⁾。やはり、

(3) 物件の隠れた瑕疵についても、前2項の規定を準用します。

(4) 前3項の場合にも、このリース契約は変更されません。

※ 「甲」がリース業者、「乙」がユーザー、「売主」がサプライヤーである。

451) 中川・前掲注(418)218頁。それに対して、論旨は明確ではないが、O社方式の作成に携わった松田安正はこの取り扱いには否定的な態度を示しているようである(松田・前掲注(2)『リースの理論と実務(改訂版)』164頁以下)。なお、たとえ解除権の譲渡および行使が認められるとしても、ユーザーがリース契約に基づく負担を免れることはないと考えられる。というのも、同方式の6条4項では、ユーザーがサプライヤーに対する損害賠償請求権を譲り受けた場合であってもリース契約が変更されることはない、とされており、この趣旨は解除権の譲渡が認められる場合にも及ぶと考えられるためである。

452) 注文書・注文請書(O社方式)特約条項5 約定品に品質・性能の不良、規格・仕様の不一致、その他の瑕疵があり、または売主に納入条件・保証保守義務の違反、その他の約定違背があったときは、その通知が遅延した場合においても売主は、借主または買主に対し、その選択に従い、契約の全部もしくは一部の解除、補修、代品との引換、または損害賠償の請求に応じます。

※ 「売主」がサプライヤー、「借主」がユーザー、「買主」がリース業者である。

453) 中川・前掲注(418)219頁。

454) 松田・前掲注(2)『リースの理論と実務(改訂版)』の「はしがき」にその経緯が記されている。

455) 松田・前掲注(2)『リースの理論と実務(改訂版)』80頁以下。

このO社方式でもユーザーによる解除は基本的に認められないと言えようか。

最後に、折衷型における対応の仕方を確認する⁴⁵⁶⁾。その6条がリース物件の瑕疵に関する規定を置いているが⁴⁵⁷⁾、リース業者はサプライヤーに対する「請求権」をユーザーに譲渡するとのみ定められており(同条2項)、解除権や買主の地位の譲渡に関する規定はみられない⁴⁵⁸⁾。3つの書式のうち解釈の余地が最も大きいのがこの折衷型であると言えよう。

以上が、1986年の時点で確認された3つの契約書式の内容である。ユーザーによる解除の可否について言えば、N社方式は詳細な規定ぶりだったが、その他2つの書式は解釈の余地を残すものだった⁴⁵⁹⁾。これらが当時の実務

456) 折衷型という概念を用いる時点で多少は避けられないことであるが、この型に分類される具体的な書式には、折衷の仕方に応じて非常にさまざまなものがある。その一部については、巻之内・前掲注(436)83頁以下で紹介および検討されている。しかし、そのなかでは、ユーザーによる売買契約の解除の問題は扱われていなかった。そこで、本稿では、伊藤進ほか・前掲注(36)で折衷型として紹介および検討されていた昭和リースの契約書の規定を検討の対象としている。

457) リース契約書(折衷型)第6条(物件のきず)① 引渡しするとき物件にきずがあるときは、甲は書面で乙に通知するものとし、もし甲がこれを怠ったときは、物件にはきずがないものとみなし、引渡し完了後は乙は責任を負いません。

② 前項のきずや引渡しのと きすぐ分らない隠れたきずがあったときは、乙は別表(6)記載の物件の売主に対する請求権を甲に譲渡し、乙は甲に対し責任を負わないものとします。

但し、乙は甲の売主に対する権利の行使について協力するものとします。

③ 売主の責に帰すべき事由で物件の引渡しが遅延または不能になったときも前項の規定に従います。

※ これは昭和リースのひな型であるとされている。

※ 「甲」がユーザー、「乙」がリース業者、「売主」がサプライヤーである。

※ 「別表(6)」とは、「売主」の「会社名及び住所」が記載される項目のことである。

458) 折衷型の注文書および注文請書では、リース物件に瑕疵があった場合について、リース業者が売買契約を解除することができる旨は明示されているものの、ユーザーによる解除についてはなんら言及がない。

注文証および注文請証(折衷型)4 注文主は売主の引渡品に瑕疵又は数量不足或は注文物件と異なるものある場合は随意に契約を解除することができるものとすること。この場合でも注文主は注文物件を任意に処分して前渡金又は其の他の損害金に充当することが出来ること。

※ 折衷型のみ、「注文証」および「注文請証」という名称が用いられている。

※ 「注文主」がリース業者、「売主」がサプライヤーである。

459) 本稿で取り上げている論点に関する言及というわけではないが、池田・前掲注(2)9頁は、N社方式について「現行のリース契約書のなかではもっとも精緻な理論構成をとっているともいえる」としているのに対し、O社方式について「どちらかといえば簡易な表現が多い」と

の状況を余すところなく表しているとはまでは言わないまでも、実務における対応の仕方がさまざまだったことはうかがわれるだろう。そうした状況が長らく続いてきたわけだが、それに対して、契約書式の統一化を求める声もかねてから存在していた⁴⁶⁰⁾。1975年には標準約款の作成が試みられたこともあった⁴⁶¹⁾。しかし、それは時期尚早だとして実現されなかった⁴⁶²⁾。その後、裁判例の蓄積やリース研究の進展を経て、少なくとも1980年代後半には機が熟しつつあった⁴⁶³⁾。そうしたなか、1988年に社団法人リース事業協会の法務委員会がリース契約の標準化を企図して作成したのが、「リース標準契約書」である⁴⁶⁴⁾。

この標準契約書は、ユーザーによる解除についてどのような規定を置いたのだろうか⁴⁶⁵⁾。その15条が「物件の瑕疵等」について定めているが⁴⁶⁶⁾、と

している。なお、これは1983年時点の言及である。

460) 池田・前掲注(2)12頁、伊藤進ほか・前掲注(36)411頁〔伊藤進発言〕および413頁〔白木武男発言〕。

461) 『リース標準契約に関する調査研究報告書』(機械振興協会経済研究所、1975)。

462) 前掲注(461)3頁。

463) 伊藤進ほか・前掲注(36)408頁以下を参照。

464) リース標準契約書が作成されるまでの具体的な経緯については、リース事業協会法務委員会・前掲注(433)20頁以下を参照されたい。

465) 以下、1988年に作成されたリース標準契約書および注文請書の文言については、リース事業協会法務委員会・前掲注(433)35頁以下を参照した。標準契約書の解説としては、以下で参照したもののほか、中野・前掲注(36)112頁以下がある。

466) リース標準契約書(1988年)第15条(物件の瑕疵等) 天変地変、戦争、その他の不可抗力ならびに、運送中の事故、労働争議、法令の改廃、売主の都合、その他甲に故意または重大な過失が認められない事由によって、物件の引渡しが遅延し、または不能になったときは、甲は、一切の責任を負わないものとします。

② 物件の規格、仕様、品質、性能、数量、および物件に関するソフトウェア等に隠れた瑕疵があった場合、ならびに物件の選択、決定に際して乙に錯誤があった場合においても、甲は、一切の責任を負わないものとします。

③ 第1項および第2項の場合において、乙が、甲に対し書面で請求した場合は、甲は売主に対する請求権を乙に譲渡します。なお、甲の売主に対する売買契約解除権および物件の譲渡は、この契約第19条に基づく乙の甲に対する※○○○○○の譲渡代金の支払を受けるのと引換えに行うものとします。この場合、甲は、本項の譲渡にかかる諸権利の存否、ならびに売主の履行を担保しないものとします。

※ 物件処分代金を見込んだ「残リース料相当額」または、「規定損害金相当額」と具体的に記入することとなる。

くにユーザーによる解除にかかわるのは同条3項である。同項では、一定の代金と引換えにリース業者からユーザーに「売買契約解除権および物件」が譲渡される、と定められており、それは買主の地位の譲渡も当然に含むとされている⁴⁶⁷⁾。ここにいう一定の代金とは、物件処分代金を見込んだ「残リース料相当額」や「規定損害金相当額」の金銭のことである⁴⁶⁸⁾。とくに後者の「規定損害金」の定めは損害賠償額の予定(民法420条)に当たるとされており、その額は未回収の物件価額および手数料を中心として定まるものとされている⁴⁶⁹⁾。完全に同一視してよいかについては一考の余地があるが、この「規定損害金」は、上述したN社方式のそれに対応するものとみてよいだろう⁴⁷⁰⁾。したがって、同項に基づいて支払われる一定の代金というの、リース契約が完全に履行された場合に支払われる金銭と大差ないと言える⁴⁷¹⁾。その結果、この標準契約書の規定によれば、N社方式と同じく、リー

④ 前項で乙が甲に対し書面で請求した場合においても、甲が相当と認め乙に対し要求した場合は、乙は、売主に対し直接請求(ただし、甲と売主との間の物件にかかる売買契約の解除権の行使を除きます。)します。ただし、この場合、甲は、乙の請求権の行使について、甲が必要と認める範囲内で協力します。

⑤ 乙は、第3項および前項に基づいて、売主に対し権利を行使する場合(ただし解除権行使の場合を除く)においてもリース料の支払い、その他この契約に基づく債務の弁済を免れることはできません。

※ 「甲」がリース業者、「乙」がユーザー、「売主」がサプライヤーである。

467) リース事業協会法務委員会・前掲注(433)28頁。

468) 前掲注(466)の標準契約書(1988年)15条3項にあるとおり、これらの金額は同19条の規定に基づいて定まる。同条の文言についてはリース事業協会法務委員会・前掲注(433)36頁以下を、同条の注釈については同30頁を参照されたい。

469) リース取引法務委員会・前掲注(16)81頁[中野芳彦=震覚]。

470) リース標準契約書(1988年)の作成において参照された契約書式の1つがN社方式であったと考えられ(前掲注(442)参照)、内容的にみてもその一部が標準契約書19条のB方式(「規定損害金」に関する定め)として採用されていると考えられる。そうすると、N社方式の「規定損害金」と標準契約書のそれとを同一視してよいようにも思われる。しかし、標準契約書の起草の段階でどのような議論があったのか、N社方式の規定はそのまま受容されたのかなど、明確でないところも多い。また、「規定損害金」の概念が多義的に用いられているという事実もある(前掲注(444))。したがって、安易に両者を同一視するべきではないとも思われる。

471) 標準契約書をもとにリース契約条項について解説する江頭・前掲注(3)232頁によれば、「規定損害金(規定損失金)」は、「リース業者が、物件滅失時に未だユーザーからリース料の形で回収していなかった物件購入価額および手数料を一括して回収するのに必要な金額として約款

ス料支払債務を完全に弁済した場合と同様の負担のもとでしか、ユーザーは売買契約を解除することができない、ということになる。標準契約書のもとでも、売買契約の解除に伴うリース契約の解消を認める意義は失われてしまうことになるのである⁴⁷²⁾。

以上が、ユーザーによる売買契約の解除に関する標準契約書の規定の内容である。その作成はリースの統一的な運用へとつながりうる画期的な動きだったと言えるところ⁴⁷³⁾、ユーザーによる解除の問題についても、それを契

上定めた金額」だとされており、同231頁でも、「物件の使用ができなくなった後の期間に対応するリース料またはそれに近い金額（規定損害金）」とされている。そのほか、「規定損害金」一般について説明する林部・前掲注（444）137頁は、その額が「おおもね残存リース料に若干の加除計算を行なった金額」になっているとしたうえで、「リース料とは法的性格を異にするとはいえ、実質的には残存リース料が変形したもの」だとしている。

472) なお、この標準契約書の作成の際には、併せて注文請書の標準化も行なわれたのだが、その特約の5条に、上述した標準契約書15条の規定に対応する規定が置かれた。とくに、注文請書の特約の5条3項によれば、リース業者は売買契約の解除権を含む買主の地位をユーザーに譲渡することができる、とされている。リース事業協会法務委員会・前掲注（433）33頁。ちなみに、それに先立ち、同条2項でリース業者による解除権の行使について規定されているところ、やはり売買契約の解除は原則としてリース業者が行なうべきものとされていると言えよう。ユーザーにはそのイニシアティブが与えられていないのである。

注文請書（1988年）第5条 物件に関する瑕疵担保、期間内保証、保守サービス、その他売主の便益の供与、義務の履行については、売主が借主に対し、直接その責任を負います。売主が自己の責に帰すべき事由による物件の引渡遅延、または引渡不能によって借主に損害を与えたときも同様とします。

② 物件に品質・性能の不良、規格・仕様の不一致、その他の瑕疵があり、売主に売買条件・保証保守義務の違反があり、売主がこの契約の一項にでも違背し、借主が以上を事由として買主に対し異議苦情の申立、損害賠償の要求なし、又は借主が物件の受領を拒んだときは、買主から売主に対する通知が遅延した場合においても売主は、前項とは別に買主に対し、契約の全部もしくは一部の解除、補修、代品との引換、または損害賠償（買主の得べかりし利益を含む）の請求に応じるものとします。

③ 前項の場合において、売主は、買主が前項の請求権を買主としての地位と共に、あるいは地位と切り離して借主に譲渡しても、何ら異議ないものとします。

④ 借主が不当に引渡を拒んだり、遅らせたりしたときは、売主は、直接借主に対し請求します。

※ 「売主」がサプライヤー、「借主」がユーザー、「買主」がリース業者である。

473) リース事業協会・前掲注（2）8頁は、「『リース標準契約書』は、リースの普及促進のための『リース契約の確立』には不可欠なものであり、その成果は高く評価されている」としている。

機として統一的な対応へと収束していく可能性がないわけではなかった。

しかし、この標準契約書の作成をもって実務の対応の仕方が現実には統一されたのかというと、そういうわけではなかったようである。そもそも、この契約書は、その名のとおりに「標準化」を試みたものであり、それによって統一化が図られたというわけではなかった⁴⁷⁴⁾。そのこともあってか、爾後どれほど実務でこの契約書が採用されたのかという点について、評価が分かれている。1997年時点におけるリース事業協会側の理解としては、多くのリース会社がこの標準契約書を採用している、とされている⁴⁷⁵⁾。それに対して、O社方式の作成に携わった松田によれば、必ずしも主要リース会社に採用されていないとされている⁴⁷⁶⁾。少数の主要リース会社は採用していないが、その他の多数の会社は採用した、ということかもしれないが、その実態をここで明らかにすることはできない。かりにそうだったとしても、主要リース会社の契約数や取引高の数値が圧倒的に大きいかもしれない⁴⁷⁷⁾。そのほかにも、リース事業協会の「リース契約書」が「一般的な契約のよりどころとなっている」としつつ、「各リース会社の用意する契約書の契約内容は、必ずしも、リース契約書の条項どおりになっているわけではないことに注意が必要である」とする指摘がみられる⁴⁷⁸⁾。いずれにせよ、この標準契約書を「標

474) リース事業協会法務委員会・前掲注(433)22頁では、標準約款の作成にあたって確認された事項の1つとして、「この標準約款はあくまでも標準のものであり、リース各社の約款を拘束するものではないこと」が挙げられている。そのほか、伊藤進ほか・前掲注(36)408頁[日野発言]も参照。その後の改訂でもこの点が再確認されている。リース事業協会・前掲注(2)13頁参照。

475) リース事業協会・前掲注(2)の元田昌二「はじめに」。

476) 松田・前掲注(2)『リースの理論と実務(改訂版)』146頁。

477) ちなみに、今日のわが国のリース業界を牽引しているのは、オリックス(旧オリエン・リース)のようである。東洋経済新報社編『会社四季報 業界地図 2022年版』(東洋経済新報社、2021)144頁を参照。かりに同社において現在も契約書の内容が基本的に維持されるとすれば、O社方式の内容こそが比較的多くの取引について参考になり、ひいてはわが国の「生けるリース法」をある程度まで反映しうるものと言えるかもしれない。この点に関する実証的な研究は筆者の力量を優に超えるものであるから、単なる推論を述べるにとどめておくことにする。

478) 太田剛人「リース契約における当事者」梶村太市ほか編『新・リース契約法』(青林書院、2011)64頁以下。そのほか、巻之内茂「リース標準契約書の使用上の留意点」リース30巻3号

準」として扱うことには慎重であるべきだろう。

その後、リース標準契約書は数度にわたる改訂などを受け、現在はその名を「リース契約書（参考）」に変えるに至っている⁴⁷⁹⁾。とくに、ユーザーによる売買契約の解除に関する規定は、新たにその16条4項に置かれており⁴⁸⁰⁾、その文言や構造も当初の標準契約書のものから変化している⁴⁸¹⁾。しかし、その実質的な内容は変わっていないようである。すなわち、ユーザーが「リース料の全部」などを弁済したとき、リース業者は買主の地位をユーザーに譲渡する手続きをとる、とされている。解除権という文言は見当たらないが、改訂前の状況との関係で考えても、解除権は買主の地位に含めて扱わ

2頁(2001)も参照。

479) 1997年3月の改訂についてはリース事業協会・前掲注(2)8頁以下を、2018年3月の改訂については公益社団法人リース事業協会「リース契約書(参考)の改訂について(1)～(3)」リース47巻11号2頁(2018)、同47巻12号2頁(2018)および同48巻1号4頁(2019)を参照されたい。後掲のリース契約書(参考)の文言もこれによっている。

480) リース契約書(参考)(2018年)第16条(物件の品質等の不適合等)① 天変地変、戦争その他の不可抗力、運送中の事故、労働争議、法令等の改廃、売主の都合及び乙の故意または重大な過失が認められない事由によって、物件の引渡しが遅延し、または不能になったときは、乙は、一切の責任を負いません。

② 物件の品質等の不適合があった場合並びに物件の選択または決定に際して甲に錯誤があった場合においても、乙は、一切の責任を負いません。

③ 前二項の場合、甲は売主に対し直接請求を行い、売主との間で解決するものとします。また、甲が乙に対し書面で請求し、乙が譲渡可能であると認めてこれを承諾するときは、乙の売主に対する請求権を甲に譲渡する手続きをとるなどにより、乙は、甲の売主への直接請求に協力するものとします。

④ 第2項の場合において、甲が、乙に対してリース料の全部[注3]その他この契約に基づく一切の債務を履行したときは、乙は売主に対する買主の地位を譲渡する手続きをとるものとします。ただし、前項及び本項の場合、乙は、売主の履行能力並びに請求権の譲渡に係る諸権利の存否を担保しません。

⑤ 甲は、第3項に基づいて、売主に対して権利を行使する場合においても、リース料の支払いその他この契約に基づく債務の弁済を免れることはできません。

[注3] ここでは「リース料の全部」(A方式)としたが、B方式採用の場合には「規定損害金」、C方式採用の場合には「損害賠償として残存リース料相当額」となる。

※ 「甲」がユーザー、「乙」がリース業者、「売主」がサプライヤーである。

481) とくに構造が変化したのは1997年改訂のときである。その内容については、リース事業協会・前掲注(2)39頁以下を参照されたい。その後、2018年改訂で債権法改正に対応して文言が修正され、前掲注(480)のものになった(リース事業協会・前掲注(479)「(1)」10頁以下参照)。

れるものと思われる⁴⁸²⁾。そうすると、やはりこの契約書のもとでも、リース契約が完全に履行された場合と同様の負担のもとでしか、ユーザーは売買契約の解除権を得ることができないことになる⁴⁸³⁾。

さて、ここまで、ユーザーによる売買契約の解除が認められるか否かという点について、いくつかの契約書式を分析してきたが、それらは大きく2つに分類することができる。その1つは、リース料支払債務を完全に履行したのと同様の負担のもとで、ユーザーによる解除を認める、という旨を明示するものである。N社方式およびリース事業協会作成の各書式がこれに当たる。これらの契約書式による規律に従うかぎり、ユーザーが解除権を得た時点では、売買契約の解除に伴うリース契約の解消を認める意義はない。

いま1つは、ユーザーによる解除について規定を置いていないか、または不十分な規定しか置いていないものである。O社方式および折衷型の契約書式がこれに当たる。明示の規定がないぶん、この2つめのものについては争いが生じやすいだろう。ただし、O社方式についても、ユーザーが当然に解除できるものとする解釈が否定されていたのはすでにみたとおりであるし、折衷型はN社方式とO社方式を折衷したものであるから、それら2方式と同様の考え方が妥当しうものと思われる。前款でみた議論も多くは実務家の意見であり、その状況がユーザーによる解除を条件つきでしか認めない方向に傾いていたことからすれば、O社方式および折衷型の契約書式についても、1つめの明示的なものと結果的には同様の運用に落ち着くのではないだろうか。

なお、従来のリース契約約款については、主に学者から、リース業者に有利な内容のものだとたびたび指摘されてきた⁴⁸⁴⁾。この指摘は、とくにユー

482) リース契約書(参考)16条3項でとくに「請求権」の譲渡について定められているから、形成権である解除権は同条4項の「買主の地位」のほうで扱われるものと思われる。

483) なお、同じく改訂を経た「注文書・注文請書(参考)」も、ユーザーによる解除という点については基本的に従来と同様の内容である。これまでの注文書および注文請書の変遷のうち、1997年改訂についてはリース事業協会・前掲注(2)65頁および69頁以下を、2018年改訂についてはリース事業協会・前掲注(479)「(3)」8頁以下を参照されたい。

484) 織田・前掲注(432)47頁、加藤・前掲注(3)22頁、菅原ほか・前掲注(16)50頁以下 [柏

ザーによる解除に関する規定に向けられているというものではない。しかし、少なくともN社方式およびリース事業協会の各書式におけるユーザーによる解除に関する規定については、この指摘が当たっているとも言える。これらの書式では、すでにみたとおり、リース業者の利益が確保されることを条件として、ユーザーによる解除が認められるのである。

こうした利益衡量の背後にはどのような事情があったのだろうか。もちろん、実証的な分析を踏まえなければ明確なことは言えないが、その1つとして推察されるのは、リース業者の保護を正当化する経済状況が存在したということである。高度経済成長のさなか、1960年代には金融逼迫が生じ、企業への資金供給の必要性が高まった⁴⁸⁵⁾。そうした状況を受け、融資者たるリース業者に有利な内容の約款が作成された、と考えられるのである⁴⁸⁶⁾。それは結果としてリース産業の発展を支えてきたとも言える⁴⁸⁷⁾。さらに言えば、そうした経済状況とも関連することだが、当初はリースが政策的に優遇されていたということも⁴⁸⁸⁾、その下支えになっていたのではないだろう

谷広治発言および幾代通発言]、手塚・前掲注(4)『リースの実務と法的諸問題』10頁以下および162頁以下、中村武「リース契約に於ける諸問題」国士館法学3号38頁以下(1971)など。なお、山岸憲司ほか『リース取引法：紛争解決のための法律知識』(商事法務研究会、1985)の「はしがき」では、「現在までのリース取引関係の出版物は、主にリース会社側の立場からの議論を展開しているものといえるが、本書では、いずれの立場にも偏することなく、リース会社、ユーザー、ディーラー・メーカー三者の利害を公平に把握し、実務上起こりうる問題点についてそれぞれの立場からの対応策の指針となるよう検討を試みた」とされている。

485) 松田・前掲注(2)『リースの理論と実務(改訂版)』21頁によれば、1967年ごろから民間設備投資が伸長し、それに応じてリース需要が産業界に定着していった、とされている。そのほか、オリエント・リース社長室編『リース産業』(東洋経済新報社、1974)193頁以下や、庄・前掲注(70)202頁以下も参照。

486) 伊藤進ほか・前掲注(36)411頁[加藤雅信発言]。

487) 加藤・前掲注(3)22頁。

488) 庄・前掲注(70)204頁では、高度経済成長期におけるリース産業発展のプラス要因の1つとして、「政府当局も政策目的に積極的に利用したこと」が挙げられており、さらに同213頁以下では、制度リースやリース信用保険制度を通して政府が政策的にリースを利用していた状況が概観されている。そのほか、編集部「機械類信用保険について——創設から廃止に至るまでの経緯——」リース32巻3号12頁(2003)も参照。

か⁴⁸⁹⁾。

しかし、リース産業をとりまく経済状況や政策のあり方はその後大きく変化し、リース業者の保護も見直しを迫られる⁴⁹⁰⁾。ユーザーによる解除をめぐる議論がさかんだったのは1980年代だったが、そのころでさえ、リース契約約款を見直す必要性がすでに指摘されていた⁴⁹¹⁾。すなわち、金融自由化による資金調達手段の多様化や⁴⁹²⁾、リース業界における競争の激化で⁴⁹³⁾、リース業者の優位性が相対化されているとして、従来の約款のあり方を見直すべきだという主張が出てきたのである⁴⁹⁴⁾。また、その一方では、ユーザーを保護する必要性を指摘する声も上がっていた⁴⁹⁵⁾。約款規制⁴⁹⁶⁾、公序良俗違反の拡大や任意法の強行法規化など⁴⁹⁷⁾、そのための具体的な理論も示されていた。

489) 森田悦史「リース取引における法的構造論——リース契約の特殊性について——」国士館法学33号26頁(2001)を参照。

490) そもそも、業界団体が作成した標準約款というものの自体、その公正さについて検討の余地があろう。

491) 以下で挙げるもののほか、平野・前掲注(44)「ファイナンス・リースと瑕疵担保責任」45頁。

492) 1980年代のわが国における金融自由化については、長谷部孝司「1980年代日本の金融自由化の論理——産業構造の転換の遅れと金融改革の遅れ——」東京成徳大学研究紀要(人文学部・応用心理学部)16号83頁(2009)を参照されたい。

493) 松田・前掲注(2)『リースの理論と実務(改訂版)』19頁以下で概観されているわが国のリース産業の成長過程をみても、しだいにリース業者が増加していく様子がうかがわれる。そのほか、庄・前掲注(70)205頁以下も参照。近年の状況については、加藤健治・前掲注(4)175頁以下を参照されたい。

494) 伊藤進ほか・前掲注(36)412頁[加藤雅信発言]。ここで、加藤は、本文でまとめた内容を述べたうえで「こういう殿様商売的な条項は是正されるべきだ」と指摘しているが、その後の白木(当時のオリエント・リース(株)経理部長)の発言には、その指摘への応接がみられない(同413頁)。当時のリース業界が直面していた経済情勢については、南部・前掲注(4)187頁以下も参照されたい。

495) 菅原ほか・前掲注(16)50頁以下[柏谷広治発言および星野英一発言]、手塚・前掲注(4)『リースの実務と法的諸問題』12頁以下および57頁。

496) 中村・前掲注(484)38頁以下。白石・前掲注(30)268頁以下でも、約款に対する客観的規制の可能性が指摘されているが、最終的には、リースの金融的性格を理由としてリース業者の免責などが肯定されている(同271頁)。

497) 加藤・前掲注(3)24頁以下。

そうした状況にあつて、リース業界の側も歩み寄る姿勢を表明してはいた。標準契約書の作成などの際、「契約内容がリース会社の独善に陥ることなく、その公明性と明確性を実現する」という企図が示されたのである⁴⁹⁸⁾。しかし、その後も実務に目立った変革は無いようであり、リース業者保護の遺物を残したまま現在に至っているものと思われる。

第3款 債権法改正論議

従来、わが国の議論が前2款でみたような状況にあった一方で、債権法改正論議が始められ、リースもその対象の1つとして取り上げられることとなった⁴⁹⁹⁾。結局、リースが民法典へと組み込まれるには至らなかったが⁵⁰⁰⁾、その議論のなかで、ユーザーによる売買契約の解除についても言及がみられた⁵⁰¹⁾。

498) リース取引法務委員会・前掲注(16)65頁以下〔中野芳彦＝震覚〕。とくに標準契約書の作成時についてはリース事業協会法務委員会・前掲注(433)22頁を、1997年改訂時についてはリース事業協会・前掲注(2)13頁を参照されたい。

499) 債権法改正論議におけるリースに関する議論については、高橋めぐみ「ファイナンス・リースと民法(債権関係)改正」日本法学80巻3号139頁(2015)、中田裕康ほか「継続的契約等、賃貸借、ファイナンス・リース、役務提供、請負、委任、寄託(上)」NBL914号50頁以下(2009)、藤澤治奈「新たな典型契約としてのファイナンス・リース」法律時報81巻10号68頁(2009)、森田宏樹「『典型契約』としてのファイナンス・リース」銀行法務21・706号16頁(2009)などを参照されたい。

500) その経緯については、高橋・前掲注(499)139頁が詳しい。リースの典型契約化に関する各界の意見については、リース事業協会法務委員会「ファイナンス・リースの典型契約化について」リース39巻8号8頁以下(2010)を参照。

501) 民法(債権法)改正検討委員会・前掲注(4)451頁以下で提案されている文言は下記のとおりである。

【3.2.7.07】(目的物の瑕疵についての責任)

- <1> 【3.2.7.02】によりリース期間が開始した目的物に瑕疵があった場合に、リース提供者は、利用者に対して、これについての責任を負わないものとする。
- <2> リース提供者が、<1>に規定した目的物の瑕疵に関して供給者に対して有する権利(解除権を除く)は、利用者の請求によって、利用者に移転する。
- <3> <2>の規定におけるリース提供者の供給者に対する権利について、目的物の決定が利用者と供給者間でなされた場合においては、リース提供者に代えて利用者と供給者との間で売買契約があったものとして、【3.2.1.18】、【3.2.1.19】の規定が適用される。
- <4> 利用者が消費者であるときに、リース提供者が供給者との間で供給者の責任を減免す

結論から言えば、その言及では、ユーザーによる売買契約の解除が否定されている⁵⁰²⁾。信用の供与を受けているユーザーは契約全体を終了させる決定権を有するものではないので、ユーザーが解除権の移転を受けたりそれを代位行使したりするのは適切でない、とされているのである。そのうえで、標準契約書の規定のように、リース料全部の支払いなどを条件として解除権の行使を認めることができないかが検討されているが、次の3点を理由として、ユーザーへの解除権の移転が否定されている。第一に、売買契約が解除されたからといってリース契約が解消されるわけではない。第二に、解除を認める実質的なメリットは代金返還を受けることにあるが、ユーザーに代金返還請求権までも移転させるといった一般的なルールを設定することは困難である⁵⁰³⁾。第三に、損害賠償請求権の移転を認めればユーザーは十分に保護される。論拠が判然としない部分もあるが、ともかくこの言及では、従来議論でみられた主張以上に、ユーザーによる解除を認めることに否定的な態度がとられているのである。

このように、債権法改正論議における言及は、従来議論に輪をかけて、ユーザーによる解除を否定する方向に進んだのであるが⁵⁰⁴⁾、そうした状況

る特約を結んだ場合には、リース提供者が消費者であったとすれば、[消費者契約法8条および10条]の規定によって当該免責特約が無効とされる範囲で、リース提供者は、利用者に対して、その責任を負担する。

<5> 利用者が消費者である場合には、<2><3><4>の規定に反して利用者に不利な特約は無効とする。

502) 民法（債権法）改正検討委員会・前掲注（4）460頁。

503) 民法（債権法）改正検討委員会・前掲注（4）460頁以下では、フルペイアウト方式のリースとそれ以外のものとに区別して、次のとおり検討が加えられている。前者では、残リース料の全部を支払った段階で目的物の残存価値はなく、それによって所有者たる地位がユーザーに移るとも言える。しかし、それは経済的観点からの評価であり、法的にユーザーの所有権取得が正当化されるわけではない。また、後者では、依然として残存価値があるので、残リース料の全部を支払ったとしても、買主としての権利である代金返還請求権が当然にユーザーに移転するとは言えない。

504) 以上で検討した民法（債権法）改正検討委員会・前掲注（4）の言及のほか、商事法務編『民法（債権関係）の改正に関する中間試案の補足説明』（商事法務、2013）466頁では、ユーザーがリース業者から取得するサプライヤーに対する権利から、解除権および代金減額請求権が除かれている。その理由については、いずれの権利もリース業者とサプライヤーの間の契約に対

にあつて、上記の第一の理由が注目される。明言こそされてはいないものの、売買契約が解除された場合にはリース契約も解消されるとすれば、ユーザーによる解除を認めることに意義がみいだされる可能性もある、ということが示されているようにも思われるのである。

第4款 相対化の可能性

ここまで、ユーザーによる売買契約の解除に関する議論を概観したが、大方の理解としてはユーザーによる解除は当然には認められていなかったと言える。売買契約の解除に伴うリース契約の解消について、フランスの法状況を参照してわが国における規律のあり方を考察しようと思えば、以上の議論状況を相対化する可能性が認められる必要がある。ユーザーによる解除という前提について、日仏の比較が決定的に不可能だということになれば、そうした考察に進めないからである。はたして、相対化は可能なのだろうか。

まず、リース業者の債権回収が確保されるかぎりでしかユーザーによる解除は認められないという理解についてであるが、それは少なくとも絶対的なものではない。第1款では、ユーザーによる解除を基本的に認めない見解が主に3つの理由を挙げていたが、それらの理由については、いずれも一考の余地があると思われる。第一に、売買契約の当事者でもないユーザーが売買契約を解除することができるとするのは妥当でない、という理由だが、リース業者のもとに買主の地位を残しつつ解除権のみをユーザーに移転するということも考えられる。というのも、契約上の地位の移転に関する一般論において、当事者の地位と解除権を分離して解除権のみを当事者以外の者に移転する可能性が指摘されているのである⁵⁰⁵⁾。第二に、ユーザーは、自ら売買

する形式的な効果を与えるものにすぎず、ユーザーの保護に直接つながらないからだ、とされている(同467頁)。しかし、その形式的な効果がひいてはリース契約にも影響を及ぼすということが正当化されるならば、ユーザーの保護について一定の意義が認められるのではないだろうか。いずれにせよ、その後、リースに関する論点は取り上げないこととされた。商事法務編『民法(債権関係)部会資料集 第3集(第2巻)——第77回～第79回会議 議事録と部会資料——』(商事法務、2016)633頁以下を参照。

505) この点については、山岡航「契約上の地位の移転と解除権(1)——契約当事者概念を視野

契約を解除することができるとしても、サプライヤーがリース業者に対して負担する代金返還債務についてなんらかの権利を有するわけではないので、ユーザーによる解除を認める意義は小さい、という理由が挙げられていた。しかし、売買契約の解除に伴うリース契約の解消が認められるとした場合に、ユーザーがリース料支払債務の負担を免れうるとすれば、十分な意義が認められると言える。第三に、ユーザーの独断による売買契約の解除を認めると、リース物件に対するリース業者の権利が害される、という理由も挙げられていた⁵⁰⁶⁾。しかし、本稿で検討している場面との関係で言えば、契約目的を

に入れて——」名古屋学院大学論集（社会科学篇）56巻4号25頁以下（2020）を参照。

506) リース物件に対するリース業者の権利が保護されるべきであるという趣旨のことは、リース契約約款にも定められている。たとえば、「リース契約書（参考）」の9条（物件の所有権侵害の禁止等）の1項では、ユーザーに対して、リース物件の第三者への譲渡や担保としての提供など、リース業者の「所有権を侵害する行為」をすることが禁じられている。ユーザーがその独断で売買契約を解除してリース物件をサプライヤーに返還することが、リース業者の所有権を侵害することに当たるのだとすれば、この種の条項に反することにもなろう。ただし、かりに所有権侵害にあたるとしても、ただちに同項の違反になるとは言えないようにも思われる。リース事業協会・前掲注（2）30頁では、同項の規定で念頭に置かれている場面について次のように述べられている。「他人の所有物件を第三者に譲渡する行為の多くは犯罪行為であり、このような行為を行うこと自体、あまり考えられないことであるが、ユーザーの倒産時、時と場合によっては起り得るものである」。売買契約の解除に伴うリース物件の返還をこれと同列に扱うことについては一考の余地があろう。

ところで、同条2項によれば、ユーザーは、リース業者の「事前の書面による承諾」を得ることができなかった場合には、「物件の占有を移転」（同項4号）することができない。そうすると、ユーザーが、リース物件をサプライヤーに返還することについてリース業者から「事前の書面による承諾」を得ることができた、という場合には、問題は生じないことになると言える。しかし、この場合、サプライヤーに返還する理由が問題とされるであろうから、結局のところ、リース業者とユーザーの間で、売買契約の解除に伴うリース契約の解消の当否が問題とされることになり、その結果としてリース業者は承諾を与えないということになろう。また、同項で列挙されている「相対的禁止事項」は、「物件の価値を維持するという保存行為等も含まれると考えられる」ものとされており、それゆえに、「所有権侵害に及ばないことが明らかなる場合には、リース会社の承諾によってこれらの行為ができることにした」とされている（リース事業協会・前掲注（2）30頁）。その趣旨からして、そもそも、売買契約の解除によるリース物件の返還をここに含めて考えるのは難しいように思われる。

リース契約書（参考）（2018年）第9条（物件の所有権侵害の禁止等）① 甲は、物件を第三者に譲渡したり、担保に差し入れたりするなど乙の所有権を侵害する行為をしません。

② 甲は、乙の事前の書面による承諾を得ない限り、次の行為をしません。

1. 物件を他の不動産または動産に付着させること。

達することができないほどの不適合が認められるリース物件について、リース業者がそれほど有益な権利を有しているとは考えがたい⁵⁰⁷⁾。

次に、第3款の債権法改正論議のなかで示されていた理解の論拠についても一考の余地があろう。まず、信用の供与を受けているユーザーは契約全体を終了させる決定権を有するものではないという点だが、ひとまずユーザーに決定権を委ねつつ信用供与者たるリース業者の保護にも目を向けるという解決もありうる。それはまさにフランスの解決である。フランスでは、売買契約の解除に伴うリース契約の失効が認められているが、それはもっぱらリース業者に不利な解決というわけではない。代金返還保証条項によってリース業者の利益に対する配慮もなされているのである（第2章第1節）。実質的な買主とも言えるユーザーこそがリース物件の不適合の程度などについて適切に判断できると考えられるところ、そのユーザーが解除権だけは行使できないというのは一貫性を欠くようにも思われる。ひとまずはユーザーに決定権を委ね、売買契約の解除に伴うリース契約の解消を認めて⁵⁰⁸⁾、たとえば代金返還保証条項のような特別の手当てによって利害調整を図る、という

-
2. 物件の改造、加工、模様替えなどによりその原状を変更すること。
 3. 物件を第三者に転貸すること。
 4. 物件の占有を移転し、または別表(3)記載の場所から物件を移動すること。
 5. この契約に基づく甲の権利または地位を第三者に譲渡すること。
- ③ 乙の事前の書面による承諾を得て物件を不動産に付着させる場合は、甲は、事前に不動産の所有者等から、物件がその不動産に付合しない旨の書面を、また、物件を不動産から取去させるときに不動産に生ずる損傷について、乙に対して何らの修補または損害賠償請求を行わない旨の書面を提出させます。
- ④ 物件に付着した動産の所有権は、乙が書面により甲の所有権を認めた場合を除き、すべて無償で乙に帰属します。
- ⑤ 第三者が物件について権利を主張し、保全処分または強制執行等により乙の所有権を侵害するおそれがあるときは、甲は、この契約書等を提示し、物件が乙の所有であることを主張かつ証明して、その侵害防止に努めるとともに、直ちにその事情を乙に通知します。
- ※ 「甲」がユーザー、「乙」がリース業者である。
- ※ 「別表(3)」には、「物件の搬入・引渡し・使用場所」が記載される。

507) 前掲注(428)参照。

508) この点については、織田博子「ファイナンス・リース取引と多角的法律関係」椿寿夫編著『三角・多角取引と民法法理の深化(別冊NBL No.161)』(商事法務、2016)84頁も参照されたい。

ことが考えられてもよいだろう⁵⁰⁹⁾。わが国では、一定の条件のもとでのみユーザーによる売買契約の解除を認める条項を含む約款によれば、リース料総額に相当する負担についても、サプライヤーの無資力リスクについても、ユーザーが負担することとされていた。それに対して、フランスでは、リース料回収不能のリスクはリース業者が、サプライヤーの無資力リスクはユーザーが負担することになり、比較的バランスのよい解決がとられているとも評価しうる。この意味でもフランス式の解決を参照する意義が認められるように思われる。

また、リース料全部の支払いなどを条件とした解除権の行使も認められない理由として、3つの点が挙げられていたが、それらについても一考の余地がある。第一に、売買契約が解除されたからといってリース契約が解消されるわけではない、という理由だが、これはまさに本稿の課題であり、次節で考察されるところである。第二に、解除を認める実質的なメリットは代金返還を受けることにあるが、ユーザーに代金返還請求権までも移転させるという一般的なルールを設定することは困難である、という理由が挙げられていた。この点については、ユーザーによる解除を基本的に認めない見解が挙げられていた第二の理由について上述した批判が、同様に妥当するだろう。第三に、損害賠償請求権の移転を認めればユーザーは十分に保護される、という理由だが、それははたして「十分」な保護だろうか。本稿の想定する場面では、ユーザーはリース料支払債務からの解放を望んでいる。その負担という損害

509) ただし、契約一般をめぐる日仏の実務の違いも考慮すれば、安易にそのような処理を図るべきでもないだろう。小粥太郎「日本の民法学におけるフランス法研究」同『日本の民法学』（日本評論社、2011）224頁によれば、フランスの裁判実務では「書証重視」ないし「書証偏重」の状況が認められ、「それなりに重要な契約を締結しようとする人たちは、契約書にあれこれと書き込むという方に仕向けられざるをえない」と思われる、とされている。この理解を前提とすれば、わが国のリース契約実務に代金返還保証条項のようなものを持ち込もうとする場合には、裁判実務と契約実務という2つのレベルで日仏の比較検討を行なわなければならないだろう。フランスの証拠法における書証の重要性については、今村与一「意思主義と書証主義」同『意思主義をめぐる法的思索』（勁草書房、2018）113頁以下〔初出：同「意思主義と書証主義」日仏法学23号142頁（2004）〕や、徳田和幸「書証優先主義」同『フランス民事訴訟法の基礎理論』（信山社、1994）129頁を参照されたい。

を、リース業者からユーザーに移転される損害賠償請求権の賠償範囲に含めることは、理論的に可能なのだろうか。売買契約における契約不適合責任に由来する損害賠償の範囲にリース料の負担という損害を含めるのは難しいと考えられるが、いずれにせよ、少なくとも特別の説明が必要とされよう。

さらに、リース業者が保護されるかぎりユーザーによる解除が認められるという従来の法状況については、その価値判断のレベルでも相対化が可能だと思われる。第2款の末尾で述べたように、リース業者の保護という要請はその歴史的使命を終えたと評価する余地もありうると思われるのである。とくに、近年は、自己資本による設備投資へシフトする企業も増えているようである⁵¹⁰⁾。また、企業会計基準の改正などを経てリースの魅力が減退したとも言われている⁵¹¹⁾。そうしたなかで金融手段たるリースの利用を促そうと思えば、リース契約約款における従来型の利益衡量が再検討される余地も認められるのではないだろうか。それは、もっぱらユーザーを保護するためというよりは、リース産業の維持および発展のためにありうる選択肢の1つだと思われる⁵¹²⁾。そして、この意味でも、ひとまずユーザーに決定権を委ねるといって上記のフランス式の解決を参照することには、一定の意義が認められるように思われる。

510) 広報調査委員会・前掲注(7)58頁。

511) 木下正俊「ファイナンス・リース取引を巡る近年の動きと課題」広島法科大学院論集10号5頁以下(2014)。増田公一＝佐藤恵「リース取引が企業の設備投資行動に与える影響——日本の製造業の財務データを用いたパネルデータ分析——」千葉経済論叢62号76頁以下(2020)によれば、2007年のリース会計基準改正ののち、上場企業におけるファイナンス・リースの活用が大きく減退している、とされている(検討対象とされているリースの定義については同74頁を、対象企業の詳細については同76頁を参照されたい)。そのほか、加藤健治・前掲注(4)172頁、加藤雅信「民法(債権法)改正の現在——民法典の劣化は防止できるか：『中間試案』の検討——」企業と法創造9巻2号51頁(2013)、潮見・前掲注(4)283頁も参照。ただし、あらゆる企業において一律に魅力が低下したと評価されるわけでもないようであることには注意を要する。坂井映子「リース取引選択の制約条件～契約法・税制の観点から～」武蔵大学論集57巻1号143頁(2009)、高橋・前掲注(499)139頁を参照。

512) 手塚・前掲注(4)『リースの実務と法的諸問題』13頁では、「『望ましいリース』という観点から考えた場合に、わたくしは、Uにとって不公平感を持たない契約であることが、ひいてはリースの健全な発展につながるものと信ずる」と述べられている。

以上のとおり、ユーザーによる売買契約の解除に関する議論については、2つの点で相対化が可能である。第一に、リース業者の債権回収が確保されるかぎりではユーザーによる解除は認められないという理解は絶対的なものではない。ひとまずユーザーによる解除を認めるという方法もありうる。第二に、リース業者を保護すべきだという価値判断もその歴史性ゆえに絶対的なものとは言えない。今日のリースをとりまく経済状況がその見直しを迫っているとも考えられる。そして、以上の検討のなかで、フランスの法状況を参照することに一定の意義がみいだされた。こうした理解のもと、以下、売買契約の解除に伴うリース契約の解消がいかにして正当化されうるかを考察していきたいと思う⁵¹³⁾。

513) 次節では、「売買契約の解除に伴うリース契約の解消」という命題のうち、とくに「リース契約の解消」に焦点を当てた考察を行なうが、「売買契約の解除」という前提について一言加えておきたい。フランスでは、新1186条が適用されるとした場合に、売買契約が「消滅」していることが求められていた(第8章)。解除がその「消滅」に当たるということには問題はなかったが、確定的に解除されていなければならないのかということについては議論があった。結論としては、単なる債務不履行はもちろん、サプライヤーについて清算型の倒産手続が開始されたことをもってしても、リース契約の失効には至らないとされていた。

わが国でも同じく、売買契約が確定的に解除されていることが求められると考えられる。というのも、わが国でも、破産手続が開始されたという一事をもって契約関係が解消されるわけではないからである。

本稿で検討しているのは、厳密に言えば、借受証が交付された後に売買契約の目的物たるリース物件に契約不適合があることが判明したという場面だが、この場面では、一般的に、代金支払債務はすでに履行されていると考えられる。伊藤・前掲注(37)「ファイナンス・リース契約の成立と発効」48頁、梶村・前掲注(4)14頁、加藤健治・前掲注(4)17頁を参照。そうすると、ここでサプライヤーについて破産手続が開始された場合には、双方未履行双務契約の履行または解除について破産管財人に選択権を付与する規定(破産法53条1項)は適用されず、リース業者(場合によってはユーザー)は、契約関係を存続させるか否かを選択しうることになる。このとき、リース業者(またはユーザー)は、必ずしも解除を選択するとはかぎらない。契約関係を維持したまま、自らが有する追完請求権、代金減額請求権または損害賠償請求権を破産債権として手続に参加する(同2条5項、同103条2項1号イ)、ということも考えられる。伊藤眞ほか『条解 破産法 [第3版]』(弘文堂、2020)33頁以下における破産法2条5項の注釈をみるかぎり、ここで挙げた各種の請求権はいずれも破産債権に当たると言える。同413頁でも、破産手続開始前になされた双務契約について、「破産者側の義務のみが残っている場合には、相手方はその権利を破産債権…として行使することとなり、この場合にも特別の規律を設ける必要は存在しない」とされている。そのほか、竹下守夫編集代表『大コメンタール破産法』(青林書院、2007)20頁 [小川秀樹] および同203頁 [松下淳一] も参照。

第2節 リース契約の解消の正当化

フランスの議論では、当初、リース契約の解消の法的構成について、無効、解除または解約への還元が試みられていた。結局、そのいずれも解消の構成として妥当でないということになったわけだが、無効、解除または解約が妥当でないというのはわが国についても同様だろう。そのことの確認から本節の考察を始めたい。

第1款 既存の制度への還元の不当性

とくに無効という構成については、当然のことながら、確定的に有効

また、破産管財人は、破産財団に属する財産をめぐる契約の履行など、「破産財団への帰属、内容の変更その他破産財団に影響を及ぼす一切の行為」をなしうると考えられている（破産法78条1項）。竹下・前掲331頁〔田原睦夫〕を参照。伊藤ほか・前掲644頁でも、破産財団に属する財産に対する破産管財人の管理処分権の範囲は広く、「財産の存続・帰属・内容について変更を及ぼすいっさいの行為をなす権限が含まれる」とされている。

さらに、管財人は、裁判所の許可を得て「破産者の事業を継続」したうえで（破産法36条）、「営業又は事業の譲渡」をすることもできる（同78条2項3号）。伊藤ほか・前掲329頁によれば、破産法36条の「事業」は、「個人の商業・営業・事業も、非商人の業務も、会社・法人の営業・事業もすべて広く含む概念」だとされている。そのほか、竹下・前掲145頁〔野口宣大〕は、「事業」とは「一定の目的をもって同種の行為を反復継続して行うこと」だとしたうえで、「広く破産財団を基礎とする活動」がこれに当たるとしている。とくに、同146頁では、実務上認められてきた事業継続の事例のうちでも、「破産財団の価値の維持を図り、また、破産財団に生じる損害を防止する場合」の1つとして、「仕掛品や仕掛工事等を完成して引き渡すことにより、代金の支払だけでなく、違約金や損害賠償の追及から有利になる場合」も想定されている。リース物件の追完を求める場合も、これと同様に考えられる可能性があろう。ただし、破産者の事業の継続は例外的な措置だとされており（同145頁以下）、破産法36条に基づいて追完がなされるという場合は限定的であるとも思われる。また、同78条2項3号の「営業又は事業」の意義については、伊藤ほか・前掲651頁以下を参照されたい。同号の「事業」も36条のそれと同じく広い概念とされているが、同号では念のために個人商人の「営業」も明記されたと考えられている。それに対して、竹下・前掲334頁〔田原睦夫〕では、商法上の営業譲渡の定義が示されたうえで、破産者が商人に限定されないことから「事業」が明文で定められた、とされている。

以上の選択がなされた場合、リース業者（またはユーザー）は、破産管財人あるいは破産者たるサプライヤーの「営業又は事業」の譲受人から追完を受ける、ということも考えられる。このように、サプライヤーについて破産手続が開始されたというだけでは、売買契約の解除は帰結されない。やはり、わが国についても、売買契約が確定的に解除されている必要があろう。

なものとして成立したはずのリース契約の効力が初めから発生していなかったとするのは矛盾している。また、本稿で検討している場面では、無効原因が生じているとは言い難い。そもそも、フランスでは、コースの喪失が問題とされていたからこそ無効構成が問題とされえたが、コースを知らないわが国の民法のもとで同様の論理をとることはできない。さらに、フランスでも指摘されていたことだが、リース契約が一旦は有効に成立し、ユーザーがリース物件を一定の期間にわたって利用できていたという場合には、無効による原状回復を認めることについて問題が生じる。なお、原因を欠くという点や原状回復について問題が生じるという点では、取消しという構成も同様に妥当でないだろう。

他方、解除または解約（告知）という構成については、そもそもリース契約において債務不履行が生じていると言えないということが問題となる。フランスでは、この点は、リース契約の法的性質の問題と関連づけて論じられていた。リース契約が賃貸借としての性質を有するとすれば、リース物件をユーザーに利用させるという債務をリース業者が履行できないこととなり、そのことに基づいてリース契約が解除または解約されるということになる。それに対して、与信取引としての性質を有するとすれば、リース業者はすでに融資を実行しているのであるから、債務不履行は生じない。そういった議論が展開されていたのである。結局のところ、フランスでは、賃貸借か与信取引かという法的性質論について決着がつけられておらず、債務不履行による解除または解約という構成が採用されるには至らなかった。

わが国でも、リース契約の法的性質は一律に定まっているわけではなく、一般的に受け容れられている特定の法的性質はない⁵¹⁴⁾。ただし、少なくとも

514) 有吉=原田・前掲注(21)2頁以下[原田伸彦]、角・前掲注(4)259頁、中野・前掲注(36)106頁を参照。わが国におけるリースの法的性質論の状況を概観するものとしては、伊藤・前掲注(4)8頁以下、大西・前掲注(70)72頁以下、梶村太市「リース契約の法的性質」同ほか編『新・リース契約法』(青林書院、2011)30頁以下、河上・前掲注(4)281頁以下、潮見・前掲注(4)286頁以下、中野・前掲注(36)106頁以下、民法(債権法)改正検討委員会・前掲注(4)419頁以下などを参照されたい。なお、江頭・前掲注(3)225頁では、「法的性質を決定することによりあらゆる問題が解決されるものでない以上、ファイナンス・リース契約の

も純然たる賃貸借ではないということは、当初より有力に主張されていた⁵¹⁵⁾。また、従来の議論では、独自の契約類型として把握することの意義を説く見解がたびたびみられる⁵¹⁶⁾。さらには、「金融・担保、賃貸借および売買という複合的な性質を有する」ものだとして、一義的に性質を決めるべきではないとする見解もみられる⁵¹⁷⁾。そして、判例はリースの金融取引としての性質に重きを置いているという評価もみられる⁵¹⁸⁾。以上の状況からわかるように、リース契約の法的性質を賃貸借に還元するという理解は、少なくとも一般的なものではない⁵¹⁹⁾。そうすると、わが国でも、賃貸人たる

法的性質を論ずることは、あまり意味のあることではない」とされている。そのほか、加藤一郎・前掲注(3)19頁以下も、リース契約の法的性質を論ずる意味はそれほど大きいものではないと指摘している。

515) 古くは広中俊雄「リース契約の法的性質」私法38号39頁(1976)が挙げられる。最近であれば、たとえば、中舎寛樹『債権法——債権総論・契約』(日本評論社、2018)262頁が、「少なくとも賃貸借の規定や解釈がファイナンス・リースにそのまま妥当することはないと解されている」としている。

516) 伊藤・前掲注(36)102頁以下、加藤一郎・前掲注(3)21頁、加藤健治・前掲注(4)25頁、潮見佳男『基本講義 債権各論Ⅰ 契約法・事務管理・不当利得(第4版)』(新世社、2022)15頁、民法(債権法)改正検討委員会・前掲注(4)419頁以下など。そのほか、内田貴『民法Ⅱ 第3版 債権各論』(東京大学出版会、2011)172頁では、「現民法典の典型契約におさまらない性質を有しており、判例がファイナンス・リースに固有のルールを形成している」とされている。この点については、伊藤・前掲注(4)14頁も参照されたい。

517) 手塚・前掲注(4)『リースの実務と法的諸問題』15頁。そのほか、棚村・前掲注(4)53頁は、圧倒的多数と思われる実質金融説でさえ時として賃貸借性に依拠することもあるという議論状況に鑑みて、「リース契約の一般的性質決定として、無名契約が賃貸借の一種かを論じることはそれほど実りあることではなく、むしろリース取引の実態と当事者の意思を把握したうえで、個々の法律問題の具体的に妥当な処理を考えていくべきであろう」としている。

518) 山下良「ファイナンス・リースにおける目的物の担保的性質について」名城法学66巻3号256頁以下(2016)。そのほか、木下・前掲注(511)19頁以下は、「金融取引契約」と捉える立場で「判例は確立しているとみてよい」としている。ただし、判例をどう理解すべきかについては評価が分かれるところであり、注意を要する。梶村・前掲注(514)30頁以下を参照。

519) 民法(債権法)改正検討委員会・前掲注(4)428頁以下によれば、リース契約が賃貸借契約とその基本的な性格が異なるということはほぼ共通の理解だと考えられる、とされている。また、潮見・前掲注(4)286頁によれば、リース契約を「賃貸借とみるべきではないとの見解が多数となり、今日に至っている」とされている。なお、リース契約の賃貸借性を認めただうえでリース業者に使用収益させる義務があるとする立場については、手塚・前掲注(4)『リース契約の判例総合解説』115頁以下を参照されたい。そのほか、中野・前掲注(36)110頁は、リースにおいて賃貸借的側面は「基本的な要素」であるかまたは少なくとも「金融的側面と対等

リース業者の債務不履行を理由とするリース契約の解除または解約という構成は難しいと言えよう⁵²⁰⁾。

とはいえ、以上の理解によって完全に解除または解約という構成への道が閉ざされるわけではない。リース契約を賃貸借とは異なるものと捉えた場合であっても、ユーザーにリース物件の使用および収益をさせるリース業者の義務を観念することはできる⁵²¹⁾。かりにそのように観念することができるのであれば、その不履行に基づいてリース契約の解除または解約を認めるという方向性も出てこよう。しかし、一般的には、リース業者がユーザーにリース物件の使用および収益をさせる積極的な義務までも負担することはないとされているようである⁵²²⁾。「『リース業者は、物件については関与しない』というのがリース契約の要素 (essentialia negotii)」と言われることもあるところ⁵²³⁾、リース業者は、賃貸借における賃貸人のように目的物を使用収益に適した状態に置くことまでは求められないのである。そうすると、解除または解約という構成をとることはやはり難しいと言えよう。

第2款 有効性の事後的な喪失による失効

このように、日仏ともに、既存のサンクションへの還元について理論的な問題があった。そうしたなか、フランスでは、判例による法創造と立法によ

の要素」だとして、その法的性質を論ずるうえで金融的側面のみを重視すべきでない指摘している。

520) なお、リース契約を賃貸借契約として性質決定することができるのだとすれば、債務不履行による解除または解約の可否を考えるという方向で議論を進める必然性はなくなる。賃貸借に特有の終了原因に関する規定（たとえば、賃借物の全部滅失等による賃貸借の終了に関する日本民法新616条の2）を適用するという道も開けるのである。

521) 手塚・前掲注(4)『リースの実務と法的諸問題』99頁以下。そのほか、石田賢一「リース契約当事者の法律関係」梶村太市ほか編『新・リース契約法』（青林書院、2011）60頁は、ユーザーがリース物件の使用収益権を取得するとしたうえで、その使用収益権は「債権的権利」であるとしているが、それに対応するリース業者の義務には言及していない。

522) 太田・前掲注(478) 65頁、潮見・前掲注(4) 293頁、民法（債権法）改正検討委員会・前掲注(4) 427頁以下。

523) 潮見・前掲注(434) 402頁。ただし、潮見・前掲注(4) 304頁ではこの表現が改められており、とくに essentialia negotii の語は削除されている。

る解決が図られることとなった。破産院は「立法者のように」振る舞い、「純粹に規範創設的な準則」を言明してきた。そうして、最終的に、契約の本質的要素が消滅したことによる失効という構成が採用されるに至ったのである。それは、契約成立後に生じた事由に基づくサンクションであり、フォートによる不履行の有無にかかわらず、その効力を生ずるものであった。そうした特徴から、売買契約の解除に伴うリース契約の解消にまさに「適した措置」であった。

また、少なくとも一部の学説によれば、失効は有効性 (validité) の事後的な喪失によるものだと考えられており、本質的要素の消滅にあたる場合の1つとしてコースの喪失が挙げられていた。そのこと自体は、フランスの従来の法状況がコースとともに展開してきたこととも整合するだろう。たしかに、2016年の債務法改正によってコースは民法典から姿を消した。しかし、その遺産は新たな法典の随所にとどめ置かれており、その残響音はいまなお聞こえつづけている⁵²⁴⁾。いったんドアから投げ出されたコースは、その姿形を変えはしたものの、時を経ずして窓から再び入ってきたのである。とくに失効について言えば、それはドイツの行為基礎喪失の理論に似たかたちをとって現れたのであり⁵²⁵⁾、比較法的にも興味深いところである⁵²⁶⁾。

524) この点については、ベネディクト・ファヴァルク＝コソン「フランスの契約法改正に対するヨーロッパの影響」岩村正彦ほか編『現代フランス法の論点』（東京大学出版会、2021）395頁、荻野奈緒「フランスにおける契約侵害論の構造——契約侵害論の再構築に向けて」民法理論の対話と創造研究会編『民法理論の対話と創造』（日本評論社、2018）〔初出：法律時報89巻8号96頁（2017）〕、小林・前掲注（118）53頁以下、森田修・前掲注（116）179頁以下、山代忠邦「契約の性質決定と内容調整（5・完）——フランス法における典型契約とコースの関係を手がかりとして——」法学論叢179巻5号60頁（2016）を参照。そもそも、コース概念を民法典から削除することに対しては、当初から有力に批判が向けられていた。たとえば、Th. Genicon, *Notions nouvelles et notions abandonnées, réflexion sur une révolution des mots*, RDC 2015, p. 630 et s. を参照。フランスの債務法改正前におけるコースの削除の要否をめぐる議論については、森田修・前掲注（116）170頁以下を参照されたい。

525) フランスにおける契約の失効とわが国における事情変更の原則またはドイツにおける行為基礎の喪失との関連性については、つとに上井長十「フランス法における『契約の失効』について」法学研究論集15号100頁（2001）が指摘していた。そのほか、都筑・前掲注（173）117頁以下および130頁、深川・前掲注（173）29頁および44頁も参照されたい。

526) かつて19世紀半ばに B. Windscheid がそのハビリタチオンにおいてナポレオン法典の無効

翻って、わが国についても同様の理論構成が可能かと言えば、それは少なくとも直截には不可能である。わが国の民法はコースも契約の失効も知らない⁵²⁷⁾。立法論として失効制度を考えるべきだと言ってみても、コースという土台のないわが国では空を切る可能性が高いだろう⁵²⁸⁾。しかし、失効は有効性の事後的な喪失によるものだという法的根拠のレベルでの理解については、わが国においてさらに議論を展開するうえで参考になるのではないかと考えられる。売買契約の解除に伴うリース契約の解消という問題は、ひろくは、契約が確定的に有効なものとして成立した後にその有効性が失われたという理論のなかで扱われうるのである。

なお、失効が行為基礎喪失の理論と類似しているという点に鑑みれば、幾代説における「黙示の解除条件」という構成にも一定の意義をみいだすことができるかもしれない⁵²⁹⁾。しかし、そのためには検討すべき点が多いう

理論を扱い(赤松秀岳「ベルンハルト・ヴィントシャイト」勝田有恒=山内進編著『近世・近代ヨーロッパの法学者たち——グラウティアヌスからカール・シュミットまで——』(ミネルヴァ書房、2008)323頁、大木雅夫「独仏法学交流の史的素描」上智法学論集19巻2・3号93頁以下(1976)、小野秀誠『法学上の発見と民法』(信山社、2016)47頁[初出:同「法学上の発見と民法」一橋法学10巻1号、11巻1号]などのほか、とくにその内容について、大中有信「動機錯誤と等価性(1)」法学論叢139巻5号67頁(1996)、吉政知広『事情変更法理と契約規範』(有斐閣、2014)17頁[初出:同「契約締結後の事情変動と契約規範の意義(1)(2・完)——事情変更法理における自律と他律」民商法雑誌128巻1号および2号(2003)]を参照された)、その後20世紀にフランスでWindscheidの前提論を参照した議論が展開され(森田宏樹・前掲注(116)968頁以下を参照)、そして21世紀に入り、ドイツでは2002年の債務法現代化法によって行為基礎理論に関する明文の規定が置かれた一方で、少し遅れてフランスでは行為基礎理論に似た失効制度が登場した。独仏の民法(学)から大きな影響を受けたわが国の民法(学)にとって、この両法の邂逅は意義深い。

527) 本稿でみてきたものと異なる意義で「契約の失効」という語が用いられることはある。川越憲治『継続的取引契約の終了』(商事法務研究会、1988)115頁以下、中田・前掲注(161)497頁を参照。

528) ただし、コースをはじめとする原因概念を明記する条文の存否がどれほど決定的なことであるかについては、一考の余地がある。柴崎暁「債務承認契約の抽象性——スイス債務法典17条をめぐるWalter YUNGの訴訟法的抽象性理論——」法政論叢22号67頁以下(2001)を参照。さらには、柴崎・前掲注(116)36頁によれば、わが国の「現行法も『合意の効力に原因を要する法律行為体系』に該当するといえそうである」とされている。そのほか、日本法においてコース概念を取り上げる意義を示すものとして、山代・前掲注(116)56頁以下も参照されたい。

529) 柴崎・前掲注(116)49頁は、わが国における「解除条件の法理が『失効』の論理にその構

え⁵³⁰⁾、すでにみたように、とくにリースについては一般的な契約条項との関係で矛盾が生じる(第1章)。やはり、少なくとも売買契約の解除に伴うリース契約の解消については、この構成をとることは難しいだろう⁵³¹⁾。

さて、いま、有効性の事後的な喪失という理論の意義について説いたが、確定的に有効なものとして成立した契約について再びその有効性の有無を問題にするというのは、特別の規定でも存在するのであれば別段、法論理的には原則として不可能である。したがって、契約の有効性が事後的に失われるということがいかなる理論的意義を有するのか、そもそもそのような理解がわが国の民法体系において可能なのか、といったことを明らかにする必要がある⁵³²⁾。

造を同じくするものと思われる」と指摘している。また、中村肇「後発的事情変更の顧慮とその妥当性(1)——*clausula rebus sic stantibus*理論の展開を中心に——」富大経済論集46巻1号159頁(2000)では、「事情変更の原則の淵源として理解される*clausula rebus sic stantibus*理論」とされている。ただし、五十嵐清『契約と事情変更』(有斐閣、1969)75頁[初出:同「ドイツ法における行為基礎論の発展——事情変更の原則に関する比較法的研究、その三」北大法学論集11巻4号(1961)]によれば、行為基礎喪失の理論は「機能的には*clausula rebus sic stantibus*の理論の「復活であるが、両者の間には、直接の理論的関連が乏しい」とされている。石川・前掲注(298)63頁以下[初出:同「『再交渉義務』論の構造とその理論的基礎(1)(2・完)」法学協会雑誌118巻2号・4号(2001)]も参照。

530) 失効と行為基礎喪失の理論がどこまで類似しているかという点はもちろん、フランスにおいて失効と予見(imprévision)の理論との関係がどのように理解されているのか、フランスの解除法(とくに2016年債務法改正前)における「黙示の解除条件」の理論と失効との間にはなんらかの関連性が認められるのか、わが国において「黙示の解除条件」がいかなる理論的意義を有するかなど、検討すべき点は多岐にわたる。

531) ちなみに、第三者と信型信用取引については、これまでにたびたび解除条件構成が示されてきた。北川善太郎「約款と契約法」NBL242号84頁(1981)、清水巖「判批」『商法(総則・商行為)判例百選(第2版)』(1985)201頁、執行秀幸「第三者と信型消費者信用取引における提携契約関係の法的意義」国士館法学19号64頁(1986)。これらの見解にならってリースについても解除条件構成を考えてみる可能性も無くはないが、基本的な形態のリースにおいては、リース業者はリース物件について契約不適合責任も危険も負担しないものとされている以上、やはり意思に依拠することについて理論的な問題が生じると言える。この点については、岡本・前掲注(8)540頁以下も参照。

532) 有効性の事後的な喪失という理論は、わが国において必ずしも突飛なものというわけではないように思われる。というのも、古典的な契約法理論の構造理解が変化したとも言われている今日、その一環としてこの理論を位置づけることができるように思われるからである。大村・前掲注(28)81頁によれば、「古典的な契約法理論の構造的特徴」の1つとして、「契約に対す

また、そもそも、ここで問題とされている「有効性 (validité)」がいかなる意義のものなのかが判然としない。混合部2018年判決によれば、リースについては、「主たる契約」である売買契約がリース契約の本質的要素だとされていた(第6章)。その結果、リース契約は、履行過程においてその本質的要素の1つである売買契約が解除された場合、失効する、とされていた。本質的要素の消滅を有効性の事後的な喪失と解する立場に従うならば、リース契約の有効性を基礎づけていた売買契約が解除されたことにより、リース契約はその有効性を失って失効した、ということになろう。しかし、売買契約がリース契約の有効性を基礎づけていたというとき、その「有効性」がいかなる意義のものなのかは明らかでない。この点を明らかにしなければ、有効性の事後的な喪失という理論の意義も明らかにできないだろう。

そうした検討を経たうえで、既存の制度に適当なものをみいだせないということになれば、わが国でも立法論的な展開に向かわざるをえないと言える。売買契約の解除に伴うリース契約の解消について、法律上の根拠を与えるなんらかの手当てが必要になるのである。複数契約論一般については、周知のとおり、先般の債権法改正論議ではそれが叶わなかったわけだが、有効性の事後的な喪失という本稿で示した方向性を含めていましばらく議論の蓄積を待ち、機を見て改めて立法論が試みられてもよいだろう⁵³³⁾。

る規制は、契約という当事者間の規範の定立のレベルに集中しており、その実現のレベルにおける規制は念頭に置かれていなかった」ということが挙げられている。契約は成立要件および有効要件を充たせば内容どおりの拘束力を有し、「有効に成立した契約の内容に対して裁判官が介入する余地はないとされていた」と言われているのである。それが、今日、信義則や公序良俗に対する違反による規制が「規範実現のレベル」にも及ぼされるようになっている、とされている(同82頁以下)。また、森田・前掲注(91) i頁以下の「はしがき」でも、「当初契約意思からの解放」という潮流が示されている。こうした構造変化のなかに有効性の事後的な喪失という理論も位置づけられるとは考えられないだろうか。なお、「契約の有効要件論を動かす議論」は他の局面ですでにみられる。山城一真「契約当事者の判断能力と消費者法——民法における転換の論理を追って」NBL1199号24頁(2021)を参照。

533) ただし、リース契約の解消の正当化を指向するにあたって注意すべき点がある。かりにそれが正当化されるものであったとしても、そのことをもって当然にリース料支払債務からの解放も正当化されるというわけではない、ということである。ここで問題となるのは、最一判平成5年11月25日集民170号553頁である。その事案は、リース物件の引渡しが無了であるにも

第3款 リース契約としての性質決定の意義

また、解消の法的根拠のほか、解消を認めるために考慮される要素についても、フランスの法状況を参照することに一定の意義があるように思われる。その考慮要素とは、リース契約の存在そのものである。リースと所有権移転外リースで位置づけが異なっていたものの、いずれについても、フランスの判例ではリース契約としての性質決定が決定的な意義を有していた。とくにリースについては、ある契約がリース契約であると性質決定されさえすれば、売買契約の解除に伴ってリース契約が失効するという規範が導かれていた。この判断枠組みはリース契約に一定の典型性が認められることを前提としているようにもみえる。

わが国でも、リース契約は、「典型的な非典型契約」だと言われたり⁵³⁴⁾、いわゆる「現実類型」の1つとして挙げられたりしている⁵³⁵⁾。そうした理

かかわらず、ユーザーがリース業者に対して借受証を交付していた、というものである。サプライヤーについて信用不安が生じたため、リース業者がサプライヤーのもとから当該物件を引き揚げた結果、ユーザーがリース物件を使用できなくなった、という事実関係であった。同判決は、リースの金融取引としての「実体」に言及し、「リース料の支払債務は契約の締結と同時にその全額について発生し、ユーザーに対して月々のリース料の支払という方式による期限の利益を与えるものにすぎず、また、リース物件の使用とリース料の支払とは対価関係に立つものではないというべき」としたうえで、「ユーザーによるリース物件の使用が不可能になったとしても、これがリース業者の責めに帰すべき事由によるものでないときは、ユーザーにおいて月々のリース料の支払を免れるものではないと解すべき」と判断した。この判断は、それまでの多数の下級審裁判例でとられた見解に沿ったものとされており（池田真朗「判批（最判平成5年）」NBL559号61頁以下（1994））、リース料は物件使用の対価ではないという同判決が示した理解は、一般的なものだとされている。伊藤・前掲注（36）91頁以下。一見すると、この一般的な理解に従うかぎりでは、リース物件に契約不適合があったことを理由として売買契約が解除され、なんらかの構成によってリース契約が解消された場合であっても、ユーザーがリース料支払債務の負担から解放されることはないように思われる。したがって、それでもなおユーザーの視点からリース契約の解消を実効的な制度として認めようと思うのであれば、理論的に判例と齟齬のないかたちでリース契約の解消を正当化する道を模索する必要が生じる。さもないければ、リース契約の解消を例外則として位置づけるか、上記の一般的な理解の再検討を試みるか、またはそもそもリース契約の解消の正当化を断念する、ということになろう。

534) 難波・前掲注（4）200頁。

535) 北川・前掲注（531）82頁、中田・前掲注（4）65頁、森田修『契約の法性決定』（商事法務、2020）389頁〔初出：同「フランスにおける『契約の法性決定』（1）～（6）完』法学協会雑誌131巻12号～132巻12号（2014～2015）など〕。

解を前提に、売買契約の解除に伴うリース契約の解消の規範を正当化するにあたって、フランスと同様、リース契約としての性質決定に積極的な意義をみいだすことはできないだろうか。リースという契約類型に、売買契約の解除に伴うリース契約の解消という規範を結びつけるのである⁵³⁶⁾。わが国の判例は、リース契約という「契約カテゴリー」を集積点として、リース契約に関するひとまとまりの契約規範を構築している、とされているから⁵³⁷⁾、その規範群に、売買契約の解除に伴うリース契約の解消という規範を付け加えることになる。そして、こうした理論構成を試みようと思えば、まずは、いかなる要素をもってリース契約の存在を認定できるかという点を明らかにする必要がある⁵³⁸⁾。

ただし、フランスとまったく同様の思考をわが国でも試みるかができるかどうかについては、慎重な判断を要する。フランスでは、すでにみたとおり、リース契約の定義規定が通貨金融法典に置かれており、そのことから、「リース契約はかろうじて有名契約である」とされている⁵³⁹⁾。それに対して、

536) 大村・前掲注(28) 63頁以下を参照。こうした契約内容規制の方式は、公序良俗違反などの一般条項による規制よりも優れているとも言われている(同64頁)。なお、大村・前掲注(4) 57頁以下によれば、各種契約類型について様々なかたちで規制が強められてきた結果、契約というものが制度性・客観性を付与されてきている、とされている。そうした状況の一環としてリースを扱うことも考えられるのではないだろうか。

537) 森田・前掲注(535) 397頁以下および507頁以下。そうした状況を踏まえて、森田は、リース契約の「概念は判例法上の『契約カテゴリー』つまり『法定類型』となり、『有名契約』として『類型的契約規範論』の基礎となった」としている(同508頁)。この点については、山代・前掲注(524) 51頁以下も参照されたい。

538) このとき、たとえば民法(債権法)改正検討委員会・前掲注(4) 427頁以下で提案されている冒頭規定のようなものを示すことができるのが肝要であるというのは言うまでもないが、それがリース契約の法的性質論の状況と相俟って極めて困難な課題であるということもまた言うまでもなからう。リース契約の本質的要素に関する詳細な考察としては、たとえば難波・前掲注(4) 202頁以下を参照されたい。そのほか、山代・前掲注(524) 51頁以下では、判例におけるリース契約の性質決定について、「金融上の便宜供与という両当事者の意図」が重視されている。

539) Huet et al., *op. cit.* (24), n° 23002, p. 968. ただし、通貨金融法典の規定の適用範囲は限定的であるから(前掲注(78)参照)、たとえば民法典上の売買契約と同様の典型性が認められるわけではないようにも思われる。Huetらが「かろうじて」としているのも、おそらくそれを踏まえてのことなのではないだろうか。なお、通貨金融法典それ自体については、鳥山・

わが国では、債権法改正論議のなかで典型契約化が試みられはしたものの、すでに言及したように最終的にそれは叶わず、いまなお非典型契約の一例として挙げられている⁵⁴⁰⁾。リース契約としての性質決定に積極的な意義をみいだそうとするときには、リース契約の典型性の認識に日仏間で違いがみられるということにも注意しておかなければならないのである。

ところで、リースという法的性質とすでにみた有効性の事後的な喪失という理論とを考えあわせてみたとき、いわゆる法定条件に基づくリース契約の解消という構成もありうるのではないかと思われる⁵⁴¹⁾。法定条件は、少なくとも一部の学説によれば、「法律の規定上、または法律行為の性質上、要求される効力要件であって、将来の不確実な事実を内容とするもの」だと定義されている⁵⁴²⁾。売買契約の存続という「将来の不確実な事実」が失われ

前掲注 (76) 125頁以下を参照されたい。また、フランスにおけるリースの典型性については、石川・前掲注 (91) 429頁も参照されたい。

540) 内田・前掲注 (516) 172頁、中田・前掲注 (4) 65頁、難波・前掲注 (4) 200頁、山野目章夫『民法概論4 債権各論』(有斐閣、2020) 11頁など。中舎・前掲注 (515) 264頁では、債権法改正においてリースの立法化が見送られたこととの関係で、「少なくとも、ファイナンス・リースが今日の『典型』契約の一つとはいえないであろう」と指摘されている。

541) 第三者与信型消費者信用取引については、「法律の規定」に基づく法定条件の構成がとられていると解することもできる例が挙げられる。割賦販売法2条4項によれば、「個別信用購入あっせん」は、「…特定の販売業者が行う購入者への商品若しくは指定権利の販売又は特定の役務提供事業者が行う役務の提供を受ける者への役務の提供を条件として、当該商品若しくは当該指定権利の代金又は当該役務の対価の全部又は一部に相当する金額の当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付…をするとともに、当該購入者又は当該役務の提供を受ける者からあらかじめ定められた時期までに当該金額を受領すること…」だとされている。ここにいう「条件」は立替払契約の法定条件と言えないだろうか。かりにそう言えるのだとすれば、そのこととの関係でも、法定条件構成はあながち突飛なものでもないであろう。この「条件」の部分の意義については、後藤=池本・前掲注 (28) 105頁以下、後藤巻則=齋藤雅弘=池本誠司『条解 消費者三法 (第2版)』(弘文堂、2021) 1431頁以下を参照されたい。

542) 金山正信=金山直樹「§127 (条件が成就した場合の効果)」於保不二雄=奥田昌道編『新版 注釈民法 (4) 総則 (4)』(有斐閣、2015) 610頁。ただし、「法律行為の性質」に基づく法定条件を認めるか否かについては、見解が分かれるようである。金山正信「前注 (§§127-137 [条件及び期限])」於保不二雄編『注釈民法 (4) 総則 (4)』(有斐閣、1967) 303頁(金山正信の私見自体 (同304頁以下) はかなり限定的なものようである)、三瀧信三「法定条件論」田中耕太郎編『法学協会50周年記念論文集第2部』(法学協会、1933) 220頁以下を参照。近時の概説書や基本書、体系書では、「法律」で定められたもののみを扱っているものが散見

たことをもって、リース契約の効力が失われる。そういう趣旨の法定条件が⁵⁴³⁾、リース契約という「法律行為の性質」から要求される⁵⁴⁴⁾、と考えるのである。ただし、この構成については、リースという法的性質からいかなる論拠をもって上述した意味の法定条件が導かれるのかということをはっきりと示さなければならない。法定条件概念そのものについても未だ明らかでないところがあるようなので⁵⁴⁵⁾、この法定条件構成についてもやはり可能性を示すにとどめておく⁵⁴⁶⁾。

されるが(石田稔『民法大系(1) 民法総則』(信山社、2014) 945頁、奥田昌道=安永正昭編『法学講義民法 総則(第3版)』(勁草書房、2018) 201頁 [大島和夫]、河上正二『民法総則講義』(日本評論社、2007) 508頁、四宮和夫=能見善久『民法総則(第9版)』(弘文堂、2018) 400頁)、その一方で、法定条件が一義的なものではないことに注意を促すものもある(山野日章夫『民法概論1 民法総則(第2版)』(有斐閣、2022) 304頁以下)。そのほか、於保不二雄「有效要件についての一考察」同『財産管理権論序説(復刻版)』(有信堂高文社、1995) 340頁は、法定条件の範囲については見解が分かれているとしつつ、「法定条件とは、法律の規定により、或は法規または法律行為の性質もしくは目的並びに事物の性質上、法律行為の効力がかからしめられている条件であると解されている」としている。この定義の出典は明らかではないが、それが示す法定条件の範囲はさらに広いものと言える。

- 543) 任意附款としての条件と同様、法定条件についても停止条件と解除条件の別が観念されているから(三瀧・前掲注(542) 238頁)、ここでの構成は、厳密に言えば法定の解除条件ということになる。
- 544) 「法律行為の性質」に基づいて法定条件が要求される場合としては、たとえば、三瀧・前掲注(542) 232頁によれば、「擔保物権の設定が少くとも將來主たる債権の存在するに至るべきことを条件とする場合」が挙げられている。なお、三瀧は、それに続く部分で、「之を誤つて、或行為と他の行為とが結合して別個の行為を形成する場合に於て、一の行為が他の行為の法定条件を形成するものと解してはならぬ」と注意を促しているが、その直後に挙げられている例をみれば、停止条件の場合を念頭に置いた指摘であると思われる。
- 545) 於保不二雄『民法総則講義』(有信堂、1951) 253頁を参照。さらには同169頁も参照された。近年もその問題状況は変わらないようであり、金山正信=金山直樹・前掲注(542) 610頁では於保の指摘が引用されている。
- 546) 三瀧・前掲注(542) 215頁以下で検討されているドイツなどにおける旧来の議論をみれば、法定条件と黙示の条件を同一視する考え方もありうるようである(この考え方に対する批判については、同224頁以下を参照されたい)。そうすると、本文で述べた法定条件構成は、前款でみた「黙示の解除条件」の構成に通ずるところもあるかもしれない。ちなみに、三瀧はドイツの学説の1つとしてP. Oertmannの法定条件論を参照しており、そのことも、ここでの議論が行為基礎喪失や事情変更の理論と無関係ではないことを想起させる。

結

売買契約の解除に伴うリース契約の解消はいかにして正当化されるのか。この問いについて、本稿では、フランス法の検討を通して一応の結論を得た。すなわち、リース契約の解消の法的根拠は有効性 (validité) の事後的な喪失だと考える方向性がありうること、そして、解消の一応の法的構成として法定条件の成就による解消が想定されることが示されたのである。しかも、フランスの議論を総合的に俯瞰したときに、全体的な取引や契約間の関連性を概念化することによって正当化するという態度が必ずしもとられていなかった、ということも注目される⁵⁴⁷⁾。

以上の結論を得るにあたって1つの重要なファクターになっていたのは、リース契約の法的性質であった。その捉え方だけでは既存の解消方法に還元することもありえなし(前章第2節第1款)、それは法定条件を導く前提でもあった(同節第3款)。したがって、本稿が示した上記の法的根拠およ

547) 渡邊・前掲注(169)321頁では、フランスにおける従来の複数の見解について、「契約の相互依存性を認めることは、一方契約の存在を他方契約の領域へ取り込むという意味を持つという理解が共有されている」ことが指摘されている。この評価がフランスの学説の議論状況を述べたものとして適切だとすれば、そのことから、あくまで「契約」を基底としたアプローチがとられていることがうかがわれるように思われる。既存の契約制度の再考を迫る基本概念を新たに持ち込むというような方法と比べれば、そうした態度は比較的穏当な解決をもたらすものと言えるだろう。たしかに、所有権移転外リースに関する混合部2013年判決では、既存の法概念とは異なる「相互依存性」や「取引」という独自の概念に依拠することによって正当化が図られていた(第5章)。所有権移転外リースの存在と「1つの取引」の存在をもって「相互依存性」が認められ、そのうえでそれに反する条項が「書かれなかったものとみなされる」という効果まで付与されていたのである。破毀院はまさに「立法者のように振る舞った」わけである。しかし、その判断枠組みに対しては、「破毀院が契約の状況の多様性を過度に無視して包括的な定式を選択したことは…悔やまれうる」という批判もみられた。かりに所有権移転外リースについて改めて売買契約の解除に伴うリース契約の解消という特定の場面が問題とされたならば、上記の独自の概念が必要とされなくなるという可能性もありうる。それゆえ、売買契約の解除に伴うリース契約の解消の問題にかぎって言えば、全体的な取引や契約間の関連性をなんらかのかたちで概念化しなければ解決できないという状況であったということには、必ずしもならないように思われる。

び法的構成は、その他の複数契約論との関係で安易に一般化されるべきものではない⁵⁴⁸⁾。また、売買契約の解除という前提についても、特殊リース的な議論が展開されていた(前章第1節)。そのことは、複数契約の解消の議論が分化していく可能性を示していると思われる。

そもそも、リースというのは、複数契約現象のうちでも、より本質的に契約間の関連性が認められる取引だと言える。日仏のいずれにおいても典型例として言及されていたことがその証左であろう。売買契約なくしてリース契約はありえないし、リース契約なくして売買契約はありえない。まさにフランスで言うところの「構造的な相互依存性」が認められる取引なのである。

それに対して、一定の関連性が認められる取引であっても、それがより偶有的なものであるという場面も想定される。たとえば、いわゆるリゾートマンション事件判決における契約間の関連性は⁵⁴⁹⁾、必ずしも本質的なものではないように思われる。たしかに、同判決では、広告態様などから、屋内プールの完成は会員権契約の「要素たる債務の一部」であったと判断された。しかし、あらゆるリゾートマンション取引において、この類の債務が要素性を帯びるわけではないと思われる。かりに屋内プールが完成しないことが確定的であっても、それでもやはりリゾートマンションの一室を利用するという意思を有する者は想定されうるし、そのような取引は客観的にも想定されうる⁵⁵⁰⁾。会員権契約に不履行があっても売買契約を存続させるべき場面も

548) さらに言えば、リースについては難題を伴う黙示の解除条件構成が、その他の取引類型についてはより妥当な解決となりうる、ということも考えられよう。

549) 最三判平成8年11月12日民集50巻10号2673頁。

550) 以上に述べた点のほか、本稿で検討してきた場面と同判決の場面は、同じ複数契約の解消でも問題構造を異にしているとも思われる。本田純一『契約規範の成立と範囲』(一粒社、1999) 214頁は、契約間の牽連性を認める基準として、「両契約間の密接な関連性」に加えて「目的実現への支配可能性」を挙げている。同判決の事例では、売買契約における売主が会員権契約において屋内プールの建設という債務を負担しており、上記の支配可能性が認められる。それに対して、リース業者は、売買契約における売主ではなく、契約不適合のないリース物件を供給することについて上記の支配可能性がないと言える(むろん、提携リースにおいてリース業者がサプライヤーと一体的な関係にあったというような場合には、事情が異なろう)。以上の意味で、問題の立て方が変わってくるように思われるのである。また、ユーザーが売買契約の当事者ではないがゆえに別途の説明を要するという点でも、これら2つの場面を少なくとも

想定されうるのである。その意味で、両契約間の関連性はより偶有的なものだと言えよう。なお、こうした偶有的な場面における法的構成としては、たとえば、明示または黙示の解除条件が挙げられる。

近年、複数契約論では、各論的考察からの展開として総論的考察がさかに行なわれているように思われるが⁵⁵¹⁾、いま一度揺り戻しが必要であるように思われる⁵⁵²⁾。取引ごと、事案ごと、問題ごとに規範が異なることが推察されるなか、複数契約理論といったものがはたして独自の体系化をみるだけの意義を有するのか⁵⁵³⁾。たとえば「複数契約」といった包括的な概念の

直截には同列に扱うことはできないと言えよう。

551) 都筑満雄「複合契約論のこれまでと今後」椿寿夫編著『三角・多角取引と民法法理の深化(別冊 NBL No.161)』(商事法務、2016) 68頁を参照。また、寺川・前掲注(8)「複合契約と消費者」288頁は、契約間の関連性の問題について、「学説は、クレジット取引にとどまらず、より一般化した形で複合契約の特徴を捉えて、こうした問題の解決に対する指針を提供しようとしている」と述べている。そのほか、中舎・前掲注(8)『多数当事者間契約の研究』192頁も参照。

552) 岡本・前掲注(8) 539頁も参照されたい。ただし、過度にアドホックな解決を指向するのもそれはそれで問題だろう。平田健治「複合契約の一つとしての第三者与信型割賦販売契約の清算のあり方」阪大法学65巻3号791頁(2015)には、次のような指摘がみられる。「以上の検討で、現実の取引(これ自体がそれぞれの国の法的環境に依存する多様性を持っているが)に対する規律が各国で異なり、しかも刻々変動していく場合に、その問題を一般法理として検討することの困難さが露呈された。すなわち、あまりに一般に法理を語っても、現実の規範状況と離れた無意味なものとなるが、かといって現在の現実にも即しすぎても、現象に対する個別対応に傾きすぎるものとなり、法理ではなく、個別の政策提案に縮減されてしまう恐れがある。このようなジレンマの中で、何を語ればよいかが問題となる」。本稿は、「このようなジレンマ」を共有しつつ、一般的な概念規定に対して懐疑的な立場をとっている。

553) 一応のところは複数契約として法的にもなんらかのかたちで関連性を認めるべきだと言える場面であっても、特別の理論を構築する必要がないということもありうる。フランスでは、債務法改正を踏まえた議論として、売買契約の解除に伴うリース契約の解消という問題に新1186条が直接適用される場合について、同条の1項と2項のいずれが適用されるのかということが論じられていた(第8章)。契約集合を対象とするのは2項のはずだが、混合部2018年判決の判断枠組みは、どちらかと言えば1項の文言に親しむものだった。それを受けて議論が生じたのである。この議論は未だ決着をみていない。それゆえ、その結果からなんらかの着想を得るということとはできない。本稿で着目したいのはその結果ではなく、議論の存在そのものである。そうした議論がみられたという事実から導かれるのは、単一の契約を念頭に置いた制度による解決の可能性である。とくに解消の局面について言えば、従来の各種の議論でも散見されたものだが、動機の不法による無効や、信義則に基づいて課される義務の違反による解除などが挙げられる。売買契約の解除に伴うリース契約の解消という問題は複数契約論の一環をなすと言えるが、特殊複数契約論的な論理によらずにその解決を図る道も考えられるということ

定義は危険なのではないか⁵⁵⁴⁾。従来の各論的考察の成果を踏まえ、改めて個別的でかつ分析的なアプローチが試みられるべきなのではないだろうか⁵⁵⁵⁾。今後の議論において必要とされるのは、総合ではなく分析なのである⁵⁵⁶⁾。複数契約論それ自体が有する divisibilité の一端を示したところで、ひとまず小稿を終えたい。

を、フランスの議論が例証していたのである。

554) ヤウォレススの「市民法におけるすべての定義は危険である」という法格言には、「それが覆えられるのが不可能である、といったことが[あまりにも]少ないからである」という理由が付されている(吉原達也「『学説彙纂』第50巻第17章第1法文について——ポティエ『新編ユスティニアヌス学説彙纂』レグラエ論序章——」日本法学80巻2号81頁(2014))。本稿でひとまずは「複数契約」と銘打った現象についても、取引、事案、問題、その他の個別具体的な事情に応じて、いかようにも扱いは異なりうる。実証を伴わない雑感にすぎないが、その定義が覆されることがむしろ多いのではないかとさえ思われる。そう言えるとすれば、やはり「複数契約」やそれに類する概念の定義は危険である。かりにあらゆる場合を包摂しようような定義が編み出されたとしても、それは一般条項のような極めて抽象度の高いものにしかならないだろう。

555) 中舎・前掲注(8)「多数当事者間契約の研究」9頁は、複数契約をめぐる従来の議論について、次のように指摘している。「以上の諸見解の詳細、およびこれらをどのように整理し、どのように評価するかについて、現在では問題点が多様化・重層化し、内容的にはもはや一つの軸で分析することが困難である」。そうした現状がまさに個別的思考の必要性を示しているのではないだろうか。具体化や類型化の必要性を指摘するものとして、山田到史子「契約解除との関係における複合契約の構造分析覚書」法と政治66巻2号214頁以下(2015)も参照されたい。なお、ひとまずは「複数契約論」として包括的に把握している従来の各種の議論が、それぞれ分析的な各論を形成しうる、ということも考えられなくはないが、各議論で基本的なものとして設定されている概念の外延は、やはり広すぎるものと思われる。この点については、岡本・前掲注(8)537頁以下も参照されたい。

556) この点との関係で言えば、先般のわが国の債権法改正で複数契約に関する明文の規定が置かれなかったことは、ひとまずは賢明な判断だったと思われる。とくに、複数契約の解除に関する規定が新設されるに至らなかった経緯については、寺川・前掲注(8)「複数契約の解除」51頁を参照されたい。複数契約について実定法上の根拠を与えることにも意義は認められるだろうが、あたうかぎり具体的な要件の設定をはじめ、みだりに適用範囲が拡大しないような工夫が必要とされよう。民法(債権法)改正検討委員会編『詳解・債権法改正の基本方針I——序論・総則』(商事法務、2009)349頁を参照。